保険会社向けの総合的な監督指針

本　編

令和７年６月

金　　融　　庁

Ⅰ　基本的考え方 11
Ⅰ－1　保険検査・監督に関する基本的考え方 11
Ⅰ－2　監督指針を巡るこれまでの経緯 13
Ⅰ－3 保険会社向け監督指針の位置付け 15
Ⅱ　保険監督上の評価項目 16
Ⅱ－1　経営管理 16
Ⅱ－1－1　意義 16
Ⅱ－1－2　主な着眼点 16
Ⅱ－1－2－1　監査役会設置会社である保険会社の場合 17
Ⅱ－1－2－2　指名委員会等設置会社である保険会社の場合 28
Ⅱ－1－2－3　監査等委員会設置会社である保険会社の場合 34
Ⅱ－1－3　監督手法・対応 40
Ⅱ－2　財務の健全性 43
Ⅱ－2－1　責任準備金等の積立の適切性 43
Ⅱ－2－1－1　意義 43
Ⅱ－2－1－2　積立方式 43
Ⅱ－2－1－3　変額年金保険等の最低保証リスクについて 45
Ⅱ－2－1－4　経理処理 49
Ⅱ－2－2　ソルベンシー・マージン比率の適切性（早期是正措置） 62
Ⅱ－2－2－1　意義 62
Ⅱ－2－2－2　監督手法・対応 62
Ⅱ－2－2－3　「区分等を定める命令」第 3 条第 1 項に規定する合理性の判断基準 64
Ⅱ－2－2－4　命令区分の根拠となるソルベンシー・マージン比率 64
Ⅱ－2－2－5　計画の進捗状況の報告等 64
Ⅱ－2－2－6　「区分等を定める命令」第 3 条第 3 項及び第 5 項の運用について 65
Ⅱ－2－2－7　その他 65
Ⅱ－2－3　早期警戒制度 67
Ⅱ－2－3－1　意義 67
Ⅱ－2－3－2　監督手法・対応 67
Ⅱ－2－4　生命保険会社の区分経理の明確化 69
Ⅱ－2－4－1　意義 69
Ⅱ－2－4－2　主な着眼点 69
Ⅱ－2－4－3　監督手法・対応 72
Ⅱ－2－5　商品開発に係る内部管理態勢 73
Ⅱ－2－5－1　意義 73
Ⅱ－2－5－2　主な着眼点 73
Ⅱ－2－5－3　監督手法・対応 78
Ⅱ－3　統合的リスク管理態勢 79
Ⅱ－3－1　意義 79
Ⅱ－3－2　リスクの特定及びリスク・プロファイル 80
Ⅱ－3－2－1　意義 80

Ⅱ－3－2－2　主な着眼点……80
Ⅱ－3－3　リスクの測定……81
Ⅱ－3－3－1　意義……81
Ⅱ－3－3－2　リスクの測定……81
Ⅱ－3－3－3　ストレステスト……82
Ⅱ－3－4　リスク管理方針……85
Ⅱ－3－4－1　意義……85
Ⅱ－3－4－2　主な着眼点……85
Ⅱ－3－5　リスクとソルベンシーの自己評価……86
Ⅱ－3－5－1　意義……86
Ⅱ－3－5－2　リスクとソルベンシーの自己評価……86
Ⅱ－3－5－3　経営計画とソルベンシー評価……87
Ⅱ－3－6　報告態勢……88
Ⅱ－3－6－1　意義……88
Ⅱ－3－6－2　主な着眼点……88
Ⅱ－3－7　業務継続体制（BCM）……89
Ⅱ－3－7－1　意義……89
Ⅱ－3－7－2　平時における対応……89
Ⅱ－3－7－3　危機発生時における対応……91
Ⅱ－3－7－4　事態の沈静化後における対応……92
Ⅱ－3－7－5　風評に関する危機管理態勢……92
Ⅱ－3－8　資産負債の総合的な管理……93
Ⅱ－3－8－1　意義……93
Ⅱ－3－8－2　主な着眼点……93
Ⅱ－3－9　保険引受リスク管理態勢……95
Ⅱ－3－9－1　意義……95
Ⅱ－3－9－2　主な着眼点……95
Ⅱ－3－10　再保険に関するリスク管理……97
Ⅱ－3－10－1　保有・出再に関するリスク管理……97
Ⅱ－3－10－2　受再に関するリスク管理……98
Ⅱ－3－10－3　再保険に係る方針の開示……98
Ⅱ－3－11　資産運用リスク管理態勢……100
Ⅱ－3－11－1　意義……100
Ⅱ－3－11－2　主な着眼点……100
Ⅱ－3－12　流動性リスク管理態勢……110
Ⅱ－3－12－1　意義……110
Ⅱ－3－12－2　主な着眼点……110
Ⅱ－3－13　オペレーショナル・リスク管理態勢……112
Ⅱ－3－13－1　事務リスク管理態勢……112
Ⅱ－3－13－2　システムリスク管理態勢……113
Ⅱ－3－13－3　システム統合リスク・プロジェクトマネジメント……120

Ⅱ－3－13－4　その他オペレーショナル・リスク管理態勢 128
Ⅱ－3－14　監督手法・対応 130
Ⅱ－4　業務の適切性 132
Ⅱ－4－1　コンプライアンス（法令等遵守）態勢 132
Ⅱ－4－1－1　意義 132
Ⅱ－4－1－2　主な着眼点 132
Ⅱ－4－1－3　監督手法・対応 133
Ⅱ－4－2　保険募集管理態勢 134
Ⅱ－4－2－1　適正な保険募集管理態勢の確立 134
Ⅱ－4－2－2　保険契約の募集上の留意点 138
Ⅱ－4－2－3　団体扱契約等関係について 170
Ⅱ－4－2－4　他人の生命の保険契約について 171
Ⅱ－4－2－5　自動車損害賠償責任保険について 173
Ⅱ－4－2－6　銀行等に対する保険募集の委託 174
Ⅱ－4－2－7　保険募集の再委託 180
Ⅱ－4－2－8　直接支払いサービス 182
Ⅱ－4－2－9　保険募集人の体制整備義務（法第 294 条の 3 関係） 183
Ⅱ－4－2－10　帳簿書類 185
Ⅱ－4－2－11　事業報告書 186
Ⅱ－4－3　苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。） 187
Ⅱ－4－3－1　意義 187
Ⅱ－4－3－2　苦情等対処に関する内部管理態勢の確立 188
Ⅱ－4－3－3　金融 ADR 制度への対応 192
Ⅱ－4－3－4　各種書面への記載 197
Ⅱ－4－3－5　監督手法・対応 198
Ⅱ－4－4　顧客保護等 199
Ⅱ－4－4－1　顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービス提供法第２条） 199
Ⅱ－4－4－2　顧客に対する説明責任、適合性原則 199
Ⅱ－4－4－3　保険金等支払管理態勢 211
Ⅱ－4－5　顧客等に関する情報管理態勢 222
Ⅱ－4－5－1　意義 222
Ⅱ－4－5－2　主な着眼点 222
Ⅱ－4－5－3　監督手法・対応 226
Ⅱ－4－6　顧客の利益の保護のための体制整備 227
Ⅱ－4－6－1　意義 227
Ⅱ－4－6－2　主な着眼点 227
Ⅱ－4－6－3　監督手法・対応 229
Ⅱ－4－7　顧客の誤認防止等 230
Ⅱ－4－7－1　意義 230
Ⅱ－4－7－2　主な着眼点 230

Ⅱ－4－8　取引時確認等の措置 231
Ⅱ－4－8－1　意義 231
Ⅱ－4－8－2　主な着眼点 231
Ⅱ－4－8－3　監督手法・対応 235
Ⅱ－4－9　反社会的勢力による被害の防止 236
Ⅱ－4－9－1　意義 236
Ⅱ－4－9－2　主な着眼点 237
Ⅱ－4－9－3　監督手法・対応 239
Ⅱ－4－10　適切な表示の確保 241
Ⅱ－4－11　障がい者等への対応 244
Ⅱ－4－11－1　意義 244
Ⅱ－4－11－2　主な着眼点 244
Ⅱ－4－11－3　監督手法・対応 245
Ⅱ－5　その他 247
Ⅱ－5－1　保険会社の事務の外部委託 247
Ⅱ－5－1－1　意義 247
Ⅱ－5－1－2　主な着眼点 247
Ⅱ－5－2　企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等 250
Ⅱ－5－2－1　意義 250
Ⅱ－5－2－2　主な着眼点 250
Ⅱ－5－2－3　監督手法・対応 251
Ⅱ－5－3　報酬体系 252
Ⅱ－5－3－1　意義 252
Ⅱ－5－3－2　主な着眼点 253
Ⅱ－5－3－3　監督手法・対応 255
Ⅱ－5－4　秩序ある処理等の円滑な実施の確保 255
Ⅱ－5－4－1　外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための措置 255
Ⅲ　保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 258
Ⅲ－1　検査・監督事務に係る基本的考え方 258
Ⅲ－1－1　検査・監督事務の進め方 260
Ⅲ－1－2　検査・監督事務の具体的手法 261
Ⅲ－1－3　品質管理 267
Ⅲ－1－4　財務局との連携等 269
Ⅲ－1－5　委任等 270
Ⅲ－1－5－1　管轄財務局長の権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任 270
Ⅲ－1－5－2　銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について 270
Ⅲ－1－6　個別保険会社に対する行政報告 271
Ⅲ－1－7　災害における金融に関する措置 272
Ⅲ－1－7－1　災害地に対する金融上の措置 272
Ⅲ－1－7－2　南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 272
Ⅲ－1－7－3　行政報告 273

Ⅲ－1－8　保険会社に関する苦情・情報提供 274
Ⅲ－1－8－1　苦情等を受けた場合の対応 274
Ⅲ－1－8－2　報告 274
Ⅲ－1－8－3　金融サービス利用者相談室との連携 274
Ⅲ－1－9　法令解釈等の照会を受けた場合の対応 275
Ⅲ－1－9－1　照会を受ける内容の範囲 275
Ⅲ－1－9－2　照会に対する回答方法 275
Ⅲ－1－9－3　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 277
Ⅲ－1－9－4　グレーゾーン解消制度 279
Ⅲ－1－10　保険会社等が提出する申請書等における記載上の留意点 282
Ⅲ－1－11　書面・対面による手続きについての留意点 282
Ⅲ－1－12　申請書等を提出するに当たっての留意点 283
Ⅲ－2　保険業法等に係る事務処理 284
Ⅲ－2－1　特定保険募集人の登録等事務 284
Ⅲ－2－2　子会社等 292
Ⅲ－2－2－1　子会社等の業務の範囲 293
Ⅲ－2－2－2　他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い 298
Ⅲ－2－2－3　保険会社の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社（自己競落会社）の取扱い 298
Ⅲ－2－2－4　保険会社の海外における子会社等の業務の範囲 300
Ⅲ－2－2－5　他業保険業高度化等会社 304
Ⅲ－2－3－1　意義 308
Ⅲ－2－3－2　主な着眼点 308
Ⅲ－2－4　アームズ・レングス・ルール 311
Ⅲ－2－5　契約条件の変更 312
Ⅲ－2－5－1　契約条件の変更の申出 312
Ⅲ－2－5－2　保険調査人の選任 313
Ⅲ－2－5－3　保険会社の対応 313
Ⅲ－2－5－4　契約条件の変更に係る承認 314
Ⅲ－2－6　資産運用限度 315
Ⅲ－2－7　標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い 316
Ⅲ－2－8　議決権の取得制限 318
Ⅲ－2－9　保険相互会社における社員配当規制の適用免除 319
Ⅲ－2－10　責任準備金対応債券 320
Ⅲ－2－11　保険主要株主 321
Ⅲ－2－11－1　保険主要株主認可審査において確認すべき事項 321
Ⅲ－2－11－2　認可後の監督において留意すべき事項 323
Ⅲ－2－12　強化法に関する金融機関の留意事項 324
Ⅲ－2－12－1　事業再編の実施に関する指針一．の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項 324

Ⅲ－2－12－2　実施指針二．イ．の事業再編の定義に関する事項 325
Ⅲ－2－12－3　実施指針二．ロ．(3)の過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準 325
Ⅲ－2－12－4　実施指針三．の特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項 325
Ⅲ－2－12－5　実施指針四．イ．の特定事業再編の定義に関する事項 326
Ⅲ－2－13　法第 98 条第 1 項の業務の取扱い 327
Ⅲ－2－13－1　地域活性化等業務における留意点等 327
Ⅲ－2－13－2　「その他の付随業務」の取扱い 327
Ⅲ－2－13－3　保険業等の業務の代理又は事務の代行 329
Ⅲ－2－14　基金の再募集 330
Ⅲ－2－15　説明書類の作成・縦覧等 331
Ⅲ－2－15－1　重要性の原則の適用 331
Ⅲ－2－15－2　記載項目についての留意事項 331
Ⅲ－2－15－3　保険業法に基づく債権の額の開示 333
Ⅲ－2－15－4　説明書類の縦覧場所等について 340
Ⅲ－2－15－5　説明書類に関して簡易な補助資料を作成する場合の留意事項 341
Ⅲ－2－16　不祥事件等に対する監督上の対応 342
Ⅲ－2－17　ソルベンシー・マージン比率の計算 346
Ⅲ－2－17－1　届出書の記載内容のチェック 346
Ⅲ－2－17－2　資本の安定性・適格性等のチェック 346
Ⅲ－2－17－3　「意図的な保有」控除のためのチェック 347
Ⅲ－2－17－4　ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック 349
Ⅲ－2－17－5　期限前償還等の届出受理に際してのチェック 349
Ⅲ－2－17－6　変額年金保険等の最低保証リスクについて 350
Ⅲ－2－18　保険契約の移転 352
Ⅲ－2－19　同一事項に関する保険会社及び保険持株会社の届出の取扱い 354
Ⅲ－3　行政指導等を行う際の留意点等 355
Ⅲ－3－1　行政指導等を行う際の留意点 355
Ⅲ－3－2　面談等を行う際の留意点 358
Ⅲ－3－3　連絡・相談手続 359
Ⅲ－4　行政処分等を行う際の留意点 360
Ⅲ－4－1　行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて 360
Ⅲ－4－1－1　行政処分 360
Ⅲ－4－1－2　法第 132 条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除 363
Ⅲ－4－2　行政手続法との関係等 364
Ⅲ－5　意見交換制度 365
Ⅲ－5－1　意義 365
Ⅲ－5－2　監督手法・対応 365
Ⅳ　保険商品審査上の留意点等 366
Ⅳ－1　共通事項 367
Ⅳ－1－1　普通保険約款及び特約の記載事項について 367

Ⅳ－1－2　保障又は補償の内容……367
Ⅳ－1－3　商品名称（普通保険約款又は特約の名称）……367
Ⅳ－1－4　危険選択……368
Ⅳ－1－5　告知項目……368
Ⅳ－1－6　免責事由……368
Ⅳ－1－7　告知義務違反に基づく契約解除期間……368
Ⅳ－1－8　保険金額・保険期間・契約年齢範囲……368
Ⅳ－1－9　保険契約者等（顧客を含む。）への説明事項……369
Ⅳ－1－10　解約返戻金の開示方法……369
Ⅳ－1－11 法人等向け保険商品の設計上の留意点……369
Ⅳ－1－12　保険約款の規定による貸付に関する事項……369
Ⅳ－1－13　インターネットによる商品販売の取扱い……370
Ⅳ－1－14　特別勘定又は積立勘定を設ける商品……370
Ⅳ－1－15　団体保険又は団体契約の取扱い……371
Ⅳ－1－16　団体扱・集団扱の取扱い……371
Ⅳ－1－17　他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認……372
Ⅳ－1－18　保険法対応……373
Ⅳ－1－19　共同保険契約を引き受ける場合の取扱い……374
Ⅳ－2　第一分野……377
Ⅳ－2－1　逓増定期保険……377
Ⅳ－2－2　任意加入制団体定期保険……377
Ⅳ－3　第二分野……378
Ⅳ－3－1　総付保台数 10 台以上の自動車保険契約……378
Ⅳ－3－2　販売用等自動車保険契約……379
Ⅳ－3－3　特約自由方式等の取扱い……379
Ⅳ－3－4　事業活動損害保険等の取扱い……381
Ⅳ－3－5　約定履行費用保険の取扱い……382
Ⅳ－4　第三分野……384
Ⅳ－4－1　基礎率変更権の設定について……384
Ⅳ－4－2　基礎率変更権を行使する認可申請の取扱い……385
Ⅳ－4－3　保険金等の支払時における保険契約者等の保護のための措置……385
Ⅳ－5　保険数理……386
Ⅳ－5－1　保険料……386
Ⅳ－5－2　責任準備金……387
Ⅳ－5－3　契約者価額……387
Ⅳ－5－4　過去の損害率等による割増引の適用……388
Ⅳ－5－5　各種割増引制度等……388
Ⅳ－5－6　参考純率改定への対応……389
Ⅳ－6　審査手続……390
Ⅳ－6－1　保険商品の認可・届出に係る審査期間の取扱い……390
Ⅳ－6－2　保険商品審査にあたっての手順……390

Ⅳ－6－3　商品販売予定を踏まえた効率的な保険商品審査の実施……390
Ⅳ－6－4　商品及び顧客の特性を踏まえた保険商品審査の実施等……391
Ⅴ　保険仲立人関係……392
Ⅴ－1　登録事務……392
Ⅴ－1－1　登録の申請書……392
Ⅴ－1－2　登録申請書の記載要領等……392
Ⅴ－1－3　登録申請書の添付書類……394
Ⅴ－1－4　添付書類の記載要領等……394
Ⅴ－1－5　登録後の取扱い……395
Ⅴ－1－6　登録の拒否……395
Ⅴ－1－7　適正な保険募集体制の確立……397
Ⅴ－1－8　変更の届出……397
Ⅴ－1－9　変更届出書の記載要領等……397
Ⅴ－1－10　廃業等の届出……398
Ⅴ－1－11　保険募集に従事する役員又は使用人の届出の取扱い……399
Ⅴ－1－12　役員又は使用人の届出書の記載要領……399
Ⅴ－1－13　役員又は使用人の届出書の添付書類……400
Ⅴ－2　保証金……401
Ⅴ－2－1　保証金の供託等の届出……401
Ⅴ－2－2　保証金の取戻し……401
Ⅴ－2－3　保証金の全部又は一部に代わる契約の解除又は変更……402
Ⅴ－2－4　保証金の保管替え等……402
Ⅴ－2－5　保証金に充てることができる有価証券の種類等……403
Ⅴ－2－6　保証金の追加供託命令の通知……405
Ⅴ－3　保険仲立人賠償責任保険契約……406
Ⅴ－3－1　保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約による保証金の一部の代替406
Ⅴ－3－2　賠責保険契約の解除又は変更……407
Ⅴ－4　他の募集人等との関係……408
Ⅴ－4－1　他の保険募集人との関係……408
Ⅴ－4－2　関係募集人等との関係……409
Ⅴ－4－3　保険会社等との関係……409
Ⅴ－4－4　顧客との関係……410
Ⅴ－5　業務関係……411
Ⅴ－5－1　保険仲立人の手数料等の開示……411
Ⅴ－5－2　結約書……411
Ⅴ－5－3　誠実義務……411
Ⅴ－5－4　自己契約……412
Ⅴ－5－5　特定契約……412
Ⅴ－5－6　保険契約の募集上の留意点……412
Ⅴ－5－7　保険仲立人の体制整備義務……413
Ⅴ－5－8　苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む。）……413

Ⅴ－5－9　帳簿書類 413
Ⅴ－6　事業報告書 414
Ⅴ－7　保険仲立人に関する届出書等への対応 416
Ⅵ　日本アクチュアリー会関係 417
Ⅵ－1　監督にあたっての基本的考え方 417
Ⅵ－2　会の適切な運営 417
Ⅵ－3　委託業務 419
Ⅵ－4　調査研究、統計作成、資料収集、情報提供 419
Ⅵ－5　アクチュアリーの資格試験・資質の向上 420
Ⅶ　グループベースでの監督等 421
Ⅶ－1　監督にあたっての基本的考え方 421
Ⅶ－2　グループの経営管理 421
Ⅶ－2－1　意義 421
Ⅶ－2－2　主な着眼点 422
Ⅶ－3　グループベースの統合的リスク管理 424
Ⅶ－3－1　意義 424
Ⅶ－3－2　主な着眼点 424
Ⅶ－3－3　グループベースの報告態勢 426
Ⅶ－3－3－1　意義 426
Ⅶ－3－3－2　報告対象とするグループの範囲 426
Ⅶ－3－3－3　報告体制と役割 427
Ⅶ－3－4 グループベースの資産負債の総合的な管理 427
Ⅶ－3－5 グループベースの保険引受リスク管理態勢 427
Ⅶ－3－5－1　意義 427
Ⅶ－3－5－2　主な着眼点 427
Ⅶ－3－6 グループベースの再保険に関するリスク管理 428
Ⅶ－3－6－1　意義 428
Ⅶ－3－6－2　主な着眼点 429
Ⅶ－3－7 グループベースの資産運用リスク管理態勢 429
Ⅶ－3－7－1　意義 429
Ⅶ－3－7－2　主な着眼点 429
Ⅶ－3－8　グループベースの流動性リスク管理態勢 430
Ⅶ－3－8－1　意義 430
Ⅶ－3－8－2　主な着眼点 430
Ⅶ－3－9 グループベースのオペレーショナル・リスク管理態勢 431
Ⅶ－4　グループベースの業務の適切性 432
Ⅶ－4－1　グループコンプライアンス（法令等遵守）態勢 432
Ⅶ－4－2 グループ外部委託態勢 432
Ⅶ－5　その他 433
Ⅶ－5－1　再建・処理計画の策定 433
Ⅶ－5－1－1　意義 434

Ⅶ－5－1－2 着眼点と監督手法・対応 434
Ⅶ－5－2　海外当局との連携によるグループ監督 435

Ⅰ　基本的考え方

Ⅰ－1　保険検査・監督に関する基本的考え方

(1)　保険検査・監督の目的は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することにある（保険業法（以下「法」という。）第1条参照）。

(2)　金融庁としては、発足当初より、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。

　このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。

　また、保険会社（法第2条第2項に規定する「保険会社」、同条第7項に規定する「外国保険会社等」、法第219条第1項に規定する「引受社員」及び法第223条第1項に規定する「免許特定法人」をいう。以下同じ。）の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、保険契約者等の自己責任原則の確立を図るため、保険会社のディスクロージャーの充実を継続的に推進することも重要である。

(3)　行政の透明性や公正性は、今後も行政運営の基本である。しかしながら、ルールを明確化しようとするばかり過度に詳細なチェックリスト等を策定し、問題の根本原因やこれが広がりをもって他の問題として生じる可能性を踏まえた実質的な検証等を行うことなく、網羅的な検証項目に基づいた事後的かつ一律の検証を機械的に反復・継続するに止まれば、かえって、保険会社において、経営全体や問題の根本原因を踏まえた真に重要な課題の把握、再発防止に向けた根本原因の解決、将来に向けた早め早めの対応や、より良い実務に向けた創意工夫の発揮が進まない等の弊害を惹起しかねない。

　金融庁としては、各社の規模・特性や財務の健全性・コンプライアンス等に係る重大な問題が発生する蓋然性等に応じて、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて監督上の措置を発動すること等により重大な問題の発生を事前に予防し、併せて、対話等を通じ保険会社によるより良い実務に向けた様々な取組みを促していく。

（参考）「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（平成30年6月29日）

(4)　保険会社の検査・監督に携わる職員は、(1)から(3)の基本的考え方を踏まえつつ、業務遂行に当たって、以下の事項を行動規範とし、行政の信認の確保に努めることとする。

①　国民からの負託と職務倫理の保持

自らの業務が国民から負託された職責に基づくものであって、その遂行に当たっては、Ⅰ－1(1)における保険検査・監督の目的を最優先の課題として行う必要があることを意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、金融行政に対する国民の信頼を確保することを目指す。

②　綱紀・品位、秘密の保持

金融行政の遂行に当たり、綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨む。

③　大局的かつ中長期的な視点

金融サービスを利用する国民や企業の目線に立って、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじるのではなく、根本原因を把握し、大局的かつ中長期的な視点から、早め早めに問題解決に取り組む。

④　公正性・公平性

法令等に基づく適正な手続きに則り、各社の状況を踏まえて、公正・公平に業務を遂行し、保険会社間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わない。

⑤　保険会社の自主的努力の尊重

保険検査・監督の目的を達成するためには、保険会社による自主的な取組みと創意工夫が不可欠であることを自覚し、私企業である保険会社の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮する。

⑥　自己研鑽

諸外国を含む保険に関する諸規制や保険会社の動向等のほか、金融という経済インフラを取り巻く幅広い社会・経済事象について、基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、各社固有の実情に係る深い知見はもとより、経営分析、ガバナンス、リスク管理、資産運用等の課題に応じた高い専門性に基づいた分析等が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。

⑦　適切かつ密接な組織内外の関係者との連携

実効性の高い検査・監督を実現するためには、自らの所管に限らない広い視野が重要であり、庁内外の様々な主体と適切かつ密接に連携する。

Ⅰ－2　監督指針を巡るこれまでの経緯

(1)　通達の見直しと事務ガイドラインの制定

平成 10 年６月の金融監督庁の発足を前に、旧大蔵省は、ルールに基づく透明かつ公正な金融行政への転換の一環として、保険会社の通達等の全面的な見直し等を行った上で、行政の統一的な運営を図るための法令解釈、部内手続き及び業務の健全性に関する着眼点等を、行政部内の職員向けの手引書である「事務ガイドライン」として取りまとめ、公表した。

(2)　保険会社向けの総合的な監督指針の策定

法は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としている。さらに、高齢化・少子化の時代を迎え、保険は、社会保障において公的部門を補完する役割を果たすものとなっており、また、ｅリスク、土壌汚染リスク等新たなリスクの増大に伴って、企業活動等における多様なリスクに対応する手段としての機能が拡大している。

このような状況のなかで、多様化、高度化する消費者ニーズに柔軟に応えられる商品開発、価格設定が行われる環境を整備することが求められる。また、保険契約者等が多様なチャネルを通して、適切かつ十分な情報に基づいて、保険商品を購入できる環境を整備することも求められる。そのため、業務上の規制・慣行を法の目的に照らし常に見直していくことが求められる。また、保険会社のコンプライアンスを更に徹底していくことが求められる。

このような趣旨に基づき、本監督指針においては、保険会社及び保険グループ（注）（以下、Ⅰにおいて「保険会社等」という。）の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した。

本監督指針は、保険会社等の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の保険会社等に一律に求めているものではない。

従って、本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、保険会社等の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、保険会社等の財務の健全性又は業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあるこ

とに留意する必要がある。

（注）「保険グループ」とは、保険業を行う子会社の経営を管理する保険会社又は保険持株会社及びその子会社等の集団をいう。また、保険グループを構成する各会社を「グループ内会社」といい、グループ内会社のうち当該保険グループの経営管理を行う会社を「経営管理会社」という。

(3)　検査・監督の見直しを踏まえた監督指針の改訂

平成 20 年には、サブプライムローン問題を発端としたアメリカ大手投資銀行の破綻や、これに連鎖したグローバルな金融危機の発生等の混乱が生じたものの、我が国の金融市場は概ね安定的に推移してきた。しかしながら、その後、少子高齢化による国内市場の縮小や世界的な低金利環境の継続、技術革新を通じた新たな競争等により、保険会社等の経営環境が厳しさを増し、また、保険会社等を巡るリスクの性質と所在の変化が加速している。こうした環境変化の下で、保険会社等においては、自らの創意工夫により、持続可能なビジネスモデルを構築し将来にわたる健全性を確保し、また、将来を見据えた適切なコンプライアンス・リスク管理態勢を構築すること等の必要性がこれまで以上に高まっている。

金融庁においても、環境変化や新たな課題の発生に機動的・予防的に対応していく観点から、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の蓋然性等の将来を見据えた分析に基づく早め早めの対応を行うため、検査・監督のあり方について様々な見直しを行っている。

平成 30 年６月に、金融行政の基本的な考え方や検査・監督の進め方、当局の態勢整備について整理し「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を策定し、ここにおいて、保険会社等のチェックリストによる形式的確認を改め、創意工夫を進めやすくする観点から、検査マニュアルは廃止することとしている。

また、同年７月には、保険会社等の継続的なモニタリング等を効果的・効率的に行うための組織再編を行い、これまで立入検査を検査局、各種ヒアリング等を監督局が担当していた組織体制を変更し、オン・オフのモニタリングの一体化を進めている。

こうした見直しの一環として、令和元年 12 月に、保険検査マニュアルの廃止と併せて、本監督指針についても、上記の見直しを踏まえた必要な改正等を行っている。具体的には、実態把握や対話等を通じたオン・オフ一体のモニタリングのあり方や監督指針の位置付け等を改めて整理、過度に細かく特定の方法が記載されている等保険会社等の創意工夫を妨げる可能性がある規定について修正等を行った。こうした点については、今後も引き続き検討していく。

Ⅰ－3 保険会社向け監督指針の位置付け

(1)　監督指針は、保険会社等の検査・監督を担う職員向けの手引書として、検査・監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に整理したものである。

(2)　金融庁は、検査・監督に関する方針として、本監督指針のほかに、分野別の「考え方と進め方」や各種原則（プリンシプル）、年度単位の方針、業界団体等への要請等の様々な文書を示しているが、検査・監督を行うに当たっては、各文書の趣旨・目的を踏まえた用い方をするとともに、保険会社等に対し当該趣旨を丁寧に説明することとする。

(3)　金融庁担当課室においては、本監督指針に基づき保険会社等の検査・監督事務を実施するものとする。その際、本監督指針が、保険会社等の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各社の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

(4)　我が国では、平成５年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成 10 年の金融持株会社の解禁、金融システム改革法による子会社規定の整備等を経て、複数の業態を含む金融グループが形成されている。

保険会社等による複数の業態（注）を含む金融グループの形成は、保険会社等の経営体質の強化やサービスの向上に寄与する可能性がある一方で、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為の誘因の増大、グループ内のリスクの波及、グループにおけるリスクの集中等が生じるおそれがある。

かかる特性を踏まえれば、かかる金融グループにおいては、個別の保険会社等の健全性等を確保するのみならず、グループ全体の経営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について実態把握を行うことが重要である。

また、保険会社等が他の業態の金融機関や外国の金融グループ、事業会社の子会社等である場合においても、保険主要株主への監督権限のほか、深度あるヒアリング等により、保険会社等に上記で挙げたリスクの波及やリスクの集中等が生じるおそれがないか検証することが重要である。

なお、金融グループの態様は様々であって、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及の過程も異なる結果、グループにおける経営管理態勢も自ずと異なるため、各々の金融グループの実態を踏まえ、その態勢を検証する必要がある点

には留意する。
（注）少額短期保険業者は保険会社と同一の業態として取り扱う。

Ⅱ　保険監督上の評価項目

Ⅱ－1　経営管理

Ⅱ－1－1　意義

保険業をとりまく経営環境に大きな変化が見られる中で、保険会社自らが様々なリスクを的確に把握・管理し、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営を確保していく為には、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要である。

Ⅱ－1－2　主な着眼点

経営管理が有効に機能するためには、代表取締役、取締役・取締役会、代表執行役、執行役、監査役（指名委員会等設置会社にあっては監査委員、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員）・監査役会（指名委員会等設置会社にあっては監査委員会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会）、保険計理人及び全ての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが重要となる。その中でも、代表取締役、取締役・取締役会、監査役（指名委員会等設置会社にあっては監査委員、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員）・監査役会（指名委員会等設置会社にあっては監査委員会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会）、管理者、内部監査部門、外部監査機能、保険計理人及び総代会が果たす責務が重大である。

また、保険業法は、保険業の高度な公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図ることを求めていることを踏まえ、保険会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあっては保険会社の常務に従事する取締役及び執行役）及び監査役（指名委員会等設置会社にあっては監査委員、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員）には、その資質について極めて高いものが求められる。

なお、上場会社は、平成 26 年の会社法改正及び金融商品取引所の規程において、社外取締役の確保について規定されているほか、同規程においては、コーポレートガバナンス・コードを尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組

むよう努めることとされており、非上場会社に比べ、より高い水準の経営管理（ガバナンス）が要求されている。上記を踏まえ、保険会社及び保険持株会社の経営管理（ガバナンス）態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

上場保険会社及び上場保険持株会社（以下、「上場保険会社等」という。）は、コーポレートガバナンス・コードの各原則において求められている水準の経営管理（ガバナンス）態勢を構築するにあたって、以下の項目を含め、コーポレートガバナンス・コードに則って、適切に取組みを進めているか。

（注） コーポレートガバナンス・コードは、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用していることに留意することとする。

(1) 独立社外取締役は、上場保険会社等の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場保険会社等はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 2 名以上選任しているか。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・当該上場保険会社等をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場保険会社等は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示しているか。

(2) 上場保険会社等がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示しているか。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行っているか。上場保険会社等は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示しているか。

Ⅱ－1－2－1 監査役会設置会社である保険会社の場合

(1) 代表取締役

① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。

② 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

③ 代表取締役は、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。

④ 代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査態勢に関し、監査役監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。

また、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

⑤ 代表取締役は、監査役監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査役監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。

特に、監査役監査を取り巻く環境の変化に対応した動き、例えば監査役監査基準（公益社団法人日本監査役協会（以下、「日本監査役協会」という。））等を理解し、監査役の円滑な監査活動を保障しているか。

⑥ 代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、保険会社に対する公共の信頼を維持し、保険会社の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下、Ⅱ－1－2 において「政府指針」という。）の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。

(2) 取締役及び取締役会

① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

② 社外取締役が選任されている場合には、社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待される役割を踏まえ、保険会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。

また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

③ 取締役会は、各保険会社が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、そ

れを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。

④　取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。また、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

⑤　取締役は、適時・適切な保険金等（保険金、年金、給付金、満期返戻金、失効返戻金、解約返戻金等支払いに関する全てのものを含む。以下同じ。）の支払いが健全かつ適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。

⑥　取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

⑦　取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

⑧　取締役会等（常務会、経営会議等を含む。以下同じ。）は、保険金等の支払いに係る適切な業務運営が行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、保険金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。

⑨　取締役会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。

⑩　取締役会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査態勢に関し、監査役監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。

　また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。

　さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

⑪　保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等において

は、その適格性について、法第 8 条の 2 に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。

ア.　経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

保険業法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他当該保険会社の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

イ.　十分な社会的信用

（ア）　反社会的行為に関与したことがないか。

（イ）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。以下、「暴力団員」という。）ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。

（ウ）　金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（エ）　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（オ）　過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。

（カ）　過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。

（キ）　過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

⑫　取締役会は、保険計理人を選任するにあたり、会計監査人との独立性確保に留意しているか。

⑬　取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人（選任しようとする者を含む。）が保険業法施行規則（以下、「規則」とい

う。）第 78 条に規定する要件に該当する者であることに加え、公益社団法人日本アクチュアリー会（以下、「日本アクチュアリー会」という。）において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。

⑭　取締役会は、各関連部門との連携等により、保険計理人に対し必要な情報を提供するなど保険計理人がその職務を十分に果たすことができる態勢を構築し、定期的にその機能状況を確認しているか。

(3)　監査役及び監査役会

①　監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。

②　監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。

③　保険金等支払実務に関する体系的な監査手法を確立しているか。

④　監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

⑤　保険会社の監査役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第 8 条の 2 に掲げる「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

ア.　保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

独任制の機関として自己の責任に基づき積極的な監査を実施するに足る知識・経験、その他独立の立場から取締役の職務の執行を監査することにより、保険会社の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。

イ.　十分な社会的信用

（ア）　反社会的行為に関与したことがないか。

（イ）　暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。

（ウ）　金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（エ）　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（オ）　過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。

（カ）　過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。

（キ）　過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

（参考）　「監査役監査基準」（日本監査役協会）

(4)　管理者（営業拠点長と同等以上の職責を負う上級管理者）

①　管理者は、リスクの所在、リスクの種類及びリスク管理手法を十分に理解した上で、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理など、適切なリスク管理を実行しているか。

②　管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、相互牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

(5)　内部監査部門

①　内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる態勢となっているか。

②　内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。

③　内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、支払管理部門をはじめとした全ての部門の全ての業務に対する監査を実施しているか。

④　内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。

⑤　内部監査部門は、内部監査報告書で指摘された問題点に対する被監査部門等の改善への取り組み状況を適切に管理しているか。

(6)　外部監査機能

①　代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認

識しているか。

② 保険会社は内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の有効性等について、年１回以上会計監査人等による外部監査を受けているか。

なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならず、また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。

（注） ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものでないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

③ 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。

④ 代表取締役及び取締役会等は、保険会社の子会社（法第 2 条第 12 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）、子法人等（保険業法施行令（以下、「令」という。）第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第 4 項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下、「子会社等」という。）において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど子会社等における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。

⑤ 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。

⑥ 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善されているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に把握しているか。

(7) 監査機能の連係

外部監査機能と内部監査部門又は監査役・監査役会の連係が有効に機能しているか。

(8) 保険計理人

保険会社の財務の健全性を確保し維持していくためには、取締役会において選任された保険計理人が自らの役割を理解し当該保険会社の保険数理に関する事項について十分に関与することが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。

① 保険計理人は、職務遂行上必要な権限を取締役会から付与されているか。

また、制度の趣旨に鑑み、保険計理人が収益部門、収益管理部門及び商品開発部門から独立していることなどにより相互牽制機能が確保されているか。

② 保険計理人は、保険料の算出方法等の保険数理に関する事項について、法令等に則り適切に関与しているか。また、そのために必要な情報について、関連する社内会議への出席等により各関連部門から適時適切に報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べる等保険計理人としての職務を十分に果たしているか。

③ 保険計理人は、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかについて、法令等に則り適切に確認しているか。

④ 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかについて、法令等に則り適切に確認しているか。

⑤ 保険計理人は、法令で定められた保険数理事項に関して、保険契約者の衡平な取扱い及び財務の健全性等の観点から関与しているか。

⑥ 保険計理人は、法令等に則り将来収支分析を行っているか。特に新契約伸展率や事業費、資産運用状況等の将来推計に必要な前提については、過去の実績や妥当な将来見込みに基づいたものとなっているか。

⑦ 損害保険会社（法第 2 条第 4 項に規定する「損害保険会社」、同条第 9 項に規定する「外国損害保険会社等」、法第 219 条第 2 項に規定する特定損害保険業免許を受けた特定法人及びその引受社員をいう。以下同じ。）の保険計理人は、規則第 73 条第 1 項第 2 号に掲げる金額が健全な保険数理に基づき金融庁長官の定めるところにより積み立てられているかについて、法令等に則り適切に確認しているか。

⑧ 保険計理人は、取締役会へ意見書を提出しているか。また、意見書に法令等に定められた事項を記載しているか。

⑨ 法第 121 条第 1 項第 1 号（法第 199 条において準用する場合を含む。）に掲げる事項の確認をする場合は、危険準備金が規則第 69 条及び第 70 条に規定するところにより、適正に積立てられているかの確認を含むものとする。特に、第三分野保険（規則第 6 条第 1 項第 12 号に規定する第三分野保険をいう。以下同じ。）における、平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 231 号に規定するストレステストを使用しての積立額の算出の合理性・妥当性の確認については、留意するものとする。

(9) 総代会

相互会社については、保険会社の公共性及び保険契約者等の保護の観点から、事業の透明性を高めるとともに経営チェック機能の充実が求められている。

総代会は、相互会社において社員総会に代わる会社の最高意思決定機関として位置づけられており、社員の代表である総代の人選は、社員の意思が反映されていると社員から信認が得られていることが重要である。

選出にあたっては、これまで重視されてきた総代会の出席率や総代自身の見識等も重要な要素ではあるが、社員の代表を選出するとの趣旨を損なうものであってはならないことに留意する必要がある。また、選出プロセスは会社からの独立性が確保されている必要がある。

同時に、総代会の議事等についてインターネット等も活用してディスクロージャーの充実を図るなど、ガバナンスに係る情報提供等を拡充することが適当である。

また、社員の意思を総代会に反映させるため、各社が自主的に設置している契約者懇談会の活性化と総代会との連携を進めていくことが適当である。

これらを踏まえた総代会等についての留意事項は以下のとおり。

① 総代の選出

ア. 総代数及びその数を適正とする考え方が説明書類に明確かつ平易に示されているか。

（注） 説明書類の総代会に関する箇所には、その内容についての意見の送付先が明記されているか留意する。

イ. 総代の選考方法（選考手続及び選考基準を含む。）が説明書類に明確かつ平易に示されているか。

（注 1） 総代になることを希望する社員に対する総代候補者に選出され得る方策の有無を含む選考方法の概要及び当該選考方法を採用している考え方・理由が併記されているか留意する。

（注 2） 説明書類の総代会に関する箇所には、その内容についての意見の送付先が明記されているか留意する。

ウ. 上記ア．及びイ．について、定時総代会の都度、説明が行われているか。

エ. 主な保険種類別、職業別、年齢別、社員資格取得時期別及び地域別の各区分による総代の構成並びに社員全体の構成が説明書類に明確かつ平易に示されているか。

（注 1） 総代の構成について、特定の業界への偏りがないか留意する。

（注 2） 保険種類別については、生命保険会社（法第 2 条第 3 項に規定する「生命保険会社」、同条第 8 項に規定する「外国生命保険会社等」、法第 219 条第 2 項に規定する特定生命保険業免許を受けた特定法人及びその引受社員をいう。以下同じ。）の場合は、個人保険・個人年金保険に属する保険種類ごとの契約件数ベースでの記載で差し支えない。また、社員全体に係る保険種類ごとの契約件数については、

これが説明書類で別途記載されている場合には、それによることとして差し支えない。

（注 3） 職業別・社員資格取得時期別については、社員の職業別・社員資格取得時期別のデータが更新・保存されていない場合には、総代の職業別・社員資格取得時期別の構成のみの記載で差し支えない。

オ． 総代候補者選考委員会の機能を充実するためどのような措置が講じられているか。

（注 1） 選考委員会の委員の人選については、総代候補者の公正な選考に資するとの観点から、総代会において十分な審議がなされているか留意する。

（注 2） 選考委員会は、総代候補者の具体的な選考方針を、社員に明確かつ平易に説明しているか留意する。

（注 3） 事務局については、会社からの独立性を確保し、選考委員会の指示なく事務局が選考作業を行うことがない等、選考委員会の指示・判断の下で業務を遂行しているか留意する。

カ． 総代候補者選考過程において公正の確保、透明性の向上のために、どのような措置が講じられているか。また、事業運営に対する参加意識のある社員に開かれたものとするとの観点から、どのような措置がとられているか。

（注 1） 総代は社員の代表として選出するとの趣旨に鑑み、選考段階において既に社員である者のうちから総代候補者を選出しているか留意する。

（注 2） 契約者懇談会の出席者から一定割合の総代候補者を選出する等、選考方法の多様化が図られているか留意する。また、多様化を図る中で、総代数についても適切な水準を選択しているか留意する。

キ． 信任投票にあたって、総代候補者の所信あるいは選考委員会による各人選に係る趣旨説明等、各総代候補者に関する判断材料の充実が図られているか。

ク． 総代の任期は 8 年を目安とされているか。

② 総代会

総代会の経営チェック機能を向上させるため、保険会社において次のような措置が講じられているか。

ア． 総代会においては、事業報告書に記載のある事項と併せて、ソルベンシー・マージン比率等についての報告が行われていること。生命保険会社においては、基礎利益及び逆ざやの状況についての報告が行われていること。

（注） 株式会社形態の保険会社においても、株主総会において、同様の

報告が行われているかどうかに留意する。

イ.　総代会における剰余金処分の決議の際には、法第 55 条の 2 第 2 項に基づき定款に定める社員配当比率の下限及び実際の社員配当比率と、各社の資本基盤の充実のための方策との関係について説明が行われていること。

ウ.　総代会開催時以外においても、総代に対し経営状況を把握するに足る情報提供が適切に行われていること。また、総代からの意見等の収集策を策定し、総代に対し当該収集策を周知する措置が講じられていること。

エ.　総代会の傍聴を希望する社員に対しその機会を付与するとともに、総代会の直前又は直後において会社に対する意見・質問等の機会が設けられていること。また、社員に対し当該傍聴制度を周知するために、店頭における掲示、契約者宛の通知の利用、インターネットのホームページの活用等、適切な措置が講じられていること。

オ.　総代会の議事の記録には、各議決事項についての賛成数、反対数等が明記されるとともに、総代会に提出された議案等に係る保険会社による説明内容や各総代の発言内容等の詳細が記載されていること。

カ.　総代会の議事の記録は、インターネットのホームページの活用等により社員に対し開示されていること。

③　契約者懇談会等

ア.　契約者懇談会が、総代会に先立って開催されているか。また、契約者懇談会において契約者から出された主な意見・質問等を記載した資料が、総代会の招集の通知に添付された上で、総代会において報告されているか。

イ.　契約者に対し契約者懇談会の開催を周知するために、店頭における掲示、契約者宛の通知の利用、インターネットのホームページの活用等、適切な措置が講じられているか。また、参加を希望する契約者に対しその機会が付与され、開催日時の多様化等、参加機会の拡大に努めているか。

ウ.　契約者懇談会において、契約者に対し経営状況が適切に説明されているか。貸借対照表、損益計算書の要旨、その他参考となるべき資料等が十分開示されているか。

エ.　評議員会等において、その人選にあたって多様化が図られているか。また、評議員会等の機能の充実のため、具体的な措置が講じられているか。貸借対照表、損益計算書の要旨、その他参考となるべき資料等が十分開示されているか。

オ.　社員に対し、会社経営に関する意見等の申出方法、手続等を周知す

る措置が講じられているか。

Ⅱ－1－2－2　指名委員会等設置会社である保険会社の場合

（注）　指名委員会等設置会社である保険会社については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等がそれぞれ与えられた責任と権限等を踏まえ、その機能が適切に発揮されているかどうかといった観点から検証する必要があるが、具体的には、各々の組織・権限委任等の実態に即して、本監督指針の趣旨を踏まえつつ検証を行うこととなる。

(1)　取締役及び取締役会

①　取締役会は、経営の基本方針、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項など業務執行の決定権限等を明確にしているか。

　また、執行役の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制や業務の適正を確保するために必要な体制等を整備し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査態勢に関し、監査委員会又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。

②　取締役会は、監査委員会の職務の遂行のために必要な体制（監査補助要員体制、情報報告・管理体制、内部統制体制）整備等に積極的に取り組んでいるか。

③　取締役会は、あらゆる職階における職員に経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成させるとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。

④　取締役会は、各委員会を活用し、かつ、各委員会と連携し、経営執行の監督権限を適確に行使しているか。

⑤　取締役会は、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。

⑥　取締役は、取締役会における業務の決定、取締役及び執行役の職務の執行の監督等に積極的に参加しているか。法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。

⑦　取締役会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令

等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を内部統制システムに明確に位置付けているか。

⑧　保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第 8 条の 2 に掲げる「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

ア．　経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

取締役会における経営の基本方針や内部統制システム等に係る事項及び業務執行の決定並びに取締役及び執行役の職務の執行の監督等を積極的に実施するに足る知識・経験、その他保険業法等の関連諸規則や監督指針で示している経営管理を行うことにより、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。

イ．　十分な社会的信用

（ア）　反社会的行為に関与したことがないか。

（イ）　暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。

（ウ）　金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（エ）　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（オ）　過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。

（カ）　過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。

（キ）　過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

⑨　取締役は、適時・適切な保険金等の支払いが健全かつ適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか

⑩　取締役会等は、保険金等の支払いに係る適切な業務運営が行われるよう、

経営資源の配分を適切に行っているか。また、保険金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。

⑪　取締役会は、保険計理人を選任するにあたり、会計監査人との独立性確保に留意しているか。

⑫　取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人（選任しようとする者を含む。）が規則第 78 条に規定する要件に該当する者であることに加え、日本アクチュアリー会において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。

⑬　取締役会は、各関連部門との連携等により、保険計理人に対し必要な情報を提供するなど保険計理人がその職務を十分に果たすことができる態勢を構築し、定期的にその機能状況を確認しているか。

(2)　監査委員会等

①　各委員会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。

②　監査委員会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。

③　保険金等支払実務に関する体系的な監査手法を確立しているか。

④　監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の適法性及び妥当性等を監査するため、監査委員会の職務を補助すべき使用人、内部監査部門、会計監査人等を有効に活用しているか。

　監査役設置会社における監査役がいわゆる実査を行うことができることに比べ、社外取締役中心の監査委員会は、内部統制システムを通じたいわゆる組織監査を行うという制度的な基盤を踏まえて、特に内部監査部門が監査委員会をサポートする体制が整備されているか。

⑤　監査委員の選任プロセス等においては、その適格性について、法第 8 条の 2 に掲げる「保険会社の執行役及び取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

ア.　保険会社の執行役及び取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

　内部統制システムの構築・運用に係る取締役会の審議等において、積極的な役割を果たすに足る知識・経験、その他独立した立場から執行役及び取締役の職務を監査することにより、保険会社の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。

イ.　十分な社会的信用

（ア）　反社会的行為に関与したことがないか。

（イ）　暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。

（ウ）　金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（エ）　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（オ）　過去において所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当会社に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。

（カ）　過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。

（キ）　過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

（参考）　「監査委員会監査基準」（日本監査役協会）

⑶　執行役（代表執行役を含む。）

①　執行役は、取締役会の決議に基づき委任された権限と責任を十分認識し、取締役会で決定された経営の基本方針を踏まえた業務執行の意思決定を実施しているか。

②　執行役は、経営の基本方針に沿った業務計画を明確に定め、社内に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。

③　執行役は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取組み、全社的な内部管理態勢の確立・執行のため適切に機能を発揮しているか。

④　執行役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当執行役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

⑤　執行役は、経営の基本方針を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必

要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

⑥　執行役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査機能が十分発揮できる措置を講じるとともに、内部監査の結果等について適切な措置を講じているか。

⑦　執行役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、保険会社に対する公共の信頼を維持し、保険会社の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。

⑧　執行役の選任プロセス等においては、その適格性について、法第 8 条の 2 に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

ア.　経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

保険業法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他保険会社の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

イ.　十分な社会的信用

（ア）　反社会的行為に関与したことがないか。

（イ）　暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。

（ウ）　金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（エ）　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（オ）　過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。

（カ）　過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたこと

がないか。

（キ） 過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

(4) 管理者（営業拠点長と同等以上の職責を負う上級管理者）

指名委員会等設置会社の管理者については、Ⅱ－1－2－1(4)に準じて検証することとする。

(5) 内部監査部門

① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる態勢となっているか。

② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。

③ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、支払管理部門をはじめとした全ての部門の全ての業務に対する監査を実施しているか。

④ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表執行役及び監査委員会等に報告しているか。

⑤ 内部監査部門は、内部監査報告書で指摘された問題点に対する被監査部門等の改善への取り組み状況を適切に管理しているか。

(6) 外部監査機能

指名委員会等設置会社の外部監査機能については、Ⅱ－1－2－1(6)に準じて検証することとする。

(7) 監査機能の連係

指名委員会等設置会社の監査機能の連係については、Ⅱ－1－2－1(7)に準じて検証することとする。

(8) 保険計理人

指名委員会等設置会社の保険計理人については、Ⅱ－1－2－1(8)に準じて検証することとする。

(9) 総代会

指名委員会等設置会社の総代会については、Ⅱ－1－2－1(9)に準じて検証することとする。

Ⅱ－1－2－3　監査等委員会設置会社である保険会社の場合

(1)　代表取締役

①　法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。

②　代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

③　代表取締役は、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための内部管理態勢を構築しているか。

④　代表取締役は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査態勢に関し、監査等委員会による監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。

　また、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

⑤　代表取締役は、監査等委員会による監査の重要性及び有用性を十分認識し、監査等委員会による監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。

⑥　代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、保険会社に対する公共の信頼を維持し、保険会社の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。

(2)　取締役及び取締役会

①　取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行を牽制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

②　社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待される役割を踏まえ、保険会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。

　また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

③　取締役会は、各保険会社が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。

④　取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。また、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

⑤　取締役は、適時・適切な保険金等の支払いが健全かつ適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。

⑥　取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

⑦　取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

⑧　取締役会等は、保険金等の支払いに係る適切な業務運営が行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、保険金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。

⑨　取締役会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。

⑩　取締役会は内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる態勢を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査態勢に関し、監査等委員会による監査又は当局検査等で指摘された問題点を踏まえ、実効性ある態勢整備に積極的に取り組んでいるか。

　また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。

　さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

⑪　取締役は、監査等委員会による監査の重要性及び有用性を十分認識し、

監査等委員会による監査の有効性確保のための環境整備が重要であることを認識しているか。また、監査等委員である取締役の選任議案を決定するに際し、監査等委員としての独立性・適格性等を慎重に検討しているか。特に、監査等委員である社外取締役が監査体制の中立性・独立性を一層高める観点からその選任が義務付けられている趣旨を認識しているか。

さらに、監査等委員である社外取締役が適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

⑫　保険会社の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第 8 条の 2 に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。

ア.　経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

保険業法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他当該保険会社の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

イ.　十分な社会的信用

（ア）　反社会的行為に関与したことがないか。

（イ）　暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。

（ウ）　金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（エ）　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（オ）　過去において、所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。

（カ）　過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。

（キ）　過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因と

なったことがないか。

⑬　取締役会は、保険計理人を選任するにあたり、会計監査人との独立性確保に留意しているか。

⑭　取締役会において選任する保険計理人については、当該保険計理人（選任しようとする者を含む。）が規則第 78 条に規定する要件に該当する者であることに加え、日本アクチュアリー会において実施する継続教育において一定の研修の履修を達成している等、正会員としての資質の継続的維持・向上に努めている者であるなど、保険計理人として適切な者であるかについて定期的に確認しているか。

⑮　取締役会は、各関連部門との連携等により、保険計理人に対し必要な情報を提供するなど保険計理人がその職務を十分に果たすことができる態勢を構築し、定期的にその機能状況を確認しているか。

(3)　監査等委員会

①　監査等委員会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。

②　監査等委員会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を的確に実施し必要な措置を適時に講じているか。

③　保険金等支払実務に関する体系的な監査手法を確立しているか。

④　監査等委員会は、取締役の職務の執行の適法性及び妥当性等を監査するため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人、内部監査部門、会計監査人等を有効に活用しているか。

監査役設置会社における監査役がいわゆる実査を行うことができることに比べ、社外取締役中心の監査等委員会は、内部統制システムを通じたいわゆる組織監査を行うという制度的な基盤を踏まえて、特に内部監査部門が監査等委員会をサポートする体制が整備されているか。

⑤　監査等委員会は、取締役が株主総会等に提出する監査等委員である取締役の選任議案について、同意の審議に際し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。

特に監査等委員である社外取締役については、保険会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を検証しているか。

⑥　保険会社の監査等委員である取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第 8 条の 2 に掲げる「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。

ア.　保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

内部統制システムの構築・運用に係る取締役会の審議等において、積極的な役割を果たすに足る知識・経験、その他独立した立場から取締役の職務を監査することにより、保険会社の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有しているか。

イ．　十分な社会的信用

（ア）　反社会的行為に関与したことがないか。

（イ）　暴力団員ではないか、又は暴力団と密接な関係を有していないか。

（ウ）　金融商品取引法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（エ）　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

（オ）　過去において所属した法人等又は現在所属する法人等が金融監督当局より法令等遵守に係る業務改善命令、業務停止命令又は免許、登録若しくは認可の取消し等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失（一定の結果の発生を認識し、かつ回避し得る状態にありながら特に甚だしい不注意）によりこれを生ぜしめたことがないか。

（カ）　過去において、金融監督当局より役員等の解任命令を受けたことがないか。

（キ）　過去において、金融機関等の破綻時に、役員として、その原因となったことがないか。

（参考）　「監査等委員会監査等基準」（日本監査役協会）

⑷　管理者（営業拠点長と同等以上の職責を負う上級管理者）

監査等委員会設置会社の管理者については、Ⅱ－1－2－1⑷に準じて検証することとする。

⑸　内部監査部門

①　内部監査部門は、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる態勢となっているか。

②　内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案するとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。

③　内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、支払管理部門をはじめとした全ての部門の全ての業務に対する監査を実施しているか。

④　内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び監査等委員会に報告しているか。

⑤　内部監査部門は、内部監査報告書で指摘された問題点に対する被監査部門等の改善への取り組み状況を適切に管理しているか。

(6)　外部監査機能

監査等委員会設置会社の外部監査機能については、Ⅱ－1－2－1(6)に準じて検証することとする。

(7)　監査機能の連係

監査等委員会設置会社の監査機能の連係については、Ⅱ－1－2－1(7)に準じて検証することとする。

(8)　保険計理人

監査等委員会設置会社の保険計理人については、Ⅱ－1－2－1(8)に準じて検証することとする。

(9)　総代会

監査等委員会設置会社の総代会については、Ⅱ－1－2－1(9)に準じて検証することとする。

（参考）　経営管理（ガバナンス）態勢に関する監督に当たっての着眼点については「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）が参考となる。

（注）　以下、本監督指針においては、原則として監査役会設置会社である保険会社の場合を前提に記載するが、指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社である保険会社の場合には、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。

Ⅱ－1－3　監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理態勢について検証することとする。

(1)　オフサイト・モニタリング

継続的に財務会計情報及びリスク情報等について報告を求め、保険会社の経営の健全性の状況を常時把握することとする。また、保険会社から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行うこととする。

(2)　経営管理の状況等に関するヒアリング

経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、取締役会・監査役会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。

(3)　内部監査に関するヒアリング等

内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、保険会社の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。

また、特に必要があると認められる場合には、保険会社の監査役、会計監査人、社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。

(4)　通常の監督事務を通じた経営管理態勢の検証

経営管理態勢については上記(1)から(3)のヒアリング等に加え、例えば、免許審査、取締役、執行役、監査役、監査委員、監査等委員及び会計監査人の選任・退任届出の受理、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件届、早期警戒制度、早期是正措置などの通常の監督事務を通じても、経営管理態勢の有効性について検証することとする。

(5)　モニタリング結果の記録

モニタリングの結果、事務年度途中において特筆すべき事項が生じた場合は、都度記録を更新することとする。

(6)　監督上の対応

①　経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 128 条（外国保険会社等（法第 2 条第 7 項に規定する「外国保険会社等」をいう。以下同じ。）においては、法第 200 条。免許特定法人又は引受社員においては、法第 226 条。

以下同じ。）に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条（外国保険会社等においては、法第 204 条。免許特定法人又は引受社員においては、法第 230 条。以下同じ。）に基づき行政処分を行うものとする。

② 保険会社の常務に従事する取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員が、Ⅱ－1－2－1(2)⑪、Ⅱ－1－2－2(1)⑧、Ⅱ－1－2－3(2)⑫、Ⅱ－1－2－2(3)⑧、Ⅱ－1－2－1(3)⑤、Ⅱ－1－2－2(2)⑤又はⅡ－1－2－3(3)⑥に掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合又はその選任議案の決定若しくは選任にあたり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員の適格性や経営管理の遂行状況、それらについての保険会社の認識及び取締役・監査役・監査等委員の選任議案の決定プロセス等又は執行役・監査委員の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 128 条に基づき報告を求めるものとする。また、報告徴求の結果、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合で、自主的な改善努力に委ねたのでは、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第 132 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

③ 保険会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときで、保険会社の常務に従事する取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員・日本における代表者の適格性の不備にその主たる原因があると認められるとき、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことに重大な原因があると認められるときなどの場合には、法第 133 条（外国保険会社等においては、法第 205 条。免許特定法人又は引受社員においては、法第 231 条又は第 232 条。以下同じ。）に基づき取締役（監査委員・監査等委員である場合を含む。）・執行役・監査役・日本における代表者・会計監査人の解任を命ずることを検討するものとする。

（注） Ⅱ－1－2－1(2)⑪、Ⅱ－1－2－2(1)⑧、Ⅱ－1－2－3(2)⑫、Ⅱ－1－2－2(3)⑧、Ⅱ－1－2－1(3)⑤、Ⅱ－1－2－2(2)⑤又はⅡ－1－2－3(3)⑥に掲げる取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各保険会社の取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員の選任プロセス等における自主的な取組みを基本としつつ、その過程において法第 8 条の 2 に規定されている適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。取締役・監査

役・監査等委員の選任議案の決定又は執行役・監査委員の選任にあたっては、まずは保険会社自身がその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々の時点における取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員個人の資質を総合的に勘案して適切に判断するとともに、免許申請や取締役・執行役・監査役・監査委員・監査等委員の選任の届出等において、監督当局への説明責任を果たすべきものであることに留意する必要がある（様式・参考資料編　様式 1、31 及び 31 の 2 参照）。

Ⅱ－2　財務の健全性

Ⅱ－2－1　責任準備金等の積立の適切性

Ⅱ－2－1－1　意義

保険会社は、保険契約者に将来支払うこととなる保険金等に対して保険業法に基づく責任準備金等の積立の確保に努めなければならないことになっている。当局としては、自己責任原則の下で行われる責任準備金等の積立の確保を補完する役割を果たすものとして、オフサイト・モニタリングや適切な経理処理等の指針を通じ、保険財務の健全性の確保のための自主的な取組みを促していく必要がある。

Ⅱ－2－1－2　積立方式

(1)　法第 3 条第 4 項第 1 号に掲げる保険（以下、「第一分野」という。）及び同条同項第 2 号又は同条第 5 項第 2 号に掲げる保険（以下、「第三分野」という。）において、標準責任準備金対象契約については標準責任準備金を、標準責任準備金対象外契約（平成 13 年 3 月 30 日金融庁告示第 24 号第 2 号に規定する保険期間 10 年以下の積立傷害保険等を除く。）については平準純保険料式責任準備金を積み立てるものとなっているか。

(2)　第一分野及び第三分野において、保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合に、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものとして、いわゆるチルメル式責任準備金の積立てを行っている場合には、新契約費水準に照らしチルメル歩合が妥当なものとなっているか。

(3)　上記(2)の場合には、標準責任準備金・平準純保険料式責任準備金の積み立てに向け、計画的な積み増しを行うこととなっているか。

(4)　特定の疾病による所定の状態、所定の身体障害の状態、所定の要介護状態その他の保険料払込の免除事由に該当し、以後の保険料払込が免除されることとなった保険契約のうち、自動更新可能な保険契約に係る責任準備金については、最終の保険期間満了日まで全ての自動更新が行われるものとして計算した金額を積み立てることとなっているか。

⑸　危険準備金Ⅰ及びⅣにおける「その他のリスク」に係る積立基準並びに積立限度の設定については、手術給付、介護給付その他の保険給付のリスクに応じたものとなっているか。

⑹　第三分野保険のストレステストを使用しての危険準備金の算出にあたっては、平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 231 号の規定に基づき算出を行うものとし、危険準備金算出部門とは別の内部監査部その他の適切な部門と相互牽制機能を確保する態勢が、社内規程等において明確になっているか。

⑺　ストレステスト及び負債十分性テストについては、その実施にあたり以下に留意するものとする。

①　保険事故発生率が悪化する不確実性を適切に考慮したものとなっているか。

②　原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに実施することとするが、次のア．、イ．の条件を満たす場合は、まとめて実施してよいこととする。

ア．　当該保険契約において、支払事由として規定される給付内容が給付事由及びリスク特性の観点から同等と考えられ、過去のデータ又は統計資料により同等性が確認されていること。

イ．　予定発生率の算出に用いた統計資料が同じであること。

なお、一契約（この際、主契約、特約があり、それぞれを選択して契約できる場合は、それぞれを一契約とする。）において、複数の給付事由を合わせて給付しているケースにおいては給付事由ごとア．、イ．の条件を満たす必要がある。ただし、発生率が十分小さく、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い保険給付においては、この限りではない。

③　被保険者数が少なく、統計的な取り扱いが困難なケースにおいては、以下の取り扱いも可とする。

ア．　発売後十分な期間が経過しておらず、ストレステスト又は負債十分性テストにおいて統計的な取り扱いが困難なケースにおいては、予定発生率の算出に用いた過去の実績又は統計資料を活用することにより、データの不足等を補うための適切な保険数理の方法を用いてよい。ただし、この場合にあっても実績データが予定発生率の算出に用いたデータとの間に大きな乖離がないか検証し、実績データを踏まえた適切な対応を行う必要がある。

イ．　新契約の募集を停止し、かつ被保険者数が少なくなったことにより、大数の法則が機能せず、結果として収支相等の原則の適用が困難なときは、当該契約集団の給付額（対象保険金を必ず支払うものとして算出し

た額）を、負債十分性テストにおける支出見込額として使用することができる。この場合においては、ストレステスト（危険準備金Ⅳの算出）は適用しないこととする。

④　ストレステスト及び負債十分性テストの基礎率を同じくする契約区分は同一のものを使用することとする。

Ⅱ－2－1－3　変額年金保険等の最低保証リスクについて

保険金等の額を最低保証する変額年金保険等については、将来にわたって債務の履行に支障を来たさないよう最低保証リスクの適切な管理及び評価を行うとともに、保険数理等に基づき、合理的かつ妥当な保険料積立金及び危険準備金Ⅲの積立並びにソルベンシーの確保を行う必要があるが、その際、以下の点に留意するものとする。

Ⅱ－2－1－3－1　保険料積立金の積立

(1)　標準的方式

標準責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める件（平成 8 年 2 月 29 日大蔵省告示第 48 号。以下、Ⅱ－2－1－3 において「責任準備金告示」という。）第 14 項第 1 号の規定により、最低保証に係る保険料積立金（以下、Ⅱ－2－1－3 において「保険料積立金」という。）の積立方式として標準的方式を使用する場合に留意すべき事項は以下のとおり。

①　通常予測されるリスクに対応するものとして、標準的な計算式（「一般勘定における最低保証に係る保険金等の支出現価」から「一般勘定における最低保証に係る純保険料の収入現価」を控除する形式の計算式）によって、概ね 50%の事象をカバーできる水準に対応する額を算出するものとなっているか。

②　最低死亡保険金保証が付された保険契約については、標準死亡率（責任準備金告示第 1 項第 2 号に規定する指定法人が作成し、金融庁長官が検証した標準死亡率をいう。(2)②において同じ。）のうち死亡保険用のものを、最低年金原資保証（又は最低年金年額保証）が付された保険契約については、標準死亡率のうち年金開始後用のものを使用しているか。また、死亡保険金保証及び最低年金原資保証（又は最低年金年額保証）の両方が付された保険契約については、死亡保険用の標準死亡率又は年金開始後用の標準死亡率のうち、保険料積立金の積立が保守的とな

る方の標準死亡率を使用しているか。

③　割引率として、標準利率（責任準備金告示に規定する予定利率。(2)③において同じ。）を使用しているか。

④　期待収益率及びボラティリティとして、責任準備金告示第 14 項第 1 号ニに規定する率を使用しているか。また、同号ニ列記以外の資産種類の場合は、当該ボラティリティが過去の実績等から合理的に定められたものとなっているか。

⑤　予定解約率を使用する場合は、当該予定解約率が過去の実績や商品性等から、合理的に定められたものとなっているか。例えば、以下の事例等に留意しているか。

ア.　特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にあるときの解約率が、特別勘定の残高が最低保証額を超える状態にあるときの解約率より低い率となっているか。

イ.　解約控除期間における解約率が、解約控除期間終了後の解約率と比べ、低い率となっているか。

ウ.　最低年金原資保証が付された保険契約で、年金開始前における特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にある場合において解約率を保守的に設定しているか。

エ.　設定された予定解約率について、解約実績との比較などにより、検証を行うこととなっているか。

⑥　その他の計算基礎率を使用する場合は、当該計算基礎率が過去の実績や商品性等から合理的に定められたものとなっているか。

⑦　商品の仕組上、やむを得ず①の標準的な計算式を使用することができないときは、当該計算式との差異が軽微である場合に限り、近似的な計算式を使用することを可能とする。

(2)　代替的方式

保険料積立金の積立方式として代替的方式を使用する場合に留意すべき事項は以下のとおり。

①　通常予測されるリスクに対応するものとして、標準的方式により計算される保険料積立金の債務履行を担保する水準と同等であることが認められる代替的方式によって、概ね 50%の事象をカバーできる水準に対応する額を算出するものとなっているか。

②　最低死亡保険金保証が付された保険契約については、標準死亡率のうち死亡保険用のものを、最低年金原資保証（又は最低年金年額保証）が付された保険契約については、標準死亡率のうち年金開始後用のものを使用しているか。また、死亡保険金保証及び最低年金原資保証（又は最

低年金年額保証）の両方が付された保険契約については、死亡保険用の標準死亡率又は年金開始後用の標準死亡率のうち、保険料積立金の積立が保守的となる方の標準死亡率を使用しているか。

③　割引率として、標準利率を使用しているか。

④　期待収益率及びボラティリティ（責任準備金告示第 14 項第 1 号ニに列記するものに限る。以下この④において同じ。）は、同号ニに定めるものを使用する場合を除き、標準的方式により計算される責任準備金の債務履行を担保する水準と同等となるものとして、次のア．からウ．までの条件（邦貨建保険契約以外の保険契約 については、その特性に応じ、次のア．からウ．までの条件に準じた条件）を満たすものとなっているか。同号ニ列記以外の資産種類の場合は、当該ボラティリティが過去の実績等から合理的に定められたものとなっているか。

ア．　期待収益率及びボラティリティは、過去の実績や将来の資産運用環境の見通し、リスク中立の観点等から、合理的かつ客観的根拠に基づき定められたものであること。

イ．　期待収益率及びボラティリティを決定する際の前提となる観測期間が適切に設定されていること。例えば、株価や金利が長期にわたって高水準で続いたような昭和 30 年から昭和 48 年までの期間を含めないこと。

ウ．　代替的方式によって計算される保険料積立金の額が、代替的方式において使用することとした計算基礎率（期待収益率及びボラティリティを除く。以下このウにおいて同じ。）を基に標準的方式によって計算される保険料積立金の額と 10%以上乖離しないこと。ただし、代替的方式で使用することとした計算基礎率を標準的方式の計算式に反映できない等、代替的方式による計算結果と標準的方式による計算結果を単純に比較できない場合は、標準的方式に反映できない計算基礎率を除外して比較するなど、比較可能なレベルまで計算基礎率を絞り込んで比較して差し支えない。

⑤　予定解約率を使用する場合は、当該予定解約率が過去の実績や商品性等から、合理的に定められたものとなっているか。例えば、以下の事例等に留意しているか。

ア．　特別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にあるときの解約率が、特別勘定の残高が最低保証額を超える状態にあるときの解約率より低い率となっているか。

イ．　解約控除期間における解約率が、解約控除期間終了後の解約率と比べ、低い率となっているか。

ウ．　最低年金原資保証が付された保険契約で、年金開始前における特

別勘定の残高が最低保証額を下回る状態にある場合において解約率を保守的に設定しているか。

エ.　設定された予定解約率について、解約実績との比較などにより、検証を行うこととなっているか。

⑥　その他の計算基礎率を使用する場合は、当該計算基礎率が過去の実績や商品性等から合理的に定められたものとなっているか。

(3)　平成 17 年 3 月 31 日以前に締結された保険契約に関する取扱い

平成 17 年 3 月 31 日以前に締結された変額年金保険契約等であって、標準責任準備金の対象契約とならないものについては、(1)及び(2)が適用されないが、このうち保険金等の額を最低保証している保険契約については、平成 17 年度以降、毎決算期において将来収支分析を行い、保険料積立金に不足を生ずることが見込まれる場合には必要な積立を行うことによって、保険契約者保護に努めるものとする。

(4)　ヘッジ・再保険の取扱い

①　ヘッジ適用の有無に関わらず、標準的方式又は代替的方式により算出した保険料積立金を積み立てるものとなっているか。

②　最低保証する保険金等を再保険の対象とし、当該保険金等に係る危険保険金額をベースとして保有・出再額が決定される方式の再保険に付した場合においては、標準的方式又は代替的方式により算出した保険料積立金を積み立てるものとなっているか。

Ⅱ－2－1－3－2　危険準備金Ⅲ

危険準備金Ⅲの積立にあたり、留意すべき事項は次のとおり。

(1)　平成 17 年 3 月 31 日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、危険準備金Ⅲの積立を行うものとしているか。

(2)　ヘッジ適用の有無に関わらず、規則第 69 条第 7 項などの規定に基づき金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準（平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 231 号）第 3 条の 2 に定めるところにより危険準備金Ⅲの積立を行うものとしているか。

(3)　再保険を付している場合の危険準備金Ⅲの積立にあたっては、出再により移転する部分を超えない範囲で控除するものとなっているか。

Ⅱ－2－1－4　経理処理

責任準備金等の積立に関し、保険会社が適正な経理処理を行うにあたり留意すべき事項は次のとおり。

(1)　将来収支分析について

①　保険計理人が、平成12年6月23日金融監督庁・大蔵省告示第22号第2条に規定する認定基準に基づいて法第121条第1項第1号及び同項第3号（法第199条において準用する場合を含む。）に掲げる事項の確認に関する将来収支分析を行うに際して、当該認定基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用した場合は、どのようなシナリオを用いたのか、またそれが合理的である根拠等を適切に開示していること。

②　規則第59条の2第1項第4号ハに掲げる事項を開示するにあたっては、少なくとも以下に掲げる事項を分かりやすく開示すること。

ア.　第三分野における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

イ.　負債十分性テスト・ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

ウ.　テストの結果（追加責任準備金（保険料積立金・未経過保険料）、危険準備金の額）

(2)　保険計理人意見書

将来収支分析は、責任準備金が、将来にわたって不足が生じないよう健全な保険数理に基づいて適切に積み立てられているかどうかを確認するものであり、保険会社の将来収支分析に係る意見書に関して保険計理人から説明を求める場合、並びに経営者から同意見書に対する見解及び対応についての説明を求める場合の着眼点として以下の点が考えられる。

①　保険計理人が、法第121条の規定に基づく確認業務において金融庁長官が認定した基準（以下、「実務基準」という。）に則って適切に確認しているか。

②　実務基準に定める基本シナリオと異なるシナリオを使用する場合、保険会社の経営実態を踏まえた合理的なものか。

③　将来収支分析により、現在の責任準備金が将来の債務の履行に支障を来

たすおそれがあると認められない水準であると判断されない場合であって、経営政策の変更により当該責任準備金不足相当額の一部又は全部を積み立てなくともよい旨意見書に記載されている場合、当該経営政策の変更が、ただちに行われるものであるかどうかの根拠（計画等）が示されているかどうか。この場合、翌年度以降の意見書において、当該経営政策の変更が実現されている旨示されているかどうか。

④　将来収支分析により、現在の責任準備金が将来の債務の履行に支障を来たすおそれがあると認められない水準であると判断されない場合であって経営政策の変更によっても当該責任準備金不足額が解消できず、規則第 69 条第 5 項又は規則第 70 条第 3 項の規定に基づき追加して責任準備金を積み立てる必要がある場合、保険会社の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、法第 4 条第 2 項第 4 号に掲げる書類を変更することにより積み立てるなど適切な措置がとられているか。

(3)　再保険料又は再保険金の額が事後的に調整される再保険の取扱い

保険会社が保険契約を再保険料又は再保険金の額が事後的に調整される再保険に付した場合において、再保険料の追加支払又は再保険金の返戻（以下、「再保険料の追加支払等」という。）が確定した場合、再保険料の追加支払等に相当する負債が当該決算期において全額計上（将来における再保険料の追加支払等の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に、所要の引当が行われていることを含む。）されているか（当該再保険契約において、事後的な調整が重要な要素でない場合を除く。）。

(4)　保険料積立金

以下の①又は②に該当する保険契約又はその部分に係る責任準備金の計算にあたっては、当分の間、規則第 69 条第 1 項第 1 号、第 70 条第 1 項第 1 号イ、第 150 条第 1 項第 1 号及び第 151 条第 1 項第 1 号イに規定する「保険料積立金」には区分せず、規則第 69 条第 1 項第 2 号、第 70 条第 1 項第 1 号ロ、第 150 条第 1 項第 2 号及び第 151 条第 1 項第 1 号ロに規定する未経過保険料として区分するものとする。

①　平準的に収入する保険料を基準に残存期間に依存する係数を乗じて得られる金額を責任準備金として積み立てる保険契約で、契約消滅時に同様の方法で計算される金額を払い戻す保険契約

②　法第 3 条第 5 項第 1 号に掲げる保険に係る保険契約（法第 3 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に掲げる保険との組み合わせによる保険契約で保険料を区分できないものを除く。）

(5)　収益等の計上

①　損害保険会社の収益等の計上については、下記のとおり取り扱うこと。

ア.　元受保険料の計上

決算締切日までに入金報告書及び申込書その他保険料計上に必要な書類が到着している契約については、すべて当該事業年度の収入に計上すること。

ただし、上記書類が決算締切日までに到着したもので、内容不備のため保険料率の審査決定、保険責任の有無の確認ができなかったものについてはこの限りでないこと。

なお、決算処理にあたっては、上記書類の遅延ないし内容の不備の解消に特に留意し、計上保険料の翌年度へのずれ込み、又は計上洩れを極力防止するよう努めること。

イ.　回払保険料の計上

船舶保険等に係る回払保険料の計上については、初回保険料はア．に準じて取扱うものとし、次回以後保険料については、決算締切日までに当該契約の約款に定める保険料支払期日応当月が到来しているものは当該事業年度の収入として計上すること。

ウ.　受再保険料の計上

受再保険料の計上については、旧事務ガイドライン発出前に各社が定めた計上基準に基づき統一的かつ継続的に処理する場合は、当該基準に定めるところにより計上して差し支えない。

なお、旧事務ガイドライン発出後に設立した会社にあっては、当該会社の計上基準が従前の例に照らして合理的なものとなっているかどうかについて留意することとする。

エ.　求償権及び残存物の経理

保険金の支払いにより契約者から取得した求償権又は残存物については、当該求償権の行使（裁判の判決又は当事者間の合意がないものは除く。）又は残存物の売却によって回収が見込まれる金額を当該事業年度の支払備金から控除して経理すること。

②　連結財務諸表の作成において、改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき、国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 93 条に規定する国際会計基準をいう。）に準拠して作成された在外子会社の財務諸表を連結決算手続上利用した場合であっても、保険会社及びその子会社等の連結財務諸表の保険料等の計上にあたっては、規則別紙様式に定める勘定科目の名称に従い、収入の金額を表示するとともに、適切に表示

の組替を行うことに留意すること。

(6)　価格変動準備金の取崩し

①　保険会社における価格変動準備金の取崩額については、当該取崩額が、法第 115 条第 2 項に規定する株式等の売買等による損失の額（以下、「株式売買等損失額」という。）から同項に規定する株式等の売買等による利益の額（以下、「株式売買等利益額」という。）を控除した額（負数のときは零とする。）を超えるときは、法第 115 条第 2 項ただし書に基づき金融庁長官の認可を受けて取り崩すものとなっていること。

なお、損害保険会社における価格変動準備金の取崩額については、次に掲げる額の合計額を取り崩すものとなっていること。

また、保険会社における価格変動準備金の取崩額は、前期末残高を超えないものとなっていること。

ア.　株式売買等損失額から株式売買等利益額を控除した額と、契約者（社員）配当準備金等に繰り入れる額のうち下記に定める額（損害保険会社にあっては(ア)に定める額、損害保険相互会社にあっては(イ)に定める額）との合計額。ただし、負数のときは零とする。

（ア）　規則第 63 条において準用する規則第 30 条の 3 第 1 項に規定する積立勘定を設けている場合における、当該勘定内の価格変動準備金対象資産について、当該勘定において把握される法第 115 条第 2 項に規定する株式等の売買等による利益の額から同項に規定する株式等の売買等による損失の額を控除した額

（イ）　社員配当準備金繰入額を限度とする額

イ.　価格変動準備金の前期末残高から上記ア. の額を控除した額が、規則第 66 条後段において規定する限度額を超えるときの当該超える額

ウ.　上記のほか、やむを得ない相当の理由がある額

②　価格変動準備金の株式売買等損失額及び株式売買等利益額の計算には、次の額を含めるものとする。

ア.　価格変動準備金対象資産に係る金融商品取引法第 156 条の 24 第 1 項に規定する信用取引及び規則第 47 条第 9 号（又は規則第 139 条）から第 12 号までに掲げる取引その他これらに準ずる取引（金利関連の金融派生商品取引を除く。）により生じた売却（損）益、評価（損）益及び為替差（損）益の額

イ.　信託設定時に計上される退職給付信託設定益（損）の額

③　法第 115 条第 1 項ただし書に基づく認可の申請を受けようとする場合は、以下のいずれかに該当するかどうかに留意する。

ア.　上記①のア. からウ. までの合計額が価格変動準備金の前期末残高

を超えるときの当該超える額

イ.　損害保険会社においては、地震保険について、その責任準備金等に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該責任準備金等に対応する資産に係る積立相当額（この場合において、当該責任準備金等に対応する資産に係る株式売買等損失額及び株式売買等利益額は、上記①の取崩額の計算から除くものとし、また、当該責任準備金等に対応する資産は、規則第 66 条後段において規定する限度額の計算から除くものとする。）

ウ.　上記のほか、やむを得ない相当の理由がある額

(7)　地震保険の危険準備金の取扱い

損害保険会社における広告・宣伝の費用のための危険準備金の取り崩しは、適切に行われていること。

(8)　保険契約を再保険に付した場合の責任準備金の不積立てについて

①　保険契約を再保険に付した場合に、当該再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができるとされているが、この取扱いの可否は、当該再保険契約がリスクを将来にわたって確実に移転する性質のものであるかどうかや、当該再保険契約に係る再保険金等の回収の蓋然性が高いかどうかに着目して判断すべきであること。

なお、回収の蓋然性の評価にあたっては、少なくとも再保険契約を引き受けた保険会社又は外国保険業者（法第 2 条第 6 項に規定する「外国保険業者」をいう。以下同じ。）の財務状況について、できる限り詳細に把握する必要があること。

②　規則第 71 条第 1 項第 4 号に規定する「保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者」とは、例えば、次に該当する外国保険業者をいうものであること。

ア.　保険契約を再保険に付した保険会社（以下、「出再会社」という。）の総資産に占める外国保険業者が当該出再会社から引き受けた一の再保険契約に係る一の保険事故により当該外国保険業者が支払う再保険金の限度額の割合が 1%未満である当該外国保険業者（当該外国保険業者が再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。）

イ.　出再会社が再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てなかったことがある場合の当該再保険を引き受けた外国保険業者（当該外国保険業者が、再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。）

(9)　外国からの受再特約保険に係る支払備金

外国からの受再特約保険に係る支払備金については、当該出再国等の会計制度との相違その他の事情により、出再保険者等から事故報告が得られない場合にあっても、最近の実績値を勘案し合理的な方法により算出することが可能な場合は、その金額を、普通支払備金として積み立てるものとなっていること。

(10)　税効果会計導入に伴う有税の責任準備金の取扱い

税効果会計を適用する損害保険会社においては、その適用の最初の事業年度における責任準備金の取扱いについて以下の点に留意すること。

また、税効果会計を適用しない損害保険会社においても以下の①及び②の点に留意すること。

①　自動車損害賠償責任保険の有税の各準備金の事業年度開始の時の金額については、前事業年度末における当該準備金の金額に、前事業年度末における当該準備金の金額を基礎に計算した法人税等相当額を調整項目として加算した金額となっていること。

②　地震保険の危険準備金の事業年度開始の時の金額については、前事業年度末における危険準備金の金額に、前事業年度末における有税の危険準備金の金額を基礎に計算した法人税等相当額を調整項目として加算した金額となっていること。

ただし、保険会社が地震保険に関する法律第 3 条第 1 項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該会社についてはこの限りではない。

③　異常危険準備金及び契約者配当準備金の事業年度開始の時の金額は前事業年度末における当該準備金の金額に、前事業年度末における有税の当該準備金の金額を基礎に計算した法人税等相当額を調整項目として加算した金額となっていること。

ただし、調整項目として加算する金額の合計は、次のア．の金額からイ．及びウ．の金額を控除した金額（負数のときは零とする。）を限度とすること。

ア．　税効果会計を適用する最初の事業年度において計上する過年度一時差異に基づく繰延税金資産の金額

イ．　自動車損害賠償責任保険における上記①の調整項目として加算した法人税等相当額

ウ．　地震保険における上記②の調整項目として加算した法人税等相当額

(11)　税効果会計導入に伴う責任準備金算出方法書等の取扱い

税効果会計を適用する損害保険会社においては、その適用の最初の事業年度末までに責任準備金算出方法書等に以下のような措置を実施していること。

また、税効果会計を適用しない損害保険会社においても以下の①及び②の措置を実施していること。

①　自動車損害賠償責任保険の責任準備金算出方法書において、各準備金の積立て及び取崩しに係る法人税等相当額控除の規定を削除していること。また、税率変更時の積立て及び取崩しの規定を新たに設けていること。

なお、上記措置を実施している保険会社は、自動車損害賠償保障法第 28 条の 3 第 1 項に規定する準備金の積立て等に関する命令第 2 条第 2 号において、税効果会計を適用しているものとみなす。

②　地震保険の責任準備金算出方法書において、税率変更時の積立て及び取崩しの規定を新たに設けていること。

ただし、保険会社が地震保険に関する法律第 3 条第 1 項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社についてはこの限りではない。

③　契約者配当準備金を積み立てる種目の責任準備金算出方法書及び事業方法書の別紙積立勘定運用細則において、積立て及び取崩しに係る法人税等相当額控除の規定を削除していること。

④　各種目の責任準備金算出方法書において異常危険準備金の繰入率及び上限割合を見直していること。なお、見直し後の当該繰入率及び上限割合は、次の算式により得られる率を原則とすること。

ア.　見直し後の繰入率

＝　見直し前の繰入率（除く有税部分）＋見直し前の繰入率（有税部分）÷（100％－実効税率）

（注）　小数点以下二位を切上げ、小数点以下第一位までの比率（百分率）とする。

イ.　見直し後の上限割合

＝　見直し前の上限割合÷（100％－実効税率）

（注）　一の位を切上げ、十の倍数となる比率（百分率）とする。

(12)　出再責任準備金の開示

規則別紙様式第 7 号、第 7 号の 2、第 12 号及び第 12 号の 2 に規定する出再責任準備金の金額の注記にあたっては、保険料積立金及び未経過保険料並びに払戻積立金の計算上差し引かれた再保険に付した部分（以下、「出再部分」という。）に相当する金額を注記するものとすること。

この場合において、出再部分を控除した計数を基に未経過保険料を計算し

ており、かつ、出再部分に相当する未経過保険料（以下、「出再未経過保険料」という。）の把握が困難な場合は、次の算式により計算した金額を出再未経過保険料の金額として注記することができること。

出再未経過保険料＝出再正味保険料×未経過保険料／正味収入保険料

ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、より合理的かつ妥当な計算方法がある場合には、上記算式にかかわらず、当該計算方法により計算した金額を出再未経過保険料の金額として注記することができること。

(13)　出再支払備金の開示

規則別紙様式第 7 号、第 7 号の 2、第 12 号及び第 12 号の 2 に規定する出再支払備金の金額の注記にあたって、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等の金額（以下、「既発生未報告損害支払備金」という。）を平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 234 号（以下、（13）において「告示」という。）第 2 条第 3 項により出再部分を控除した計数を基に計算しており、かつ、出再部分に相当する既発生未報告損害支払備金の金額の把握が困難な場合は、以下により計算した額を出再既発生未報告損害支払備金として注記することができること。

ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、より合理的かつ妥当な計算方法がある場合には、以下の算式にかかわらず、当該計算方法により計算した金額を出再既発生未報告損害支払備金の金額として注記することができること。

出再既発生未報告損害支払備金
＝正味既発生未報告損害支払備金×出再普通支払備金
／正味普通支払備金

(14)　大規模自然災害ファンドの計算

平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 232 号第 1 条の 2 に規定する大規模自然災害ファンドの計算にあたって留意すべき事項は以下のとおりとすること。

①　損害保険料率算出機構が元受契約に係る大規模自然災害リスクに対応するリスクカーブを算出するモデル（以下、「大規模自然災害モデル」という。）を用いる等合理的なリスクモデルを用いて計算されていること。

②　再保険に付した部分を控除するにあたっては、リスクの実態に応じて、例えば、以下のいずれかに該当するような合理的な手法により計算されていること。その際、再保険に付した部分の中に保険引受リスクの移転を伴

わない部分がある場合は、実質的な再保険回収効果に対応した控除額としていること。

ア.　大規模自然災害モデルのリスクカーブに再保険効果を反映させて、推定正味支払保険金に対応するリスクカーブを算出し、これを用いて大規模自然災害ファンドの計算を行う。

イ.　出再保険料を基礎として再保険に付した部分の割合を計算し、これを控除する。

(15)　大規模自然災害リスクに対応する未経過保険料等の計算

平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 232 号（以下、（15）において「告示」という。）第 1 条の 2 に規定する未経過保険料及び第 2 条に規定する異常危険準備金の計算にあたって留意すべき事項は以下のとおり。

① 告示第 1 条の 2 及び第 2 条第 2 項に規定する火災保険には、火災相互保険、建物更新保険、満期戻長期保険が含まれること。

② 計算にあたり必要となる計算単位の細分化又は集約化が合理的なものとなっていること。

③ 告示第 1 条の 2 に規定する収入保険料が予定利率により割り引かれている場合は、下式により計算した予定利息相当額を加えて当該事業年度に対応する保険料を計算していること。

予定利息相当額　＝予定利息相当額加算前の未経過保険料
×予定利率／（1＋予定利率）

④ 告示第 1 条の 2 に規定する大規模自然災害ファンド以外の既経過保険料の額は、過去の発生保険金実績（告示第 1 条の 2 に規定する大規模自然災害リスクに係る発生保険金を除く。）と事業費実績を基礎として、合理的に計算した金額となっていること（計算期間が短いため、一時的に事業費又は発生保険金の額が高いと認められる場合等において、他の合理的な方法により計算する場合を除く。）。また、当該金額は、収入保険料を基礎として計算した当該事業年度に対応する保険料の額以下となっていること。

(16)　保険契約に関する指標等の開示

① 規則別表（第 59 条の 2 第 1 項第 3 号関係（損害保険会社））に規定する「発生損害額及び損害調査費の合計額の既経過保険料に対する割合」等を計算する際に必要となる出再控除前の責任準備金及び出再控除前の支払備金の計算にあたっては、(12)及び(13)で定めるところによるものとする。

② 外国損害保険会社等（法第 2 条第 9 項に規定する「外国損害保険会社

等」、法第 219 条第 2 項に規定する特定損害保険業免許を受けた特定法人及びその引受社員をいう。以下同じ。）において、当該外国損害保険会社等の再保険契約が当該外国損害保険会社等を含むグループ単位で手配されており、当該外国損害保険会社等に係る再保険を区分することが困難な場合には、規則第 59 条の 2 第 1 項第 4 号イに規定するリスク管理体制の開示（再保険に関するものに限る）及び同別表（第 59 条の 2 第 1 項第 3 号関係（損害保険会社））に規定する保険契約に関する指標等の開示を当該グループ単位の指標として開示することができる。

(17)　開示の際の保険種目の区分

①　規則別表（第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ハ関係（損害保険会社））に規定する「保険種目の区分」は、火災保険、海上保険、傷害保険、自動車保険、自動車損害賠償責任保険、賠償責任保険、信用・保証保険及びその他の保険とする。ただし、賠償責任保険及び信用・保証保険をその他の保険の内訳として取り扱うこと、並びに正味収入保険料の割合が保険種目計の正味収入保険料の割合の 5%未満となる保険種目については、その他の保険に合わせて区分することができる。

※　当該別表の保険契約に関する指標等の項第 3 号に規定する損害率の第三分野保険の開示区分については、傷害保険の区分等を少なくとも、医療、がん、介護、その他の商品に区分するものとする。

ただし、販売量が極めて少ないため有意な情報が得られない場合については、その旨注記したうえで、適切な区分に含める取扱いを行ってもよい。

②　規則第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ホに規定する「平均的な支払期間が長い保険契約の種類」は、傷害保険、自動車保険及び賠償責任保険とする。

③　規則別表（第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ハ関係（生命保険会社））・保険契約に関する指標等の項第 10 号に規定する「給付事由又は保険種類の区分」は、少なくとも医療（疾病）、がん、介護、その他に区分するものとする。

ただし、販売量が極めて少ないため有意な情報が得られない場合については、その旨注記したうえで、適切な区分に含める取扱いを行ってもよい。

(18)　船主責任相互保険組合関係

①　再保険契約の責任準備金

船主相互保険組合法施行規則第 51 条第 4 号に規定する「組合の経営の健全性を損なうおそれがない者」とは、たとえば、次に該当する外国保険業者をいう。

ア.　船主責任相互保険組合と同種類の外国に所在する組合（以下、「同種組合」という。）間で一保険事故につき支払う保険金のうち、一定額を超える保険金を一定の割合で分担するために締結された協定（以下、「国際ＰＩグループのプール協定」という。）に加盟している同種組合

イ.　保険契約を再保険に付した出再組合（以下、「出再組合」という。）の総資産に占める外国保険業者が当該出再組合から引き受けた一の再保険契約に係る一の保険事故により当該外国保険業者が支払う再保険金の限度額の割合が 3%未満である当該外国保険業者（当該外国保険業者が再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。）。

ウ.　出再組合が再保険に付した部分に相当する責任準備金を積み立てなかったことがある場合の当該再保険を引き受けた外国保険業者（当該外国保険業者が、再保険金の支払を停止するおそれがあること又は再保険金の支払を停止したことが明らかな場合を除く。）

② 支払備金の積み立て

ア.　外国受再特約保険に係る支払備金

外国受再特約保険に係る支払備金については、当該出再国等の会計制度との相違その他の事情により、出再保険者等から事故報告が得られない場合にあっても、最近の実績値を勘案し合理的な方法により算出した金額を、普通支払備金として積み立てるものとなっているか。

イ.　既発生未報告損害支払備金

既発生未報告損害支払備金については、国際ＰＩグループのプール協定加盟同種組合から事故報告が速やかに得られない場合のプール再保険の保険金等に係る金額について、合理的な方法により算出した金額を積み立てるものとなっているか。

(19) 生命保険会社等の既発生未報告支払備金計算時の留意事項

① 平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 234 号（以下、Ⅱ－2－1－4(19)及び(20)において「告示」という。）第 1 条第 1 項のただし書に規定する「通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるとき」に該当するかの判断にあたっては、生命保険会社個社の事情だけでなく、生命保険業界全体に与える影響の程度を踏まえることとし、適切な積立を行うことによって、保険契約者保護に努めること。

② 生命保険業界全体に与える影響の評価、告示第 1 条第 1 項のただし書を適用する場合の計算方法の検討にあたっては、一般社団法人生命保険協会（明治 41 年 12 月 7 日に社団法人生命保険協会という名称で設立された法

人をいう。以下、「生命保険協会」という。）と適切に連携すること。

（注）　当局と生命保険協会において生命保険業界全体に与える影響等に関して適宜意見交換を行うものとする。

③　告示第 1 条第 1 項のただし書を適用する場合、特別の事情が既発生未報告支払備金の計算に重要な影響を与える期間において毎期継続的に適用することとし、みだりに計算方法を変更してはならない点に留意すること。

④　告示第 1 条第 1 項のただし書を適用する場合、その旨、理由及び適用した計算方法の概要を開示すること。

(20)　損害保険会社等の既発生未報告損害支払備金計算時の留意事項

①　告示第 2 条第 1 項に規定する既発生未報告損害支払備金に係る計算単位の設定及び同条同項各号の分類にあたっては、以下の点に留意すること。

ア.　告示第 2 条第 1 項に定める計算単位は、保険種類ごとに、国内元受契約、海外元受契約、国内受再契約及び海外受再契約の引受区分ごととする。なお、保険金支払等の特性により合理的な理由がある場合は、計算単位をさらに細分化することができるものとする。

イ.　告示第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等の支払が長期間に及ぶと認められる計算単位」は、対象事業年度の前事業年度までの直近 3 事業年度における当該事業年度の支払保険金に対する当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度に発生した保険事故に係る支払保険金の占める割合の平均値が 90%未満となる場合等における計算単位を指すものとする。この場合において、国内受再契約については、国内元受契約の結果を準用できることとし、国内受再契約のうち国内元受契約の結果が準用できない場合及び海外契約については、保険事故発生年度に代えて保険引受年度を用いて計算することができるものとする。なお、支払保険金の計算においては再保険による回収額を控除しない。

ウ.　告示第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「重要性がないと認められる計算単位」は、次の算式により計算した割合の対象事業年度の前事業年度までの直近 3 事業年度の平均値が 1%未満となる場合等を指すものとする。ただし、国内元受契約以外は保険事故発生年度に代えて保険引受年度を用いて計算することができるものとする。なお、支払保険金の計算においては再保険による回収額を控除しない。

（計算単位における当該事業年度の支払保険金のうち、当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度に発生した保険事故に係る支払保険金を除いた額）／（当該事業年度における支払保険金の合計額（自動車損害

賠償責任保険及び地震保険に係る支払保険金を除く。）のうち、当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度に発生した保険事故に係る支払保険金を除いた額）

② 既発生未報告損害支払備金の計算にあたっては、以下の点に留意すること。

ア. 保険金の支払特性により合理的な理由がある場合は、計算単位を通算することができるものとする。

イ. 国内元受契約以外の保険契約について、保険事故発生年度別の支払保険金等の把握が困難な場合にあっては、保険事故発生年度別の支払保険金等に代えて保険引受年度別の支払保険金等を用いて計算することができるものとする。

Ⅱ－2－2　ソルベンシー・マージン比率の適切性（早期是正措置）

Ⅱ－2－2－1　意義

保険会社は、保険契約者等の信認を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる保険会社にあっては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。当局としても、それを補完する役割を果たすものとして、保険会社の経営の健全性を確保するため、「保険金等の支払能力の充実を示す比率」という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動していくことで、保険会社の経営の早期是正を促していく必要がある。

Ⅱ－2－2－2　監督手法・対応

保険会社の経営の健全性を確保していくための監督手法である早期是正措置については、「保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令」（平成 12 年 6 月 29 日総理府令・大蔵省令第 45 号。以下、Ⅱ－2－2 において、「区分等を定める命令」という。）において、具体的な措置内容等を規定しているところであるが、その運用基準については下記のとおりとする。

(1)　命令発動の前提となるソルベンシー・マージン比率

「区分等を定める命令」第 2 条第 1 項の表の区分に係る「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」（以下、「ソルベンシー・マージン比率」という。）は、次のソルベンシー・マージン比率によるものとする。

①　決算状況表（中間期にあっては中間（決算）状況表）により報告されたソルベンシー・マージン比率（ただし、業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）の提出後は、これにより報告されたソルベンシー・マージン比率）

②　上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた保険会社と監査法人等との協議の後、当該保険会社から報告されたソルベンシー・マージン比率

(2)　「区分等を定める命令」第 2 条第 1 項の表の区分に基づく命令

①　第 1 区分の命令及び第 2 区分の命令の相違

第 1 区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計

画の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準としてソルベンシー・マージン比率 200%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行にあたっては、基本的に保険会社の自主性を尊重することとする。

第 2 区分の「次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令」は、ソルベンシー・マージン比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、当該保険会社の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該保険会社の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、保険会社が当該措置を実行するにあたっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。

② 第 1 区分に係る改善計画の内容

「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として 1 年以内にソルベンシー・マージン比率が 200%以上の水準を達成する内容の計画とする。

③ 第 2 区分に係る改善計画の内容

「保険金等の支払能力の充実に資する措置」とは、ソルベンシー・マージン比率が、原則として 1 年以内に少なくとも 100%以上の水準を達成するための措置とする。

④ 改善までの期間

ソルベンシー・マージン比率を改善するための所要期間については上記②及び③を目処とするが、保険会社が策定する経営改善のための計画等が、当該保険会社に対する保険契約者、投資家、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことは言うまでもない。したがって、当該保険会社の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。

なお、保険会社が、「区分等を定める命令」第 3 条第 1 項の規定により、そのソルベンシー・マージン比率を当該保険会社が該当する「区分等を定める命令」第 2 条第 1 項の表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該保険会社に対し、当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記②及び③のソルベンシー･マージン比率を改善するための所要期間には、下記Ⅱ－2－2－3 のソルベンシー・マージン比率が当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための

期間は含まないものとする。

Ⅱ－2－2－3　「区分等を定める命令」第 3 条第 1 項に規定する合理性の判断基準

「区分等を定める命令」第 3 条第 1 項の「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。

保険会社の業務の健全かつ適切な運営を図り当該保険会社に対する保険契約者等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、ソルベンシー・マージン比率が、原則として 3 ヵ月以内に当該保険会社が該当する「区分等を定める命令」第 2 条第 1 項の表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

（注）　増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

Ⅱ－2－2－4　命令区分の根拠となるソルベンシー・マージン比率

「区分等を定める命令」第 3 条第 1 項の適用にあたり「実施後に見込まれる当該保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以下の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令」は、原則として 3 ヵ月後に確実に見込まれるソルベンシー・マージン比率の水準に係る区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。

Ⅱ－2－2－5　計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、毎期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第 2 区分の命令を行った保険会社にあっては、その後ソルベンシー・マージン比率が 100%以上 200%未満の範囲に達したときは、当該時点において第 1 区分の命令を行うことができるものとする。

また、保険会社が、「区分等を定める命令」第 3 条第 1 項の規定により、そのソルベンシー・マージン比率を当該保険会社が該当する「区分等を定める命令」第 2 条第 1 項の表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該保険会社に対

し、当該保険会社が該当する同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率の範囲を超えるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続に要する期間の経過後直ちに、当該保険会社のソルベンシー･マージン比率が、当該保険会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係るソルベンシー・マージン比率以上の水準を達成していないときは、当該時点におけるソルベンシー・マージン比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

Ⅱ－2－2－6　「区分等を定める命令」第 3 条第 3 項及び第 5 項の運用について

「区分等を定める命令」第 3 条第 3 項又は第 5 項に該当する場合に、保険会社に対して行う命令には第 3 区分の命令を含むこととされているが、実質資産負債差額から、満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産(注)が確保されている場合には、原則として同区分の命令は発出しないものとする。

ただし、解約の状況や流動性資産の確保の状況等を総合的に勘案し、必要があると認める場合には、契約管理の徹底、流動性の補完、資本の増強等につき業務改善命令を発出することがあることに留意するものとする。

（注）　流動性資産：現預金、コールローン、売買目的有価証券、その他有価証券（市場性がないもの及び保有目的等から直ちに売却等が困難なものを除く。）

Ⅱ－2－2－7　その他

(1)　「区分等を定める命令」第 2 条から第 5 条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第 13 条第 1 項第 2 号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。

(2)　ソルベンシー・マージン比率が 100%未満の保険会社に対しては、原則として「区分等を定める命令」第 3 条第 2 項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。

(3)　早期是正措置は、ソルベンシー・マージン比率が保険会社の財務状況を

適切に表していることを前提に発動されるものであることから、早期是正措置の発動を免れるための意図的なソルベンシー・マージン比率の操作を行うといったことがないよう保険会社に十分留意させることとする。

Ⅱ－2－3　早期警戒制度

Ⅱ－2－3－1　意義

保険会社の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 132 条第 2 項に基づき、ソルベンシー・マージン比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。

このため、以下により、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、保険会社の早め早めの経営改善を促していくものとする。

Ⅱ－2－3－2　監督手法・対応

(1)　収益性改善措置

基本的な収益指標やその見通しを基準として、収益性の改善が必要と認められる保険会社に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 128 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(2)　信用リスク改善措置

大口与信の集中状況等を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 128 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(3)　安定性改善措置

有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 128 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(4)　資金繰り改善措置

契約動向や資産の保有状況等を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる保険会社に関しては、契約動向や資産の保有状況等について、頻度の高い報告を求めるとともに、原因及び改善策等につい

て、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 128 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。

(5)　業務改善命令

以上の措置に関し、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第 132 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。

Ⅱ－2－4　生命保険会社の区分経理の明確化

Ⅱ－2－4－1　意義

生命保険会社においては、利益還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、事業運営の効率化、商品設計や価格設定面での創意工夫などを図る観点から、一般勘定について保険商品の特性に応じた区分経理を行うことが重要である。各生命保険会社において自己責任原則のもと、保険経理の透明性、保険契約者間の公平性確保等の観点から、適切な区分経理が行われる必要がある。また、区分経理を導入するにあたっては、資産の配分方法、含み損益の配賦方法等について、アセットシェア等に基づき適切に配分方法が定められていることが重要である。

Ⅱ－2－4－2　主な着眼点

各生命保険会社においては、適切な区分経理を行うため、例えば、以下のような考えに基づく区分経理に関する管理方針を策定しているか。また、区分経理の状況が、取締役会その他これに準ずる機関に対して報告されているか。

(1)　商品区分

商品区分においては、損益及び負債の管理を行うものとする。商品区分は、各生命保険会社における商品の特性や保有状況に照らして、損益を把握する単位として適切なものとなっている必要があり、保険の性質の相違等により理論的・合理的な区分とする必要がある。従って、新商品の発売による当該保有契約の増大やある商品区分の中の一部の保険種類の契約の増大など、会社全体の収支に重大な影響を与えるような場合等は、新たな商品区分を設定して管理することが望ましい。また、設定した商品区分については、保有契約が減少し、商品区分の存在意義がなくなった場合等、合理的な理由がある場合を除き、その変更は行わないものとする。

(2)　全社区分

例えば、次の機能を受け持つものとして、全社区分を設定する。

①　死亡保障リスク等のリスクバッファー機能
②　新商品開発に係る事業運営資金提供機能
③　会社全体で共有する資産・共通する経費等の管理機能
④　現預金等の管理機能

(3)　資産区分

資産区分は、商品区分に対応した適切な区分を設定する。また、資産区分の資産が減少し、資産区分の存在意義がなくなった場合は、当該資産区分は廃止し、他の資産区分に統合する。この場合、いずれの契約にも帰属しない残余財産は全社区分に統合する。

(4)　負債・純資産の配賦方法

①　商品区分への配賦

保険契約準備金（危険準備金を除く。）、再保険借等は各商品区分に直課する。直課できないものは、区分経理に関する管理方針に基づいて配賦する。

②　全社区分への配賦

純資産の部（繰越利益剰余金・未処分剰余金、評価・換算差額等を除く。）、価格変動準備金、危険準備金、その他商品区分に配賦されない負債を配賦する。

(5)　資産の配賦方法及び管理基準

①　運用資産の配賦方法

運用資産は、原則として、資産の購入時に配賦する資産区分を決める。

②　運用資産の管理

運用資産は、資産区分ごとに、次に掲げる方式の中から適切な方式を選択し管理する。

ア.　資産分別管理方式･･･　個々の資産を銘柄ごとに、資産区分に直接帰属させる方式

イ.　資産単位別持分管理方式･･･　取引単位（例えば、不動産では物件ごと）ごとに、資産区分の持分で管理する方式

ウ.　資産持分管理方式･･･　投資対象資産ごとのマザーファンドを設定し、各資産のマザーファンドに対する持分を管理する方式

（注）　資産持分管理方式を用いる場合は、一般勘定資産（無配当保険に対応する資産を除く。）全体を一個のマザーファンドとして扱わない。

③　運用資産以外の配賦方法

再保険貸等、各資産区分に直課できるものは直課し、直課できないものは、区分経理に関する管理方針に基づいて配賦する。

④　全社区分の資産

営業用不動産、子会社・関連会社株式、現預金（現預金等の管理機能を持つ場合）、その他全社区分に配賦することが相応しい資産の全部又は一部を配賦するものとする。

(6)　損益の配賦

①　保険関係損益

保険料等収入、保険金等支払金、責任準備金繰入額等は各商品区分に直課する。

②　運用資産関係損益

資産が帰属する資産区分に配賦し、さらに対応する商品区分・全社区分に直課又は持分に応じて配賦する。なお、一つの資産区分で複数の商品区分を管理している場合は、区分経理に関する管理方針に基づいて配賦する。

(7)　各区分間の取引等

①　資産区分間の取引

資金移動（流入・流出）管理、流動性確保、ポートフォリオの改善等、必要な取引とし、市場価格等の適正な価格をもって適切に管理する。

②　商品区分と全社区分との取引

ア.　現預金等の貸借

（ア）　商品区分又は全社区分毎に区別して管理する。

（イ）　借越しが継続しないよう限度額等を設ける。

イ.　現預金等以外の貸借

（ア）　全社区分から商品区分への貸付は、異常な保険金の支払い、新商品の販売に伴う事業運営資金、その他やむを得ない事情がある場合に限る。

（イ）　商品区分から全社区分への貸付は、全社区分の規模が小さいために、その機能を十分に果たすことができない場合に限る。

（ウ）　上記の貸借は、金額、利率（貸付期間に応じた市中金利等を基に設定すること）、期限その他の返済条件をあらかじめ定める。

（エ）　貸付条件の緩和や債務免除は、回収が不可能な損失が発生している場合等、やむを得ない事情がある場合を除き、行わない。なお、貸付条件の緩和等を行った後に利益が生じた場合は、当該利益を返済に充てるものとする。

ウ.　出資

（ア）　全社区分から商品区分への出資は、異常な保険金の支払い、新商品の販売に伴う事業運営資金、その他やむを得ない事情がある場合に限る。

（イ）　商品区分から全社区分への出資は、全社区分の規模が小さいために、その機能を十分に果たすことができない場合に限る。

（ウ）　出資を受けた商品区分又は全社区分において、剰余金が発生した場合は、出資に対応する金額を出資した商品区分又は全社区分に配分する。

（エ）　出資は返済することができる。

エ.　その他の取引

（ア）　全社区分において、資本又は危険準備金等を積み増す際に、各商品区分からその負担する積み増し額を受け入れる取引

（イ）　資本又は危険準備金等を取崩し、その取崩し事由の発生した商品区分に、その対応する金額を支払う取引

（ウ）　転換等により、責任準備金等を転換等を行った後の商品区分に支払う取引

（エ）　新契約費を全社区分から支払う場合に、商品区分から全社区分に新契約費相当分を支払う取引

（オ）　全社区分における共有資産等に対する対価として、各商品区分が使用料等を支払う取引

（カ）　商品区分における特定のリスク発生による損失実現時に、全社区分から当該商品区分に当該損失実現額を支払う取引（あらかじめ保険数理的に定められた対価を支払ったものに限る。）

（キ）　商品区分において、将来回復が見込めない重大な損害が発生し、全社区分からその損害のてん補を受ける取引（全社区分が他の商品区分から当該損害のてん補のためにてん補を受ける場合を含む。）。ただし、この取引によりてん補を受けた場合は、受け入れた商品区分に係る商品についての新規募集停止や保険料の適正化等所要の措置を講じる。

（ク）　全社区分において、将来回復が見込めない重大な損害が発生し、商品区分からその損害のてん補を受ける取引

Ⅱ－2－4－3　監督手法・対応

区分経理の状況について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－2－5　商品開発に係る内部管理態勢

Ⅱ－2－5－1　意義

保険商品の内容は「普通保険約款」及び「事業方法書」に、料率については「保険料及び責任準備金の算出方法書」（以下、「算出方法書」という。）に記載されており、新商品の開発、商品内容の変更は、これらの変更を通じて行われている。

保険会社より商品の認可申請が行われた場合、監督当局としては、契約内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれがないか、不当な差別的取扱いをするものでないか、契約内容が公序良俗を害するものではないか等の保険業法に定める基準に適合するものであるか審査を行い、適当と認められたものについて、これを認可することとしている。

近年、保険商品には、わが国における社会の構造的変化・経済活動の多様化等に伴い、国民の生活保障ニーズの高まり、新たなリスクの発生など、保険契約者ニーズに対応すべく多様化が求められている。

こうしたニーズに応え、保険会社が商品開発を行うにあたっては、保険業法等の法令等を踏まえ、自己責任原則に基づき、リスク面、財務面、募集面、法制面等あらゆる観点から検討する内部管理態勢の整備が求められているところである。

また、保険商品に係る規制としては認可制の枠組みを維持しつつ、保険契約者等の保護の面で問題が少ないとされる商品分野については、順次届出制へ移行しており、さらに、法第3条第5項第1号及び第3号に掲げる保険（以下、「第二分野」という。）の企業保険については、届出をしないで特約を新設又は変更することができる特約自由方式が導入されるなど、従来にもまして、保険会社における商品開発に係る内部管理態勢の充実が重要となっている。

Ⅱ－2－5－2　主な着眼点

(1)　商品開発に係る取締役の認識及び取締役会等の役割

①　取締役会において、保険会社の経営計画・経営方針に沿った商品開発に係る方針を明確に定めているか。

②　取締役は、商品開発に係る内部管理が健全性維持や適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。

③　取締役会は、商品開発に係る内部管理について統合的に管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば、商品開発に関

連する各部門の間で相互牽制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。なお、組織体制については、必要に応じ随時見直し、商品開発方針や内部管理手法の変更にあわせて改善を図っているか。

④　適切な商品開発に係る内部管理を行うため、業務に精通した人材を所要の部署に確保するための人事及び人材育成等についての全社的な方針を、取締役会等又は取締役会から権限を授権されている取締役等（執行役員等の役員を含む。以下同じ。）が明確に定めているか。

⑤　経営上の観点から重要なものについては、商品内容の概略決定にあたり、収支予測、保険引受リスク、コンプライアンス、販売計画、システム開発、保険商品特有の道徳的危険等についての課題及び検討内容等を取締役会等において議論することが確保されているか。

⑥　保険計理人は、保険料及び責任準備金の算出方法その他の保険数理に関する事項について、関連する部門と連携を密にした上で、必要な場合には取締役会等に対して、問題点等を適確に報告しているか。

(2)　商品開発に関与する管理者の認識及び役割

①　商品開発に関連する部門の長及び商品開発に責任を有する取締役等（以下、「商品開発関連管理者」という。）は、自ら及び各部門の担当者が、商品開発に係る適切な内部管理を阻害することとならないよう、内部管理についての理解・認識の徹底を図っているか。

②　商品開発に際し、とりまとめ部門を設置している場合においては、適切な商品開発態勢を構築するために必要な管理・指導を関連する部門に行っているか。また、とりまとめ部門を設定していない場合においては、商品開発の全般について取締役等が内部管理の状況を統合的に管理しているか。

③　健全性維持や適切な業務運営が確保されるような商品開発がなされるよう、商品開発のための規程を取締役会等で議論した上で整備しているか。また、商品開発に係る規程を充実・改善するよう、適切な方策を講じているか。

④　商品開発関連管理者は、商品開発を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、専門性も考慮しつつ適切に人員の配置を行っているか。

(3)　取締役会等への付議体制

①　経営に重大な影響を与える新保険商品の開発又は既存保険商品の改廃に際し、当局への申請が必要なものについては、当局への申請前に取締役会等の付議を要することとしているか。また、取締役会等への付議基準は明確となっているか。

②　支店形態等で進出している場合など、当局への申請に際して本社等と現

地組織との責任関係が明確となっているか。当局への申請前における本社等の承認が必要な場合にあたっては、法令等遵守状況の確認については現地組織において実施するものとなっているか。また、当該確認は現地組織の独立性が確保された上で、自己の責任に基づき実施されているか。

(4)　商品開発能力の向上のための措置

①　人材育成及び商品開発能力を向上させるための方法・体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

②　保険契約の内容が保険契約者等の需要や利便に適合した内容となるよう、例えば、一般消費者に対する市場調査を適宜実施し、活用しているか。

(5)　関連部門との連携

①　商品開発案件の洗い出しは、適切なプロセスにより行われているか。例えば、顧客ニーズ・営業対策面からの開発要請、保険引受リスク・収益改善等からの要請、コンプライアンス上の必要性等の観点から検討されているか。

②　取締役会において定めた商品開発に関する方針に沿っているか、開発負荷はどの程度かといった点等を勘案して、開発案件の選定を適切に実施しているか。

③　商品内容の概略決定にあたり、収支予測、保険引受リスク、コンプライアンス、販売計画、システム開発、保険商品特有の道徳的危険等についての課題及び検討内容等を各関連部門において議論しているか。

　なお、収支予測については、商品ごとに保険会社の経営実態を踏まえた実現可能性の高い保険事故発生率並びに事業費その他のシナリオに基づき問題ないものとなっていることを確認しているか。

④　社内規定等に定める付加保険料の算出方法が合理的かつ妥当なものであり、かつ、その算出された付加保険料が不当に差別的なものとなっていないことが確保されているか。特に、付加保険料の割増引きを設定する場合には、契約方法、保険料の払込方法等に基づいたものとなっており、事実上の特別利益の提供（法第300条第1項第5号）になっていないことに留意する。

⑤　関連部門は、販売量拡大や収益追及を重視する、例えば、営業推進部門や収益部門から不当な影響を受けることなく、商品に伴うリスク、販売上の留意点等の商品の課題に対する検討を行っているか。また、検討内容等について、取締役会等又はとりまとめ部門等（商品開発の全般を管理する取締役等を含む。）に対し、直接、必要に応じ随時報告を行っているか。

⑥　関連部門は、取締役会等又はとりまとめ部門等に対して分かりやすく、

かつ、商品開発に係わる経営に重大な影響を与える情報を網羅し、正確に報告しているか。

⑦　商品開発の全般を管理する取締役等や商品開発部門の長に権限が委ねられている商品開発上の事項について、適切な権限行使がなされているかを定期的に点検・監査するなどの管理が行われているか。

⑧　商品内容については、既存の各種規程等との整合性がとれているか、表現は適当か、使用データに誤りはないか等、健全性維持や適切な業務運営の確保に対するチェックの観点は明確となっているか。

⑨　社内態勢の整備にあたっては、募集時のみならず、保険金支払いに至るまで、保険契約者・被保険者・被害者等に対し、適切な対応が図られるよう検討を行っているか。

⑩　保険約款の作成については、契約者の視点に立って、分かりやすい内容となるよう努めているか。なお、専門用語や法律用語の安易な使用が保険契約者の保険約款に対する理解を困難なものにすることに留意しているか。

⑪　保険契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。

　また、保険法においては、介入権、被保険者による解除請求、危険の増減、保険料の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など保険契約に係る制度が改正及び新設されており、当該制度に適切に対応できる態勢を整備しているか。

⑫　保険商品の開発等に係るシステム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ－3－14－2　システムリスク管理態勢」も参照のこと。

(6)　申請手続きのための検討体制

①　申請関係書類（当局の審査に必要と認められる資料を含む。）を作成する場合に、事前に十分な検討を行っているか。また、充分な募集体制整備が図られるよう、できるだけ早期に計画的に準備し、時間的余裕をもって申請を行うことができるよう努めているか。

②　各関連部門のチェックの後に全般的なチェックを実施しているか。また、チェックを統括する責任者は明確となっているか。

(7)　当局審査における指摘事項等に対する対応

①　主な指摘事項に対する検討状況や検討結果を事後的に確認可能であるように記録しているか。

②　取締役会等で議論の前提となっていた収支予測、保険引受リスク、コンプライアンス、販売計画、システム開発等へ影響を及ぼすなど、特に重要

な指摘事項については取締役会等において議論しているか。

(8)　書類全体に係る正確性確保のための体制

書類の作成に際して、申請書類作成担当者以外の職員（メンバー）による読み合わせの励行等、複層的チェックを行う態勢の確立などにより、記載内容に係る正確性確保のための措置を講じているか。

(9)　商品販売開始前の態勢

①　販売商品に係る業務規程の整備、販売資料の作成・確認、契約データ管理、必要なシステム対応等の態勢が整備されるよう準備期間をとっているか。

②　本店のみならず、営業店（保険代理店（「生命保険代理店」（法第 2 条第 19 項に規定する「生命保険募集人」のうち、生命保険会社の委託を受けた者、若しくは、その者（法第 275 条第 3 項に基づく認可を受けた者に限る。）の再委託を受けた者で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者をいう。以下同じ。）及び「損害保険代理店」（法第 2 条第 21 項に規定する者をいう。以下同じ。））を含む。）に対し、業務規程の内容、顧客への説明方法等の募集時の留意事項について充分に周知が図られるよう準備期間をとっているか。

(10)　商品販売開始後のフォローアップ

①　リスク管理を適切に行うために、商品開発プロセスの中にフォローアップが組み込まれているか。

②　販売後のフォローアップについて、その視点、担当部署、時期、手法、結果の利用方法は明確に定められているか。

③　フォローアップを販売開始後の適切な時点で実施しているか。

④　フォローアップ結果は取締役会等に対して直接、必要に応じ随時報告されているか。また、報告の内容は分かりやすく、かつ、正確なものとなっているか。

⑤　保険契約の引受けが業務規程に則って行われていることのチェックを実施しているか。

特に、本店以外の部署に保険契約の引受けに係る裁量権があるものについて、その裁量権の内容を理解した引受けが行われていることのチェックを実施しているか。

⑥　保険種類別などの適切な単位ごとに収支分析や保険料及び責任準備金の計算基礎率の妥当性の検証を実施しているか。

特に、特約自由方式が可能な契約を主たる対象とする集団とそれ以外の

集団が混在する保険種類にあっては、その集団別に検証を実施しているか。

⑦　上記⑥の検証結果等を踏まえ、必要に応じて基礎率の改定を実施しているか。

⑧　想定外の収支の悪化やリスクの増大を防ぐために、少なくとも基礎率を同じくする保険契約の区分ごとに発生率の変動要因を分析・検証し、悪化の場合にはその原因を特定できるよう定期的なモニタリングを行い、販売方針の変更、商品内容や価格の改定、売り止め等の対応を適時に検討するための管理態勢を整備しているか。

⑨　商品に対する顧客、保険代理店からの意見収集などによるフォローアップの結果を、今後の商品開発に反映させるための体制を整備しているか。

Ⅱ－2－5－3　監督手法・対応

商品開発に係る内部管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－3　統合的リスク管理態勢

Ⅱ－3－1　意義

保険会社のリスク管理においては、将来にわたる財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、それぞれの経営戦略及びリスク特性等に応じ、保険引受リスク、資産運用リスク（市場リスク、信用リスクなど）はもとよりオペレーショナル・リスク等についても、適切なリスク管理を組織的・統合的に行うことが必要である。

特に、大規模かつ複雑なリスクを抱える保険会社においては、内包する種々のリスクを、各リスクカテゴリー毎に適切に管理することはもとより、保険会社の戦略目標を達成する重要なツールとして、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢を整備することが重要である。

また、国際的にも、IAIS（保険監督者国際機構）が平成23年10月に採択した「保険コアプリンシプル（Insurance Core Principles ; ICP）」において、保険会社及びグループが統合的リスク管理（Enterprise Risk Management ; ERM）及びリスクとソルベンシーの自己評価（Own Risk and Solvency Assessment ; ORSA）を実施するように監督すべきことが規定されている。

こうした統合的リスク管理の標準的な枠組みはまだ確立されてはいないが、保険会社においては、リスク管理の更なる高度化に向けて不断の取組みが必要である。

Ⅱ－3－2　リスクの特定及びリスク・プロファイル

Ⅱ－3－2－1　意義

保険会社は、リスク・プロファイルを能動的に把握し、経営として取るべきリスクや許容される損失を定め、リスクのモニタリングやコントロールを行っていくことが重要であり、経営陣においては、直面している又は将来直面するであろう全ての予見可能な重大なリスクを認識して対応することが求められる。

Ⅱ－3－2－2　主な着眼点

(1)　リスクの特定に当たっては、保険引受リスク、資産運用リスク（市場リスク、信用リスクなど）等のみならず、定量的に把握し難い流動性リスクなど、保険会社が重要と認識している全てのリスクを考慮しているか。

(2)　経営陣は、事業戦略等の変化（例えば、新規買収や投資ポジションの変更など）に応じたリスク・プロファイルの変化を、適時かつ適切に把握しているか。また、事業を営む環境の重大な変化（例えば、法令改正等、外部格付け、政変、大規模災害又は市場の混乱など）に応じたリスク・プロファイルの変化を適時かつ適切に把握するため、新たな情報を速やかに入手できる態勢を整備しているか。

(3)　保険会社は、リスクをコントロールするため、様々なリスクの要因及び影響を検討し、各リスク間の相互関係を分析しているか。例えば、巨大災害による多額の保険金支払い請求や、財務状況の悪化等による格付業者の大幅な格下げによって多額の解約を招くことは、重大な流動性の問題に繋がる可能性があるが、このように、契機となる特定の大きな事象が、他のリスクに繋がる可能性があることを十分認識しているか。

(4)　保険商品に組み込まれている金利等の保証や解約等のオプションなどに係るエクスポージャーが、特定のシナリオ下において金融市場やマクロ経済に重要な影響を及ぼすことが想定される場合、リスクの特定に当たって、当該エクスポージャーが及ぼす影響を考慮しているか。

Ⅱ－3－3　リスクの測定

Ⅱ－3－3－1　意義

リスクが保険会社に与える影響の大きさと顕在化する可能性を評価するため、リスク計量モデル、ストレステスト及びシナリオ分析など、将来を見通した適切な定量的手法を使用して、リスクを定期的に測定する必要がある。

Ⅱ－3－3－2　リスクの測定

(1)　多様なリスクを総合的に把握するため、少なくとも保険引受リスク、資産運用リスク（市場リスク、信用リスクなど）、オペレーショナル・リスクを含む全てのリスクのうち重要なリスク（重要なグループ会社に係るリスクを含む。）を測定するものとなっているか。

(2)　リスクの計量化にあたっては、例えばトータルバランスシートの経済価値評価（市場価格に整合的な評価又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価をいう。なお、現時点において、例えば保険契約に含まれているオプション・保証に起因するリスクの評価等は、将来キャッシュフローの分布を考慮する必要があるが、完全に確立された評価手法はなく、各社でとりうる最善の手法を含む。以下同じ。）によるなど、共通の基準の下で計量化することを基本としているか。また、計量化の基準については、客観性、適切性を確保しているか。例えば、VaR を用いる場合の信頼区間及び保有期間の設定の考え方は明確になっているか。

(3)　直近の状況に基づくリスクの測定に加えて、経営計画や経営環境を踏まえ、保有契約高の変化、商品構成の変化等を、リスク測定へ反映しているか。又は、その影響を分析しているか。

(4)　リスクの計量化に関して精度の向上や対象リスクの拡大のための検討や取組みを行っているか。例えば、異なる種類のリスクの間における相関（分散効果）について、適切性を確保すべく検討や研究を行っているか。
　また、通常の経済環境時には強い相関を示さない巨大災害リスクや市場リスクは、ストレス環境下では相関が高い可能性があるが、こうしたテールリスクの相関について検討や研究を行っているか。

さらに、オペレーショナル・リスクに関して、まずはオペレーショナル・リスクそのものを軽減するような経営を行うべきであるが、その上で計量化に関して評価方法やデータ収集などの検討や研究も継続的に行っているか。

(5)　リスク測定においては、リスクの性質、規模、複雑性及び信頼性のあるデータの入手可能性に応じて、適切な手法が用いられているか。例えば、損害保険の一部の巨大災害リスクを測定するのには複雑なモデルが適切である一方、他の場合には、比較的簡易な計算が適切であることもありうることを踏まえ、各社でとりうる最善の手法に基づいているか。

(6)　リスク計量モデルは、高度なモデルを導入したとしても、一定の限界が存在し、リスクを全て完全には捉えられないが、経営陣はこのようなモデルの限界を理解しているか。

(7)　保険会社は、内部モデルが重要な戦略上、事業上の意思決定を支援又は検証するツールとなりうることを十分認識しているか。また、使用される内部モデルについて、定期的に検証すると共に、必要に応じて第三者による検証（外部の専門家による検証を含む。）を受けることも検討するなど、モデルの信頼性確保に向け、不断の取組みを行っているか。

(8)　リスク測定において、カバーしているリスク、使用した測定手法及び使用に当たっての主要な前提条件を、適切に文書化しているか。

Ⅱ－3－3－3　ストレステスト

Ⅱ－3－3－3－1　主な着眼点

保険会社は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上又は財務上の対応をとって行く必要がある。そのためのツールとして、感応度テスト等を含むストレステスト（想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析）及びリバース・ストレステスト（経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するためのストレステスト）が重要である。特に、市場が大きく変動しているような状況下では、VaR によるリスク管理には限界があることから、ストレステストの活用は極めて重要である。

保険会社においては、市場の動向等も勘案しつつ、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレステストを自主的に実施することが求められる。なお、ソルベンシー・マージン比率の算出、将来収支分析等他の法令等の規定がある場合は、以下の指針にかかわらず、当該法令等の規定に従うものとする。

(1)　ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ（過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ）のみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについては、内外の経済動向に関し、株式の価格、金利、為替、信用スプレッドなど、保険会社の保有するリスクに応じて、複数の要素についてストレスシナリオを作成しているか。さらに、これらの要素のうち、複数の要素が同時に変動するシナリオについて、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。こうしたストレスシナリオの設定において、保有する資産の市場流動性が低下する状況を勘案しているか。

　また、随時解約可能であって払込保険料の大部分が保証されている貯蓄性の高い保険や変額年金保険のようなオプション・保証性の高い要素については、その特性を考慮した上で、適切なストレスシナリオを設定しているか。このほか、再保険取引やデリバティブ取引等に係るカウンターパーティーリスクを考慮してストレスシナリオを設定しているか。

　また再保険取引及び類似するリスク移転取引については、巨大災害等発生後の再保険キャパシティの低下やリスク移転コストの増加等を考慮してストレスシナリオを設定しているか。

　さらに、ストレステストに使用されるモデルの信頼性について、定期的に検証されているか。

(2)　ストレステストの設定に際しては、取締役会において、保険会社におけるリスク管理の方針として、基本的な考え方を明確に定めているか。その際、基本的な考え方は、統合リスク管理との間に矛盾がなく、かつ、統合リスク管理の計量化手法で把握できないリスクを捉えるとの観点からの配慮がなされているか。また、取締役会等において、定期的に、かつ必要に応じ随時、保険会社の業務の内容等を踏まえ、設定内容を見直しているか。

(3)　ストレステストを実施するにあたって、必要となる専門知識と技術を有する者が関与しているか。

(4)　ストレステストの結果については、代表取締役又は担当取締役により定期的に十分な検証・分析が行われ、リスク管理に関する具体的な判断に活用される態勢が整備されているか。

(5)　ストレステストを実施する部門とは独立に、会社全体でストレステストが的確に設計され、かつ実施されているかを確認する体制がとられているか（業務部門とは独立したリスク管理部門において、統括的にストレステストを実施している場合を除く。）。

(6)　経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方策を準備するため、リバース・ストレステストを定期的に実施しているか。

(7)　支店形態での免許を有する保険会社については、当該支店を対象としたストレステストを実施しているか。また、本店において実施されたストレステストをできる限り入手し、全体でのリスクの把握に努めているか。

Ⅱ－3－3－3－2　ストレステストの概要の開示

規則第 59 条の 2 第 1 項第 4 号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、自主的に行われているストレステストの概要とその結果の活用方法についても分かりやすく開示するものとする。

Ⅱ－3－3－3－3　損害率感応度に関する指標の開示

規則別表（第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ハ関係（損害保険会社））に掲げる「損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動」（損害率感応度）の開示にあたっては、以下の点に留意するものとする。

(1)　感応度分析の概要（分析手法、シナリオ等）についても分かりやすく開示されているか。

(2)　感応度分析に用いるシナリオは、例えば、各保険種目の損害率が均一に 1%上昇した場合等標準的なものが用いられているか。

(3)　異常危険準備金の取崩額を注記しているか。

Ⅱ－3－4　リスク管理方針

Ⅱ－3－4－1　意義

保険会社は、リスク・プロファイル及び経営方針に沿った戦略目標を踏まえ、重要と考える全てのリスクカテゴリーについて、モニタリング体制や管理手法を含めたリスク管理方針を定め、また、全社的な定量的・定性的なリスク許容度に関する方針を策定し、日常業務に組み込むことが求められる。さらにリスク・プロファイル等の変化に伴い、リスク管理方針は適時に見直す必要がある。

Ⅱ－3－4－2　主な着眼点

(1)　取締役会は、統合的リスク管理を行う目的を明示的に示すとともに、保険会社全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理方針を定めているか。

(2)　リスク管理方針等は、商品設計、保険料率設定及び関連する資産運用戦略の間で、整合性がとれるように対処されているか。特に、資産運用と保険商品のベンチマークは、ALM 等の財務上の目的に従って、適切に設定されているか。また、リスク管理方針等は、資産運用方針等へ明確に反映されているか。

(3)　取締役会は、リスク管理方針に沿った、リスク許容度の設定に関する基本的な考え方を明確に定めているか。例えば、リスク選好方針等を作成し、自ら取る意思があるリスクのレベル及び負うことが可能なリスクの限度の運用管理について、明確に設定しているか。また、例えば、ストレステストを実施し、リスク許容度が適切であるか確認するなど、リスク許容度を業務プロセスに適切に組み込んでいるか。

Ⅱ－3－5　リスクとソルベンシーの自己評価

Ⅱ－3－5－1　意義

保険会社は、経営戦略及びリスク特性等に応じ、自らのリスク管理の適切性と現在及び将来にわたるソルベンシーの十分性を評価するために、取締役会の責任の下、定期的にリスクとソルベンシーの自己評価を実施することが求められる。自己評価においては、将来の経済状況や他の外部要因の変化も考慮し、合理的に予見可能で関連性のある重大なリスクを含んでいる必要がある。

Ⅱ－3－5－2　リスクとソルベンシーの自己評価

(1)　保険会社は、将来の経済状況やその他の外部要因の変化を含めた合理的に予見可能で関連性のある全ての重大なリスクを考慮し、資本の質と十分性の評価を実施しているか。

また、リスクの要因やリスクの重要性の程度を定期的に評価しているか。さらに、リスク・プロファイルに大きな変化があった場合には、速やかにリスクとソルベンシーの再評価を行っているか。

保険会社は、リスクとソルベンシーの自己評価に当たっては、中長期事業戦略（例えば3年から5年間）、特に新規事業計画に十分留意しているか。

(2)　保険会社は、必要な経済資本及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要件を満たしているかをモニタリングするために、リスクとソルベンシーの自己評価を定期的に行い、リスクと資本の管理プロセスを整備しているか。また、必要な経済資本とソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要件の違いについて、経営陣は適切に認識しているか。

(3)　保険会社は、リスクとソルベンシーの自己評価の結果を、例えば、リスクの特定及びリスク・プロファイル、リスク測定、リスク管理方針及びリスクとソルベンシーの自己評価の結果を踏まえた行動計画等とともに、適切に文書化しているか。

(4)　保険会社は、リスクとソルベンシーの自己評価の有効性について、内部（例えばリスク管理担当役員など）又は外部による全般的な評価を行っているか。

(5)　内部監査部門は、統合的リスク管理及びリスクとソルベンシーの自己評価の有効性を独立した立場から検証し、必要に応じ経営陣に提言を行っているか。

Ⅱ－3－5－3　経営計画とソルベンシー評価

(1)　保険会社は、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本要件を算定するために通常使用される期間よりも長い期間、例えば3年から5年間で、自らのリスクと事業を継続するために必要なソルベンシーを分析しているか。

(2)　保険会社は、経済状況の変化を含む将来起こりうる事象等の外部要因の変化を前提とした中長期的な事業戦略を考慮し、将来の財務ポジションの予測を実施するとともに、将来の必要な経済資本及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要件の充足性を分析しているか。その際、新規事業計画、最低保証とオプションを含む商品設計や保険料率設定及び商品販売見通しを考慮し、将来の財務ポジションの予測と将来の必要な経済資本及びソルベンシー・マージン規制に基づく資本の要件の充足性の分析を行っているか。

Ⅱ－3－6　報告態勢

Ⅱ－3－6－1　意義

保険会社は、将来にわたって、適切なリスク管理を行うとともに、十分なソルベンシーを確保するため、リスクとソルベンシーの自己評価を定期的に実施し、取締役会に報告することが求められる。

Ⅱ－3－6－2　主な着眼点

(1)　取締役会は、必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ、必要な意思決定を行うなど、把握した情報を業務の執行及び管理体制の整備等に定期的に活用しているか。

(2)　保険会社の業務やリスク特性、規模、複雑性に応じて、リスクを統合的に管理する部門を明確化し、同部門の長及び担当役員を配置した上で、同役員、代表取締役、取締役会に、保険会社全体のリスクの統合的な管理状況を適時適切に報告する態勢が整備され、かつその態勢に則り報告が行われているか。リスクを統合的に管理する部門は、関連部門との間で相互牽制機能が確保されているか。

　さらに、統合的リスク管理の枠組みは、状況等の変化に応じて適切に見直されるものとなっているか。

Ⅱ－3－7　業務継続体制（BCM）

Ⅱ－3－7－1　意義

近年、保険会社が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など保険会社を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う保険会社においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より業務継続体制（Business Continuity Management; BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management; CM）マニュアル及び業務継続計画（Business Continuity Plan; BCP）の策定等を行っておくことが必要である。

なお、風評リスク等に係る危機管理については、保険会社の資金繰りや社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定めることとする。

（注）　「危機」とは、例えば、(1)大口与信先の倒産など、そのまま放置すると回復困難になりかねないほど、財務内容が悪化するような事態、(2)風評等により保険契約の解約が急増する等により、対応が困難なほど流動性に問題が生じるような事態、(3)システムトラブルや不祥事件等により信用を著しく失いかねないような事態、のほか、(4)大規模自然災害や大規模テロなどの災害・事故等により損害を被り、業務の継続的遂行が困難となるような事態などをいう。

Ⅱ－3－7－2　平時における対応

(1)　対応

危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイト・モニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は保険会社に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、保険会社における危機管理態勢に重大な問題がないか検証する。また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。

(2)　主な着眼点

①　何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避に努める（不可避なも

のは予防策を講じる。）よう、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。

② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定にあたっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。

(参考) 想定される危機の事例

ア. 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）

イ. テロ・戦争（国外において遭遇する場合も含む。）

ウ. 事故（大規模停電、コンピュータ事故等）

エ. 風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等）

オ. 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等）

カ. 営業上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等）

キ. 人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等）

ク. 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等）

③ 危機管理マニュアルには、危機発生の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。

④ 危機発生時における責任体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（関係当局を含む。）への連絡体制等が整備されているか。また、海外への影響可能性及び危機のレベル・類型に応じた海外当局への連絡体制が整備されているか。危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて、組織全体を統括する対策本部の下、部門別・支社等の営業拠点別に想定していることが望ましい。

⑤ 業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、保険契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、必要に応じ、当該保険会社の所属する業界団体（生命保険協会、一般社団法人日本損害保険協会（昭和 23 年 5 月 1 日に社団法人日本損害保険協会という名称で設立された法人をいう。以下、「損害保険協会」という。）、外国損害保険協会）及び他の保険会社と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。

例えば、

ア. 災害等に備えたコンピュータシステム、顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバック

アップ等）は講じられているか。

イ.　これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。

ウ.　保険契約に基づく保険金等の適切な支払いなど保険契約者等の保護の観点から重要な業務を、暫定的な手段（バックアップデータに基づく手作業等）で対応する準備が整っているか。

エ.　業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うにあたっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。

（参考）「金融機関における業務継続体制の整備について」（日本銀行、2003年7月）

「業務継続のための基本原則」（ジョイント･フォーラム、2006年8月）

⑥ 大規模自然災害等の危機発生時において、保険金支払業務を継続・復旧させていくべき機能と明確に位置付けた上で、日頃から、災害発生時に支払業務の継続・復旧が図られるような態勢が整備されているか。また、保険契約者等に対して、保険金等の支払等について便宜措置（「Ⅲ－1－7 災害における金融に関する措置」参照）が図られるような態勢が整備されているか。

⑦ 日頃からきめ細かな情報発信及び情報の収集に努めているか。また、危機発生時においては、危機のレベル・類型に応じて、情報発信体制・収集体制が十分なものとなっているか。

Ⅱ－3－7－3　危機発生時における対応

(1)　危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該保険会社における危機対応の状況（危機管理体制の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ、法第128条に基づき報告徴求することとする。

(2)　上記(1)の場合には、速やかに金融庁担当課室に報告するなど、関係部局間における連携を密接に行うものとする。

Ⅱ－3－7－4　事態の沈静化後における対応

保険会社における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該保険会社に対して、法第128条に基づき、事案の概要と保険会社の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組みについて報告徴求することとする。

Ⅱ－3－7－5　風評に関する危機管理態勢

(1)　風評リスクへの対応に係る態勢が整備されているか。また、風評発生時における本部各部及び支社等の営業拠点の対応方法に関する規定を設けているか。なお、他の保険会社や取引先等に関する風評が発生した場合の対応方法についても、検討しておくことが望ましい。

(2)　風評が伝達される媒体（例えば、インターネット、憶測記事等）に応じて、定期的に風評のチェックを行っているか。

(3)　風評が保険契約の解約に結びついた場合の対応方法について、支社等の営業拠点の状況把握、顧客対応、対外説明等、初動対応に関する規定を設けているか。

(4)　上記（3）のような状況になった場合、金融庁担当課室、提携先、警備会社等へ、速やかに連絡を行う体制になっているか。

Ⅱ－3－8　資産負債の総合的な管理

Ⅱ－3－8－1　意義

資産及び負債、資産の運用方針及び負債の管理方針が、リスクの特性やソルベンシーの状況に適合していることを確保するためには、資産負債全体の状況を把握し管理するための効果的な態勢を整備し、資産負債全体を適切に管理することが求められる。

Ⅱ－3－8－2　主な着眼点

(1)　資産負債全体を統合的に把握する部門を設置し、同部門の長及び担当役員を配置した上で、同役員、代表取締役、取締役会等に、資産負債全体の統合的な管理の状況を適時適切に報告する態勢が整備され、かつ、その態勢に則り適時適切な報告が行われているか。

また、資産負債全体を統合的に把握する部門は、例えば収益部門から機能的に独立しているなど、関連する部門との間で相互牽制機能が確保されているか。

(2)　取締役会は、資産負債全体の総合的な管理に関する戦略目標を設定し、戦略目標の中でリスク許容度に関する方針を明確化しているか。

(3)　同目標に基づき、資産運用と負債管理（既存の負債のみならず、新規商品開発等により今後発生する負債の管理を含む。）が行われる態勢が整備されているか。

(4)　資産負債管理は、経済価値、すなわち、市場価格に整合的な評価又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づいて行われているか。現時点において、例えば保険契約に含まれているオプションに起因するリスクの評価等は、将来キャッシュフローの分布を考慮する必要があるが、完全に確立された評価手法はなく、各社でとりうる最善の手法に基づいているか。

(5)　資産負債を統合的に管理する際に、少なくとも、経済価値に対する潜在的な影響に関して重要と考えられるリスクは資産負債管理の枠組みにおいて評価されているか。

なお、そのようなリスクとしては以下のリスクが含まれる。

① 市場リスク

市場リスクは、資産運用リスクにとどまらず、負債の金利リスクを含めた資産負債全体に対する市場変動に伴うリスクをいう。従って、例えば、ア．金利リスク（資産の金利リスクに加えて、負債の金利リスクを含む。）、イ．株式、不動産その他の資産の価格変動リスク、ウ．為替リスク、エ．市場に関連する信用リスクが含まれる。

② 保険引受リスク

③ 流動性リスク

⑹ 資産負債全体の総合的な管理に関する戦略目標及び管理に用いられる評価手法について、部門長、担当役員を含めた関連する職員が、その役割に応じた十分な理解をしているか。

⑺ 経営方針、外部環境及びソルベンシーの状況の変化に応じて、同目標及び管理が適切であることを確保するための検証が適時に行われているか。

⑻ 資産負債管理の方針において、保険会社の全ての資産と負債の相互関係を認識し、異なる資産種類間のリスク相関関係、異なる商品及び保険種目間の相関関係を考慮しているか。

⑼ 長期のデュレーションの負債に合うような長期資産が少なく、デュレーション（又は感応度）にギャップが存在することもありうる。このような資産と負債のミスマッチから生じるリスクを考慮しているか。また、このようなミスマッチを、十分な資本を有する、あるいは適切なリスク削減等によって効果的に管理しているか。

Ⅱ－3－9　保険引受リスク管理態勢

Ⅱ－3－9－1　意義

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクをいう。各保険会社においては、このような保険引受リスクを適切に管理するための態勢整備が重要である。

Ⅱ－3－9－2　主な着眼点

(1)　リスク管理のための態勢整備

①　保険引受リスク管理部門は、

ア.　商品開発・改廃、保険事故の発生予測、金利・為替予測、リスク把握、出再保険の締結、責任準備金等及び支払備金の積立、保険商品の販売、保険契約の引受審査等を実施する関連部門での取引内容、分析結果等

イ.　保険計理人の意見書等

などを検討データとして有効に活用しているか。

②　商品開発・改廃等各関連部門での重要な情報（重要な情報の定義は、規定に明確にされているか。）が保険引受リスク管理部門へ報告される態勢となっているか。

③　資産負債の総合的な管理を行うため、資産運用リスク管理部門と密接に連携し、資産側の必要な情報について把握しているか。

(2)　リスク管理

①　商品ごとに、現在の収支状況の把握・分析及び将来の収支予測などの方法により、定期的（少なくとも半年に一度）にリスクを把握しているか。また、将来の収支予測は、現在の金利動向や経済情勢、保険事故の発生状況等から見て妥当なシナリオによっているか。

②　新保険商品の販売及び既存保険商品の改廃に際し、当該商品の保険料が例えば、金利水準等の資産運用環境、当該保険内容に係る保険事故発生率、事業費支出の方法、責任準備金の状況、ソルベンシー・マージン比率の状況等から適切なものであるか検討しているか。

③　引受基準が商品開発時に前提とした募集条件と同じ又はリスクが少ないことを確認する方策を講じているか。

④　損害保険会社における自由料率、標準料率、範囲料率及び幅料率商品について、個別の料率設定がリスク管理方針等に則っているか確認する方策を講じているか。

⑤　保険引受リスク全体についての多面的な分析手法を備えたシステムを整備していることが望ましい。

⑥　把握したリスクを分析し、リスク管理方針等に則った適切なリスク・コントロールを行っているか。

⑦　保険募集に際し、引受基準等を遵守するよう営業拠点及び保険募集人を指導・管理しているか。また、実際に遵守していることを確認する方策を講じているか。引受基準に反した保険契約を締結できないようなシステムを構築することが望ましい。

⑧　第三分野保険に係るリスク管理については、商品開発時から支払時までに発生するリスクがそれぞれ相互に関連し合うことや、保険種類によって内在するリスクが異なり、保険事故発生時において外的要因や契約者の想定外の行動といった不確実性が実現する可能性があることから、保険種類別に募集・引受から支払までを一連のものとして管理するとともに、これらの不確実性について注意深く観察・分析するなど、経営陣を含めた内部統制の在り方を踏まえたリスク管理態勢の整備を図っているか。

Ⅱ－3－10　再保険に関するリスク管理

Ⅱ－3－10－1　保有・出再に関するリスク管理

保険会社が行う元受保険契約及び受再保険契約において引き受けるリスクの保有・出再（自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保険プールへの出再を除く。）について、以下の点に留意する（保有するリスクに対する出再の割合が軽微な場合を除く。）。

(1)　保有するリスクの規模・集中度を出再を通じて適正に管理するため、取締役会等において、的確な保有・出再政策が策定されているか。

(2)　保有・出再政策には、引受リスクの特性に応じた一危険単位及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性、一再保険者への集中の管理に関する基準が含まれているか。

(3)　保有・出再政策上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再保険によって適切にカバーされているか。

（注）　手配された再保険が、意図したとおりに引受リスクを軽減するものであることを確認する必要がある。

(4)　出再を行う各部門において自律的に保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。

(5)　再保険金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再保険の成績が確認されているか。

（注）　再保険金の回収状況については、各出再先に対する債権・債務が受再契約に係るものも含めて一元的に管理されていることが望ましい。また、再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。

(6)　保険子会社等への出再を行う場合は、上記(1)から(5)までのリスク管理がグループ単位で適正に行われているか。

Ⅱ－3－10－2　受再に関するリスク管理

保険会社が行う受再（自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保険プールからの受再を除く。）について、以下の点に留意する（保有するリスクに対する受再の割合が軽微な場合を除く。）。

(1)　受再を通じて増加するリスクを適正に管理するため、取締役会等において、的確な受再政策が策定されているか。

(2)　受再政策には、引受を行う種目、地域等に関する基準が含まれているか。

(3)　受再契約の締結にあたっては、出再保険者から十分な情報入手を行い、当該受再契約に関する収益性やリスクについて十分な検討を行っているか。また、主要な集積危険に関し予想最大損害額を把握した上で保有限度額を超過しないよう適正な管理が行われているか。

（注）　予想最大損害額及び保有限度額は、元受と合わせて管理することが必要である。

(4)　受再を行う各部門において自律的に受再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で受再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。

(5)　受再保険の成績が確認されているか。

（注）　再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別、地域・形態別、引受年度別等リスク管理上有効な方法で確認されることが望ましい。

(6)　保険子会社等から受再を行う場合は、上記(1)から(5)までのリスク管理がグループ単位で適正に行われているか。

Ⅱ－3－10－3　再保険に係る方針の開示

(1)　生命保険会社

①　規則の別表「規則第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ハ関係（生命保険会社）」の保険契約に関する指標等・第 6 号から第 9 号までの開示を行う場合、第三分野保険（規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。）については、別途開示を行うものとする。

② 規則第 59 条の 2 第 1 項第 4 号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。

ア. 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針

イ. 再保険カバーの入手方法

(2) 損害保険会社

① 規則の別表「規則第 59 条の 2 第 1 項第 3 号ハ関係（損害保険会社）」の保険契約に関する指標等・第 5 号から第 8 号までの開示を行う場合、第三分野保険（規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限る。）については、別途開示を行うものとする。

② 規則第 59 条の 2 第 1 項第 4 号イに掲げるリスク管理の体制を開示するにあたっては、以下に掲げる事項についても分かりやすく開示するものとする。

ア. 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針

イ. 再保険カバーの入手方法

ウ. 主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて、当該リスクが発生した場合に適用される再保険の種類、再保険スキーム上の上限額設定にあたっての考え方等具体的な再保険の内容

Ⅱ－3－11　資産運用リスク管理態勢

Ⅱ－3－11－1　意義

保険会社は、保険料として収受した金銭その他の資産について、有価証券の取得、不動産の取得、金銭の貸付けその他の方法により運用を行っている。これら資産運用に係るリスクを認識した上で、適切な資産運用リスク管理態勢の整備が重要である。

Ⅱ－3－11－2　主な着眼点

(1)　リスク管理態勢の整備

保険会社の健全性維持を図る観点から、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等を踏まえた日常の資産運用リスク管理のための態勢が十分整備されているか。特に、

①　市場リスク、信用リスク、流動性リスク等を踏まえたリスク管理の基本方針が定められているか。

②　代表取締役又は担当取締役は当該基本方針の策定に積極的に関与しているか。

③　内部規定（稟議規定を含む。）は適正に策定されているか。

④　資産運用での責任体制は明確になっているか。特に、取引実施部門（フロント・オフィス）、後方事務部門（バック・オフィス）、市場リスク管理におけるリスク管理部門（ミドル・オフィス）について、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。その上で、取引実施部門と、後方事務部門あるいはリスク管理部門の間の相互牽制機能は発揮されているか。

⑤　保有資産の評価を定期的かつ適切に行う態勢となっているか。

⑥　内外の経済動向等を含め、保有資産の価格等に影響を与える情報を広く収集・分析する態勢となっているか。

⑦　運用全般に係るリスク量が把握できる体制となっているか。

⑧　代表取締役又は担当取締役が適切かつ迅速に業務運営やリスク管理等の方針を決定できるよう、重要な情報を適時に代表取締役又は担当取締役に報告を行う態勢が整備されているか。

⑨　保有資産の種類等ごとに業務部門が相互の連携なく投資運用を行う場合、全体としてリスクの集中を招いたり、それぞれのポジションに固執し、全体として適切なタイミングで手仕舞いできない可能性があるなど効果的な

リスク管理に支障が生じうることを認識し、ポートフォリオ全体の観点から、適切かつ迅速な投資判断を行える態勢が整備されているか。

⑩　市場流動性が低い又は市場混乱時に市場流動性が低下する可能性が高い商品（例えば以下のような商品）に投資する場合は、適切な投資方針（投資限度額等の運用方針、リスク管理態勢等）を整備し、運用しているか。

・ハイブリッドな投資商品
・仕組債
・プライベートエクイティ
・ヘッジファンド

⑪　例えば以下のような点について、エクスポージャー（オフバランス項目に係るものを含む）が集中するリスクを、リスク選好や限度額等を設定するなどして、適切に管理する態勢が整備されているか。特に金融機関に対するエクスポージャーは、金融市場混乱時にはリスクを増幅させるおそれがあることを考慮しているか。

・資産の種類
・信用格付
・発行体、カウンターパーティ又はその関連事業体（相殺可能な負債を必要に応じて考慮）
・セクター
・地理的領域

(2)　市場リスク管理の内容・手法

①　ポジション及びリスクについて、保有資産別・期間別等の内訳を適切に把握しているか。特に、特殊なリスク特性を有する保有資産のリスクを適切にとらえているか。

②　VaR 値をリスク管理に用いる際は、商品の特性を踏まえて、観測期間、保有期間、信頼区間、計量手法及び投入するデータ等の適切な選択に努めるとともに、計量結果を検証し、妥当性の確保に努めているか。

③　過去の実績が十分でない場合やデータの信頼性が乏しい場合等には VaR の値が過少となる可能性があるなど、統計的なリスク計量手法には限界があることを踏まえ、多様なリスク計量手法（例えば想定元本などのグロス・ポジションの把握、ボラティリティの変化の把握など）を活用するとともに、ストレステストを含むリスク管理手法の充実を図っているか。なお、リスク管理にあたっては、経済動向等を踏まえてその前提条件を機動的に見直すこととしているか。

④　リスク・リミット（VaR 等の予想損失額の限度枠）、損失限度の設定に際しては、取締役会において、保険会社におけるリスク管理の方針として、

各設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか。また、取締役会等において、定期的に（少なくとも半年に一度）、各部門の業務の内容等を再検討し、設定内容を見直しているか。

⑤　リスク・リミット、損失限度を超過した場合、もしくは超過するおそれがある場合の管理者への報告体制、権限（方針及び手続き等）が明確に定められているか。

(3)　証券化商品等のクレジット投資のリスク管理

証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。また、市場性のあるローン（自社でオリジネートする場合、セカンダリー市場で取得する場合を問わない。）や CDS 取引についても、同様の留意が必要となる。なお、信用リスクを保険の形態で保証する場合においても、その性質に応じ、基本的には同様の留意が必要となる。

①　商品の適切な価格評価

市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローンや CDS 取引も含む。）に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行い、会計処理にも反映しているか（信用リスクを保険の形態で保証する場合においても、同様な留意を行い、必要に応じて保険契約準備金の追加積立てをしているか）。

ア.　価格評価にあたっては、頻繁に取引されている価格が存在する場合は当該価格で評価し、このような価格が存在しない場合でも、売買頻度や売手と買手の価格差に留意しつつ、合理的な価格評価を行っているか。また、価格評価モデルを用いる場合には、モデルが一定の前提の上に作られていることを理解し、定期的にモデルの前提やロジックを見直し、商品内容、市場の実勢や信用リスクの状況を適切に反映しているかどうかを含め、適切性を検証しているか。（信用リスクを保証する保険の場合には、例えば引受け時点における評価を基に、その後の信用リスクの変化等を把握し、負債価値の再評価を行うことも考えられる。）

イ.　取引実施部門において算出された商品の価格を、リスク管理上の時価評価額として使用する場合は、当該価格について、リスク管理部門等において、独立した立場から検証を行っているか。

ウ.　ブローカーや外部ベンダーから価格評価を取得する場合は、可能な限り価格評価手法にかかる情報の提供を求め、当該価格評価の妥当性の検証に努めているか。また、外部ベンダー等が提供する価格評価モデルを用いる場合は、可能な限り詳細な情報の提供を当該ベンダー等に求め、モデルの前提・特性や限界の把握に努めているか。

② 証券化商品等投資における商品内容の適切な把握

ア. 証券化商品等への投資や期中管理にあたり、格付業者の格付手法や格付の意味を予め的確に理解した上で外部格付を利用する等、外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。

イ. 証券化商品等の投資において、裏付となる資産内容の把握、優先劣後構造（レバレッジの程度）や流動性補完、信用補完の状況、クレジットイベントの内容といったストラクチャーの分析及び価格変動の状況の把握等、自ら証券化商品等の内容把握に努めているか。

ウ. 証券化商品投資では、原資産ポートフォリオの運用・管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依存していることから、関係者の能力・体制等の把握・監視に努めているか。

エ. 証券化商品については、オリジネーターによる原資産の組成において、その組成当初から当該原資産の全てを証券化ビークルに譲渡することを意図した場合、投資分析等が疎かになるなど不適切な原資産組成がなされ、その結果当該証券化商品の持分のリスクが高くなるおそれがある。そのため、当該証券化商品のリスクの一部を、オリジネーターが継続保有することが望まれる。これらを踏まえ、オリジネーターが証券化商品に係るリスクの一部を継続保有しているか確認しているか。また継続保有していない場合には、オリジネーターの原資産に対する関与状況や原資産の質についてより深度ある分析をしているか。

③ 市場流動性リスクの管理

ア. 証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検証しているか。なお、市場流動性を検証する方法としては、

（ア） 市場規模と自己の投資額とを比較し、過大なシェアとなっていないかを確認すること

（イ） ヒアリング等を通じて、市場の売手と買手の価格差や実際に売却可能な価格水準を把握すること

（ウ） 各種指数等（証券化商品のインデックス等）の分析により市場環境の変化をモニターすること

（エ） 過去のストレス事象を参考に、市場流動性枯渇に関するストレスシナリオを作成し、証券化ポートフォリオの損益等を確認すること等が考えられる。

イ. 証券化商品等の市場流動性につき、懸念が認められた場合、適時に対応を検討する態勢が整備されているか。

④ CDS 取引の安全性の向上

CDS 取引を行うにあたっては、取引の安全性を向上させる観点から、取引の標準化や中央決済機関の利用などといった関係者の取組みも念頭に置

きつつ、適切な取引実務を採用しているか。

(4)　その他個別の資産運用

個別の資産運用にあたっては、以下のような点に留意して行われているか。

①　商品有価証券

適正な経理を行うための規定が整備されているか。

②　デリバティブ取引

ア.　デリバティブ取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適正な管理が行われているか。

イ.　リスク管理を行うための措置が講じられているか。

ウ.　適時にリスク量が把握できる体制となっているか。

エ.　リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。

③　債券の空売り及び貸借

ア.　リスク管理を行うための措置が講じられているか。

イ.　適時にリスク量が把握できる体制となっているか。

ウ.　リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。

エ.　実行限度額等を明確にした管理が行われているか。

④　株式の信用取引

ア.　信用取引を行う目的、限度、契約内容等を明確にした適正な管理が行われているか。

イ.　リスク管理を行うための措置が講じられているか。

ウ.　適時にリスク量が把握できる体制となっているか。

エ.　リスク管理は財産的基礎から適正なものとなっているか。

⑤　カウンターパーティの信用リスクについて

デリバティブ取引等においては、主なカウンターパーティの信用リスクについて、以下の点も含め、適切に管理しているか。

ア.　カウンターパーティ別及び必要に応じてカウンターパーティの類型別のエクスポージャーの管理

イ.　デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握

ウ.　担保その他の信用補完措置の有効性の確認

⑥　非清算店頭デリバティブ取引

保険会社（金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 10 項第 4 号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が 3,000 億円未満の者を含む。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、変動証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。

また、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 6 の規定（当初証拠金）の対象となる保険会社は、同号で対象となる非清算店頭デリバティブ取引において、当初証拠金の接受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。

具体的な監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅳ－2－4（4）非清算店頭デリバティブ取引」等を参照するものとする。

⑦　その他の取引

保険会社が行う取引については、必要に応じその目的、実行限度、収支に与える影響を勘案した内部規定が整備されているか。また、社会的信用の維持等について配慮されたものとなっているか。例えば、現金担保付債券貸借取引において内部規定は整備されているか。また、現金担保にあたっては適正な付利が行われているか。

⑧　営業用不動産の取得

ア.　営業用不動産について、投資用不動産と明確に区分した管理が行われているか。

イ.　営業用不動産の取得にあたって、経営の効率化の観点を勘案した取得となっているか。

⑨　資金の貸付

ア.　審査・管理の充実強化のための措置が講じられているか。また、担当部門間の相互牽制機能は発揮されているか。

イ.　債務者管理を適切に行うための措置が講じられているか。また、与信にあたり債務者の事業計画、返済計画、返済財源、資金使途、投資効果、保全面等が審査項目とされているか。

ウ.　迂回融資、名義分割、架空名義等不適正な取扱いを排除する措置が講じられているか。

エ.　貸付等に係るロスの算定、処理は適正に行われているか。

⑩　貸付債権の流動化

ア.　対象債権を有する保険会社は、原債務者の保護に十分配慮しているか。

イ.　債務者等を威迫し又は私生活若しくは業務の平穏を害するような者に対して貸付債権を譲渡していないか。

⑪　投資一任契約による運用について

ア.　資産運用全体に関する企画立案（基本方針、収益計画やリスク管理計画の策定など）は保険会社自らが行っているか。

イ.　投資一任契約に関して資産運用全体における位置付けなどの基本方針が策定されているか。

ウ.　投資一任契約の内容が保険会社の資産運用方法として適切なものとなっているか。

エ.　投資一任勘定を含めてリスク管理を行うための措置が十分講じられているか。

オ.　投資一任勘定を含めて資産運用規制遵守及びその検証体制が整備されているか。

⑫　履行保証について

保険会社が、債務保証としていわゆる履行ボンド等、建設工事等の履行保証を行う場合には、保証履行の際に、保険会社が自ら工事を完成させる等、法第 100 条に照らして保険会社が行うことのできない業務を行う必要が生じない契約内容となっているか。

⑬　特別勘定の市場運用について

特別勘定の市場運用に関する内部規定が適切に定められているか。また、当該規定に基づく適切な運用が確保される体制が整備されているか。

（注）　内部規定を定めるにあたって、次の点に留意しているか。

ア.　保険契約者のために誠実に運用する旨を定めているか。

イ.　保険契約者に対して、運用方針、運用内容（貸株運用に関する事項を含む。）等を説明する旨を定めているか。

ウ.　市場において遵守すべき原則（例えば、価格操作・風説の流布の禁止、引値保証取引に関する事項等）を定めているか。

エ.　取引執行能力、法令等遵守（コンプライアンス）、信用リスク、運用実績等を総合的に勘案した発注先及び一任先・助言者の選定に係る基準を定めているか。

⑭　損害保険会社の保証証券業務と債務の保証

損害保険会社の保証証券業務と債務の保証の業務については、保険数理に基づき、対価を決定し、準備金を積み立て、再保険による危険の分散を行うなど保険固有の方法を用いて行う保証証券業務と、法第 98 条第 1 項第 2 号に規定する債務の保証とは、運営にあたって明確に区別されているか。

ア.　保証証券業務として行われる保証は、例えば、デリバティブ取引に係る保証

イ.　債務の保証として行われる保証は、例えば、融資、社債等、資産の流動化に係る保証

⑮　投資専門子会社を活用した株式の取得・保有

投資専門子会社を活用して、法第 106 条第 1 項第 13 号又は第 271 条の 22 第 1 項第 13 号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社」の株式を取得・保有する場合、保険会社本体からは

一定のリスク遮断が図られているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。

(5)　資金の調達

外部資金の取り入れは、レバレッジ効果をもたらすこととなり、例えば、以下のようなものについて資産等の保有限度等の管理においては十分留意しておく必要がある。

①　基金

基金の募集にあたって、基金利息の負担の影響、内部留保の充実、保険契約者等の保護が勘案されたものとなっているか。

②　社債

ア.　発行目的、発行限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。

イ.　発行、償還等の適正な管理を行うための措置が講じられているか。

③　劣後債務の取り入れ

ア.　取入目的、限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。

イ.　返済計画等の適正な管理を行うための措置が講じられているか。

④　当座借越

ア.　資産運用に伴う、一時的な資金繰りに対応するものとなっているか。

イ.　取入目的、限度等が勘案されたものとなっているか。

⑤　外貨建債務の取り入れ

取入目的、限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。

⑥　CP

ア.　発行目的、発行限度、収支に与える影響等が勘案されたものとなっているか。

イ.　発行、償還等の適正な管理を行うための措置が講じられているか。

(6)　資産の自己査定のあり方

①　資産内容の健全性を的確に把握するための措置が講じられているか。

②　自己査定基準を策定し自らの資産を検討・分析し回収の危険性又は価値の毀損の度合いに応じて分類区分（以下、「自己査定」という。）を行っているか。

③　自己査定基準の策定にあたっては、会社法（平成 17 年法律第 86 号）等関係法令に準拠し、経営陣の積極的な関与の下で正式の社内手続を経て、文書により規定化されているか。資産査定の具体的な基準、自己査定の実

施部門が明記されているか。基準の合理性、明確性について説明が可能か。

④　自己査定の責任部門が明確化されているか。当該部門は貸付承認部門と独立した部門であるなど相互牽制機能が確保されているか。

⑤　自己査定結果について、検査部門等の内部監査部門が監査を行う体制となっているか。自己査定部門へ精通者が確保されているか。

⑥　自己査定が基準通りに行われているか。

⑦　自己査定結果の経営陣への報告が適宜行われる事務フローとなっているか。経営陣は報告を理解し自社の資産内容を正確に把握しているか。

⑧　自己査定結果を踏まえた、償却引当方針は明確か。外部監査人との連携は十分か。

⑨　公認会計士協会実務指針に則った償却・引当が行われているか。

⑩　海外の政治経済情勢等に起因して、特定の国又は地域に関連して特に生ずることが見込まれる貸倒損失（以下、「カントリー・リスク」という。）の評価に係る合理的な基準が整備されているか。

⑪　カントリー・リスクの評価結果を踏まえた、特定海外債権引当勘定への引当方針は明確か。引当方針に則った引当が行われているか。外部監査人との連携は十分か。

⑫　カントリー・リスクの評価基準は、以下のような事実等が発生している国又は地域の政府、その他対象国に住所又は居所を有する自然人若しくは対象国に主たる事務所を有する法人に対する信用供与を適正に評価できる内容となっているか。

ア.　当該国の政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業（以下、「政府等」という。）に対する民間保険会社の貸付金（以下、「政府等向け民間貸付金」という。）の元本又は利息の支払いが 1 ヵ月以上延滞していること。

イ.　政府等向け民間貸付金について、決算期末前 5 年内に、債務返済の繰延べ、主要債権銀行間一律の方式による再融資、その他これらに準ずる措置（以下、「債務返済の繰延べ等」という。）に関する契約が締結されていること。

ウ.　政府等向け民間貸付金について、債務返済の繰延べ等の要請を受け、契約締結に至らないまま 1 ヵ月以上経過していること。

エ.　政府等向け民間貸付金について、前各号に掲げる事実が近い将来に発生することが見込まれること。

オ.　当該国に住所又は居所を有する自然人若しくは当該国に主たる事務所を有する法人に対する民間保険会社の貸付金について、ア. からウ. に類する事実が発生していること又は近い将来に発生することが見込まれること。

カ.　その他、カントリー・リスクの評価に影響を及ぼすことが見込まれる事象。

Ⅱ－3－12　流動性リスク管理態勢

Ⅱ－3－12－1　意義

保険料収入等の状況により資金繰りに支障をきたした場合、経営に重大な影響を及ぼす可能性があることから、日頃から資金繰り状況を注視し、適切にリスク管理していくことが重要である。

Ⅱ－3－12－2　主な着眼点

(1)　態勢整備

①　日々の資金繰りの管理・運営を行う資金繰り管理部門を設置しているか。

②　代表取締役、担当取締役、取締役会、資金繰り管理部門及び各業務部門との間で、資金繰り管理に係る報告、政策企画及び指揮命令態勢を適切に整備しているか。また、例えば、資金繰り管理部門とリスク管理部門を分離するなど、牽制機能が十分発揮される態勢を整備しているか。

（注）　「資金繰り管理部門」とは、日々の資金繰りの管理・運営を行っている部門をいい、「リスク管理部門」とは、資金繰りに関する内部基準等の遵守状況等のモニターを行っている部門をいう。

③　流動性リスク管理方針を策定しているか。流動性リスク管理方針に基づく資金繰り管理には、必要に応じて以下のような管理が含まれているか。

・流動性リスクに関するリスク選好、リスク許容度、リスク・リミット等の設定及びその遵守状況の確認

・流動性に関するストレステストの実施（リスク選好等の範囲内にあることの確認を含む）

・流動性危機時の対応策の設定及びその見直し

④　資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分し、各区分時における管理手法、報告手法、決済手法等の規定を、取締役会等が承認の上、整備しているか。

(2)　リスク管理

①　取締役会は、戦略目標を定めるにあたり、資金繰りリスクを考慮しているか。資金繰り管理に係る報告が流動性リスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。また、流動性危機時の対応策及びその重要な見直しを承認しているか。

②　代表取締役は、資産運用の内容、調達の状況等により、必要に応じ、市

場のない、若しくは非常に流動性の低い資産の運用上の限度額等のリミットの設定及び見直しを行っているか。

③　リスク管理部門は、取締役会及び資金繰り管理部門に情報を提供するとともに、資金繰り管理部門を牽制しているか。また、資金繰り管理部門とともに、流動性危機時の対応策の整備・見直しを行っているか。

④　資金繰り管理部門は、流動性リスク管理方針及びリスク管理の規定に従い、資産・負債両面からの流動性についての評価、流動性確保状況の把握、円貨及び外貨についての資金繰り表並びに資金繰り見通しの作成等により、資金繰りを適切に管理しているか。資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策を整備しているか。通貨別、拠点別に把握される場合の流動性リスクについて統合して管理しているか。また、調達手段を確保しているか。

⑤　各業務部門は、流動性リスクを考慮した業務運営を行っているか。

⑥　資金繰りリスクの管理にあたっては、連結対象子会社の資金繰り状況を把握・考慮した対応を行っているか。また、出再保険の管理を行っているか。

⑦　信用リスクを保証する保険や CDS 取引を含むデリバティブ取引等において、保証債務又は参照債務の信用の程度、あるいは保険会社の格付け等に基づいて担保が要求される条件となっている場合には、担保の提供を想定した流動性の管理を行っているか。

Ⅱ－3－13　オペレーショナル・リスク管理態勢

オペレーショナル・リスク管理態勢とは、事務リスク管理態勢、システムリスク管理態勢、その他オペレーショナル・リスク管理態勢より構成される。

Ⅱ－3－13－1　事務リスク管理態勢

Ⅱ－3－13－1－1　意義

事務リスクとは、保険会社の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、保険会社が損失を被るリスクをいうが、保険会社は当該リスクに係る役職員の人事管理を含む内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。

Ⅱ－3－13－1－2　主な着眼点

(1)　事務リスク管理態勢

①　全ての業務に事務リスクが存在していることを理解し、適切な事務リスク管理態勢が整備されているか。

②　保険契約者等に係る個人情報の漏洩やプライバシーの侵害を発生させないよう、社内態勢の整備や社員あるいは保険代理店に対する指導などの措置が講じられているか、保険の目的が存在しない契約（いわゆる架空契約）等法令や内部ルールに反する保険契約について、その発生の防止等の措置が講じられているか等、事務リスクを軽減することの重要性を認識し、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。

③　事務部門は、十分に牽制機能が発揮されるよう体制が整備されているか。また、事務に係る諸規定が明確に定められているか。

(2)　内部監査態勢

内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するため、内部監査を適切に実施しているか。

(3)　支社・支店等におけるリスク管理態勢

事務部門は、支社・支店等の営業店における事務管理態勢をチェックする措置を講じているか。

Ⅱ－3－13－2　システムリスク管理態勢

Ⅱ－3－13－2－1　意義

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や保険会社が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や保険会社が損失を被るリスクを言う。特に、合併や持株会社化による経営統合等の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、保険会社の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴い、重要情報に対する不正なアクセス、漏洩等のリスクが大きくなっている。システムが安全かつ安定的に稼動することは保険会社に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

また、金融機関の IT 戦略は、近年の金融を巡る環境変化も勘案すると、今や金融機関のビジネスモデルを左右する重要課題となっており、金融機関において経営戦略を IT 戦略と一体的に考えていく必要性が増している。こうした観点から、経営者がリーダーシップを発揮し、IT と経営戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである「IT ガバナンス」が適切に機能することが極めて重要となっている。

（参考）　金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理第２版（令和５年６月）

Ⅱ－3－13－2－2　主な着眼点

(1)　システムリスクに対する認識等

①　システムリスクについて代表取締役をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。

②　代表取締役は、システム障害やサイバーセキュリティ事案（以下、「システム障害等」という。）の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。

（注）　サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

③　取締役会は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムを統括管理する役員として定めているか。なお、システム統括役員は、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者であることが望ましい。

④　代表取締役及び取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）は、システム障害等発生の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。

　また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。

(2)　システムリスク管理態勢

①　取締役会は、コンピュータのネットワーク化の拡大等により、リスクが顕在化した場合、その影響が連鎖し、広域化・深刻化する傾向にあるなど、経営に重大な影響を与える可能性があるということを十分踏まえ、リスク管理態勢を整備しているか。

②　システムリスク管理の基本方針が定められているか。システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。

③　システムリスク管理態勢の整備にあたっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。

　また、システムリスク管理態勢は、システム障害等の把握・分析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。

(3)　システムリスク評価

①　システムリスク管理部門は、顧客チャネルの多様化による大量取引の発生や、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的に又は適時にリスクを認識・評価しているか。

　また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。

②　システムリスク管理部門は、例えば 1 日当たりの処理可能な契約件数などのシステムの制限値を把握・管理し、制限値を超えた場合のシステム面・事務面の対応策を検討しているか。

③　商品設計部門は、新商品の導入時又は商品内容の変更時に、システムリスク管理部門と連携するとともに、システムリスク管理部門は、システム開発の有無にかかわらず、関連するシステムの評価を実施しているか。

(4)　情報セキュリティ管理

①　情報資産を適切に管理するために方針の策定、組織体制の整備、社内規程の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢の PDCA サイクルによる継続的な改善を図っているか。

②　情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。また、管理者は、システム、データ、ネットワーク管理上のセキュリティについて統括しているか。

③　コンピュータシステムの不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウィルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。

④　保険会社が責任を負うべき顧客の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。

　顧客の重要情報の洗い出しにあたっては、業務、システム、外部委託先を対象範囲とし、例えば、以下のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。

・　通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ
・　障害解析のためにシステムから出力された障害解析用データ
・　ATM（店舗外含む）等に保存されている取引ログ　等

⑤　洗い出した顧客の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。

　また、それぞれの重要度やリスクに応じ、以下のような情報管理ルールを策定しているか。

・　情報の暗号化、マスキングのルール
・　情報を利用する際の利用ルール
・　記録媒体等の取扱いルール　等

⑥　顧客の重要情報について、以下のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等を牽制、防止する仕組みを導入しているか。

・　職員の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
・　アクセス記録の保存、検証
・　開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互牽制体制　等

⑦　機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。

なお、「機密情報」とは、暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、顧客に損失が発生する可能性のある情報をいう。

⑧　機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。

⑨　情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。

⑩　セキュリティ意識の向上を図るため、全役職員に対するセキュリティ教育（外部委託先におけるセキュリティ教育を含む）を行っているか。

(5)　サイバーセキュリティ管理

①　取締役会等は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。

②　インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。

・　可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式

・　取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証

・　ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション認証　等

（注）　不正アクセスによる顧客口座からの不正出金を防止するための措置を講じている場合（例えば、保険金振り込み金融機関口座（出金先口座）の指定・変更手続きにおいて、顧客口座と名義が異なる出金先口座への指定・変更を認めないこととし、さらに転送不要郵便により顧客の住所地に口座指定・変更手続きのための書面を送付するなどにより、顧客口座と名義が異なる出金先口座への振込みを防止する措置を講じている場合）は、取引のリスクに見合った対応がなされているものと考えられる。

③　インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。

・　取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供

・　利用者のパソコンのウィルス感染状況を保険会社側で検知し、警告を発するソフトの導入

・　電子証明書を IC カード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒

体・機器へ格納する方式の採用

・　不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備　等

(6)　システム企画・開発・運用管理

①　経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、取締役会の承認を受けているか。

②　現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。

また、システム開発・運用管理に当たっては、十分な予算や人的資源を配分しているか。

③　開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。

④　開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。

また、システム開発の進捗状況について、システムの重要度及び性格を踏まえ取締役会等に報告しているか。さらに、進捗状況等に問題がある場合、取締役会等が必要な指示を行っているか。

⑤　保険会社におけるシステム不備により保険契約者等に対し不利益を及ぼすことを防ぐため、保険商品の開発や改定等に際してのシステム開発においては、次の点に留意して、プログラムミスの発生防止のための措置を講じているか。

ア.　システム開発時の連携

保険契約に係る新しい商品や仕組みを導入する場合（これらを変更する場合を含む。）に、商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門の間の連携が十分図られているか。

連携にあたっては、

（ア）　関係する部門間での連携のためのルール・責任範囲が明確化されているか。

（イ）　保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果についてのシステム機能のチェックに、商品設計部門、事務設計部門が主体的に関与しているか。

（ウ）　関係する部門間で、必要な情報が共有されているか。

（エ）　関係する部門の責任者や担当者が明確にされているか。

（オ）　システムの開発や変更の記録が、保存期間を定めて文書等で保管されているか。

等に留意する。

イ.　システム開発時のチェック

（ア）　商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門で連携して、商品や仕組みの内容に照らして取扱いの差異が生じる場合を網羅する適切かつ十分なケースを想定し、システム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。

（イ）　保険料・配当金等の重要な事項に関する計算結果については、特に重点的にチェックを実施しているか。また、システムの稼動に先立ち、チェックの実施状況を確認しているか。

（ウ）　各部門におけるチェックについては、具体的な内容毎に、十分な検証能力を有する者によって実施されているか。

（エ）　チェックの方法が適切に選択されているか。

ウ.　システム開発後のチェック・管理

（ア）　商品設計部門及び事務設計部門は、新しい商品や仕組みの導入後においても、必要に応じてサンプルチェック等を実施しているか。

（イ）　新しい商品や仕組みの導入にあたり、システム開発の一部について実施時期を先延ばしした場合、その後の　システム開発における管理主体を明確にした上で、商品設計部門、事務設計部門及びシステム部門で連携してスケジュールを適切に管理しているか。

⑥　人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。

⑺　システム監査

①　システム部門から独立した内部監査部門が、定期的にシステム監査を行っているか。

②　システム関係に精通した要員による内部監査や、システム監査人等による外部監査の活用を行っているか。

③　監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

④　システム監査の結果は適切に取締役会に報告されているか。

⑻　外部委託管理

①　外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討のうえ、選定しているか。

②　外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続き、提供されるサービス水準等を定めているか。また、外部委託先の役職員が遵守すべきルールやセキュリティ要件を外部委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。

③　システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む）について、リスク管理が適切に行われているか。

特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。

システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

④　外部委託した業務（二段階以上の委託を含む）について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。

また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。さらに、外部委託先における顧客データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。

⑤　重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。

⑼　コンティンジェンシープラン

①　コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

②　コンティンジェンシープランの策定にあたっては、その内容について客観的な水準が判断できるもの（例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」（公益財団法人金融情報システムセンター編））を根拠としているか。

③　コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけではなく、保険会社の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。

また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。

④　コンティンジェンシープランは、他の金融機関等におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。

⑤　コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、外部委託先等と合同で、定期的に実施しているか。

⑥　業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

(10)　障害発生時等の対応

①　システム障害等が発生した場合に、顧客に対し、無用の混乱を生じさせないよう、適切な措置を講じているか。

　また、システム障害等の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。

②　システム障害等の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。

③　経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢（例えば、顧客に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。

　また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。

④　システム障害等の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。

⑤　システム障害等が発生した場合、保険会社において速やかに障害の内容・発生原因、復旧見込等について公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行っているか。

　また、システム障害等の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。

⑥　システム障害等の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置、再発防止策等を的確に講じているか。

　また、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。

⑦　システム障害等の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステム的な仕組みを整備しているか。

Ⅱ－3－13－3　システム統合リスク・プロジェクトマネジメント

Ⅱ－3－13－3－1　意義

Ⅱ－3－13－3－1－1　システム統合リスク

保険会社のシステムについては、保険商品の多様化に伴って規模が大きく構成が複雑化しており、保険業務におけるＩＴ（情報通信技術）依存度の高まりやコンピューターのネットワーク化の拡大と相俟って、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。

特に、合併や持株会社化による経営統合等の経営再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生する可能性があることから、合併や持株会社化による経営統合等を行うに際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題のひとつとなっている。

（参考）　金融機関のＩＴガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理（令和元年６月）別添「システム統合リスク管理態勢に関する考え方・着眼点（詳細編）」

①　「システム統合」とは、合併、事業譲渡、持株会社化、子会社化及び業務提携等の経営再編（「経営統合」）により、システムを統合、分割又は新設することをいう（システムの共同開発・運営を含む。）。

②　「システム統合リスク」とは、システム統合における事務・システム等の統合準備が不十分なことにより、事務の不慣れ等から役職員が正確な事務を誤り、あるいはコンピュータシステムのダウン又は誤作動等が発生し、その結果、顧客サービスに混乱をきたす、場合によっては保険会社等としての存続基盤を揺るがすなど、顧客等に損失が発生するリスク、また統合対象保険会社等が損失を被るリスクである。

Ⅱ－3－13－3－1－2　システム統合リスクの「リスク特性」とリスク軽減策

(1)　リスクの特性の基本的な考え方

「システム統合リスク」とは、単にシステムの開発にかかわるリスクに限られるのではなく、ユーザー部門における事務処理対応、保険募集人、代理店、窓口における顧客対応等の「事務リスク」の分野を広く包摂したものであって、対象保険会社の経営陣の責任において、「顧客利便」を最重要視した複合的なリスク管理が求められている点が重要である。

(2)　リスク軽減策の基本的考え方

システム統合リスクのリスク量は、事象（イベント）の発生確率と発生した場合の影響度（インパクト）の積で認識すべきものであり、保険会社の業容等からすれば、以下のⅡ－3－13－3－1－3、Ⅱ－3－13－3－2を踏まえた徹底したリスク軽減策が求められることに留意する必要がある。

加えて、リスク軽減策に見合うコンティンジェンシープランを整備し、各種リスク事象が複合的に顕在化（障害が同時発生）しても、顧客に大きな影響を及ぼすことを回避できるような態勢を整備する。

Ⅱ－3－13－3－1－3　プロジェクト管理（プロジェクトマネジメント）の重要性

合併や持株会社化による経営統合等の経営再編に伴うシステム統合の実施に当たっては、下記のような合併時固有の事情(注)から、システム開発会社だけではなく、保険会社においても、実効性のあるプロジェクト管理態勢の構築（いわゆる「プロジェクトマネジメント」の実施）が不可欠であると考えられる。

（注）　合併以外の事由に伴うシステム統合の場合においても、合併時と同様な事情があることに留意する。

(1)　制約のあるスケジュール

システム統合を行う複数の保険会社（以下、「対象保険会社」という。）の経営陣は、制約のあるスケジュールと競争・競合環境の下で、①合併後の経営戦略・ビジネスモデルの構築、②人事体制・リストラ計画の策定、③統合比率の決定等の重要な経営判断を迅速に行う必要があること。

(2)　長期にわたる複雑なプロジェクト

システム統合を実現するプロセスの基本的なパターンは、①基本検討、②基本設計、③詳細設計、④製造、⑤結合テスト、⑥総合テスト、⑦総合運転テスト、⑧移行であり、実現までに長期間を要するプロジェクトであること。

Ⅱ－3－13－3－2　主な着眼点

検証に当たっての基本的な着眼点は、「金融機関のＩＴガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理（令和元年６月）別添「システム統合リスク管理態勢に関する考え方・着眼点（詳細編）」に示されているところによるが、以下は、過去の事例から得られた反省と教訓等を勘案して、より具体化した着眼点を例示したものである。

(1)　取締役の責任分担及び経営姿勢の明確化

対象保険会社の代表取締役は、Ⅱ－3－13－3－1－1 のようなシステム統合リスクのリスク特性やプロジェクトマネジメントの重要性を正確に認識しているか。

対象保険会社の代表取締役は、システム統合に係る役職員の責任分担を明確化するとともに、自らの経営姿勢を明確化しているか。

(2)　システム統合方式に係る経営判断の合理性

対象保険会社の取締役会は、システム統合の方式決定に当たり、対象保険会社間の軋轢を排除し、十分な協議を行い、合併等までのスケジュール、合併後の経営戦略等に基づき、システム統合実施までの十分な準備期間、十分な予算や人的資源を確保した上で、合理的な意思決定を行っているか。

(3)　プロジェクトマネジメントのための基本的な体制整備

①　対象保険会社の取締役会は、システム統合は、単にシステムの問題としてではなく、事務処理対応及び顧客対応という事務リスクと密接不可分であること、また、一つの分野で発生するリスクが他の分野にも波及し、経営再編全体の大きな障害となる可能性があることを十分認識した上で、協調して、システム統合に係る計画・作業を統括管理する役員及び部門（以下、「統括役員及び部門」という。）等を設置しているか。

②　対象保険会社間、取締役・統括役員及び部門間、開発部門・ユーザー部門間、同一部門内、営業店（保険代理店を含む）内における意思疎通が十分に図られる体制が整備されているか。

③　対象保険会社の取締役会並びに統括役員及び部門は、協調して統合プロジェクトの進捗状況を的確に把握できる体制を整備しているか。システム統合に関する情報が対象保険会社の一部の役職員の間にとど

まることのないよう保険会社内、保険会社間の報告体制が整備されているか。

(4)　システム統合計画とその妥当性

①　事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗出しと軽減策

対象保険会社の取締役会は、統合前のそれぞれのシステムの実態及びこれまでのシステム障害の事例等を踏まえ、システム統合において対顧客障害を起こさないという観点から、事務・システム両面にわたる徹底したリスクの洗出しと軽減策を講じた上で、システム統合計画を策定しているか。

事務・システム両面にわたり十分かつ保守的な移行判定項目・基準を策定しているか。

②　システム統合計画の妥当性

あらかじめ決められた統合の期限を優先するあまり、リスク管理を軽視した計画等となっていないか、第三者機関の評価等も活用して、計画の妥当性につき客観的・合理的に検証しているか。

また、移行判定項目・基準等においては、全ての役職員がいつまでに何をすべきかを明確に定めたものとなっているか。

(5)　保険会社における十分なテスト・リハーサル体制の構築

①　レビューやテスト不足が原因で、顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないような十分なテスト、リハーサルの体制を整備しているか。具体的には、工程毎のレビュー実施状況を検証し、品質状況を管理するためのレビュー実施計画や、システム統合に伴う開発内容に適合したテスト計画が策定され、実施するための体制が整備されているか。

特に、ファイル移行等に関する最終的な品質は、全量データによる機能確認を行わないと判定できないことを踏まえたテスト計画となっているか。さらに、テスト期間中に判明する想定外の不整合データについてのデータクレンジング等の追加的な事務負担を織り込んで、スケジュール管理が行われているか。

②　システムの開発内容に関係ない部分であっても、例えば対外接続系に使用されていたベンダーのパッケージソフトの潜在的な不具合が統合時に顕在化し、結果として大規模な障害に発展する等、全く想定外のリスク事象が発生することがあることにかんがみ、影響がないと見込まれる部分であっても影響がないことを確認するためのテスト等を可能な限り計画しているか。

③　統合後の業務運営の検証のため、本番環境を想定した訓練やリハーサルは、可能な限り営業店（保険代理店を含む）等に同時並行的にピーク時の負荷をかける等、できる限り忠実に本番に近い環境を再現して行うこととしているか。

④　統合により、事務処理の方式が抜本的に変化する営業店（保険代理店を含む）において、いわゆる追付き開発・差分開発の見送りに伴う事務負担の増加への対応を含め、事務手続きの習得教育・障害訓練は十分行われているか。さらに、その進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。

(6)　対顧客説明、接続テスト実施体制の構築

①　顧客折衝の実施計画や折衝に当たって必要な役職員研修の具体的な実行計画等、顧客への周知・説明態勢の十分な整備、研修やマニュアルの実行可能性について、個別具体的な検証がなされているか。

②　システム統合により、取り扱うサービス（例えば、保険料の徴求形態や徴求日等）に変更がある場合には、顧客利便性に配慮した検討を行ったうえで、顧客への周知が適切に行われているか。

③　保険料の口座振替、保険金の口座振込等の顧客とつながりのある取引について、金融機関等の接続先の事情を勘案した接続テストの実施等スケジュールを策定し、接続先への説明を十分に行っているか。

　特に、顧客とつながりのある取引に関する接続テストは、可能な限り全て実施することを基本として計画を組んでいるか。

　接続テストを行わないケース又は行う必要がないと考えられるケースについても、可能な限り実データ等により問題が起きないことを確認することとしているか。

④　対顧客説明、接続テスト等の進捗状況を把握・評価する体制が整備されているか。

(7)　設計・開発段階からのプロジェクトマネジメント

　商品の整理・統合等に係る設計・開発段階から、ユーザー部門とシステム部門の間で認識の相違や、業務要件の洗出しの漏れ・仕様調整漏れが生じ、これが統合時の障害のひとつの原因となっていることから、設計・開発の各段階毎に品質管理が重要である。

　こうしたことを踏まえ、各工程の検証及び承認ルールを明確にする等、適切な管理が行われているか。特に、納期を優先するあまり、品質を犠牲にし、各工程の完了基準を満たさずに次工程に進むことがないか。

(8)　外部委託先の管理態勢

統合に係るシステム開発等の業務が外部委託される場合、当該委託先と統括部門との間の意思疎通が十分に図られる体制を整備しているか。

外部委託先の作業の問題点の早期発見・早期是正がなされないと、追加テスト等を行うことによる遅延が発生することを踏まえ、外部委託業務の内容及びその進捗状況を的確に把握しているか。

特に、対象保険会社と複数の外部委託先が関与する場合、管理態勢の複雑化に伴うリスクを十分認識した上で、対象保険会社が協調して、主体的に関与する体制となっているか。

(9)　計画の進捗管理・遅延・妥当性の検証に係るプロジェクトマネジメント

①　対象保険会社の取締役会並びに統括役員及び部門は、システム統合計画の進捗管理に際し、協調して残存課題、未決定事項等の問題点の把握、解消予定の見定めが十分なされる体制となっているか。

②　プロジェクトの進捗管理に当たっては、常に計画の妥当性まで遡って検証しながら進めることとしているか。

③　システム統合が遅延する等、不測の事態が生じた場合に協調して適切に対応できる体制を整備しているか。具体的には、システム統合が計画に比して遅延した場合にスケジュールを見直す基準が策定された上で取締役会の承認を得ており、それに基づいて適切な対応が図られる体制が整備されているか。

また、協調して遅延の根本原因を究明し、対処する体制が整備されているか。

(10)　資源配分及び計画の変更等に係るプロジェクトマネジメント

①　統合の各段階において経営資源が適切に配分されているか等、対象保険会社が協調して統合の段階毎の進捗について検証を行い、仮に問題点が把握された場合には、それに対し速やかに適切な方策を講じることとしているか。特定の部署・担当者に作業が集中することのないよう業務管理が適切に行われているか。

②　計画の見直しに当たっては、変更後の計画が妥当なものであるか、変更により全体のプロジェクトにどのような影響があるかを十分検証、検討したものとなっているか。

(11)　厳正な移行判定の実施

対象保険会社の統括役員及び部門は、Ⅱ－3－13－3－1 を踏まえ安全

性・安定性を確保するために適切に策定され、取締役会の承認を得た業務の移行判定基準（システムの移行判定基準を含む。）に従い、システムを含む統合後の業務運営体制への移行の可否を判断し、取締役会での承認を経て実行することとしているか。

移行判定時までに、必要なテスト、リハーサル、研修及び訓練等（コンティンジェンシープランの訓練及びその結果を踏まえたプランの見直しまで含む。）が終了し、経営陣の判断するに当たっての不可欠な材料が全て揃うスケジュール・計画となっているか。

移行判定の時期は、対外接続や顧客への対応も含めて、フォールバックが円滑に行われるよう、統合予定日から十分な余裕をもって遡って設定されているか。

(12)　フォールバックの態勢整備

移行判定時において統合不可（戻し、延期等）の判断がなされた場合、システム、内部事務、顧客対応等が円滑に行われる体制が整備されているか。

システム統合日前後における不測の事態への対応プラン（システム統合の中止を含む。）が連携して策定され、取締役会の承認を得ているか。

(13)　コンティンジェンシープランの確立

既存のコンティンジェンシープランについて、システム統合後のシステムの構成や組織体制に基づいた見直しを行った上で、取締役会の承認を受けているか。

また、システム統合に係るコンティンジェンシープランが、同様に策定されているか。特にこれまでの事例を踏まえ、対象保険会社は連携して、

①　システム障害等の不測の事態が発生した場合、システムが完全復旧するまでの代替手段を検討・整備しているか。

②　システム障害が取引のピーク日に発生した場合、契約の二重計上による保険料の二重引き落とし、保険金・解約返戻金の過誤払いや計算誤り等の二次的災害を防止するためのマニュアル対応及び営業店（保険代理店を含む）等を含めた訓練が十分に行われる体制が整備されているか。

また、統合後の事務処理に不慣れな営業店（保険代理店を含む）の混乱等による顧客サービスの低下を防止するための体制が整備されているか。

システムが完全復旧するまでの間、手作業に頼らざるを得ない場合

に備え、軽微な障害であっても短期間に同時多発する可能性も考慮して、事務量を適切に把握し、必要な人員の確保が迅速にできる体制が整備されているか。

③　システム障害等の不測の事態が発生した場合、障害の内容・原因、復旧見込等について公表するとともに、顧客からの問い合わせに的確に対応するため、コールセンターの開設等を迅速に行うこととしているか。

④　単に机上のプランにとどまらず、実際に十分な回数の訓練を行い、その結果を踏まえて、必要に応じプランの見直しを行って、実効性を確保しているか。

(14)　実効性のある内部監査、第三者評価

①　対象保険会社の内部監査部門（以下、「内部監査部門」という。）は、単なる進捗状況のモニタリング・検証のみならず、各問題が統合計画に与える影響やシステム統合リスク管理態勢の実効性といった観点から監査するものと位置付けられた上で、協調して業務監査及びシステム監査を行うことができる体制となっているか。また、システムの開発過程等プロセス監査に精通した要員を確保しているか。

②　システム統合に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を、その限界も見極めつつ、効果的に活用しているか。

(15)　保険持株会社による統括機能

保険持株会社の下で子保険会社のシステム統合が行われる場合には、保険持株会社の経営管理機能の一環として、システム統合リスク管理機能（プロジェクト管理機能を含む。）が適切に発揮されているか。

Ⅱ－3－13－4　その他オペレーショナル・リスク管理態勢

Ⅱ－3－13－4－1　意義

その他オペレーショナル・リスクとは、保険会社がオペレーショナル・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク、システムリスクを除いたリスクをいう。

例えば、顧客に対する過失などによる「法務リスク」や、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為から生じる損失・損害などの「人的リスク」、評

判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害などの「風評リスク」などがある。

各保険会社においては、このような、その他オペレーショナル・リスクを適切に管理するための態勢整備が重要である。

Ⅱ－3－13－4－2　主な着眼点

(1)　経営陣は、その他オペレーショナル・リスク管理を軽視することが、戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分認識し、これらのリスクの所在や特性等を把握しているか。

(2)　保険会社は、その他オペレーショナル・リスクについて、管理方針等を策定しリスクを定義するとともに、適切な管理を行い、必要に応じ取締役会等へ報告を行うなど、適切なリスク管理態勢を整備し、運用しているか。

Ⅱ－3－14　監督手法・対応

統合的リスク管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条（保険引受リスク管理態勢、再保険に関するリスク管理及び資産運用リスク管理態勢に重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は第 133 条）に基づく行政処分を行うものとする。

なお、システムリスク管理態勢については、以下の点も踏まえて対応することとする。

(1)　障害発生時

①　コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実について当局宛て報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」（様式・参考資料編　Ⅱ．その他報告等様式集　様式Ⅱ－3－15(1)）にて当局宛て報告を求めるものとする。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。

ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも 1 ヵ月以内に現状について報告を求めることとする。

（注）　報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、保険会社が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、

ア．　保険金等の支払いに遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの。

イ．　資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの。

ウ．　その他業務上、上記に類すると考えられるもの。

をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

②　必要に応じて法 128 条に基づき追加の報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条に基づく行政処分を行うものとする。

(2)　システムの更新時

保険会社が重要なシステムの更新等を行うときは、必要に応じ、法第 128 条に基づき報告を求め、計画及び進捗状況、プロジェクトマネジメントの適切性・実効性等について確認を行い、重大な問題があると認められる場合には、第 132 条に基づく行政処分を行うものとする。

(3)　システム統合時

①　保険会社が、システム統合等を行う場合にあっては、基本合意等の公表を受けて、システム統合の計画（スケジュールを含む。）及びその進捗状況、並びに、システム統合リスク管理及びプロジェクトマネジメントの態勢について、定期的に報告を求めて実態を把握し、重大な問題がないか検証する。

②　システム統合リスク管理態勢等に関する検査結果通知が行われた場合には、法第 128 条に基づき、指摘事項について、事実確認、発生原因分析、改善対応策、その他を取りまとめた報告及びリスクを適正に制御する方策（計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等）についても報告を求め、システム統合リスク管理態勢（プロジェクトマネジメントの態勢を含む。以下同じ。）に問題がないか検証する。

さらに、定期的にフォローアップ報告を求めて、検査結果を受けた改善・対応策の進捗状況、プロジェクト管理態勢の実効性等の確認を行う。

③　システム統合に係る移行判定が行われたときは、その判断の根拠等につき、法 128 条に基づく報告を求める。

④　上記①～③のいずれかの検証等の結果、問題がある場合には法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題がある場合には、法第 132 条に基づく行政処分を行うものとする。

⑤　システム統合に係る経営統合が当局の認可を要する場合

当該認可申請に対し、法令に基づく審査基準の範囲内で、システム統合計画を的確に履行するための方策、内部監査を含む内部管理態勢等Ⅱ－3－13－3－2 を踏まえた資料提出を求め、システム統合リスク管理態勢に問題がないか審査し、必要に応じ所要の調整を経て、又は法第 310 条に基づき必要な条件を付して認可することとする。

また、合併等の認可後から当該システム統合完了までの間、法 128 条に基づく報告を定期的に求めるものとする。

⑥　システム障害が発生した場合

本監督指針Ⅱ－3－13－2－2(10)、Ⅱ－3－14(1)等にも留意する。

Ⅱ－4　業務の適切性

Ⅱ－4－1　コンプライアンス（法令等遵守）態勢

Ⅱ－4－1－1　意義

保険会社の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼を確立するために重要である。

Ⅱ－4－1－2　主な着眼点

(1)　代表取締役、取締役及び取締役会は法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に取り組んでいるか。（「Ⅱ－1　経営管理」の項目参照）

(2)　法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準が取締役会において策定されているか。

(3)　コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（コンプライアンス・マニュアル）を策定しているか。また、役職員及び保険募集人に対して周知徹底されているか。

(4)　コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・　プログラム）を適時、合理的なものとして策定しているか。

(5)　コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制として、コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。また、その機能が十分発揮されているか。

(6)　各業務部門及び営業拠点等毎に、適切にコンプライアンス担当者を配置しているか。

(7)　コンプライアンスに対する内部監査態勢は十分整備されているか。

Ⅱ－4－1－3　監督手法・対応

コンプライアンス態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は第 133 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－4－2　保険募集管理態勢

保険会社及び保険募集人は、保険契約者等の利益を害することがないよう、適正な保険募集管理態勢を確立する必要がある。

このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査部門による監査や代理店監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。

Ⅱ－4－2－1　適正な保険募集管理態勢の確立

(1)　保険募集の意義

①　法第 2 条第 26 項に規定する保険募集とは、以下のア．からエ．の行為をいう。

ア．　保険契約の締結の勧誘

イ．　保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明

ウ．　保険契約の申込の受領

エ．　その他の保険契約の締結の代理又は媒介

②　なお、上記エ．に該当するか否かについては、一連の行為の中で、当該行為の位置付けを踏まえたうえで、以下のア．及びイ．の要件に照らして、総合的に判断するものとする。

ア．　保険会社又は保険募集人などからの報酬を受け取る場合や、保険会社又は保険募集人と資本関係等を有する場合など、保険会社又は保険募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情があること。

イ．　具体的な保険商品の推奨・説明を行うものであること。

(2)　「募集関連行為」について

契約見込客の発掘から契約成立に至るまでの広い意味での保険募集のプロセスのうち上記（1）に照らして保険募集に該当しない行為（以下、「募集関連行為」という。）については、直ちに募集規制が適用されるものではない。

しかし、保険会社又は保険募集人においては、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせる場合には、当該募集関連行為を受託した第三者（以下、「募集関連行為従事者」という。）が不適切な行為を行わないよう、例えば、以下の①から③の点に留意しているか。

また、保険会社は、保険募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、保険募集人がその

規模や業務特性に応じた適切な委託先管理等を行うよう指導しているか。

（注 1）　募集関連行為とは、例えば、保険商品の推奨・説明を行わず契約見込客の情報を保険会社又は保険募集人に提供するだけの行為や、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスのうち保険会社又は保険募集人からの情報を転載するにとどまるものが考えられる。

（注 2）　ただし、例えば、以下の行為については、保険募集に該当し得ることに留意する必要がある。

ア.　業として特定の保険会社の商品（群）のみを見込み客に対して積極的に紹介して、保険会社又は保険募集人などから報酬を得る行為

イ.　比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスを提供する者が、保険会社又は保険募集人などから報酬を得て、具体的な保険商品の推奨・説明を行う行為

（注 3）　例えば、以下の行為のみを行う場合には、上記の要件に照らして、基本的に保険募集・募集関連行為のいずれにも該当しないものと考えられる。

ア.　保険会社又は保険募集人の指示を受けて行う商品案内チラシの単なる配布

イ.　コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明

ウ.　金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明

エ.　保険会社又は保険募集人の広告を掲載する行為

（注 4）　保険募集人が保険募集業務そのものを外部委託することは、法第 275 条第 3 項に規定する保険募集の再委託に該当するため、原則として許容されないことに留意する。

①　募集関連行為従事者において、保険募集行為又は特別利益の提供等の募集規制の潜脱につながる行為が行われていないか。

②　募集関連行為従事者が運営する比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて、誤った商品説明や特定商品の不適切な評価など、保険募集人が募集行為を行う際に顧客の正しい商品理解を妨げるおそれのある行為を行っていないか。

③　募集関連行為従事者において、個人情報の第三者への提供に係る顧客同意の取得などの手続が個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に行われているか。

また、募集関連行為従事者への支払手数料の設定について、慎重な対応を行っているか。

（注） 例えば、保険募集人が、高額な紹介料やインセンティブ報酬を払って募集関連行為従事者から見込み客の紹介を受ける場合、一般的にそのような報酬体系は募集関連行為従事者が本来行うことができない具体的な保険商品の推奨・説明を行う蓋然性を高めると考えられることに留意する。

(3) 保険募集人の採用・委託・登録・届出

① 保険募集人の採用、保険代理店への委託にあたって、その適格性を審査しているか。

また、その審査にあたっての審査基準が整備されているか。

なお、保険代理店の委託にあたっては、保険募集に関する法令等や保険契約に関する知識、保険募集の業務遂行能力に加えて、本来の事業目的、事業内容等について、以下の点を確認し、審査しているか。

ア. 保険契約者等の保護及び保険募集の公正を確保するための内部管理態勢及び保険募集管理態勢が整備されていること。

イ. 法令等により保険募集を行うことができない者ではないこと。

ウ. 本来の事業目的・事業内容に照らし、保険募集を業務として行うに適した者であること。

エ. 保険代理店において、保険募集に従事する役員又は使用人については、以下の要件を満たすことに留意する必要がある。

（ア） 保険募集に従事する役員又は使用人とは、保険代理店から保険募集に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者であること。

（イ） 使用人については、上記(ア)に加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者であること。

（ウ） 法第 302 条に規定する保険募集に従事する役員又は使用人は、他の保険代理店又は損害保険会社において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないこと。

（注） 法第 275 条第 3 項に規定する場合を除き、保険募集の再委託は禁止されていることに留意する必要がある。

② 保険募集を行う者は、法第 276 条に規定する特定保険募集人（法第 276 条に規定する「特定保険募集人」のうち、「少額短期保険募集人」を除いた者をいう。以下同じ。）の登録及び損害保険代理店の役員又は使用人の場合は、法第 302 条に規定する届出を行っているか。

③ 生命保険会社においては、法人等に対し、登録を行わずに保険代理店委託を行うなどにより、法令等を潜脱する行為を排除する措置を講じている

か。

例えば、法人等に対して、紹介代理店委託を行うなどにより、紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払いその他の便宜供与を行っていないか。

(4)　特定保険募集人等（特定保険募集人及び損害保険会社の保険募集を専ら行う従業員をいう。Ⅱ－4－2－1(4)において同じ）の教育・管理・指導

保険会社においては、保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、特定保険募集人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。

損害保険会社の保険募集を専ら行う従業員についても、保険募集に関して適切な教育・管理・指導を行っているか。

①　特定保険募集人等の教育について

保険商品の特性に応じて、顧客が十分に理解できるよう、多様化した保険商品に関する十分な知識や保険契約に関する知識の付与及び適切な保険募集活動のための十分な教育を行っているか。

また、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑みて、公的保険制度に関する適切な理解を確保するための十分な教育を行っているか。

②　特定保険募集人等の管理・指導について

ア.　保険会社においては、特定保険募集人等の健全かつ適切な業務運営を確保するために、不適切な保険募集の端緒となりうる点等について、その状況を適時把握し、管理・指導するために適正な措置を講じているか。

具体的には、例えば、以下の(ア)から(ウ)のようなことが考えられる。

（ア）　特定保険募集人等の挙績状況、保険契約の継続状況等の常時把握可能な管理を行う。

その際、保険会社の役職員が実質的な保険募集を行い、その保険契約を保険代理店の扱いとする等の行為又は特定保険募集人等の間での成績を付け替える等の行為は、重要事項説明等の募集時の説明が不十分となるなどの不適切な保険募集につながるおそれがあることから、こうした行為が行われないように特に留意する。

（イ）　保険代理店による契約者からの保険料領収及び保険料の保険会社への精算の適切性を確保するため、保険料の支払いを受けた場合に保険料領収証を発行すること、保険代理店が領収した保険料を自己の財産と明確に区分し、遅滞なく適時に保険会社に精算すること、それら管理の状況が事後で確認できる体制とすることなどを保険会社において管理・指

導する体制を構築する。

（ウ）　架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するため、保険証券を交付する行為又は保険金や満期返戻金を保険契約者等へ給付する行為については、正当な理由なく、保険代理店を介して行わないように適正な措置を講じる。

イ．　保険代理店と締結する代理店委託契約書において保険代理店が遵守すべき事項を定めているか。

③　保険代理店等に対する監査について

営業所等の拠点及び保険代理店の保険募集に関する業務内容について、以下のような点を含めて、監査等を適切に実施し、営業所等の拠点及び保険代理店の保険募集の実態や内部事務管理の状況等を把握しているか。

また、監査等において内部事務管理が不適切な営業所等の拠点及び保険代理店に対し、適切な措置を講じるとともに、改善が図られるよう指導・検証する態勢を整備しているか。

ア．　営業所等の拠点及び保険代理店に対する監査の周期は、営業所等の拠点及び保険代理店の業務の品質を確保するうえで有効なものとなっているか。

イ．　監査等を実施する営業所等の拠点及び保険代理店の選定及び監査等の項目は、日常の管理を行う中で把握した情報や管理指標の異常値等に着目し、適時適切に見直しを行っているか。

ウ．　監査等の手法として、無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備しているか。

Ⅱ－4－2－2　保険契約の募集上の留意点

(1)　法第 282 条第 3 項関係（生命保険募集人に係る制限（一社専属制）の例外の適用）

①　2 以上の所属保険会社を有する生命保険募集人については、所属保険会社間の不当な乗換募集の防止、顧客情報の管理等についての措置を講じているか。

②　生命保険会社は、法第 282 条の規定により、他の生命保険会社の生命保険募集人に対して保険募集の委託をしようとするときは、当該生命保険募集人が令第 40 条及び告示に定める要件を満たしているか。

③　当該要件を潜脱する等、保険契約者等の保護に欠けるおそれを生ぜしめる方法による委託が行われていないか。

④　当該要件を満たさない状態が、当面 6 ヵ月以上続いている場合、適正化

措置を講じているか。

⑤　上記要件の適用にあたっては、以下の事項にも留意する必要がある。

ア.　他の生命保険会社の保険契約の締結の代理（媒介を含む。）を受託する生命保険会社の所属保険会社が、当該他の生命保険会社 1 社のみである場合についても、令第 40 条第 1 号の趣旨を踏まえ、当該受託する生命保険会社が同号の要件を満たす場合は、その役員又は使用人として保険募集を行う者についても、同号の要件を満たしているものであること。

イ.　令第 40 条第 2 号の適用は、生命保険募集人複数名という同条第 1 号を適用できない場合を想定していること。

ウ.　令第 40 条第 2 号の判定日は、個々の生命保険代理店が乗合登録をする時点で要件を満たしていればよいこと。

エ.　専業性を判定する「年間総売上高」とは、乗合登録を行う直前 1 年間若しくは乗合登録を行う日の属する年の前事業年度とする。

オ.　令第 40 条第 2 号の適用でかつ同条第 1 号の条件を満たしている保険代理店が同条第 1 号の条件未達となった場合、一定期間のうちに同条第 1 号の条件を満たし、適正化することが基本であるが、適正化できなかった場合は、同条第 2 号適用対象の生命保険会社と最先発会社との乗合のみ可とする。

(2)　法第 294 条、第 300 条の 2 関係（情報提供義務）

①　保険会社又は保険募集人は、保険契約の締結又は保険募集等に関し、保険契約の種類及び性質等を踏まえ、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を適正に行っているか。

②　書面の交付又はこれに代替する電磁的方法により、情報の提供を行うにあたっては、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、記載しているか。

なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は、以下のとおりとする。

（注 1）　「契約概要」と「注意喚起情報」について、同一媒体を用いて一体で記載している場合には、以下のア.（ア）及びイ.（ア）について省略したうえで、当該情報を「契約情報」として表示することで足りる。

（注 2）　法第 300 条の 2 に規定する特定保険契約（以下、「特定保険契約」という。）については、法第 294 条第 1 項の規定は適用されず、法第 300 条の 2 で準用する金融商品取引法（以下、「準用金融商品取引法」という。）第 37 条の 3 第 1 項に規定する書面（以下、「契約締結

前交付書面」という。）を交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行う必要があることに留意すること。

ア.　「契約概要」の項目

（ア）　当該情報が「契約概要」であること。

（イ）　商品の仕組み

（ウ）　保障（補償）の内容

（注）　保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。

保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。

（エ）　付加できる主な特約及びその概要

（オ）　保険期間

（カ）　引受条件（保険金額等）

（キ）　保険料に関する事項

（ク）　保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）

（ケ）　配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）

（コ）　解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

イ.　「注意喚起情報」の項目

（ア）　当該情報が「注意喚起情報」であること。

（イ）　クーリング・オフ（法第 309 条第 1 項に規定する保険契約の申込みの撤回等）

（ウ）　告知義務等の内容

（注）　危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の中途で終了する）場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。

（エ）　責任開始期

（オ）　支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。

（注）　通例でないときは、特に記載すること。

（カ）　保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等

（注）　保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の説明を含む。

（キ）　解約と解約返戻金の有無

（ク）　セーフティネット

（ケ）　手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関（法第 2 条第 28 項

に規定する「指定紛争解決機関」をいう。以下同じ。）の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）

（コ） 補償重複に関する以下の事項

（注） 補償重複とは、複数の損害保険契約の締結により、同一の被保険利益について同種の補償が複数存在している状態をいう。

ａ． 補償内容が同種の保険契約が他にある場合は、補償重複となることがあること

ｂ． 補償重複の場合の保険金の支払に係る注意喚起

ｃ． 補償重複の主な事例

（サ） 特に法令等で注意喚起することとされている事項

③ 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係

ア． 保険会社又は保険募集人は、契約締結前交付書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行う場合、特定保険契約の種類及び性質等に応じて適切に行っているか。

イ． 契約締結前交付書面に関し、「契約概要」と「注意喚起情報」を作成し、交付しているか。

なお、契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。

（注） 「契約概要」と「注意喚起情報」について、同一媒体を用いて一体で作成する場合、「契約締結前交付書面の内容を十分に読むべきこと」を契約締結前交付書面の冒頭に記載し、以下の（ア）ａ．及び（イ）ａ．を省略することができる。

また、この場合、以下の（ア）ｂ．及び（イ）ｄ．はどちらか一方を省略することができる。

（ア） 「契約概要」の項目（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 3 号等関係）

ａ． 当該情報が「契約概要」であり、その内容を十分に読むべきこと。

ｂ． 保険会社の商号又は名称及び住所

（注） その連絡方法についても、明示すること。

ｃ． 商品の仕組み

ｄ． 保障（補償）の内容

（注） 保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。

保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。

ｅ．　付加できる主な特約及びその概要

ｆ．　保険期間

ｇ．　引受条件（保険金額等）

ｈ．　保険料に関する事項

ｉ．　保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）

ｊ．　配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）

ｋ．　解約返戻金等の水準及びそれらに関する事項

以下に掲げる商品については、各商品ごとに以下の項目も記載するものとする。

（変額保険、変額年金保険）

ｌ．　特別勘定に属する資産の種類及びその評価方法

ｍ．　特別勘定に属する資産の運用方針

ｎ．　諸費用に関する事項（保険契約関係費、資産運用関係費等）

ｏ．　特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確実であること及び損失が生ずることとなるおそれがあること。

ｐ．　上記ｌ．からｏ．の項目のほか、規則第234条の21の2第1項第8号に規定する書面を参照すること。

（外貨建て保険）

ｌ．　保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること及び損失が生ずることとなるおそれがあること。

ｍ．　外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明

（MVA(Market Value Adjustment)(注)を利用した商品）

ｌ．　市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させる保険であることの説明

ｍ．　保険契約の締結から一定の期間内に解約された場合、解約返戻金額が市場金利に応じて計算されるため、損失が生ずることとなるおそれがあること。

n.　解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変動や、解約に伴う運用資産の売却に係る取引費用等に備えるために係数を定める場合、その係数が及ぼす影響（解約時の保険料積立金に対して控除される割合の例示等）

o.　諸費用に関する事項（運用期間中の費用等）

（注）MVA（Market Value Adjustment）とは、保険料積立金（保険法第 63 条及び第 92 条に規定する保険料積立金をいう。）に契約時と解約時の金利差によって生じる運用対象資産の時価変動に基づく調整を加えたものを解約返戻金とする仕組みをいう。

（イ）「注意喚起情報」の項目（準用金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 7 号（規則第 234 条の 24）等関係）

ａ．当該情報が「注意喚起情報」であり、その内容を十分に読むべきこと。

ｂ．諸費用に関する事項の概要

ｃ．損失が生ずるおそれがあること。

（注 1）当該損失の直接の原因となる指標及び当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由についても明示すること。

（注 2）上記ｂ．及びｃ．は、「注意喚起情報」の冒頭の枠の中で記載すること。

ｄ．保険会社の商号又は名称及び住所

（注）その連絡方法についても、明示すること。

ｅ．クーリング・オフ（法第 309 条第 1 項に規定する保険契約の申込みの撤回等）

ｆ．告知義務等の内容

（注）危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の中途で終了する）場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。

ｇ．責任開始期

ｈ．支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。

（注）通例でないときは、特に記載すること。

ｉ．保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等

（注）保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の説明を含む。

ｊ．解約と解約返戻金の水準

ｋ．セーフティネット

ｌ．租税に関する事項の概要

ｍ．対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無（対象事業者となっている場合にあっては、その名称を含む。）

ｎ．手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決

措置の内容）

ｏ．　特に法令等で注意喚起することとされている事項

ウ．　契約締結前交付書面に関し、法定要件（文字の大きさは 8 ポイント以上とし、一定の事項について 12 ポイント以上とすること等）に則して作成し、交付しているか。

エ．　契約締結前交付書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うことに関し、あらかじめ、顧客の知識・経験・財産の状況及び特定保険契約を締結する目的に照らし、書面の内容が当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。

オ．　生命保険における法第 100 条の 5 第 1 項に規定する運用実績連動型保険契約に係る契約締結前交付書面の記載事項については、以下の点に留意しているか。

（ア）　規則第 234 条の 24 第 1 項第 9 号の 2 ロに規定する「財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。

ａ．　金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明に係るもの（以下、「財務諸表監査」という。）及び同条第 2 項の規定に基づく監査証明に係るもの（以下、「内部統制監査」という。）

ｂ．　会社法に基づく会計監査人による監査

ｃ．　監査・保証実務委員会実務指針第 86 号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」（日本公認会計士協会）、Statement on Standards for Attestation Engagements （SSAE） No.16 「Reporting on Controls at a Service Organization」（米国公認会計士協会）、International Standard on Assurance Engagements （ISAE） No.3402 「Assurance Reports on Controls at a Service Organization」（国際監査・保証基準審議会）等の基準に基づく受託企業の内部統制に関する保証業務（以下、「内部統制保証業務」という。）

ｄ．　資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証

（イ）　規則第 234 条の 24 第 1 項第 15 号の規定に基づき、契約締結前交付書面に規則第 54 条の 4 第 2 項各号に掲げる事項を記載する場合、同項第 3 号の「当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が保険会社の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として令第 13 条の 8 第 1 項各号に掲げる者及び子会社等に該当する場合に、そ

の旨を記載する。

また、規則第54条の4第2項第3号の当該保険会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。

④　規則第227条の2第3項第9号及び規則第234条の21の2第1項第7号に規定する「被保険者のために積み立てられている額」には、規則第10条第3号に規定する契約者価額の計算の基礎とする額並びに規則第30条の5第1項第1号（社員配当準備金）、規則第70条第1項第1号ロ（未経過保険料）、第3号（払戻積立金）及び第4号（契約者配当準備金等）等が含まれる。

⑤　規則第227条の2第3項第9号及び規則第234条の21の2第1項第7号に規定する「既契約と新契約が対比できる方法」が以下のとおりとなっているか。

ア.　規則第227条の2第3項第9号イ及び規則第234条の21の2第1項第7号イに規定する事項について、書面又は電磁的記録に既契約及び新契約に関して記載項目毎に対比して記載する。

イ.　上記ア.にかかわらず、以下に掲げる場合には、既契約及び新契約に関して規則第227条の2第3項第9号イ及び規則第234条の21の2第1項第7号イに規定する事項が記載されたそれぞれの書面又は電磁的記録を交付して対比することも可能とする。

（ア）　保険種類が異なり、かつ、既契約及び新契約（いずれも特約を含む。）の保障内容又は担保内容が全く異なるもの。

（イ）　複数の既契約を一の新契約にする場合等既契約及び新契約の契約内容やシステム上の問題等により、記載項目毎に対比して記載（上記ア.をいう。）しない合理的な理由があるもの。

⑥　規則第227条の2第3項第9号及び規則第234条の21の2第1項第7号に規定する既契約と新契約の対比について適切に行っているか。

なお、規則第227条の2第3項第9号イに規定する「その他保険契約に関する重要な事項」及び規則第234条の21の2第1項第7号イに規定する「その他特定保険契約に関する重要な事項」とは、以下に掲げる事項をいう。

・　保険料の払込方法、契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の有無、予定利率の変動によって保険料が引き上げとなる事実、その他保険契約の特性から重要と認められる事項、のうち該当する事項

⑦　規則第227条の2第3項第9号ロ及び規則第234条の21の2第1項第7号ロに規定する保障内容を見直す方法について、交付する書面又は電磁的記録に適切に記載しているか。

なお、規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号ロ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号ロに規定する「既契約を継続したまま保障内容を見直す方法」とは、以下に掲げる方法をいう。

ア.　既契約に特約を中途付加する方法

イ.　既契約に追加して、他の保険契約を締結する方法等

⑧　規則第 227 条の 2 第 3 項第 11 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 9 号に掲げる書面において、予定発生率の合理性を記載するにあたっては、基礎率変更権の設定に伴い、予定発生率を安易に変更して保険料等の変更を行うものではないことを保険契約者に示す観点から、予定発生率が合理的な基礎データに基づいて設定されていることを記載しているか。

⑨　情報提供義務の適用除外（規則第 227 条の 2）

ア.　規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号イに規定される場合においても、保険会社又は保険募集人は、顧客が個人事業主であるか、法人であるかを問わず、顧客の保険に係る知識の程度に応じて、適切な説明を行う必要がある。

イ.　規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号ロに規定される額については、一契約単位（主契約＋特約）の金額（団体保険の場合には被保険者一人当たりの金額）で判断することとする。

ウ.　規則第 227 条の 2 第 9 項第 1 号イに規定される保険契約とは、例えば、世帯主が家族に対して保険をかけたうえで、保険料は世帯主が負担する場合や、法人がその被用者を被保険者として保険契約を締結する場合であって保険料を当該法人自身が負担する場合などが考えられる。

（注）　明確に被保険者に保険料負担を求めるものではないが、物品等の通常販売価格及び市場価格との比較並びに保険給付のために必要な保険料の額が物品等の価格に占める割合などから、被保険者が負担する実質的な保険料があると解される場合があることに留意する必要がある。

なお、保険法に基づき被保険者の同意が求められる場合には、被保険者に対して、当該同意の可否を判断するに足りる情報が提供される必要があることに留意する必要がある。

エ.　規則第 227 条の 2 第 8 項に規定される場合においては、予めいずれの者が保険契約者及び被保険者に対し情報の提供を行うか取決めを行っておくなど、情報の提供が行われるよう措置を講じる必要がある。

オ.　主たる商品の販売等に係る販売促進目的の保険商品については、被保険者の意思決定を要さず、当該主たる商品の販売等との関連性を有するものとして、保険料等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品（おまけ）程度のものであると考えられるものは、規則第 227 条の 2

第 9 項第 1 号ハに掲げる保険契約に該当するものとする。

⑩　情報提供義務に係る体制整備関係

保険会社及び保険募集人は、規則第 53 条第 1 項第 4 号及び規則第 53 条の 7、規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うために、以下のような体制を整備しているか。

ア.　当該書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下、Ⅱ－4－2－2（2）⑩において同じ。）において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談の受付先を明示する措置を講じているか。

イ.　「注意喚起情報」を記載した書面において、手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）を明示する措置を講じているか。

ウ.　当該書面に記載すべき事項について、以下の点に留意した記載とする措置を講じているか。（「Ⅱ－4－10　適切な表示の確保」参照）

（ア）　文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。

（注）　例えば、文字の大きさを 8 ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の活用などの工夫（特に、特定保険契約に係る契約締結前交付書面については、法定要件（文字の大きさは 8 ポイント以上とし、一定の事項について 12 ポイント以上とすること等）に則して作成する必要があることに留意すること。）。

（イ）　記載する文言の表示にあたっては、その平明性及び明確性が確保されているか。

（注）　例えば、専門用語について顧客が理解しやすい表示や説明とされているか。顧客が商品内容を誤解するおそれがないような明確な表示や説明とされているか。

（ウ）　顧客に対して具体的な数値等を示す必要がある事項（保険期間、保険金額、保険料等）については、その具体的な数値が記載されているか。

（注）　具体的な数値等を記載することが困難な場合は、顧客に誤解を与えないよう配慮のうえ、例えば、代表例、顧客の選択可能な範囲、他の書面の当該数値等を記載した箇所の参照等の記載を行うこと。

（エ）　当該書面に記載する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性にあわせて定められているか。

（オ）　当該書面は他の書面とは分離・独立した書面とする、又は同一の書面とする場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載されているか。

エ.　顧客に当該書面の交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供を行うことに加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われる体制が整備されているか。

（ア）　当該書面を読むことが重要であること。

（イ）　主な免責事由など顧客にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること。

（ウ）　特に、乗換（法第 300 条第 1 項第 4 号に規定する既契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させること。）、転換（規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号に規定する既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新契約の責任準備金又は保険料に充当することによって保険契約を成立させること。）の場合は、これらが顧客に不利益になる可能性があること。

オ.　当該書面の交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供にあたって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保される体制が整備されているか。

（注 1）　「注意喚起情報」を記載した書面については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。

　ただし、投資性商品である特定保険契約にあっては、リスク情報を含む「注意喚起情報」を記載した書面についても、「契約概要」を記載した書面と同じ機会に交付することにより、顧客がその内容を理解するための十分な時間が確保されるべきことに留意すること。

（注 2）　顧客に対する十分な時間の確保にあたっては、保険商品の特性や販売方法を踏まえる一方、顧客の理解の程度やその利便性が損なわれないかについて考慮するものとする。

カ.　電話・郵便・インターネット等のような非対面・非接触の方式（テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）を含む。以下同じ。）による情報の提供及び説明を行う場合は、上記ア．からオ．に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。

　例えば、少なくとも以下のような方法により、顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。

（ア） 電話による場合

顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付又はこれに代替する電磁的方法により提供する方法

（イ） 郵便による場合

当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に送付又はこれに代替する電磁的方法により提供する方法

（ウ） インターネット等による場合

当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行ったうえで、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるよう電磁的方法による説明を行う方法

（注 1） 上記エ．に規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明に代えることが考えられる。

（注 2） 郵便による場合、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような書面を併せて送付することでも足りる。

（注 3） インターネット等による場合、当該書面の郵送等に代えて、印刷や電磁的方法による保存などの手段が考えられる。

キ． 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、上記ア．からカ．に規定する内容について、保険会社又は保険募集人が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。

ク． 規則第 227 条の 2 第 3 項第 6 号、第 7 号、第 9 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 4 号から第 7 号までに定める書面の交付（電磁的方法により代替して交付する場合を除く）に関して、保険契約者から書面を受領した旨の確認を得ることについて、保険会社の従業員及び保険募集人に対する教育・管理・指導を行う体制が整備されているか。

また、保険会社の従業員及び保険募集人による受領確認の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。

当該書面を電磁的方法により代替して交付する場合には、保険契約者の承諾を得た上で適切な手段により提供する措置をとる体制が整備されているか。

ケ． 既契約及び新契約に関して規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号イ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号イに規定する事項が記載されたそれ

ぞれの書面を交付又はこれに代替する電磁的方法による提供により対比する場合には、当該書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供にあたって既契約と新契約の対比説明を徹底する等、保険契約者等の保護に欠けることのないよう措置を講じているか。

コ.　顧客から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した、契約締結前交付書面並びに規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号に定める書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。とりわけ、これらの書面をインターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合であっても、対面の方式で書面を交付して説明する場合と同程度に、顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認を適切に行っているか。

（注）　インターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合に顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認をする方法としては、例えば、テレビ会議システムを利用したうえで、適宜、書面の記載事項を画面上に表示して説明を行うとともに、顧客とのコミュニケーションを通じて、その了知の有無を確認することが考えられる。

映像によって顧客の了知の確認ができない方式においては、必要に応じて電話等で補足をすること、書面を全て閲覧しないと申込みのページに遷移できない仕組みとすることや、当該書面の内容を読んで了知したことについての質問及びチェックボックスを設けること等の措置を、顧客の特性等に応じて組み合わせることによって、顧客の了知の有無を確認することが考えられる。

⑪　保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名に係る態勢整備関係

法第 294 条第 3 項及び規則第 227 条の 2 第 10 項第 1 号に規定する保険募集人が顧客に対して明らかにする氏名について、旧氏（保険業法施行規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定する「旧氏」をいう。以下同じ。）を使用する場合は、保険会社において、保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備した上で、旧氏を使用することができる。

(3)　法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）

保険会社又は保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。

①　意向把握・確認の方法

意向把握・確認の方法については、顧客が、自らのライフプランや公的保険制度等を踏まえ、自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解しつつ、その意向に保険契約の内容が対応しているかどうかを判断したうえで保険契約を締結するよう図っているか。そのために、公的年金の受取試算額などの公的保険制度についての情報提供を適切に行うなど、取り扱う商品や募集形態を踏まえ、保険会社又は保険募集人の創意工夫による方法で行っているか。

具体的には、例えば、以下のア．からエ．のような方法が考えられる。

ア．　保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを説明・提案するにあたり、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。

その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。

さらに、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。

（注 1）　事前に顧客の意向を把握する場合、例えば、アンケート等により把握することが考えられる。

（注 2）　顧客の意向を把握することには、例えば、性別や年齢等の顧客属性や生活環境等に基づき推定するといった方法が含まれる。この場合においては、個別プランの作成・提案を行う都度、設計書等の交付書類の目立つ場所に、推定（把握）した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく記載し説明するなど、どのような意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明することが考えられる。

（注 3）　自動車や不動産購入等に伴う補償を望む顧客に係る意向の把握及び説明・提案については、顧客自身が必要とする補償内容を具体的にイメージしやすく、そのため意向も明確となることから、主な意向・情報を把握したうえで、個別プランの作成・提案を行い、主な意向と個別プランの比較を記載するとともに、保険会社又は保険募集人が把握した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明することが考えられる。

イ．　規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号イに規定する事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険契約については、顧客の保険に係る知

識の程度や商品特性に応じて適切な意向把握及び意向確認を行うものとする。

ウ.　規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号ロに規定する一年間に支払う保険料の額（保険期間が一年未満であって保険期間の更新をすることができる保険契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額）が五千円以下である保険契約における意向把握については、商品内容・特性に応じて適切に行うものとする。

エ.　規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険の加入勧奨については、Ⅱ－4－2－2（3）④イ.（注）に定める措置を講じるものとする。

②　意向把握・確認の対象

例えば、以下のような顧客の意向に関する情報を把握・確認しているか。

ア.　第一分野の保険商品及び第三分野の保険商品について

（注）　変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品を含み、海外旅行傷害保険商品及び保険期間が 1 年以下の傷害保険商品（契約締結に際し、保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。）を除く。

（ア）　どのような分野の保障を望んでいるか。

（死亡した場合の遺族保障、医療保障、医療保障のうちガンなどの特定疾病に備えるための保障、傷害に備えるための保障、介護保障、老後生活資金の準備、資産運用など）

（イ）　貯蓄部分を必要としているか。

（ウ）　保障期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨

（注）　変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品については、例えば、収益獲得を目的に投資する資金の用意があるか、預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思があるか、資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか、市場リスクを許容しているか、最低保証を求めるか等の投資の意向に関する情報を含む。

なお、市場リスクとは、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれをいう。

イ.　第二分野の保険商品について

（注）　上記イ．に該当する保険商品は、第二分野の保険商品のほか、海外旅行傷害保険商品及び保険期間が 1 年以下の傷害保険商品（契約締結に際し、保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関

する事実又は事項が含まれないものに限る。）を含む。

（ア）　どのような分野の補償を望んでいるか。

（自動車保険、火災保険などの保険の種類）

（イ）　顧客が求める主な補償内容

（注）　意向の把握にあたっては、例えば、以下のような情報が考えられる。

・　自動車保険については、若年運転者不担保特約、運転者限定特約、車両保険の有無など

・　火災保険については、保険の目的、地震保険の付保の有無など

・　海外旅行傷害保険については、補償の内容・範囲、渡航者、渡航先、渡航期間など

・　保険期間が１年以下の傷害保険については、補償の内容・範囲など

（ウ）　補償期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨

③　意向把握・確認義務の適用除外（規則第 227 条の 6 関係）

既存契約の更新や一部変更の場合において、実質的な変更に該当する場合は、当該変更部分について適切に意向把握・確認を行うものとする。

④　意向把握・確認義務に係る体制整備関係

保険会社及び保険募集人においては、法第 294 条の 2 に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、そのプロセス等を社内規則等で定めるとともに、所属する保険募集人に対して適切な教育・管理・指導を実施するほか、以下のような体制が整備されているか。

ア.　意向把握に係る体制整備

保険会社又は保険募集人のいずれか、又は双方において、意向把握に係る業務の適切な遂行を確認できる措置を講じているか。例えば、適切な方法により、保険募集のプロセスに応じて、意向把握に用いた帳票等（例えば、アンケートや設計書等）であって、Ⅱ－4－2－2(3)①ア. に規定する顧客の最終的な意向と比較した顧客の意向に係るもの及び最終的な意向に係るものを保存するなどの措置を講じているか。

（注）　顧客の意向に関する情報の収集や提供等に際しては、個人情報の保護に関する法律（利用目的の明示や第三者提供に係る同意等）や銀行等の窓口販売における弊害防止措置などの関係法令等を遵守する必要があることに留意する。

イ.　意向確認に係る体制整備

規則第53条の7第1項及び規則第227条の7に規定する措置に関し、保険会社又は保険募集人において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、適切な遂行を確認できる措置を講じているか。Ⅱ－4－2－2(3)①ア．又はこれと同等の方法を用いる場合においては、以下の措置を講じているか。

(注) 規則第227条の2第2項に定める団体保険について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険商品が被保険者の意向に合致した内容であることを確認する機会を確保するため、以下の(ア)から(サ)までのような体制整備と同程度の措置を講じるものとする。

(ア) 意向確認書面の作成・交付

契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客の意向に関して情報を収集し、保険商品が顧客の意向に合致することを確認する書面（以下、「意向確認書面」という。）を作成し、顧客に交付するとともに、保険会社等において保存するものとされているか。

(イ) 意向確認書面の記載事項

意向確認書面には、以下の事項が記載されているか。

ａ． 顧客の意向に関する情報

ｂ． 保険契約の内容が当該意向とどのように対応しているか。

ｃ． その他顧客の意向に関して特に記載すべき事項

例えば、特記事項欄等を設け、以下のような情報を記載することが考えられる。

（ａ） 当該保険契約の内容では顧客の意向を全部又は一部満たさない場合はその旨

（ｂ） 特に顧客から強く要望する意向があった場合や個別性の強い意向を顧客が有する場合はその意向に関する情報

（ｃ） 当該保険契約の内容が顧客の意向に合致することを確認するために最低限必要な情報が提供されなかった場合はその旨

ｄ． 保険募集人の氏名・名称

顧客に対して当該書面の作成責任者を明らかにするために記載されているか。

なお、保険募集人が旧氏を使用する場合には、保険会社において、保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備する必要がある。

（ウ）　意向確認書面の記載方法

意向確認書面は顧客にとって分かりやすい記載とされているか。

なお、顧客の意向に関する情報については、例えば、当該書面に予め想定される顧客の意向に関する情報の項目を列挙するといった方法も認められるが、その場合は、予め想定できない顧客の意向に関する情報（上記(イ)ｃ．）を記載するため、特記事項欄等を設けるものとする。

（エ）　意向確認書面の確認・交付時期

意向確認書面により、保険契約を締結するまでに、顧客が申込みを行おうとしている保険契約の内容が顧客の意向と合致しているか否かの確認を行う措置を講じているか。

また、顧客が確認した意向確認書面は、顧客の確認後、遅滞なく顧客へ交付する措置を講じているか。

なお、顧客が即時の契約締結を求めている場合や電話による募集の場合など当該書面の即時の交付が困難な場合は、顧客の利便性を考慮し、意向確認書面に記載すべき内容を口頭にて確認のうえ、意向確認書面を事後に遅滞なく交付することでも足りる。

（オ）　意向確認書面の記載内容の確認・修正

意向確認書面の記載内容のうち、特に顧客の意向に関する情報（上記(イ)ａ．及びｃ．）については、顧客に対して事実に反する記載がないかを確認するとともに、顧客から当該部分の記載の修正を求められた場合には速やかに対応を行うこととされているか。

（カ）　保険契約の内容に関する意向の確認

顧客が申込みを行おうとする保険契約の内容のうち、顧客が自らの意向に合致しているかの確認を特に必要とする事項（主契約や特約ごとの具体的な保障（補償）内容、保険料（保険料払込方法、保険料払込期間を含む。）及び保険金額、保障（補償）期間、配当の有無など）については、意向確認書面に確認のための設問を設ける等の方法により、顧客に対して再確認を促すような工夫がなされているか。

（キ）　意向確認書面の媒体等

意向確認書面については、顧客における保存の必要性を考慮し、書面（これに代替する電磁的方法を含む。以下、Ⅱ-4-2-2(3)④（キ)において同じ。）により交付することとされているか。

なお、必ずしも独立した書面とする必要はないが（申込書と一体で作成することも可能と考えられる。）、他の書面と同一の書面とする場合には、意向確認書面に該当する部分を明確に区別して記載する必要があることに留意すること。

また、当該書面は保険会社又は保険募集人と顧客の双方が確認するために交付される書面であることから、保険会社又は保険募集人においても書面等を事後的に確認できる方法により保存することとされているか。

（注） 電子メール等の電磁的方法による交付を行う場合は、顧客の了解を得ていること及び印刷又は電磁的方法による保存が可能であることが必要である。

（ク） 顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しない場合の対応

顧客が当該書面の作成及び交付を希望しない場合は、顧客に対して、当該書面の役割（契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が顧客の意向に合致するか否かを保険会社又は保険募集人及び顧客の双方が確認するための書面であること等）を書面等により説明するとともに、事後に顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しなかったことが検証できる態勢にあるか。

（ケ） 意向確認書面の記載事項等の検証等

意向確認書面の作成及び交付については、保険商品の特性や販売方法の状況の変化に応じて、また顧客等からの苦情・相談の内容を踏まえながら、その記載事項や記載方法、収集すべき顧客の意向に関する情報及びその収集方法等について検証のうえ、必要に応じ見直しを行うこと等の適切な措置が講じられているか。

（コ） 顧客が保険契約の内容等を誤解していること等が明らかな場合の対応

顧客が保険契約の内容等について、理解していない又は誤解していることが明らかである場合は、より分かりやすい説明及び誤解の解消に努めることとされているか。

（サ） 取り扱える保険会社の範囲の説明等

保険募集人が取り扱える保険会社の範囲（例えば、専属か乗合か、乗合の場合には取り扱える保険会社の数等の情報等）を説明するとともに、顧客が告知を行おうとする際には、告知受領権の有無についてその説明が行われることとされているか。

(4) 規則第 227 条の 2 第 2 項に該当しない団体保険の加入勧奨に係る体制整備関係

カード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等が被保険者となる団体等、保険契約者と被保険者との間の密接性、両者の当該団体保険に係る利害関係及び団体の構成員となるための要件等に照らし、保険契約者と被保険者との間に一定程度の密接な関係が認められない団体を被保険者団

体とする保険については、規則第 227 条の 2 第 2 項の規定に該当しないことから、当該団体保険を締結した又は取扱った保険会社又は保険募集人（自ら団体保険を取扱った団体を含む。）が加入勧奨における情報提供及び意向把握・確認等を行う場合においては、以下のような体制が整備されているか。

① 加入勧奨にあたっては、例えば、法第 300 条第 1 項に規定する禁止行為の防止など、募集規制に準じた取扱いが求められ、募集規制の潜脱が行われないような適切な措置が講じられているか。

② カード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等が被保険者となるような団体等においては、当該団体保険の被保険者のクレジットカードや預金口座の解約等により保障（補償）が喪失する場合は、その旨を「注意喚起情報」を記載した書面に記載し、被保険者に適切に説明する体制を整備し、対応しているか。

また、クレジットカードや預金口座を解約等した場合、当該解約により、保障（補償）が喪失する場合は、その旨を適切に説明する体制を整備し、対応しているか。

③ 保険募集を行う銀行等が契約者となり、その預金者が被保険者となる団体保険の加入勧奨にあたっては、Ⅱ－4－2－6－2 からⅡ－4－2－6－10 を踏まえた適切な措置が講じられているか。

④ 電話による加入勧奨を行う場合には、Ⅱ－4－4－1－1(5)を踏まえた適切な措置が講じられているか。

(5) 顧客の意向に基づかない補償重複に係る対応

保険会社又は保険募集人は、補償重複のうち、顧客の意向に基づかないものについて、その発生防止や解消を図る観点から、新規契約や契約の更新・更改（以下、「新規契約等」という。）にあたって、顧客に対し、補償重複に係る説明等が十分かつ適切に行われることを確保するため、以下の取組みを行っているか。

① 社内規則等において、補償重複に係る説明の確実な実施方法等、補償重複に係る対応を実施するための必要事項を適切に定めているか。

② 保険募集人に対して、補償重複に関する適切な教育・管理・指導を行っているか。

③ 自社で取り扱う保険商品（特約を含む。）のうち、組み合わせて契約した場合に補償重複となる保険商品の組合せの一覧を作成しているか。

また、新たな保険商品の販売開始時等、必要に応じて一覧の見直しを行っているか。

④ 新規契約等における商品説明にあたっては、顧客に対し、当該保険商品と組み合わせて契約した場合に、補償重複となる保険に既に加入していな

いかを確認することとしているか。

また、補償重複に該当する保険に既に加入している場合には、保険料と保険金の関係について明示的に説明したうえで、顧客の意向の有無を確認し、当該顧客の意向を踏まえた適切な内容の補償を提供しているか。

⑤　補償重複に係る顧客に対する確認・説明の実態を把握・検証できる態勢を構築しているか。

(6)　法第295条関係（損害保険代理店に係る自己契約の禁止）

①　自己契約

以下に留意しつつ、代申会社（法第 284 条に基づき代理人として登録の申請等を行う所属保険会社をいう。以下同じ。）において損害保険代理店の自己契約の状況を把握し、厳正に管理・指導をしているか。

ア.　自己契約の計算対象から除外する保険契約は、以下のとおりとする。ただし、いずれの契約にあっても実質的な保険料負担は損害保険代理店以外の被保険利益を有する者が行うものに限る。

（ア）　第三者の所有物につき輸送、保管などの受託業務を行う者が、当該受託貨物につき委託者のために締結する保険契約

（イ）　輸出 CIF 又は C&I 売買契約に係る貨物海上保険契約

（ウ）　輸入 FOB 又は C&F 売買契約における本船積込み後のリスク担保の貨物海上保険契約のうち、第三者から委託を受けて輸入する貨物に係る貨物海上保険契約

（エ）　上記(イ)、(ウ)に準ずる国内売買契約に基づき国内相互間を輸送させる貨物に係る貨物海上及び運送保険契約

（オ）　自動車製造業者、販売業者又は陸送業者から最終需要者に引き渡されるまでの過程にある販売用自動車（販売の目的をもって製造若しくは整備された自動車）につき、当該自動車の製造業者、販売業者又は陸送業者が締結する自動車に関する保険契約

（カ）　旅行業者が旅行業法に基づき締結する主催旅行に係る保険契約

（キ）　割賦販売業者又はリース業者が販売物件又はリース物件につき締結する保険契約

イ.　自己契約に係る保険料の計算にあたっては、以下のとおり取り扱う。

（ア）　自己物件と他人物件が混同する保険契約の場合で、自己契約に該当する保険料が明確に区分されないときは、その全額を自己契約に該当するものとみなす。

（イ）　保険期間の途中で、自己物件が他人物件に、他人物件が自己物件に変更になった場合には、自己契約に係る保険料は期間按分して算定することができる。

② 特定契約

損害保険代理店が、自らと人的又は資本的に密接な関係を有する者を保険契約者又は被保険者とする保険契約（以下、「特定契約」という。）の保険募集を主たる目的（取扱保険料に占める特定契約の保険料の割合が 5 割を超えること）とすることは、法第 295 条の趣旨に照らし問題があるため、以下に留意しつつ、自己契約と同様に状況を把握し、厳正に管理・指導を行い、もって保険募集の公正を確保し、損害保険代理店の自立化の促進に努めているか。

ア. 以下に掲げる者（以下、「特定者」という。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約を特定契約として把握しているか。

（ア） 損害保険代理店本人と生計を共にする親族（姻族を含む。）及び生計を共にしない 2 親等以内の親族（姻族を含まず。）

（イ） 損害保険代理店本人又は配偶者若しくは 2 親等以内の親族（姻族を含まず。）が常勤役員である法人（法人でない社団若しくは財団を含む。以下、Ⅱ－4－2－2(6)②ア. において同じ。）

（ウ） 法人である損害保険代理店と役職員の兼務関係（非常勤、出向及び出身者を含む。）がある法人。なお、ここでいう「出身者」とは、当該法人を退職した時点を起算点として、退職後 3 年未満の者をいう。

（エ） 法人である損害保険代理店への出資比率が 30%を超えるもの

（注） 出資比率の算定方法

ａ. 出資者が法人の場合は、当該法人に所属する役職員個人及びその者と生計を共にする親族（姻族を含まず。）の出資額を合算した額で算定して、30%を超えたときの当該法人

ｂ. 出資者が個人の場合は、当該個人と生計を共にする親族（姻族を含まず。）の出資額を合算した額で算出して 30%を超えたときの当該個人

イ. 特定契約の保険募集を主たる目的とする損害保険代理店（以下、「特定契約取扱代理店」という。）の判定を、損害保険代理店の事業年度ごとに行っているか。その他の計算方法については、自己契約と同様に取り扱っているか。

また、特定契約としない保険契約は、自己契約に準じて取り扱っているか。

ウ. 損害保険代理店が特定契約取扱代理店であることが判明した場合には、至った事由及び是正計画を付して、判定を行った月の翌月末日までに財務局又は福岡財務支局（沖縄総合事務局を含む。以下、「財務局等」という。）へ報告がなされているか。

（注） 既存の損害保険代理店に対する措置として、平成 8 年 3 月 31 日以

前に登録した損害保険代理店で、かつ、同年 4 月 1 日以降平成 13 年 3 月 31 日までの間に損害保険代理店制度に基づく種別変更を行わなかった損害保険代理店については、当分の間、以下の計算で行う。

（ア） 対象保険契約は、火災保険、自動車保険及び傷害保険契約（医療費用保険及び介護費用保険を含む。）とする。

（イ） 特定契約の割合は、各特定者個々で特定契約の割合を計算し、そのうち最も高い割合を特定契約の割合とする。

③ 自己契約又は特定契約に係る収入保険料の割合が 30%を超えた場合には、速やかに改善するよう損害保険代理店を指導しているか。

(7) 法第 300 条第 1 項第 4 号関係

一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、特別配当請求権その他の一定期間の契約継続を条件に発生する配当に係る請求権を失うこととなる場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。

また、顧客が不利益となる事実を了知した旨を十分確認しているか。

(8) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係

① 保険会社又は保険募集人が、保険契約の締結又は保険募集に関し、保険契約者又は被保険者に対して、各種のサービスや物品を提供する場合においては、以下のような点に留意して、「特別利益の提供」に該当しないものとなっているか。

ア. 当該サービス等の経済的価値及び内容が、社会相当性を超えるものとなっていないか。

イ. 当該サービス等が、換金性の程度と使途の範囲等に照らして、実質的に保険料の割引･割戻しに該当するものとなっていないか。

ウ. 当該サービス等の提供が、保険契約者間の公平性を著しく阻害するものとなっていないか。

なお、保険会社は、当該サービス等の提供を通じ、他業禁止に反する行為を行っていないかについても留意する。

（注） 保険会社又は保険募集人が、保険契約者又は被保険者に対し、保険契約の締結によりポイントを付与し、当該ポイントに応じた生活関連の割引サービス等を提供している例があるが、その際、ポイントに応じてキャッシュバックを行うことは、保険料の割引･割戻しに該当し、法第 4 条第 2 項各号に掲げる書類に基づいて行う場合を除き、禁止されていることに留意する。

② 団体扱や集団扱での契約、傷害保険・所得補償保険等の団体契約及び自動車保険（フリート契約）の募集にあたり、以下に掲げる事項について確認を行っているか。

ア. 対象となる団体や集団が、事業方法書に定める要件に該当していること。

イ. 団体や集団の定足数を満たしていること。

ウ. 契約者又は被保険者が、事業方法書に定める要件に該当していること。

エ. 団体割引率、損害率に応じた割引率、フリート優良割引率等の割引率の適用が適正なものであること。

③ 規則第 234 条第 1 項第 1 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）について、以下の点に留意しているか。

ア. 生命保険会社は、生命保険募集人、保険仲立人及び 金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（以下「金融サービス提供法」という。）第 11 条第６項に規定する金融サービス仲介業者をいい、保険媒介業務（同条第３項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。以下同じ。）（以下、Ⅱ－4－2－2(8)③において「生命保険募集人等」という。）に対し、保険料の割引、割戻し等を目的とした自己契約等の保険募集及び保険媒介業務を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。

イ. 生命保険会社は、法人である生命保険募集人等に対し、自己又は当該生命保険募集人等と密接な関係を有する法人を保険契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じているか。

ウ. 密接な関係を有する法人とは、以下の者を含む。

（ア） 資本的関係に照らし、当該生命保険募集人等と密接な関係を有する以下に掲げる法人

ａ. 当該生命保険募集人等の特定関係法人

ｂ. 当該生命保険募集人等を特定関係法人とする法人

ｃ. ａ．に掲げる法人の特定関係法人

ｄ. ａ．又はｂ．に掲げる法人を特定関係法人とする法人

（イ） (ア)に規定する特定関係法人とは、一の法人に係る次のａ．からｆ．に掲げる者（ｂ．からｆ．までに掲げる者については、当該法人の議決権を有しない者を含む。）に該当するもので、合計して当該法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権の 25%以上を保有する場合に、そのいずれかの者（法人に限る。）とする。

ａ. 当該生命保険募集人等の議決権の全部又は一部を保有する一の

者

ｂ．　ａ．に掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有する者

ｃ．　ｂ．に掲げる者の総株主、総社員又は総出資者の議決権の 50%超を保有する者

ｄ．　ａ．に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有される法人

ｅ．　ｄ．に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有される法人

ｆ．　ｂ．に掲げる者により総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超を保有される法人

（ウ）　当該生命保険募集人等との間で、役員（非常勤を除く。）又は使用人の兼職、出向、転籍等の人事交流が行われている法人

（エ）　その他設立経緯や取引関係からみて当該生命保険募集人等と密接な関係を有すると認められる法人

（オ）　（エ）に定める「密接な関係を有する」とは、一方の法人が他方の法人の財務若しくは営業又は事業の方針に対して重要な影響を与えることができる状態にあることをいう。

なお、（エ）に掲げる法人に該当するか否かは実態に則して判断するものとし、以下に掲げる法人の判定については（エ）の適用の潜脱にならないよう十分留意するものとする。

ａ．　生命保険募集人等の役員及び使用人の過半数が特定の法人の出身者で占められている場合の当該特定の法人

ｂ．　生命保険募集人等の設立に際して特定の法人が中心となって関与した場合の当該特定の法人

(9)　法第 300 条第 1 項第 6 号関係

①　保険契約に関する表示（告げることを含む。以下同じ。）に関し、顧客の十分な理解が得られるような措置が講じられているか。商品の特性に応じた表示となっているか。

なお、表示には以下に掲げる方法により行われるものを含むものとする（以下、Ⅱ－4－2－2(10)において同じ。）。

ア．　パンフレット、ご契約のしおり等募集のために使用される文書及び図面

イ．　ポスター、看板その他これらに類似するものによる広告

ウ．　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告

エ.　インターネット等による広告

オ.　その他情報を提供するための媒体

②　比較表示に関し、法第 300 条第 1 項第 6 号に抵触する行為には以下の事項が考えられる。

ア.　客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。

イ.　保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること。

（注 1）「契約概要」を用いた比較表示（それぞれの「契約概要」を並べる方法により行う場合や、「契約概要」の記載内容の全部を表形式にまとめ表示する場合等）を行う場合は、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。

（注 2）比較表示（その記載内容を表形式にまとめ表示する場合を含む。）を行うに際し、以下の各要件が全て充足されている場合には、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。

（ア）比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示を受けた顧客が「契約概要」を入手したいと希望したときに、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置が講じられていること。

例えば、ａ．比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示と同時に「契約概要」が提供されること、又は、ｂ．比較表示の対象とした全ての保険商品について、インターネットのホームページ上に「契約概要」を表示できるようにすること、あるいは顧客からの要望があれば遅滞なく郵送等で要望のあった「契約概要」を交付できるようにすること等の体制を整備したうえで、これを顧客に周知すること等が考えられる。

（イ）比較表示に関し、以下のような注意喚起文言が記載されていること。

ａ.　比較表には、保険商品の内容の全てが記載されているものではなく、あくまで参考情報として利用する必要があること。

ｂ.　比較表に記載された保険商品の内容については、必ず「契約概要」やパンフレットにおいて全般的に確認する必要があること。

ウ.　保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。

エ.　社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。

（注）　例えば、保険期間の相違がある保険商品の比較を行う場合、有配当保険と無配当保険の比較を行う場合等には、商品内容の相違を明確に記載する等、顧客が同等の保険商品と誤解することがないよう配慮した記載を行うことが求められる。

オ.　現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。

カ.　他の保険契約の契約内容に関して、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。

③　他の保険会社の商品等との比較表示を行う場合には、(ⅰ)書面等を用いて、以下の事項を含めた表示が行われ、かつ、(ⅱ)他社商品の特性等について不正確なものとならないための措置が講じられているか。

(注 1)　上記(ⅰ)については、上記②イ.（注 1)又は(注 2)の要件を充足した場合には、当該要件を充足したものと考えられる。

(注 2)　保障（補償）内容や特約の内容に関して、比較する全商品にほぼ共通して存在すると認められる事由や、比較の対象とした保険種類であれば通常支払われるものと認められる事由については、記載内容から省略したことをもって直ちに「誤解させるおそれ」を生ぜしめるものではない。

（ア）　保険期間

（イ）　保障（補償）内容（保険金を支払う場合、主な免責事由等）

（ウ）　引受条件（保険金額等）

（エ）　各種特約の有無及びその内容

（オ）　保険料率・保険料（なるべく同一の条件での事例設定を行い、算出条件を併記する。）

（カ）　保険料払込方法

（キ）　払込保険料と満期返戻金との関係

（ク）　その他保険契約者等の保護の観点から重要と認められるもの

④　保険料に関する比較表示を行う場合は、保険料に関して顧客が過度に注目するよう誘導したり、保障（補償）内容等の他の重要な要素を看過させるような表示を行うことがないよう配慮されているか。

また、顧客が保険料のみに注目することを防ぐため、保険料だけではなく保障（補償）内容等の他の要素も考慮に入れたうえで比較・検討することが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載すること等、比較表の構成や記載方法等について、顧客の誤解を招かないよう工夫がされているか。

(注 1)　契約条件や保障（補償）内容の概要等、保険料に影響を与えるような前提条件を併せて記載することが適切な表示として最低限必要と考

えられる。

（注 2） 顧客の年齢や性別等の前提条件に応じ、適用される保険料の相違が顕著である場合には、前提条件の相違により保険料が異なる場合があるので、実際に適用される保険料について保険会社に問い合わせたうえで商品選択を行うことが必要である旨の注意喚起を促す文言を併せて記載することが適当と考えられる。

⑤ 比較表示を行う主体がどのような者か（保険会社、保険募集人）、比較の対象となった保険商品を提供する保険会社や保険募集人との間に、提供する比較情報の中立性･公正性を損ない得るような特別の利害関係（例えば、強い資本関係が存在する等）を有していないか、どのような情報を根拠として比較情報を提供するのか等について、比較表示を行う際に顧客に対して明示することが望ましい。

(10) 法第 300 条第 1 項第 7 号関係

① 法第 300 条第 1 項第 7 号に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。

② 予想配当表示について

ア. 予想配当表示に関し、法第 300 条第 1 項第 7 号に抵触する行為には、以下のような行為が考えられる。

（ア） 実際の配当額は、表示された予想配当額から変動し、0（ゼロ）となる年度もあり得る旨を予想配当と併記して表示しないこと。

（イ） 表示された予想配当額が将来の受領額の目安として一定の条件のもとでの計算例を示すものであるにもかかわらず、その旨及び当該一定の条件の内容を表示しないこと。

（ウ） 配当の仕組み（配当は支払時期の前年度決算により確定する旨等）、支払方法（積立配当方式、保険料相殺方式、保険金買増方式、現金支払方式等の別）及び予想配当の前提又は条件となる事項について表示しないこと。

（エ） 損害保険契約に係る予想配当については、その前提又は条件の異なった複数の予想配当額を表示しないこと。

（オ） 合理的かつ客観的な推測の範囲を明らかに超える高額の予想配当額を表示すること。

（カ） 特別配当（ミュー配当）を表示する場合に、普通配当と区別しないで表示すること。

イ. 生命保険契約について、予想配当表示を行い、又は、生命保険募集人に予想配当表示を行わせる場合には配当率が直近決算の実績配当率（確定するまでの間は、その直前の実績配当率又は合理的かつ客観的な

もので、保守的に算出された配当率とする。以下同じ。）で推移すると仮定して算定した配当額を表示し、さらに、少なくとも合理的な一時点においては、利差配当（ラムダ配当を含む。）率（配当を積み立てる場合は、積立配当利率も含む。）が、直近決算の実績配当の利差配当率から上方には 1%以内、下方には上方への幅以上（ただし、実績配当率を下回る利差配当率の下限は 0%）の範囲内で推移すると仮定して算定した配当額も併せて表示しているか。

ウ．　イ．の場合において、予想配当についてア．の要件を満たした書面等が保険契約者等に提示されているか。

③　変額保険や特別勘定を使用する損害保険商品に係る募集上の遵守事項

変額保険や特別勘定を使用する損害保険商品の募集に際しては、満期返戻金や保険金額が資産運用実績によって変動するというこれらの保険の仕組みの特殊性等にかんがみ、保険契約者との無用のトラブルや募集秩序の混乱を防止する観点から、法第 300 条第 1 項第 7 号（規則第 233 条を含む。）の規定に特に留意のうえ、遵守の徹底を行っているか。

④　外貨建て保険に係る募集上の留意事項

外貨建て保険（規則第 83 条第 3 号に規定する保険契約のうち、事業者を保険契約者とするものを除く。）の募集に際しては、保険契約者等の保護を図る観点から、法第 300 条第 1 項第 7 号関係（規則第 233 条を含む。）の規定に特に留意のうえ、募集時に為替リスクの存在について十分説明を行うとともに、保険契約者が為替リスク等について了知した旨の確認書等の取付けを徹底しているか。

(11)　法第 300 条第 1 項第 9 号及び規則第 234 条第 1 項第 2 号（特定保険契約の場合は、準用金融商品取引法第 38 条第 8 号及び規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係

①　「業務上の地位等を不当に利用」とは、例えば、職務上の上下関係等に基づいて有する影響力をもって、顧客の意思を拘束する目的で利益又は不利益を与えることを明示することをいうが、このような行為を行っていないか。

②　損害保険会社又は損害保険募集人については、規則第 234 条第 1 項第 2 号の規定の趣旨を踏まえ、以下に掲げる行為等を行っていないか。

ア．　顧客に対し、威圧的な態度や乱暴な言葉等をもって著しく困惑させること。

イ．　勧誘に対する拒絶の意思を明らかにした顧客に対し、その業務若しくは生活の平穏を害するような時間帯に執拗に訪問し又は電話をかける等の社会的批判を招くような方法により保険募集を行うこと。

(12)　規則第 234 条第 1 項第 4 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係

①　保険会社の信用又は支払能力等を表示する場合の適正な措置が講じられているか。

②　保険会社の信用又は支払能力等の表示に関し、規則第 234 条第 1 項第 4 号に抵触する行為としては、以下のような行為が考えられる。

ア.　法第 110 条に規定する業務報告書及び中間業務報告書に記載された数値、若しくは法第 111 条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付業者の格付（以下、「客観的数値等」という。）以外のものを用いて、保険会社の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。

イ.　使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さず、また、その意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと。

ウ.　表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該保険会社の保険契約の支払いが保証されていると誤認させること。

エ.　一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。

オ.　他の保険会社を誹謗・中傷する目的で、当該保険会社の信用又は支払能力等に関してその劣後性を不当に強調して表示すること。

カ.　保険契約者保護機構（以下、「機構」という。）の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、機構の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。

(13)　規則第 234 条第 1 項第 5 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係

共同保険契約や保険会社間の保険商品の提携販売等一の契約者が複数の保険会社との間で一又は複数の保険契約を同時に締結（契約の更改及び更新を含む。）する場合などにおいて、保険契約者が保険の種類や引受保険会社について誤解しないよう、契約当事者たるそれぞれの保険会社と保険契約者との間の契約関係が明確となることをはじめ、保険募集及び保険契約の締結の業務に関して適切な措置が講じられているか。

(14)　規則第 227 条の 9 関係

規則第 227 条の 9 に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下、「金融分野ガイドライン」

という。）第 8 条、第 9 条及び第 10 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下、「実務指針」という。）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置とする。

(15)　規則第 227 条の 10 関係

規則第 227 条の 10 に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、次に掲げる①から⑦までの情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号に列挙する場合をいう。

① 労働組合への加盟に関する情報
② 民族に関する情報
③ 性生活に関する情報
④ 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報
⑤ 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報
⑥ 犯罪により害を被った事実に関する情報
⑦ 社会的身分に関する情報

(16)　法第 307 条第 1 項第 3 号関係

法第 307 条第 1 項第 3 号で規定する「その他保険募集に関し著しく不適当な行為」に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。

(17)　その他

①　告知事項・告知書

ア.　保険法において、告知義務が自発的申告義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、保険契約者等に求める告知事項は、保険契約者等が告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。

例えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的内容を保険契約者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。

イ.　告知書の様式は、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にしたものとなっているか。

②　自動車保険関係

自動車保険に係る業務において、以下の運営が行われているか。

ア.　対人賠償責任保険及び自社の契約の更改及び更新にあって、真に危

険が特に大きいと認められる場合を除き、保険契約の締結（契約の更改及び更新を含む。）に応じるような対応及び運営が行われているか。

また、対物賠償責任保険についても、個々のリスク実態も踏まえつつ、できる限り保険契約の締結（契約の更改及び更新を含む。）に応じるような対応及び運営が行われているか。

イ．　地域、年齢、性別等を基準に特定の保険契約のみ締結するといった業務を行わないような対応及び運営が行われているか。

③　その他

保険契約の締結（名義変更等による契約の変更を含む。）又は保険募集に関して、以下の措置が講じられているか。

ア．　挙績を指向するあまり、金融機関への過度の預金協力による見込み客の獲得、保険料ローンを不正に利用した募集、特定の保険募集人に対する過度の便宜供与等の過当競争の弊害を招きかねない行為のほか、作成契約、超過保険契約等の不適正な行為の防止

イ．　第一分野及び第三分野の保険契約並びに法第 3 条第 5 項第 3 号に掲げる保険契約にあっては、架空契約や保険金詐取を目的とする契約等の不正な保険契約の発生を防止するための以下の措置

（ア）　保険契約者（法人、個人事業主を含む。）について、運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、企業等の法人（個人事業主を含む。）の存在が確認できる書類による確認、保険証券を郵送し、当該郵便物が返戻されなかったことをもってする確認、本人確認を行った保険料収納機関からの確認、保険募集人の訪問や保険会社が電話等の通信機器・情報処理機器を利用し保険契約者と交信することによる確認その他適切な方法による、本人確認若しくは実在の確認又は法人の事業活動の有無の確認

（イ）　保険契約申込みや契約変更時の健康診査において、医師による運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類による確認、保険募集人の同行や保険会社が直接面接することによる確認その他適切な方法による被保険者の本人確認

（ウ）　法人等の財テクなどを主たる目的とした契約又は当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を行わせないなど、保険商品のそれぞれの商品特性に応じ、その本来の目的に沿った利用が行われるための適切な募集活動に対する措置

ウ．　保険商品の募集地域を合理的な理由なく制限するなど、差別的取扱いを防止する措置

エ．　保険契約締結の申込みがあったにも関わらず、締結しないこととす

る場合は、可能な限り合理的な理由を説明するなど、顧客の理解が得られるような措置

Ⅱ－4－2－3　団体扱契約等関係について

団体扱契約及び集団扱契約監督事務にあたっての留意点は、保険会社の経営の健全性の確保及び保険契約者等の保護の観点から、以下のとおりとする。

(1)　団体扱契約

①　団体扱契約の目的・趣旨

「Ⅳ－1－16　団体扱・集団扱の取扱い」に定める団体扱契約について、その目的・趣旨に沿って契約が適正に行われているか。

②　団体扱契約の適用団体及び適用料率

ア.　保険会社は保険契約者の所属する団体の適正な代表者との間で、保険料の取次ぎ又は集金事務等に関する契約の締結を行っているか。

イ.　適用料率は、料率区分に応じて、適正に算出され適用されているか。

ウ.　保険契約者又は被保険者の状況が変化し、当該保険契約者等に係る保険契約が団体扱契約の対象でなくなった場合には、当該保険契約に適用する保険料率の見直しを行っているか。

③　集金手数料

団体の代表者に支払う集金手数料については、経営の健全性、契約者間の公平性の確保、公正な競争の促進等及び実費相当額を勘案した適正な水準になっているか。

(2)　集団扱契約

①　集団扱契約の目的・趣旨

「Ⅳ－1－16　団体扱・集団扱の取扱い」に定める集団扱契約について、その目的・趣旨に沿って契約が適正に行われているか。

②　集団扱契約の適用団体及び適用料率

ア.　保険会社は保険契約者の所属する集団の適正な代表者との間で、保険料の取り次ぎ又は集金事務等に関する契約の締結を行っているか。

イ.　適用料率は、料率区分に応じて、適正に算出され適用されているか。

ウ.　保険契約者又は被保険者の状況が変化し、当該保険契約者等に係る保険契約が集団扱契約の対象でなくなった場合には、当該保険契約に適用する保険料率の見直しを行っているか。

③　集金手数料

集団代表者に支払う集金手数料については、経営の健全性、契約者間の公平性の確保、公正な競争の促進等及び実費相当額を勘案した適正な水準になっているか。

Ⅱ－4－2－4　他人の生命の保険契約について

他人の生命の保険契約（保険契約者以外の者を被保険者とする死亡保険契約及び傷害疾病による死亡を給付事由とする保険契約者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約（保険金受取人の変更を含む。また、傷害疾病定額保険契約については、保険金受取人が被保険者又はその相続人であるもので、かつ、給付事由が傷害疾病による死亡のみではないものを除く。））の締結に関して、保険会社の監督にあたっての留意点は、被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下のとおりとする。

(1)　目的・趣旨

①　企業（個人事業主を含む。以下同じ。）が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等を被保険者とする保険契約（以下、「事業保険」という。）については、以下のア．又はイ．の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。

ア．　遺族及び従業員の生活補償のための企業の就業規則、労働協約、その他これに準ずる規則に基づく災害補償、遺族補償及び業務外の傷病扶助に関する規定又はこれに準ずる規定（以下、「災害・遺族補償規定等」という。）により定められた弔慰金・死亡退職金等（以下、「弔慰金等」という。）の支払い財源確保

イ．　従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保

（注）　被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法によって被保険者が保険金受取人や保険金額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。

（ア）　被保険者に対して加入申込書の写しや契約の内容を記載した書面の交付などを保険会社から行う。

（イ）　被保険者がどのように契約の内容を認識できるようになっているかを保険会社が保険契約者から確認する。確認の結果は、検証可能な具体的な記録として残す。

さらに、被保険者に対して交付する契約の内容を記載した書面等に、

被保険者が家族に当該保険への加入を説明することを促す文言を記載するなど、保険会社は被保険者本人がその家族等、必要と考える者に対し情報提供を容易に行い得る措置を講じているか。

② 全員加入団体定期保険（全員加入団体を対象とする団体定期保険をいう。以下同じ。）の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、弔慰金等の支払い財源を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用（企業の経済的損失）を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。

（注） 被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法によって被保険者が保険金受取人や保険金額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講ずること。

（ア） 被保険者に対して契約の内容を記載した書面の交付などを生命保険会社から行う。

（イ） 被保険者がどのように契約の内容を認識できるようになっているかを生命保険会社が保険契約者から確認する。確認の結果は、検証可能な具体的な記録として残す。

(2) 団体保険又は団体契約における団体の範囲等の確認態勢

① 被保険者が被保険団体に含まれるか確認できる態勢が整備されているか。

② 団体定期保険等の適用条件等が事業方法書に定められている方法により、適切に運用されていることを確認できる態勢が整備されているか。

(3) 保険金額の定め方

① 事業保険における保険金額の設定については、保険契約の目的・趣旨を踏まえ、保険金額の引受基準等、モラルリスクの排除の観点から措置が適切に運用されているか。

なお、従業員等の死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用、事業継承・一時的な信用不安に備える資金等の財源確保を保険契約の目的・趣旨に含める場合の保険金額は、過大とならないよう保険契約締結時において、年収、勤続年数、職位や企業の年商や規模などの基準により設定した上限により適切に運営されているか。

また、従業員に係る保険金額の設定については、下記②にも留意しつつ適切に運営されているか。

② 全員加入団体定期保険の保険金額の設定については、主契約部分は災害・遺族補償規定等に基づく支給金額を上限とし、特約部分は主契約の保険金額を上限（ただし、2,000 万円を上限）とするなど、この保険の目

的・趣旨（上記(1)）に沿った利用が行われるよう措置が講じられているか。

(4)　災害・遺族補償規定等にリンクした保険金支払いの確保

①　事業保険であって災害・遺族補償規定等に基づき被保険者である従業員に対し、保険金の全部又はその相当部分が、弔慰金等の支払いに充当することが確認されている場合においては、業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険金請求時に保険契約者から、ア．被保険者又は労働基準法施行規則第 42 条等に定める遺族補償を受けるべき者（以下、「受給者」という。）の保険金請求内容の了知を確認する書類の取り付け（なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金額等の契約の内容が記載されているか。）、あるいは、イ．被保険者又は受給者が金銭を受領したことが分かる書類、被保険者又は受給者への支払記録等の取り付け、など、被保険者又は受給者に対する情報提供、保険契約の目的に沿って保険金が弔慰金等の福利厚生に活用されることの確認の措置が講じられているか。

②　全員加入団体定期保険における保険金の支払いにあっては、主契約部分については、全額従業員の遺族に支払うこととし、企業が一旦受取ったうえで遺族に支払う場合は、遺族の了知を確認のうえ支払うこととしているか。

　なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金額等の契約の内容が記載されているか。

③　全員加入団体定期保険において「ヒューマン・ヴァリュー特約」分の保険金支払いは、弔慰金等の受給者の了知を確認のうえ支払うこととしているか。

　なお、この了知を確認する書類には保険金受取人や保険金額等の契約の内容が記載されているか。

Ⅱ－4－2－5　自動車損害賠償責任保険について

自動車損害賠償責任保険は、自動車の登録・車検制度とリンクしており、契約者に対して速やかに自動車損害賠償責任保険証明書を交付する必要があるため、損害保険会社は、特に資力、信用及び業務遂行能力等を備えた損害保険代理店に証明書の発行権限を付与しているか。これらの損害保険代理店に対して、保険料の精算を迅速・確実に行うなど適正な業務運営を行うよう指導しているか。

Ⅱ－4－2－6　銀行等に対する保険募集の委託

Ⅱ－4－2－6－1　銀行等に対する保険募集の委託・管理

(1)　銀行等に対して保険募集の委託を行うにあたり、保険会社において、その業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保する観点から、以下の措置が講じられているか。

①　銀行等への委託に関して、以下の内容を含む方針を定め、これを踏まえて委託の内容を定めること。

ア.　銀行等への委託の考え方及び委託する銀行等の選定の考え方

イ.　委託する保険種目及び想定される販売量（その達成を委託の条件とするものではないことに留意すること。）

ウ.　銀行等に対する販売支援（研修等）に関し保険会社が行う業務の内容

②　保険募集手数料について、保険会社の経営の健全性の確保及び銀行等による保険募集の公正の確保の見地からみて妥当な設定を行うこと。

(2)　銀行等に対する保険募集の委託を行っている保険会社は、自らの経営管理の一環として、その業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、以下の措置を講じているか。

①　銀行等による保険募集の状況を的確に把握すること。

②　銀行等による保険募集が保険会社のリスク管理能力を超えて著しく増大した場合又は特定の銀行等に対する保険募集の依存の水準が当初の委託方針に比して著しく高くなった場合には、その原因について検討し、必要に応じて適切な対応を行うための態勢を整備していること。

(3)　保険契約締結後に行うことが必要となる業務(注)について、銀行等と保険会社との間の委託契約等において、その業務分担が明確に定められ、顧客に明示されているか。

(注)　例えば、契約内容に関する照会への対応、顧客からの苦情・相談への対応、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法に関する案内等といった業務をいう。

(4)　保険会社においては、保険契約締結後の業務の健全かつ適切な運営を確保するために、例えば、銀行等が契約の締結の代理又は媒介を行った契約量に応じた当該業務を行うための十分な要員の確保に努める等、必要な態勢を構築しているか。

(5)　銀行等においては、保険契約締結後の業務の健全かつ適切な運営を確保するために、例えば、委託契約等に基づき銀行等が行う保険契約締結後の業務の性質及び量に応じた当該業務を行うための十分な要員の確保に努める等、必要な態勢を構築しているか。

Ⅱ－4－2－6－2　非公開金融情報・非公開保険情報の取扱い

(1)　特定保険募集人又は保険仲立人である銀行等が、非公開金融情報（規則第 212 条第 2 項第 1 号イに規定する非公開金融情報をいう。以下同じ。）を保険募集に係る業務に利用する場合には、非公開金融情報の利用について顧客の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開金融情報を利用する保険募集の方式（対面、郵便等の別）、利用する非公開金融情報の範囲（定期預金の満期日、預金口座への入出金に係る情報、その他金融資産の運用に係る情報等）を顧客に具体的に明示するとともに、例えば、以下の方法のような適切な方法により事前に顧客の同意を得なければ保険契約の締結の代理又は媒介ができないようにするための必要な措置(注)を講じているか。

(注)　例えば、非公開金融情報を利用しようとする場合には事前に同意をとらなければ商品説明を行えない、さらに書面による同意がなければ契約申込み・締結を行えないような事務手続きを整備することが考えられる。

①　対面の場合

非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って書面による説明を行い、同意を得た旨を記録し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法

②　郵便による場合

非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って説明した書面を送付し、保険申込書の送付等保険募集の前に、同意した旨の返信を得る方法

③　電話による場合

非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に

先立って口頭による説明を行い、同意を得た旨を記録し、その後速やかに当該利用について説明した書面を送付（電話での同意取得後対面にて顧客と応接する場合には交付でも可とする。）し、契約申込みまでに書面による同意を得る方法

④　インターネット等による場合

非公開金融情報の保険募集に係る業務への利用について、当該業務に先立って電磁的方法による説明を行い、電磁的方法による同意を得る方法

（注）　顧客の属性に関する情報（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び職業）は非公開金融情報又は非公開保険情報に含まれない。

(2)　特定保険募集人又は保険仲立人である銀行等が、非公開保険情報（規則第 212 条第 2 項第 1 号ロに規定する非公開保険情報をいう。以下同じ。）を資金の貸付け等の保険募集に係る業務以外の業務に利用する場合には、非公開保険情報の利用について顧客の同意を取得する際に、当該同意の有効期間及びその撤回の方法、非公開保険情報を利用する業務の方式（対面、郵便等の別）、利用する非公開保険情報の範囲（保険募集に係る業務において知り得た家族構成等の情報）を顧客に具体的に明示するとともに、例えば、(1)①から④までに掲げる方法に準じた適切な方法により事前に顧客の同意を得るための措置を講じているか。

Ⅱ－4－2－6－3　銀行等の保険募集指針

保険募集の公正を確保するために銀行等が定める保険募集指針には、以下の事項が定められているか。

また、保険募集指針の内容について、顧客に周知するため、保険募集指針の書面による交付又は説明、店頭掲示、インターネットホームページの活用等の必要な措置が講じられているか。

(1)　顧客に対し、募集を行う保険契約の引受保険会社の商号や名称を明示するとともに、保険契約を引き受けるのは保険会社であること、保険金等の支払いは保険会社が行うことその他の保険契約に係るリスクの所在について適切な説明を行うこと。

(2)　複数の保険契約の中から顧客の自主的な判断による選択を可能とするための情報の提供を行うこと。

(3)　銀行等が法令に違反して保険募集につき顧客に損害を与えた場合には、当該銀行等に特定保険募集人としての販売責任があることを明示すること。

(4)　銀行等における苦情・相談の受付先及び銀行等と保険会社の間の委託契約等に基づき保険契約締結後に銀行等が行う業務内容を顧客に明示するとともに、募集を行った保険契約に係る顧客からの、例えば、委託契約等に則して、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む苦情・相談に適切に対応する等契約締結後においても必要に応じて適切な顧客対応を行うこと。

(5)　上記(1)から(4)までに掲げる顧客に対する保険募集時の説明や苦情・相談に係る顧客対応等について、顧客との面談内容等を記録するなど顧客対応等の適切な履行を管理する体制を整備するとともに、保険募集時の説明に係る記録等については、保険期間が終了するまで保存すること。

Ⅱ－4－2－6－4　銀行等保険募集制限先の確認等

(1)　銀行等は、銀行等保険募集制限先等（規則第 212 条第 3 項第 1 号柱書に規定する銀行等生命保険募集制限先、規則第 212 条の 2 第 3 項第 1 号柱書に規定する銀行等損害保険募集制限先又は規則第 212 条の 5 第 3 項第 1 号柱書に規定する銀行等保険募集制限先をいう。以下同じ。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（規則第 212 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は規則第 212 条の 2 第 1 項第 1 号から第 5 号の 4 までに掲げるもの及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改（保険金額その他の給付の内容の拡充（当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに準ずる事情に基づくものを除く。）又は保険期間の延長を含むものを除き、再更改を含む。）を除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するため、以下の措置を講じているか。

①　保険募集に際して、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供により行った上で、当該顧客が銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを顧客の申告により確認するための措置

②　募集を行った保険契約に係る契約申込書その他の書類を引受保険会社

に送付する時までに、保険募集の過程で顧客から得た当該顧客の勤務先等の情報を当該銀行等の貸付先に関する情報と照合し、当該顧客が銀行等保険募集制限先等に該当しないことを確認するための措置

③　上記の措置によって、顧客が銀行等保険募集制限先等に該当することが確認された場合に、当該保険契約に係る保険募集手数料その他の報酬について、所属保険会社から受領せず、又は事後的に返還するための態勢の整備

（注 1）　①及び②の措置については、顧客に勤務先等の情報提供等を強制することのないよう留意すること。

なお、①及び②の措置による確認によっても当該顧客が銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認できなかった場合は、特段の事情のない限り、該当しないものとみなす。

（注 2）　上記②の銀行等の貸付先に関する情報との照合による確認については、貸付先に関するデータベース（少なくとも年 1 回の更新が必要。既存のものが存在する場合はそれを活用することも可。）と照合する方法や、本部等で融資情報を一元管理して各支店からの照合依頼を受ける方法その他の銀行等の規模や特性を踏まえた方法によることもできる。

（注 3）　銀行等が事業に必要な資金の貸付けを行っている法人等の役員又は常時使用する従業員を主たる構成員とする団体を設立させ、これに対し保険募集をする行為は、特段の事情のない限り、実質的に当該法人等に対する保険募集とみなされる。

(2)　銀行等は、保険会社から保険募集の委託を受けるにあたっては、当該銀行等のその他の業務（他の保険会社から受託した業務を含む。）の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないよう、例えば、当該保険会社の業務又は財務の健全性や特定保険募集人である銀行等に対する販売管理態勢の整備状況、当該銀行等が募集を行うこととなる保険商品の内容に十分留意して当該業務の受託の可否を決定しているか。

Ⅱ－4－2－6－5　規則第 212 条の 2 第 3 項第 1 号関係

規則第 212 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する「保険の目的物の価値の増加その他これに類する事情」には、例えば、次に掲げるものが含まれる。

(1)　保険の目的物の価値の増加（建物の増改築による火災保険の保険金額の増額等）

(2)　保険の目的物の入替（車両入替による自動車保険の保険金額の増額等）

(3)　被保険範囲の拡大（年齢条件の変更による自動車保険の保障範囲の拡大等）

(4)　団体契約の被保険者数の増加

Ⅱ－4－2－6－6　規則第 234 条第 1 項第 8 号関係

住宅ローンの申込みを受け付けている顧客に対して、住宅関連火災保険、住宅関連債務返済支援保険又は住宅関連信用生命保険の募集を行う際には、当該保険契約の締結が当該住宅ローンの貸付けの条件ではない旨の説明を書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供により行う必要があることに留意すること。

Ⅱ－4－2－6－7　規則第 234 条第 1 項第 10 号（特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号）関係

顧客に資金需要があるにもかかわらず、保険募集を行うために意図的に貸付申込みをさせない場合については、「顧客が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っている場合」とみなされる。

Ⅱ－4－2－6－8　銀行等の保険募集に係る法令等遵守責任者等

銀行等は、規則第 212 条第 2 項第 3 号に規定する保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務が確実に実施されるよう、同号に規定する法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該責任者を指揮し保険募集に係る法令等の遵守を確保する業務を統括管理する統括責任者を含む。）について、保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を配置しているか。

Ⅱ－4－2－6－9　銀行等の保険募集に係る内部監査

銀行等は、保険募集に係る業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、当該銀行等の内部監査が確実に実施されるよう、当該部門に保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等を有する人材を配置しているか。

Ⅱ－4－2－6－10　公正取引委員会ガイドライン関係

銀行等は、「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（平成 16 年 12 月 1 日　公正取引委員会）における「第 2 部第 2. 2 銀行等の保険募集業務に係る不公正な取引方法」に十分留意した業務運営を行っているか。

Ⅱ－4－2－7　保険募集の再委託

(1)　管理態勢

保険募集再委託者及び所属保険会社が、法第 275 条第 5 項第 2 号に規定する「再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために必要な体制の整備その他の措置」を講じているかどうかは、以下の点に着目して審査し、認可後においてもその取り組み状況等を確認する必要がある。

①　所属保険会社における態勢整備

ア.　再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために、以下に掲げる事項を含む適切な再委託に係る方針を策定しているか。

- 再委託に係る保険募集において取り扱う保険契約の種類
- 再委託に係る保険募集の遂行に求められる資格・知識・能力・経験等
- 再委託に係る保険募集の実施手続のフロー
- 再委託に係る保険募集における個人情報の取扱い
- 保険契約締結後に行うことが必要となる業務(注)について、保険募集再受託者、保険募集再委託者及び所属保険会社の間の業務分担並びにその顧客への明示方法

(注)　例えば、契約内容に関する照会への対応、顧客からの苦情・相談への対応、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続

き方法に関する案内等といった業務をいう。

・　再委託契約書に記載すべき事項

・　その他再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために必要な事項

イ.　上記ア. の方針に沿って再委託の許諾を与える態勢が構築されているか。

ウ.　保険募集再受託者による再委託に係る保険募集の実施状況や保険募集再委託者が行う保険募集再受託者に対する教育・管理・指導の実施状況が、上記ア. の方針に沿ったものとなっているかについて、所属保険会社と保険募集再委託者との間の委託契約書や保険募集再委託者と保険募集再受託者との間の再委託契約書等に基づき、定期的にかつ必要に応じて確認し、必要に応じて当該実施状況の改善を求めることができる態勢が構築されているか。

エ.　保険募集再受託者が再委託に係る保険募集を行う者として不適当と認められる場合には、所属保険会社と保険募集再委託者との間の委託契約書や保険募集再委託者と保険募集再受託者との間の再委託契約書等に基づき、再委託契約の変更又は解除を求めることが可能となっているか。

②　保険募集再委託者における態勢整備

ア.　Ⅱ－4－2－1(3)（保険募集人の採用・委託・登録・届出）や「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅱ－3－3－1(3)（少額短期保険募集人の採用・委託・登録（届出））に加え、上記①ア. の方針に沿って、保険募集再受託者の選定を行う態勢が構築されているか。

イ.　保険募集再受託者による再委託に係る保険募集について、Ⅱ－4－2－1(4)（特定保険募集人等の教育・管理・指導）や「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅱ－3－3－1(4)（少額短期保険募集人の教育・管理・指導）に加え、上記①ア. の方針に沿って、適切に教育・管理・指導する態勢が構築されているか。

(2)　再委託に係る重要な事項の変更

法第 275 条第 3 項が「再委託に係る事項の定めを含む委託に係る契約の締結」を認可対象としている趣旨を踏まえ、例えば、認可申請書に記載された保険契約の種類とは異なる種類の保険商品を取り扱う場合等、再委託に係る事項に重要な変更があった場合には、その都度認可申請が必要となることに留意する。

Ⅱ－4－2－8　直接支払いサービス

保険会社又は保険募集人は、保険募集等を行うにあたって、保険金を受け取るべき者の選択により、直接支払いサービスが受けられる旨を表示し、かつ、提携事業者が提供する財・サービスの内容・水準に言及する場合には、以下のような点に留意し、規則第 53 条の 12 の 2 に規定する措置が講じられているかどうか及び規則第 227 条の 2 第 3 項第 5 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 3 号に規定する情報の提供が行われているかどうかを確認するものとする。

(1)　保険募集時に保険契約者又は被保険者に対して以下に掲げる事項の情報提供が行われているか。

①　保険金を受け取ることができること（提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスの利用が義務づけられないこと）

②　提携事業者の選定基準（提携事業者が決定している場合には、提携事業者の名称も表示する。）

③　直接支払いサービスを受ける場合において、保険金が財・サービスの対価に満たないときは、顧客が不足分を支払う必要があること（余剰が生じた場合には、余剰分を保険金として受け取ることができること）

④　当初想定していた財・サービスを提供可能な提携事業者の紹介が困難となる場合として想定されるケース

(2)　保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者又は提携事業者から紹介手数料その他の報酬を得ていないか。

(3)　提携事業者との同意のもとで提供する財・サービスの内容・水準や保険金を受け取るべき者が直接支払いサービスを利用した場合の連絡・支払方法などの手続きを定めているか。

(4)　提携事業者が提供する財・サービスの質の確認や、問題が発見された場合の提携事業者の入れ替えなど、保険募集時に保険契約者又は被保険者に説明した内容・水準の財・サービスを提供できる提携事業者を紹介できる状態を維持するための措置を講じているか。

(5)　保険事故発生時に、提携事業者からの財・サービスの購入や直接支払いサービスを受けることが義務づけられるものではない（保険金を受け取ることができる）旨を、改めて、保険金を受け取るべき者に説明しているか。

Ⅱ－4－2－9　保険募集人の体制整備義務（法第294条の3関係）

保険募集人においては、保険募集に関する業務について、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。また、監査等を通じて実態等を把握し、不適切と認められる場合には、適切な措置を講じるとともに改善に向けた態勢整備を図っているか。

（注）　保険会社の役員又は使用人及び保険代理店の役員又は使用人については、当該保険会社や保険代理店が募集の適切性を確保する観点から適切な研修・指導などの体制整備をしている場合には、当該指導に従い研修に参加することで基本的に足りるものと考えられる。

(1)　保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、保険募集に従事する役員又は使用人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。

(2)　顧客情報管理（外部委託先を含む。）については、保険募集人の規模や業務特性に応じて、基本的にⅡ－4－5に準じるものとする。

(3)　保険募集人が募集関連行為を募集関連行為従事者に行わせるにあたっての留意点については、Ⅱ－4－2－1(2)を参照するものとする。

(4)　保険会社のために保険契約の締結の代理・媒介を行う立場を誤解させるような表示を行っていないか。

（注）　単に「公平・中立」との表示を行った場合には、「保険会社と顧客との間で中立である」と顧客が誤解するおそれがある点に留意する。

(5)　二以上の所属保険会社等を有する保険募集人（規則第227条の2第3項第4号及び規則第234条の21の2第1項第2号に規定する二以上の所属保険会社等を有する保険募集人をいう。以下、Ⅱ－4－2－9(5)において同じ。）においては、以下の点に留意しつつ、規則第227条の2第3項第4号及び規則第234条の21の2第1項第2号に規定する保険契約への加入の提案を行う理由の説明その他二以上の所属保険会社等を有する保険募集人の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているかどうかを確認するものとする。

①　二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う商品の中から、

顧客の意向に沿った比較可能な商品（保険募集人の把握した顧客の意向に基づき、保険の種別や保障（補償）内容などの商品特性等により、商品の絞込みを行った場合には、当該絞込み後の商品）の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明しているか。

② 顧客に対し、特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨理由を分かりやすく説明することとしているか。特に、自らの取扱商品のうち顧客の意向に合致している商品の中から、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人の判断により、さらに絞込みを行った上で、商品を提示・推奨する場合には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等について、説明を行っているか。

（注 1） 形式的には商品の推奨理由を客観的に説明しているように装いながら、実質的には、例えば保険代理店の受け取る手数料水準の高い商品に誘導するために商品の絞込みや提示・推奨を行うことのないよう留意する。

（注 2） 例えば、自らが勧める商品の優位性を示すために他の商品との比較を行う場合には、当該他の商品についても、その全体像や特性について正確に顧客に示すとともに自らが勧める商品の優位性の根拠を説明するなど、顧客が保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示す必要がある点に留意する（法第 300 条第 1 項第 6 号、Ⅱ－4－2－2(9)②参照）。

③ 上記①、②にかかわらず、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、その基準や理由等（特定の保険会社との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由を含む。）を説明しているか。

（注） 各保険会社間における「公平・中立」を掲げる場合には、商品の絞込みや提示・推奨の基準や理由等として、特定の保険会社との資本関係や手数料の水準その他の事務手続・経営方針などの事情を考慮することのないよう留意する。

④ 上記①から③に基づき、商品の提示・推奨や保険代理店の立場の表示等を適切に行うための措置について、社内規則等において定めたうえで、定期的かつ必要に応じて、その実施状況を確認・検証する態勢が構築されているか。

(6) 保険募集人が他人（他の保険募集人を含む。）に対して商号等の使用を許諾している場合には、両者が異なる主体であることや、両者が取り扱う保険商品の品揃えが顧客に宣伝しているものと異なる場合における品揃えの相違点を説明するなど、当該他人が当該保険募集人と同一の事業を行うものと

顧客が誤認することを防止するための適切な措置を講じているか。

(7)　保険募集人指導事業を行う保険募集人においては、以下のような点に留意しつつ、保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項を定めた実施方針を策定し、保険募集人指導事業の的確な遂行を確保するための措置を講じているか。

(注)　保険募集人における保険募集の業務のあり方を規定しないコンサルティング等の業務については、保険募集人指導事業に該当しない点に留意する。

①　指導対象保険募集人における保険募集の業務について、適切に教育・管理・指導を行う態勢を構築し、必要に応じて改善等を求めるなど、規則第227条の15第1項に規定する措置を講じているか。

(注 1)　保険募集人指導事業を行う場合、例えば、一定の知識・経験を有する者を配置するなど、教育・管理・指導を行う態勢を構築しているか。

(注 2)　保険募集人指導事業を行う保険募集人が指導対象保険募集人を指導することにより、保険会社による指導対象保険募集人の教育・管理・指導（Ⅱ－4－2－1(4)参照）の責任が免除されるものではない。

従って、保険会社においては、自らが指導対象保険募集人に対して行う教育・管理・指導とあいまって適切な保険募集を行わせる態勢を構築する必要があることに留意する。

②　指導対象保険募集人の指導の実施方針において、規則第227条の15第2項に規定する事項が記載されているか。

(8)　上記のほか、保険募集人による保険募集管理態勢については、保険募集人の規模や業務特性に応じて、Ⅱ－4－2－1 からⅡ－4－2－7 に準じて扱うものとする。

(9)　保険募集人の体制整備の状況に問題があると認められるときは、必要に応じて法第305条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第306条又は第307条第1項に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－4－2－10　帳簿書類

法第 303 条に規定する特定保険募集人（以下、Ⅱ－4－2－11 において「特定保険募集人」という。）は、社内規則等に、規則第237条の2第1項に規定

する書類の作成及び保存の方法を具体的に定めるものとする。

Ⅱ－4－2－11　事業報告書

特定保険募集人の事業報告書の記載要領等は、以下のとおりとし、Excel ファイルを用いて提出するものとする。

なお、外国法人の場合は、日本における業務に係るものについて作成するものとする。

(1)　別紙様式第 25 号の 2

生命保険、損害保険、少額短期保険いずれかの業態のみ特定保険募集人に該当する場合において、該当していない業態についても、報告の対象となることに留意する。また、「1. 事業概要」の記載に当たっては、以下に留意する。

① 「（1）保険代理店登録年月日」欄は、法第 276 条に規定する金融庁長官の登録を受けた日を記載する。取扱いがないものについては、空欄とする。

② 「（2）代理申請会社（業者）名」欄において、取扱いがないものについては、空欄とする。

③ 「（6）役員及び使用人の状況」欄は、期末の状況を記載する。取扱いがないものについては、空欄とする。

④ 「（10）保険募集人指導事業の実施状況等」「イ. 加盟店数の推移の状況（直近 3 ヵ年度）」欄は、全ての加盟店数について、各期末の状況を記載する。

⑤ 「（14）委託を受けている保険会社数の推移（直近 3 ヵ年度）」欄は、各期末の状況を記載する。

⑥ 「（20）保険募集にかかる苦情管理体制」「イ. 苦情の発生件数（直近 3 ヵ年度）」欄は、各保険会社等に報告した数について各期末の状況を記載する。

(2)　別紙様式第 25 号の 3

上記(1)に準じて取り扱う。

(3)　事業報告書の提出先は、管轄財務局長等とする。

Ⅱ－4－3　苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）

Ⅱ－4－3－1　意義

(1)　相談・苦情・紛争等（苦情等）対処の必要性

顧客からの相談、苦情、紛争等（苦情等）に迅速かつ適切に対応し、顧客の理解を得ようとすることは、顧客に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つである。

近年、顧客の保護を図り保険商品・サービスへの顧客の信頼性を確保する観点から、苦情等への事後的な対処の重要性はさらに高まっている。

このような観点を踏まえ、簡易・迅速に保険商品・サービスに関する苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融 ADR 制度（ADR について(注)参照）が導入されており、保険会社においては、金融 ADR 制度も踏まえつつ、適切に苦情等に対処していく必要がある。

(注)　ADR (Alternative Dispute Resolution)

訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な紛争解決が期待される。

(2)　対象範囲

保険会社の業務に関する申出としては、相談のほか、いわゆる苦情・紛争などの顧客からの不満の表明など、様々な態様のものがありうる。保険会社には、これらの様々な態様の申出に対して適切に対処していくことが重要であり、かかる対処を可能とするための適切な内部管理態勢を整備することが求められる。

加えて、保険会社には、金融 ADR 制度において、苦情と紛争のそれぞれについて適切な態勢を整備することが求められている。

もっとも、これら苦情・紛争の区別は相対的で相互に連続性を有するものである。特に、金融 ADR 制度においては、指定 ADR 機関において苦情処理手続と紛争解決手続の連携の確保が求められていることを踏まえ、保険会社においては、顧客からの申出を形式的に「苦情」「紛争」に切り分けて個別事案に対処するのではなく、両者の相対性・連続性を勘案し、適切に対処していくことが重要である。

Ⅱ－4－3－2　苦情等対処に関する内部管理態勢の確立

Ⅱ－4－3－2－1　意義

保険会社は、金融 ADR 制度において求められる措置・対応を含め、顧客から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

Ⅱ－4－3－2－2　主な着眼点

保険会社が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

(1)　経営陣の役割

取締役会は、苦情等対処機能に関する全社的な内部管理態勢の確立について、適切に機能を発揮しているか。

(2)　社内規則等

①　社内規則等において、苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び苦情等の処理手続（事務処理ミスがあった場合等の対応も含む。）を定めるとともに、顧客の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。

②　苦情等対処に関し社内規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により、社内規則等を社内に周知・徹底をする等の態勢を整備しているか。

特に顧客からの苦情等が多発している場合には、まず社内規則等（苦情等対処に関するものに限らない。）の営業店に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。

(3)　苦情等対処の実施態勢

①　苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。

②　顧客からの苦情等について、関係部署が連携のうえ、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。特に、苦情等対処における主管部署及び担

当者が、個々の職員が抱える顧客からの苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。

③　特に、保険金等の不払いに関する苦情等については、当該不払いを決定した支払担当部門のみで対処するのではなく、最終的にはコンプライアンス担当部門などの他の部門で適切に対処されたかどうかを検証する態勢となっているか。

④　苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。

⑤　苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、顧客利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段（例えば、電話、手紙、FAX、eメール等）を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。また、これら受付窓口、申出の方式等について広く公開するとともに、顧客の多様性に配慮しつつ分かりやすく周知する態勢を整備しているか。

⑥　苦情等対処にあたっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。）、金融分野ガイドライン等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（「Ⅱ－4－5　顧客等に関する情報管理態勢」参照）。

⑦　保険代理店及び金融サービス仲介業者を含め、業務の外部委託先が行う委託業務に関する苦情等について、顧客から保険会社への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか。

　また、当該苦情等について、顧客から外部委託先に申出があった場合には、外部委託先から保険会社へ漏れなく報告される態勢を整備しているか。

⑧　反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、通常の苦情等と区別し、断固たる対応をとるため関係部署に速やかに連絡し、必要に応じ警察等関係機関との連携を取った上で、適切に対処する態勢を整備しているか。

(4)　顧客への対応

①　苦情等への対処について、単に処理の手続の問題と捉えるにとどまら

ず事後的な説明態勢の問題として位置付け、苦情等の内容に応じ顧客から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り顧客の理解と納得を得て解決することを目指しているか。

② 苦情等を申し出た顧客に対し、申出時から処理後まで、顧客特性にも配慮しつつ、必要に応じて、苦情等対処の手続の進行に応じた適切な説明（例えば、苦情等対処手続の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等）を行う態勢を整備しているか。

③ 申出のあった苦情等について、自ら対処するばかりでなく、苦情等の内容や顧客の要望等に応じて適切な外部機関等を顧客に紹介するとともに、その標準的な手続の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。

なお、複数ある苦情処理・紛争解決の手段（金融 ADR 制度を含む。）は任意に選択しうるものであり、外部機関等の紹介に当たっては、顧客の選択を不当に制約していないか留意することとする。

④ 外部機関等において苦情等対処に関する手続が係属している間にあっても、当該手続の他方当事者である顧客に対し、必要に応じ、適切な対応（一般的な資料の提供や説明など顧客に対して通常行う対応等）を行う態勢を整備しているか。

(5) 情報共有・業務改善等

① 苦情等及びその対処結果等が類型化の上で内部管理部門や営業部署に報告されるとともに、重要案件は速やかに監査部門や経営陣に報告されるなど、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。

② 苦情等の内容及び対処結果について、自ら対処したものに加え、外部機関が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、これらの苦情等の内容及び対処結果について、指定 ADR 機関より提供された情報等も活用しつつ、分析し、その分析結果を継続的に顧客対応・事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用する態勢を整備しているか。

③ 苦情等対処機能の実効性を確保するため、検査・監査等の内部けん制機能が十分発揮されるよう態勢を整備しているか。

④ 苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置を講じることの判断並びに苦情等対処態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢を整備しているか。

(6) 外部機関等との関係

① 苦情等の迅速な解決を図るべく、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。

② 外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、顧客からの苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ申立ての必要性につき社内で適切な検討を経る態勢を整備しているか。

Ⅱ－4－3－3　金融 ADR 制度への対応

Ⅱ－4－3－3－1　指定紛争解決機関（指定 ADR 機関）が存在する場合

Ⅱ－4－3－3－1－1　意義

顧客保護の充実及び保険商品・サービスへの顧客の信頼性の向上を図るためには、保険会社と顧客との実質的な平等を確保し、中立・公正かつ実効的に苦情等の解決を図ることが重要である。そこで、金融 ADR 制度において、指定 ADR 機関によって、専門家等関与のもと、第三者的立場からの苦情処理・紛争解決が行われることとされている。

なお、金融 ADR 制度においては、苦情処理・紛争解決への対応について、主に保険会社と指定 ADR 機関との間の手続実施基本契約（法第 2 条第 42 項）によって規律されているところである。

保険会社においては、指定 ADR 機関において苦情処理・紛争解決を行う趣旨を踏まえつつ、手続実施基本契約で規定される義務等に関し、適切に対応する必要がある。

Ⅱ－4－3－3－1－2　主な着眼点

保険会社が、上記意義を踏まえ、金融 ADR 制度への対応に当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「Ⅱ－4－4－2　苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

(1)　総論

①　手続実施基本契約

ア.　業務（生命保険業務、損害保険業務、外国生命保険業務、外国損害保険業務等）の種別に応じた指定 ADR 機関との間で、速やかに手続実施基本契約を締結しているか。

また、例えば、指定 ADR 機関の指定取消しや新たな指定 ADR 機関の設立などの変動があった場合であっても、顧客利便の観点から最善の策を選択し、速やかに必要な措置（新たな苦情処理措置・紛争

解決措置の実施、手続実施基本契約の締結等）を講じるとともに、顧客へ周知する等の適切な対応を行っているか。

イ.　指定 ADR 機関と締結した手続実施基本契約の内容を誠実に履行する態勢を整備しているか。

②　公表・周知・顧客への対応

ア.　手続実施基本契約を締結した相手方である指定 ADR 機関の商号又は名称及び連絡先を適切に公表しているか。

公表の方法について、例えば、ホームページへの掲載、ポスターの店頭掲示、パンフレットの作成・配布又はマスメディアを通じての広報活動等、業務の規模・特性に応じた措置をとっているか。仮に、ホームページに掲載したとしても、これを閲覧できない顧客も想定される場合には、そのような顧客にも配慮することとしているか。

公表する際は、顧客にとって分かりやすいように表示しているか（例えば、ホームページで公表する場合において、顧客が容易に金融 ADR 制度の利用に関するページにアクセスできるような表示が望ましい。）。

イ.　手続実施基本契約も踏まえつつ、顧客に対し、指定 ADR 機関による標準的な手続のフローや指定 ADR 機関の利用の効果（時効の完成猶予等）等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。

ウ.　金融商品取引業者が組成した金融商品を保険会社が販売する場合、当該商品を組成した金融商品取引業者や、当該商品を販売した保険会社といった、業態の異なる複数の業者が関係することになるため、顧客の問題意識を把握した上で、問題の発生原因に応じた適切な指定 ADR 機関を紹介するなど、丁寧な対応を行っているか。

(2)　苦情処理手続・紛争解決手続についての留意事項

保険会社が手続実施基本契約により手続応諾・資料提出・特別調停案尊重等の各義務を負担することを踏まえ、検証に当たっては、例えば、以下の点に留意することとする。

①　共通事項

ア.　指定 ADR 機関から手続応諾・資料提出等の求めがあった場合、正当な理由がない限り、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。

イ.　指定 ADR 機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、組織として適切に検討を実施する態勢を整備してい

るか。また、可能な限り、その判断の理由（正当な理由）について説明する態勢を整備しているか。

② 紛争解決手続への対応

ア. 紛争解決委員から和解案の受諾勧告又は特別調停案の提示がされた場合、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。

イ. 和解案又は特別調停案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。

ウ. 和解案又は特別調停案の受諾を拒絶する場合、業務規程（法第308 条の 7 第 1 項）等を踏まえ、速やかにその理由を説明するとともに、訴訟提起等の必要な対応を行う態勢を整備しているか。

Ⅱ－4－3－3－2　指定 ADR 機関が存在しない場合

Ⅱ－4－3－3－2－1　意義

金融 ADR 制度においては、指定 ADR 機関が存在しない場合においても、代わりに苦情処理措置・紛争解決措置を講ずることが法令上求められている。保険会社においては、これらの措置を適切に実施し、保険商品・サービスに関する苦情・紛争を簡易・迅速に解決することにより、顧客保護の充実を確保し、保険商品・サービスへの顧客の信頼性の向上に努める必要がある。

Ⅱ－4－3－3－2－2　主な着眼点

保険会社が、苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、金融 ADR 制度の趣旨を踏まえ、顧客からの苦情・紛争の申出に関し、業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「Ⅱ－4－3－2　苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

(1) 総論

① 苦情処理措置・紛争解決措置の選択

ア.　業務（生命保険業務、損害保険業務、外国生命保険業務、外国損害保険業務等）の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。なお、その際は、例えば、顧客が苦情・紛争を申し出るに当たり、顧客にとって地理的にアクセスしやすい環境を整備するなど、顧客の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。

（ア）　苦情処理措置

ａ.　苦情処理に従事する従業員への助言・指導を一定の経験を有する消費生活専門相談員等に行わせること

ｂ.　自社で業務運営体制・社内規則を整備し、公表等すること

ｃ.　金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること

ｄ.　国民生活センター、消費生活センターを利用すること

ｅ.　他の業態の指定 ADR 機関を利用すること

ｆ.　苦情処理業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること

（イ）　紛争解決措置

ａ.　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定める認証紛争解決手続を利用すること

ｂ.　金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること

ｃ.　弁護士会を利用すること

ｄ.　国民生活センター、消費生活センターを利用すること

ｅ.　他の業態の指定 ADR 機関を利用すること

ｆ.　紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用すること

イ.　苦情・紛争の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に応じ、苦情処理措置・紛争解決措置について検討及び見直しを行う態勢を整備しているか。

ウ.　苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行できる法人を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人であること（規則第 55 条の 2 第 1 項第 5 号、同条第 2 項第 5 号）について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。

エ.　外部機関を利用する場合、必ずしも当該外部機関との間において業務委託契約等の締結までは求められていないが、標準的な手続のフローや、費用負担に関する事項等について予め取決めを行っておくことが望ましい。

オ.　外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、顧客の費用負担が過大とならないような措置を講じる等、苦情処理・紛争解決の申立ての障害とならないような措置を講じているか。

②　運用

苦情処理措置・紛争解決措置の適用範囲を過度に限定的なものとするなど、不適切な運用を行っていないか。なお、苦情処理措置と紛争解決措置との間で適切な連携を確保しているかについても留意する（「Ⅱ－4－3－1(2)対象範囲」参照）。

(2)　苦情処理措置（自社で態勢整備を行う場合）についての留意事項

①　消費生活専門相談員等による従業員への助言・指導態勢を整備する場合

ア.　定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情処理に従事する従業員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。

イ.　消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理に関し、必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活用する態勢を整備しているか。

②　自社で業務運営体制・社内規則を整備する場合

ア.　苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び社内規則を適切に整備するとともに、当該体制・規則に基づき公正かつ的確に苦情処理を行う態勢を整備しているか。

イ.　苦情の申出先を顧客に適切に周知するとともに、苦情処理にかかる業務運営体制及び社内規則を適切に公表しているか。

周知･公表の内容として、必ずしも社内規則の全文を公表する必要はないものの、顧客が、苦情処理が適切な手続に則って行われているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すことが重要であることから、それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。

なお、周知･公表の方法について、Ⅱ－4－3－3－1－2(1)②を参照のこと。

(3)　苦情処理措置（外部機関を利用する場合）及び紛争解決措置の留意事項

①　周知・公表等

ア.　保険会社が外部機関を利用している場合、顧客保護の観点から、例えば、顧客が苦情・紛争を申し出るに当たり、外部機関を利用できることや、外部機関の名称及び連絡先、その利用方法等、外部機

関に関する情報について、顧客にとって分かりやすいように、周知・公表を行うことが望ましい。

イ.　苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の事由により、顧客に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき又は他の外部機関等（苦情処理措置・紛争解決措置として保険会社が利用している外部機関に限らない。）による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を顧客に紹介する態勢を整備しているか。

ウ.　金融商品取引業者が組成した金融商品を保険会社が販売する場合については、Ⅱ－4－3－3－1－2(1)②ウ. を参照すること。

② 手続への対応

ア.　外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。

イ.　苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。

　また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。

ウ.　紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の解決案（以下、「解決案」という。）が提示された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。

エ.　解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を検査・監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。

オ.　解決案の受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態勢を整備しているか。

Ⅱ－4－3－4　各種書面への記載

保険会社は、各種書面において金融 ADR 制度への対応内容を記載することが求められている（注意喚起情報等）。それら書面には、指定 ADR 機関が存在し

ない場合は苦情処理措置・紛争解決措置の内容を記載する必要があるが、例えば、保険会社が外部機関を利用している場合、当該外部機関（苦情処理・紛争解決にかかる業務の一部を他の機関に委託等している場合、当該他の機関も含む。）の名称及び連絡先など、実態に即して適切な事項を記載するべきことに留意する。

Ⅱ－4－3－5　監督手法・対応

苦情等への対処について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条に基づく行政処分を行うものとする。

この点、指定ADR機関が存在する場合において、保険会社に手続応諾義務等への違反・懈怠等の問題が認められた場合であっても、一義的には保険会社と指定ADR機関との手続実施基本契約にかかる不履行であるため、直ちに行政処分の対象となるものではなく、当局としては、保険会社の対応を全体的・継続的にみて判断を行うものとする。

なお、一般に顧客と保険会社との間で生じる個別の紛争は、私法上の契約に係る問題であり、基本的にADRや司法の場を含め当事者間で解決されるべき事柄であることに留意する必要がある。

Ⅱ－4－4　顧客保護等

Ⅱ－4－4－1　顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービス提供法第２条）

(1)　主な着眼点

保険会社が、その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。そこで、保険会社が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。また、保険募集人及び保険仲立人についても上記に準じて検証することとする。

(2)　監督手法・対応

日常の監督事務や、不祥事件届出書等を通じて把握された保険会社の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第 128 条の規定に基づく報告を求めることを通じて、保険会社における自主的な業務改善状況を把握することとする。保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 133 条の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。また、保険募集人及び保険仲立人についても上記に準じて必要な対応を検討するものとする。

Ⅱ－4－4－2　顧客に対する説明責任、適合性原則

保険会社は、顧客保護を図るため、その業務に関し、業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。

このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、内部監査部門による監査や代理店監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。

Ⅱ－4－4－2－1　顧客保護を図るための留意点

(1)　顧客に対して公正な事務処理を行っているか。

(2)　保険契約者との取引にあたっては、取引の内容等を保険契約者に対し、適切かつ十分な説明を行っているか。

(3)　変額保険及び外貨建て保険等、保険契約者がリスクを負っている商品の販売を行うにあたっては、保険契約者に対し適切かつ十分な説明を行い、かつ必ず保険契約者から説明を受けた旨の確認を行うための方策を講じているか。

(4)　高齢者に対する保険募集は、適切かつ十分な説明を行うことが重要であることにかんがみ、社内規則等に高齢者の定義を規定するとともに、高齢者や商品の特性等を勘案したうえで、きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを含めた保険募集方法を具体的に定め、実行しているか。

その際の取組みとしては、例えば、以下のような方策を行うなどの適切な取組みがなされているか。

①　保険募集時に親族等の同席を求める方法。

②　保険募集時に複数の保険募集人による保険募集を行う方法。

③　保険契約の申込みの検討に必要な時間的余裕を確保するため、複数回の保険募集機会を設ける方法。

④　保険募集を行った者以外の者が保険契約申込の受付後に高齢者へ電話等を行うことにより、高齢者の意向に沿った商品内容等であることを確認する方法。

また、高齢者や商品の特性等を勘案したうえで保険募集内容の記録（録音・報告書への記録等）・保存や契約締結後に契約内容に係るフォローアップを行うといった適切な取組みがなされているか。

これらの高齢者に対する保険募集に係る取組みについて、取組みの適切性等の検証等を行っているか。

(5)　保険会社又は保険募集人が行う電話による新規の保険募集等（転換及び自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為を含む。）は、非対面で、顧客の予期しないタイミングで行われること等から、特に苦情等が発生しやすいといった特性等にかんがみ、当該行為を反復継

続的に行う保険会社又は保険募集人は、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを含めた保険募集方法を具体的に定め、実行するとともに、保険募集人に対して、適切な教育・管理・指導を行っているか。

また、これらの取組みについて、適切性の検証等を行い、必要に応じて見直しを行っているか。

その際の取組みとしては、以下の措置を含めた適切な取組みがなされているか。

① 説明すべき内容を定めたトークスクリプト等を整備のうえ、徹底していること。

② 顧客から、今後の電話を拒否する旨の意向があった場合、今後の電話を行わないよう徹底していること。

③ 通話内容を記録・保存していること。

④ 苦情等の原因分析及び再発防止策の策定及び周知を行っていること。

⑤ 保険募集等を行った者以外の者による通話内容の確認（成約に至らなかったものを含む。）及びその結果を踏まえた対応を行っていること。

(6) 顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか。

(7) 貸付先の財務情報など、個別企業に関わる情報についても、厳重かつ慎重に取り扱っているか。

Ⅱ－4－4－2－2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等

(1) 規則第 53 条から第 53 条の 10 までに規定する措置などが適正に実施されているか。

(2) 規則第 53 条、第 53 条の 4、第 53 条の 6 及び第 53 条の 8 から第 53 条の 10 までに規定する措置について、保険会社の従業員及び特定保険募集人に対する教育・管理・指導を行う体制が整備されているか。

(3) 当該措置について、保険会社の従業員及び特定保険募集人の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。

(4) 運用報告書の作成に当たっては、以下の点に留意することとする。

① 規則第 74 条第 1 号に掲げる保険契約に係る運用報告書

ア. 規則第 54 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する「財務又は業務（運用実績連動型保険契約に係るものに限る。）に関する外部監査」には、以下のもの（これらに相当するものを含む。）が該当する。

（ア） 財務諸表監査及び内部統制監査

（イ） 会社法に基づく会計監査人による会計監査

（ウ） 内部統制保証業務

（エ） 資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）に準拠しているかに関する検証

イ. 規則第 54 条の 4 第 2 項第 3 号に規定する「当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が保険会社の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として令第 13 条の 8 第 1 項各号に掲げる者及び子会社等に該当する場合に、その旨を記載する。

ウ. 規則第 54 条の 4 第 2 項第 3 号に規定する当該保険会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。

② 規則第 74 条第 3 号に掲げる保険契約に係る運用状況報告書

運用状況報告書に、以下の事項が記載されているか。

ア. 当期の運用実績の推移

（注） 当期の諸費用に関する事項を反映した運用実績を記載した書面を交付する等の、当該顧客ごとの費用控除後の運用実績を顧客に対し明示する措置を講ずること。

イ. 当期の運用方針及び当該運用方針に従った投資行動が行われたかについての分析

ウ. 今後の運用方針

(5) 規則第 53 条第 1 項第 2 号に掲げる書面の作成にあたっては、以下のことに留意しているか。

① 同号ロに掲げる「基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移」については、当該指標の水準が概ね把握できるような、適切な区分により記載してもよいこととする。

② 同号ハに掲げる「その他基礎率変更権行使基準に該当するかどうか参考となる事項」については、基礎率変更権行使基準に該当しても、当該行使基準を行使しない理由（経営判断の理由）その他参考となる事項を記載するものとする。

(6)　存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 3 条第 11 号（定義）に規定する存続厚生年金基金をいう。）を保険契約者とする保険契約の引受けに関し、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

①　保険会社が規則第 53 条第 1 項第 6 号イに規定する通知を行ったにもかかわらず、なお公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 26 年政令第 74 号）第 3 条第 2 項（存続厚生年金基金に関する読替え等）の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 26 年政令第 73 号）第 1 条（厚生年金基金令の廃止）の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和 41 年政令第 324 号）第 39 条の 15 第 1 項の規定に違反するおそれが解消しない場合において、例えば、運用指針の変更の検討を求める等、保険契約者と協議を行っているか。さらに、当該協議を経てもなお同項の規定に違反するおそれが解消しない場合においては、当該保険契約者に対し、最終的に保険契約の解約を慫慂することを含めて検討する等、当該保険契約者が同項の規定を遵守することを確保するための必要な方策を講じているか。

②　保険契約者の知識、経験、財産の状況及び保険契約を締結する目的等について把握し、当該保険契約者から運用指針が示された際、これらの事情に照らして必要と認められる場合には、当該保険契約者に対し、当該運用指針に基づき運用を行った場合に発生する可能性のあるリスクの説明を行うための適切な態勢が整備されているか。

③　規則第 54 条の 4 第 2 項第 2 号に規定するファンド資産及びその運用に係る重要な業務を行う者に係るデューディリジェンス及び継続的なモニタリングを行うに当たり、その具体的な基準及び手法を定めた社内規則等を整備するとともに、コンプライアンス部門やリスク管理部門が当該デューディリジェンス及びモニタリングの実施状況につき検証を行う等、必要に応じた適切な態勢が整備されているか。

(7)　規則第 53 条に規定する措置に関して、当該書面等に記載又は説明すべき事項及び保険契約申込書等における当該書面の受領確認に関する文言の表示にあっては、文字の大きさ等に留意して、その平明性及び明確性が確保されているか。

(8)　規則第 53 条の 4 に掲げる書面には、適正な保険募集を確保する観点から、以下の内容についての記載が含まれる必要がある。

①　当該保険会社とその特定関係者に該当する金融機関とは別法人であること。

②　当該保険会社が引き受ける保険は、当該金融機関が受け入れる預金ではなく、また預金保険制度の対象となるものではないこと。

③　当該金融機関の役職員は、保険会社が提供する保険商品若しくは役務に関する自己の評価、意見等を表明し、又はその保険商品若しくは利点を強調すること等によって、当該保険会社と保険契約者との間の契約の締結を補助するときは、法第 275 条の規定に違反するおそれがあるので、これを行うことはできないこと。

④　保険募集人が、保険会社との間で保険契約を締結することを条件として当該保険会社の特定関係者（法第 100 条の 3 に規定する特定関係者及び法第 194 条に規定する特殊関係者をいう。）が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し又は信用の供与を約していることを知りながら、当該保険契約者に対して当該保険契約の申込みをさせる行為は、法第 300 条により禁止されていること。

⑤　当該保険会社は、当該金融機関の顧客に関する非公開情報が当該保険会社が引き受ける保険に係る保険募集に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない（当該非公開情報が保険募集に利用されることにつき事前に当該顧客の書面による同意がある場合を除く。）とされていること。

(9)　規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、第一分野の保険（年金保険及び生存保険を除く。）及び法第 3 条第 4 項第 2 号に掲げる保険（損害を填補することを約した保険を除く。）の契約について、

①　保険契約の引受基準が社内規則等に定められ、会社が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約（以下、Ⅱ－4－4－1－2(9)において「他の保険契約」という。）を含む保険金額が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除・抑制のための十分な体制が整備されているか。

②　保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額（会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）との比較などにより、保険金額の妥当性（過大でないこと）を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

(注)　社内規則等を定めるにあたって、次の点に留意しているか。

ア.　会社の定める一定金額（以下、「保険金の限度額」という。）を超える保険契約の引受審査を行う場合には、保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。

また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。

イ.　死亡保険（規則第 53 条の 7 第 2 項に規定する死亡保険をいう。）の引受けについて

（ア）　保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するため、死亡保険に係る保険金の限度額を具体的に定め、これを超える保険金額による保険の引受けを行わないものと定めているか。また、この限度額は、生命保険協会の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は損害保険協会の「契約内容登録制度」等（以下、「契約内容登録制度等」と総称する。）への照会結果を踏まえ、同一被保険者の他の死亡保険に係る保険金額と通算する旨を定めているか。

（イ）　その他、保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するため、顧客ニーズの確認等を通じ、適切な引受審査を行う旨を定めているか。

（注）　規則第 53 条の 7 第 2 項に規定する「不正な利用のおそれが少ないと認められるもの」とは、例えば①一時払終身保険、一時払養老保険のほか、既払込保険料相当額に運用益等を加えた金額程度の保険金を被保険者の死亡時に支払う個人年金保険や学資保険、②遊園地などにおいて不特定の入場者が、事故等によって死亡した場合の見舞金の支払いを行うための団体保険、等の不正な利用が発生するおそれが少ないことを合理的に説明可能なものをいう。

③　保険金の限度額を社内規則等で定めている場合には、当該限度額以内で保険が引き受けられているかを検証するシステムを構築しているか。また、保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するため、適切な引受審査が行われていることを検証する体制を構築しているか。

④　保険金額（保険会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）の妥当性を判断・確認する方法等について、保険募集人に対して適正な教育・管理・指導を行うための体制が整備されているか。

⑤　保険金額の決定に際し、契約内容登録制度等を利用する等モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、当該制度の利用その他の方法で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案し

た結果が適切に記録されているか。

(10)　規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、生命保険及び損害保険の契約について、保険契約者又は被保険者本人に対し、当該契約内容への同意の記録を求める措置を確保するための方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

なお、本人以外の者に上記記録を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が当該記録を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。

(11)　規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、保険契約の申込みを受けるにあたり、顧客に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を顧客に交付する等の体制が整備されているか。

(注)　非対面の方式により保険契約の申込みを受ける場合は、以下のような点に留意すること。

①　例えば、電話の場合は口頭、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、顧客に対して契約内容の確認を求めること。

②　申込書の写しや申込内容を記載した書面等を顧客に交付することが困難な場合は、申込み後遅滞なく郵送等の方法により交付すること。

(12)　規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、トンチン性の高い商品については、保険会社又は保険募集人が顧客に対して、その商品特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。

(注)　トンチン性とは、死亡者の持分が生存者に移ることにより、生存者により多くの給付が与えられる割合のこと。

(13)　個人である顧客に関する情報については、規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

①　金融分野ガイドライン第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定に基づく措置

②　実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置

(注)　保険募集人が、個人情報を乗合他社の保険募集や兼業部門での営業

活動等に利用する場合、目的外利用が行われることのないよう、法令等に基づく適切な取扱いが行われなければならない点に十分に留意する必要がある。

(14)　個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第 53 条の 10 に基づき、金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

(注)　その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

①　労働組合への加盟に関する情報

②　民族に関する情報

③　性生活に関する情報

④　個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報

⑤　個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報

⑥　犯罪により害を被った事実に関する情報⑦　社会的身分に関する情報

(15)　相互会社の社員の権利義務に関する説明

相互会社である保険会社は、保険募集人に対して、保険募集にあたって、保険契約者に総代会制度の仕組みや少数社員権等の社員としての権利義務に関する的確な説明を行わせるための措置を講じているか。

Ⅱ－4－4－2－3　特定保険契約における適合性原則

保険会社、保険募集人及び保険仲立人（以下、Ⅱ-4-4-2-3 において「保険会社等」という。）は、準用金融商品取引法第 40 条第 1 号及び第 37 条の３第２項の規定に基づき、特定保険契約の販売・勧誘にあたっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約を締結する目的を的確に把握のうえ、顧客属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する必要がある。

さらに、金融商品販売業者等（金融サービス提供法第３条第３項に規定する金融商品販売業者等をいう。）である保険会社等については、同法第４条の規定に基づき、同条第１項に掲げる重要事項についても、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をする必要があることに留意するものとする。

そのため、保険会社等は、特定保険契約を販売・勧誘する前提として、特定保険契約の内容を適切に把握するための体制を確立する必要がある。また、顧客の属性等を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要である。さらに、特定保険契約の内容が顧客の属性等に適合することの合理的根拠があるかどうかの検討・評価を行うことが必要である。その上で、顧客に対してこのような合理的根拠を欠く販売・勧誘や、不適当な販売・勧誘が行われないように注意する必要がある。

以上を踏まえ、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。なお、販売・勧誘の方法としては、営業店に来訪した顧客への勧誘、電話による顧客への勧誘、インターネットを利用した勧誘等の様々な方法が考えられるところであるが、それぞれの特性に応じた適切な販売・勧誘の方法を検討する必要があることもあわせて留意する。

(注 1)　団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。ただし、当該団体に対して準用金融商品取引法第 40 条第 1 号の規定に従った販売・勧誘を行う必要があることに留意すること。

(注 2)　顧客の意向を把握・確認することは適合性原則の遵守にあたっても重要となるため、Ⅱ－4－2－2(3)「法第 294 条の 2 関係（意向の把握・確認義務）」も適宜参照すること。

(1)　特定保険契約の内容の適切な把握

保険会社等が販売・勧誘する個別の特定保険契約について、そのリスク、リターン、コスト等の顧客が特定保険契約の締結を行う上で必要な情報を十分に分析・特定しているか。その上で、当該特定保険契約の特性等に応じ、研修の実施、顧客への説明書類の整備などを通じ、販売・勧誘に携わる保険募集人が当該情報を正確に理解し、適切に顧客に説明できる体制を整備しているか。

(2)　顧客の属性等の的確な把握、効果的活用及びその管理の徹底

①　保険会社等は、特定保険契約の販売・勧誘にあたり、例えば以下の情報を顧客から収集しているか。また、保険会社等は、既契約者に対する新たな特定保険契約の販売・勧誘に際して、当該情報（アを除く。）が変化したことを把握した場合には、顧客に確認を取ったうえで、登録情報の変更を行うなど適切な顧客情報の管理をおこなっているか。

ア．生年月日（顧客が自然人の場合に限る。）

イ．職業（顧客が自然人の場合に限る。）

ウ．資産、収入等の財産の状況

エ．過去の金融商品取引契約（金融商品取引法第 34 条に規定する「金融商品取引契約」をいう。）の締結及びその他投資性金融商品の購入経験の有無及びその種類

オ．既に締結されている金融商品の満期金又は解約返戻金を特定保険契約の保険料に充てる場合は、当該金融商品の種類

カ．特定保険契約を締結する動機・目的、その他顧客のニーズに関する情報

② 保険会社等は、特定保険契約の販売・勧誘にあたり、顧客から収集した①の情報の内容に則して適切な勧誘を行っており、当該顧客の保護に欠けることとなっていないか。

③ 保険会社等は、準用金融商品取引法第 37 条の 3 第１項の規定による情報の提供に関し、あらかじめ、顧客に対し、書面の内容について、①の情報の内容に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。

④ 保険会社は、保険会社等が、事後的に販売・勧誘の適切性を検証できるようにするため、顧客から収集した①の情報について、以下のような体制を整備しているか。

ア 顧客から保険会社等が収集した①の情報を適切に保管するための体制

イ 保険募集人が事後的に販売・勧誘の適切性を検証するため、アの情報を活用できるための体制

⑤ 保険会社は、特定保険契約の引受けを判断するにあたり、顧客から収集した①の情報及び必要に応じて④により既に保管している①の情報を効果的に活用しているか。

(3) 特定保険契約の販売・勧誘に際しての合理的根拠についての検討・評価

① 保険会社等は、顧客に対する特定保険契約の販売・勧誘に先立ち、その対象となる個別の特定保険契約や当該顧客との一連の取引の頻度・金額が、把握した顧客属性等に適うものであることの合理的根拠があるかについて検討・評価を行っているか。

② その検討・評価を確保する観点から、保険会社等は、特定保険契約の特性等に応じ、あらかじめ、どのような考慮要素や手続をもって行うかの方法を定めているか。

(4) 不適当な販売・勧誘行為

顧客に対する不適当な販売・勧誘行為として、例えば、以下のような特定

保険契約の販売・勧誘が行われていないか。

① 保険会社等が、元本の安全性を重視するとしている顧客に対して、元本の棄損リスクがある商品を販売・勧誘する行為

② ①のような行為において、保険会社等が、当該特定保険契約に適合するような取引目的への変更を、当該顧客にその変更の意味や理由を正確に理解させることなく求める行為

(5) 保険会社等の内部監査部門等においては、本項目の遵守状況等についてモニタリングのうえ適切に検証がなされているか。また、その検証結果を踏まえ、必要に応じ体制の見直しを行う等、その実効性を確保するための体制構築に努めているか。

(6) 顧客に対する説明・説明態勢に関する主な着眼点

保険会社等は、当該顧客に理解されるために、特定保険契約の内容等を、必要な方法及び程度を適切に選択して説明し、その説明態勢も整備する必要があるが、顧客に対する説明・態勢整備等については、以下の点に留意して行うものとする。

① 適合性原則を踏まえた説明態勢の整備

契約締結前交付書面並びに規則第 53 条第１項第１号（運用状況報告書）、第 227 条の 2 第 3 項第 6 号、（特別勘定運用方針等を記載した書面）、７号（外貨建保険の為替リスクを記載した書面）及び 10 号並びに第 234 条の 27 第１項第２号に規定する書面（以下、Ⅱ－4－4－2－3 において「契約締結書面等」という。）の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の際等においては、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度を適切に選択し、適合性原則を踏まえた適切な説明がなされる態勢が整備されているか。

② 適切な商品・サービス説明等の実施

イ. 特定保険契約の契約内容について、メリットのみを強調し、損失の発生やリスク等のデメリットの説明が不足していないか。

ロ. セールストーク等に虚偽や断定的な判断の表示となるようなものはないか。

ハ. 特定保険契約の説明内容は客観的なものか、恣意的、主観的なものになっていないか。

ニ. 特定保険契約の内容（基本的な商品性及びリスクの内容、種類や変動要因等）を十分理解させるように説明しているか。特に、契約締結前交付書面等に係る記載順に関する規定の趣旨等を踏まえ、顧客判断

に影響を及ぼす重要な事項を先に説明するなど、顧客が理解をする意欲を失わないよう努めているか。

ホ．特定保険契約に関して誤解を与える説明をしていないか。特に、保険会社等によって元本が保証されているとの誤解を与えるおそれのある説明をしていないか。

ヘ．その他、顧客に不当な負担となる特定保険契約の保険募集等を行っていないか。

③　情報提供のみで顧客が内容を理解したことを確認した場合

規則第 234 条の 24 の 2 第２項第１号に規定する「適切な方法」とは、例えば、特定保険契約の締結を、インターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される情報提供事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法が考えられる。なお、この場合においても、当該情報提供事項が一般的に分かりやすく表示されている必要があり、顧客が希望するときは、適切な説明がなされる態勢を整備する必要があることにも留意する。また、顧客属性や取引の内容等によっては、単にかかる方法によって顧客の理解を確認しただけでは「適切な方法」による確認が行われたといえない場合があることに留意する。

④　説明を要しない旨の顧客の意思の表明

規則第 234 条の 24 の 2 第２項第２号及び金融サービス提供法第４条第７項第２号に規定する「説明を要しない旨の顧客の意思の表明」については、あくまで顧客が取引の内容や特定保険契約のリスク等を正しく認識した上で、その自主的な判断に基づいて行われる必要があることを踏まえ、意思の表明があったか否かを実質的に判断しているか。

また、このような実質的判断を行うにあたっては、顧客の投資経験や知識等、顧客の判断能力を把握するために必要な態勢が整備されているか。その際の着眼点の詳細については、必要に応じ、Ⅱ－4－4－2－3（2）を参照するものとする。

さらに、当該意思の表明が顧客本人による自発的な意思に基づくものであって、保険会社等から要求されたものではないことが確保されているか。

⑤　締結内容等に係る情報の提供

特定保険契約の締結後に、締結内容（締結日時、締結金額又は締結数値等）について顧客から提示要請があった場合に、契約締結時の書面交付等により、当該情報を顧客に対して適切に提示しているか。

Ⅱ－4－4－3　保険金等支払管理態勢

(1)　意義

近年、保険商品には、わが国における社会の構造的変化・経済活動の多様化等に伴い、保険契約者ニーズに対応して多様化が求められている。このような中にあって、生命保険会社における保険金・給付金の不適切な不払いや損害保険会社における付随的な保険金の支払漏れといった問題が発生し、保険契約者、利用者の保険事業全般に対する信頼が大きく損なわれた事例も認められている。

適時・適切な保険金等の支払いを行っていくことは、保険会社として保険事業を行っていく上で必要不可欠な基本的かつ最も重要な機能であり、自己責任原則に基づく適切な経営管理機能の発揮のもとで、以下のような自主ガイドラインも踏まえつつ、適切な支払管理態勢の構築が求められている。

保険金等支払管理態勢に係る主な着眼点等の見直しにあたり、保険金・給付金の不適切な不払いや付随的な保険金の支払漏れといった重大な問題を招いた原因の分析等を踏まえつつ、保険金等支払全般に関して、迅速かつ適切な支払管理態勢の確立のために、特に重点とした事項は以下のとおりである。

①　「保険金等の支払いを適切に行うための対応に関するガイドライン」
（平成 18 年 1 月 27 日：生命保険協会）
②　「正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン」
（平成 17 年 6 月 30 日：生命保険協会）
③　「告知義務違反に詐欺無効を適用するにあたっての留意点」
（平成 17 年 6 月 30 日：生命保険協会）

(2)　主な着眼点

①　保険金等支払いに係る取締役等の認識及び取締役会等の役割

ア.　取締役会は、適切な保険金等支払管理態勢の構築に係る方針を明確に定めているか。

イ.　取締役は、適時・適切な保険金等の支払いが健全かつ適切な業務運営の確保に重大な影響を与えることを十分認識しているか。

ウ.　取締役会は、保険金等の支払いに係る業務全般を管理する部門（以下、「支払管理部門」という。）を設置するなど、保険金等支払管理を統合的に管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば、保険金等支払管理に関連する各部門の間で相互牽制等の機能が十分発揮されるものとなっているか。

なお、組織体制については、必要に応じ随時見直し、支払管理態勢の構築に係る方針の変更や支払管理手法の発達などにあわせて改善を図っているか。

エ.　取締役会等は、保険金等の支払査定基準の改廃などの保険契約者等の保護に重大な影響を与えるものについて、十分な検討を行っているか。

また、上記以外の支払管理のための規程についても取締役会等へ報告が行われた上で整備しているか。

オ.　取締役会等は、点検・内部監査等を適切に活用し、支払いに係る苦情情報や訴訟事案など保険契約者等の利益に重大な影響を与える事案を含めた保険金等の支払及び不払状況（件数、内容等を含む。）について定期的に報告を受け、原因分析に基づいた必要な意思決定や指示を行うなど、把握された支払関係情報を業務の執行及び管理態勢の整備等に活用しているか。

また、取締役会等又は取締役会から権限を授権されている取締役等は、顧客からの支払関係の苦情への対応について、支払管理部門任せとするのではなく、適時・適切に報告を受けることなどにより実態把握を行い、必要な意思決定や指示によって対策を講じることとしているか。

カ.　取締役会等又は取締役会から権限を授権されている取締役等は、適切な保険金等の支払管理態勢を構築するため、業務に精通した人材を所要の部署に確保するための人事及び人材育成並びにシステムの構築、規程・マニュアル・帳票類等の支払事務に係る手続き・書式の整備等についての全社的な方針を明確に定めているか。

特に、支払査定要員については、人材育成に関して長期的な展望が求められることを十分認識しているか。

キ.　取締役会等は、保険金等の支払いに係る適切な業務運営が行われるよう、経営資源の配分を適切に行っているか。また、保険金等の支払管理が適切に行われているかどうか確認しているか。

② 保険金等支払管理に関与する管理者の認識及び役割

ア.　支払管理部門の長及び支払管理に責任を有する取締役等（以下、「保険金等支払管理者」という。）は、適切な支払管理態勢の構築の重要性を理解、認識しているか。

また、保険金等支払管理者は、部門の担当者に適切な支払管理態勢の構築の重要性を理解、認識させるための適切な方策を講じているか。

イ.　支払管理部門は、商品開発部門、募集部門やシステム部門等の関連する部門（以下、「関連部門」という。）や営業拠点等に対して適切な支払管理態勢を構築するために必要な管理・指導を行っているか。

ウ.　保険金等支払管理者は、支払管理に係る規程・マニュアル・帳票類、支払査定基準等の支払事務に係る手続き・書式について、例えば、商品内容、内部監査の結果、不祥事件、苦情・問い合わせ、判例動向、医学

事情の変化等を通じて把握した課題を踏まえ、見直し・改善するよう、適切な方策を講じているか。

エ.　保険金等支払管理者は、支払管理を行う組織が機能を有効に発揮できるよう、専門性も考慮しつつ適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置にあたっては、実務経験者等、専門性を持った人材を配置しているか。

オ.　保険金等支払管理者は、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、人事ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。

カ.　支払管理部門は、保険金等支払いに係る問題を把握した場合、関連部門と連携し、十分な原因分析を踏まえた適切な改善策を講じているか。また、状況について取締役会等に報告しているか。

③　支払査定担当者の人材育成及び査定能力の維持・向上

ア.　保険金等支払管理者は、専門性を持った支払査定担当者の確保のための長期的な展望に基づく人材育成策を策定しているか。

イ.　保険金等支払管理者は、支払査定能力を維持・向上させるための方法・体制を整備しているか。

特に、支払査定担当者が適切な支払査定を行えるよう、例えば、医学的知識の習得、約款・特約条項や判例の理解の向上を不断に図ることを確保するために、一定の研修及び効果測定等の義務付けその他の方策を講じているか。

また、医学の進歩や医療の変化等に対応して、教育・研修内容の見直しを適時・適切に行っているか。

④　関連部門との連携

ア.　支払管理部門と関連部門は密接な連携を図ることによって、支払時のみならず、保険商品の販売・勧誘や苦情・紛争処理への適切な対応が行われるような態勢となっているか。

イ.　保険商品の開発・改定にあたっては、商品開発部門をはじめとする関連部門は、支払管理部門と適切なスケジュール管理のもと、検討事項を十分に確認した上で、遺漏を防止するためのチェックシート等を活用し、検討を行っているか。特に、約款解釈について、商品開発部門、支払管理部門、コンプライアンス担当部門等において十分な検討が行われているか。また、その結果が、支払い査定基準、査定マニュアル、パンフレット等に適切に反映されているか。

なお、検討内容等について、取締役会等及び保険金等支払管理者に対して、直接、必要に応じ随時報告を行っているか。

ウ.　支払管理部門は、支払査定を行う過程において把握したコンプライアンス上の問題について、コンプライアンス担当部門に報告する態勢となっているか。

また、支払管理部門は、必要に応じて、コンプライアンス担当部門及び関連部門から募集時の説明状況等について情報を取得する態勢となっているか。

エ.　約款所定の支払事由に該当しないケース、例えば、支払対象外の手術や 1 回の入院についての支払日数の限度超過等の請求に関する苦情に対しては、支払管理部門と関連部門は相互連携して、苦情の発生原因を分析した上で防止するような対応策を検討しているか。

オ.　保険金等支払に係るシステム構築においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

（ア）　支払管理部門及びシステム部門をはじめとする関連部門は、連携の上、取締役会等で定められた全社的な方針に基づき、適切な保険金等支払管理態勢の確立に向けてのシステム構築を行っているか。

（イ）　保険商品の開発・改定時において、支払管理部門及び関連部門は相互連携して、適切に支払いが行えるようシステム設計、プログラム設計及びテストを実施しているか。また、システム開発後において、当該システムが問題なく機能しているか確認する態勢となっているか。

上記のほか、保険商品の開発等に係る支払システム開発時のチェック及びシステム開発後のチェック・管理については、「Ⅱ－3－13－2 システムリスク管理態勢」も参照のこと。

カ.　支払管理部門及び商品開発部門をはじめとする関連部門は、取締役会等及び保険金等支払管理者に対して、支払管理に係わる経営に重大な影響を与える情報を網羅し、分かりやすくかつ正確に報告しているか。

⑤　支払管理部門における態勢整備

ア.　支払管理部門の職員は、保険金等の支払いが保険会社の基幹業務であることを理解、認識し、適切な保険金等支払管理態勢の構築及び確立に向けた取組みを不断に行う態勢となっているか。

また、支払業務のみならず、例えば、保険商品の販売・勧誘、事故連絡受付及び請求手続き並びに事後の苦情・相談への対応などを含むすべての顧客及び消費者対応を踏まえた取組みが必要であることに留意しているか。

イ.　支払管理部門においては、支払査定の最終的な判断や査定結果の妥当性の事後検証にあたって、必要に応じて外部の専門家の意見を反映させているか。また、顧客からの苦情について、顧客の視点に立った分析

を行うことなどにより、適切な支払管理態勢の構築及び確立に役立てているか。

ウ.　支払管理部門の職員のそれぞれの役割及び権限は明確となっているか。例えば、決裁権限規定においては、保険金等の決裁金額や支払いと不払いの間などで合理的な差異が設けられているか。

エ.　保険金等の支払事由が発生した場合には、利用者保護、利用者利便の視点に立った迅速かつ適切な保険金等請求手続の説明、保険金等請求書類の交付、損害調査、事実の確認や顧客対応等が行われるような態勢が整備されているか。

特に、損害調査に際しては、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか。

オ.　反社会的勢力などからの不当な請求等に対しては、ゆるぎない対応に遺漏ないようにしているか。

また、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」や「不正請求等防止制度」等の適切な共同利用などにより、契約審査及び支払審査態勢の強化を図っているか。

カ.　保険金等の請求及び支払いにあたっては、センシティブ情報を取り扱うことを踏まえ、顧客に関する情報の管理について、具体的な取扱い基準を定めた上で役職員に周知徹底しているか。

特に、個人である顧客に関する情報の管理について、規則、個人情報の保護に関する法律、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いが確保されているか。

キ.　保険商品の販売・勧誘、事故連絡受付、請求時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

（ア）　支払管理部門は関連部門と連携して、保険商品の販売・勧誘や事故連絡受付などのそれぞれの顧客対応時において、保険金等の請求手続き等に関して、十分かつ分かりやすい説明や請求漏れを未然防止するための方策を講じているか。例えば、「ご契約のしおり」やホームページへの掲載のほか、保険金等の支払いに関する説明資料を作成し、消費者や保険契約者へ配布するなどによる情報提供の充実を図っているか。

なお、当該説明資料の記載内容については、少なくとも顧客からの照会に対応する窓口が明記される必要があるほか、支払いとなる場合や不払いとなる場合の具体的事例などが記載されることが望ましい。

（イ）　保険契約者等に対して支払われる保険金等の種類等について、送付する書面等で分かりやすく案内が行われているか。また、満期返戻

金、失効返戻金及び解約返戻金等に関する保険契約者等への適切な通知が行われているか。

（ウ）　請求書等の帳票類については、保険商品が多様化していることなどを踏まえ、請求漏れを未然防止するとともに、分かりやすい内容となるよう見直しを適時・適切に行っているか。例えば、苦情等が発生している帳票類の点検や顧客の視点に立った分析等を行っているか。

（エ）　受取人が保険金等の請求を行えない場合、受取人に代わる代理人等が請求することができるような手続きを整備しているか。

ク．総損害額が確定する前に保険金の一部を支払う、いわゆる内払いを行う場合の保険会社の対応について、被保険者間や被害者間の公平性確保の観点から、マニュアル・規程等に、内払いに係る手続きを定め、内払いを行う場合を例示するなど、被保険者のニーズのみならず被害者のニーズにも留意し、適切に対応する態勢整備を図っているか。

ケ．　支払査定時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

（ア）　保険金等の支払可否の判断にあたっては、立証責任が保険会社側にあるか、請求者側にあるかにかかわらず、事実関係の調査・確認を十分に行う態勢となっているか。

（イ）　高度な法的判断又は医的判断を要するものについては、支払管理部門の担当者のみで判断せずに、法務部門・医師等の意見を聞く態勢となっているか。さらに、必要に応じて外部の専門家の見解を求める態勢となっているか。

　また、社外の法律専門家や学識経験者等もメンバーに加え、外部による支払査定の適切性をチェックする仕組みを整備することが望ましい。

（ウ）　支払査定基準や支払事務に係る手続等を規定したマニュアル・規程等に基づいて、適切な支払査定が行われる態勢となっているか。

（エ）　示談交渉サービスを行う場合には、保険契約者保護のみならず被害者保護にも留意し、特に交渉相手が個人である場合には、相手方の主張をよく聞くとともに、丁寧かつ分かりやすい説明を行う等、十分に配慮して交渉を行うような態勢となっているか。

（オ）　同一の保険事故において、支払事務を異なる職員が担当する場合に職員間の相互連携は図られる態勢となっているか。

（カ）　保険金等支払可否の判断に影響を与える判例等の動向を遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。

（キ）　支払査定マニュアルの内容は体系的・網羅的なものとなっているか。

（ク）　管理者等が行う二次的なチェック態勢は十分なものとなっているか。

（ケ）　支払漏れ等をチェック・防止したり、支払いを促すようなシステム対応は十分なものとなっているか。

（コ）　保険契約者等保護の観点から、例えば、遅延利息の起算日や解除期限日などの期限の管理は適切に行われているか。

（サ）　支払管理部門は、保険金等の支払漏れが無く迅速な保険金等の支払いが行われるよう、適切に進捗管理を行っているか。また、支払査定に際して確認を要する事項に関する調査を適切かつ遅滞なく行う等、顧客から請求を受けて支払い（支払わないこととなる場合にはその旨の通知）に至るまでの所要日数の短縮を図るための方策を講じているか。

（シ）　支払管理部門は、保険金等を請求した顧客に対して、支払い（支払わないこととなる場合にはその旨の通知）までに時間を要する場合には、日数を要する理由、支払の目途等について分かりやすく説明するなどの方策を講じているか。

コ．　支払査定後においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。

（ア）　支払いに関する照会や不払時の苦情申し出に対して、迅速かつ正確な対応を行う観点から、受付窓口での専門スタッフによる適切な対応が行われるための方策を講じているか。

　また、保険金を被保険者や損害賠償請求権者等ではなく、物損に対して修理を行った事業者や、傷害に対して治療を行った医療機関等に直接支払う場合、これらの者からの照会や苦情に対しても、適切な対応が行われる態勢となっているか。

（イ）　顧客から支払査定の結果に関し苦情申し出があった場合等については、支払可否の判断の根拠となった事実関係等について再度の事実確認を実施する態勢となっているか。

（ウ）　例えば支払査定基準に基づき保険金等の算定を行っている場合に支払査定基準の内容に則して説明する等、顧客の問い合わせに応じて保険金等の算定根拠を丁寧かつ分かりやすく説明しているか。また、算定根拠が明確なものとなっているか。

（エ）　不払いとなる場合については、約款等の根拠条文の記載を含め不払いの理由となる説明が、顧客に対して丁寧かつ分かりやすいものとなっているか。

（オ）　保険金を被保険者や損害賠償請求権者等ではなく修理業者や医療機関等に直接支払うこととしたが、保険会社の支払査定額と当該修理

業者や医療機関等の請求額との間に差がある場合において、被保険者や損害賠償請求権者等の保護のために必要がある場合には、被保険者や損害賠償請求権者等にその事実を説明しているか。

（カ）　苦情等の受付とその解決に向けた簡易で迅速な手続きを規定した紛争処理規程を整備しているか。

（キ）　生命保険及び損害保険の各々の協会レベルの紛争処理機能のみならず、各保険会社において、支払管理態勢の一層の強化の観点から、例えば、再査定の仕組み等を整備していることが望ましい。

サ.　支払管理部門においては、以下のような事後的なチェック態勢が整備されているか。

（ア）　保険金等支払管理者から権限委任されている事項について、適切な権限行使が行われているかを定期的に点検・監査するなどの管理が行われているか。

（イ）　複数の支払部門にまたがるような保険金等の支払いについて、支払漏れ防止の観点から、例えば、支払漏れ等の可能性のある案件について抽出の上、各支払部門が相互に確認する仕組みを整備するなど、定期的にチェックを行う態勢となっているか。

（ウ）　支払保険金等について、顧客からの申し出により請求放棄等の処理がなされた事案については、真に適正な事務処理が行われたかどうかを事後的に検証できる態勢を整備しているか。

（エ）　不払いの理由を顧客に対して説明するためのモデル文書については、苦情・問い合わせ等を通じて把握した課題を踏まえ、顧客の視点に立って見直し・改善するような態勢となっているか。なお、見直し・改善にあたっては、例えば、消費者問題に見識のある社外の専門家等を活用しているか。

　また、実際に顧客に送付された不払通知について、当該内容が適切であったかどうかを検証する態勢となっているか。

（オ）　不払いとなった事例について内容を分析し、分析結果を保険金等の支払いを適切に行うための対応策や態勢整備等に役立てているか。

（カ）　不払いに関する苦情については、当該不払いを決定した支払担当部門のみで処理するのではなく、最終的にはコンプライアンス担当部門などの他の部門で当該苦情処理が適切に処理されたかどうかを検証する態勢となっているか。

（キ）　支払管理態勢の一層の強化の観点から、例えば、外部専門家による支払査定の妥当性の事後検証の仕組み等を整備していることが望ましい。

シ.　支払査定基準の改廃や支払査定等の保険金等の支払いに関する業務については、法第 97 条に規定される業務に付随する業務であることから、外部委託するにあたっては、法第 98 条及び規則第 51 条の規定に基づいた取扱いとなっているか。

また、保険金等の支払いに関する業務に付随する事務（例えば、請求書の発送・受理や契約確認等）を外部委託する場合には、「Ⅱ－5－1 保険会社の事務の外部委託」の内容に留意したものとなっているか。

ス.　保険契約者その他の利用者が、保険会社の業務状況を適切に判断できるように、保険金等の不払いの件数・内容や苦情等に関する情報等の積極的な情報開示に取り組むことが望ましい。

セ.　約款に定めた重大事由による解除を行う場合には、当該重大事由を知り、又は知り得るに至った後は、合理的な期間内に保険契約者に通知が行われるような態勢が支払管理部門又は関連部門において整備されているか。

⑥　内部監査

ア.　代表取締役及び取締役会は、内部監査が適切な保険金等支払管理態勢を確立することに重大な影響を与えることを十分認識しているか。

イ.　内部監査部門は、支払管理部門をはじめとする被監査部門等に対して十分牽制機能が働く独立した体制となっているか。

また、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査を実施しているか。

ウ.　取締役会等は、支払管理態勢に対する内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門において支払実務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。

また、内部監査部門は、適切な支払管理態勢の検証を行うような十分な権能を付与されているか。

エ.　支払管理部門の役職員は、内部監査が適切な支払管理態勢を確立することに重要な役割を果たすことを十分認識しているか。

オ.　内部監査部門は、適切な支払管理態勢を検証するための内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等による承認を受けているか。また、内部監査部門の長は、実施要領等の適切性・有効性を確認しているか。

カ.　内部監査部門は、適切な支払管理態勢を検証するため、頻度・深度等に配慮した効率的かつ実効性のある監査計画を策定しているか。

キ.　内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等に基づき、支払管理部門及び関連部門の全ての業務に対する監査を定期的に実施しているか。

ク.　内部監査部門は、取締役会に対して、支払管理態勢に係る内部監査の結果、その他重要な事項を適時・適切に報告しているか。特に経営に重大な影響を与える問題点については、速やかに報告しているか。

ケ.　内部監査部門は、検査の結果を分析し、これを的確に支払管理部門をはじめとする被監査部門等へ遅滞なく通知しているか。さらに、内部監査部門は、支払管理部門における改善状況を適切に管理し、その後の内部監査に反映させているか。

また、保険金等支払管理者は、内部監査の結果等を適切な保険金等支払管理態勢の確立に役立てているか。

⑦　監査役監査

ア.　保険金等支払いに関する監査役監査については、業務執行体制の適否を監査する視点で実施しているか。例えば、募集管理関係からみた問題等と顧客からの苦情の状況等から窺える顧客サービスの問題等を関連づけて総合的に監査することとしているか。

イ.　保険金等支払実務に関する体系的な監査手法を確立しているか。

ウ.　監査役は、保険金等支払管理者等に対するヒアリングや支払管理部門に対する往査など、保険金等の支払実務そのものに対する直接的な監査を実施しているか。

エ.　監査役は、取締役会及び監査役会に対して、保険金等の支払いに関する監査結果、その他重要な事項を適時・適切に報告しているか。

(3)　監督手法・対応

保険金等支払管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は第 133 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－4－5　顧客等に関する情報管理態勢

Ⅱ－4－5－1　意義

顧客に関する情報は、保険契約取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。

特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。

また、クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下、「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。

さらに、保険会社は、法人関係情報（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号）を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。

以上を踏まえ、保険会社は、顧客に関する情報及び法人関係情報（以下、「顧客等に関する情報」という。）を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。

Ⅱ－4－5－2　主な着眼点

(1)　顧客等に関する情報管理態勢

①　経営陣は、顧客等に関する情報管理の適切性を確保する必要性及び重要性を認識し、適切性を確保するための組織体制の確立（部門間における適切な牽制の確保を含む。）、社内規程の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。

②　顧客等に関する情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により役職員に周知徹底しているか。特に、当該情報の他者への伝達については、コンプライアンス（顧客に対する守秘義務、説明責任）及びレピュテーションの観点から検討を行った上で取扱基準を定めているか。

③　顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底（アクセス権限を付与された本人以外が使用することの防止等）、内部関係者による顧客等に関する情報の持出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、顧客等に関する情報の管理が適切に行われているかを検証できる体制となっているか。

また、特定職員に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する職員への管理・牽制の強化を図る等、顧客等に関する情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を図っているか。

④　顧客等に関する情報の取扱いを委託(注)する場合は、以下の措置を講じているか。

(注)　「委託」とは、契約の形態や種類を問わず、保険会社が保険代理店及び金融サービス仲介業者を含む他の者に顧客等に関する情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む（以下、Ⅱ－4－5－2 において同じ。）。

ア.　保険代理店及び金融サービス仲介業者を含む外部委託先の管理について、責任部署を明確化し、外部委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じてモニタリングする等、外部委託先において顧客等に関する情報管理が適切に行われていることを確認しているか。

イ.　保険代理店及び金融サービス仲介業者を含む外部委託先において漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元に報告される体制になっていることを確認しているか。

ウ.　保険代理店及び金融サービス仲介業者を含む外部委託先による顧客等に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。

その上で、保険代理店及び金融サービス仲介業者を含む外部委託先においてアクセス権限が付与される役職員及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、保険代理店及び金融サービス仲介業者を含む外部委託先において定期的又は随時に、利用状況の確認（権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

エ.　二段階以上の委託が行われた場合には、保険代理店及び金融サービス仲介業者を含む外部委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行っているかについて確認しているか。また、必要に応じ、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。

⑤　顧客等に関する情報の漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった顧客等への説明、当局への報告及び必要に応じた公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。さらには、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似

事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

⑥　独立した内部監査部門において、定期的又は随時に、顧客等に関する情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。

また、顧客等に関する情報管理に係る監査に従事する職員の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。

(2)　個人情報管理

①　個人である顧客に関する情報については、規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。

ア.　金融分野ガイドライン第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定に基づく措置

イ.　実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置

(注)　保険募集人が、個人情報を乗合他社の保険募集や兼業部門での営業活動等に利用する場合、目的外利用が行われることのないよう、法令等に基づく適切な取扱いが行われなければならない点に十分に留意する必要がある。

②　個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第 53 条の 10 に基づき、金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

(注)　その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。

ア.　労働組合への加盟に関する情報

イ.　民族に関する情報

ウ.　性生活に関する情報

エ.　個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報

オ.　個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報

カ.　犯罪により害を被った事実に関する情報

キ.　社会的身分に関する情報

③　クレジットカード情報等については、以下の措置が講じられているか。

ア.　クレジットカード情報等について、利用目的その他の事情を勘案した適切な保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに廃棄しているか。

イ.　業務上必要とする場合を除き、クレジットカード情報等をコンピュ

ーター画面に表示する際には、カード番号を全て表示させない等の適切な措置を講じているか。

ウ.　クレジットカード情報等の取扱いを第三者に委託する場合は、保険代理店及び金融サービス仲介業者を含む外部委託先において、クレジットカード情報等を保護するためのルール及びシステムが有効に機能しているかについて、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行っているか。

エ.　クレジットカード情報等について、二段階以上の委託が行われた場合には、保険代理店及び金融サービス仲介業者を含む外部委託先が再委託先等の事業者を十分に監督していると認められる場合を除き、定期的又は随時に、点検又は立入検査を行う等、再委託先等の事業者に対して自社による直接の監督を行っているか。

④　個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第 12 条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である顧客から適切な同意の取得が図られているか。

ア.　金融分野ガイドライン第３条を踏まえ、個人である顧客から PC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である顧客が明確に認識できるような仕様としているか。

イ.　過去に個人である顧客から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である顧客の同意を取得しているか。

ウ.　第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である顧客において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討しているか。

エ.　第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人である顧客との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人である顧客が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。

(3)　法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止

①　役職員による有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則を整備し、必要に応じて見直しを行う等、適切な内部管理態勢を構築しているか。

②　役職員によるインサイダー取引等の不公正な取引の防止に向け、職業倫理の強化、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令等遵守意識の強化に向けた取組みを行っているか。

③　法人関係情報を入手し得る立場にある役職員が当該法人関係情報に関連する有価証券の売買その他の取引等を行った際には報告を義務付ける等、不公正な取引を防止するための適切な措置を講じているか。

Ⅱ－4－5－3　監督手法・対応

顧客等に関する情報管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は第 133 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－4－6　顧客の利益の保護のための体制整備

Ⅱ－4－6－1　意義

利益相反の弊害は、保険会社の部門間又は同一金融グループ内の親会社・子会社・兄弟会社・関連会社（以下、Ⅱ－4－6－1 において「保険会社等」という。）のいずれとの間でも起こりうる問題である。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報をその親法人等・子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。

したがって、より広範な業務を展開する金融グループにあっては、グループ内における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行う必要がある。なお、利益相反を管理するためのルール等は、金融機関が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することによって、有効に機能するものであることに留意する必要がある。

また、利益相反管理態勢を整備するにあたっては、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、保険会社又は同一金融グループにおけるレピュテーショナル・リスクの観点についても配慮する必要がある。

一方、保険会社等のグループ会社の中には、当該保険会社等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、保険会社等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、保険会社等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。

Ⅱ－4－6－2　主な着眼点

(1)　利益相反のおそれがある取引の特定等

①　利益相反のおそれがある取引をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。

②　利益相反を特定するプロセスは、保険会社や金融グループ内会社等の業務活動の内容、規模・特性を反映したものとなっているか。

　また、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。

(2)　利益相反管理の方法

利益相反の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる体制が整備され、定期的に管理方法の検証が行われているか。

①　部門の分離（情報共有先の制限）

情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。

②　取引条件又は方法の変更、一方の取引の中止

取引条件又は方法の変更、若しくは一方の取引の中止を行うにあたり、親金融機関等又は子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。

③　利益相反事実の顧客への開示

顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、開示する方法を選択した理由（他の管理方法を選択しなかった理由を含む）等を明確かつ公正に書面等の方法により開示した上で顧客の同意を得るなど、顧客の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる顧客の属性に十分に適合したものとなっているか。

(3)　利益相反管理態勢等

①　利益相反を管理・統括する者（以下、「利益相反管理統括者」という。）を設置するなど、利益相反を一元的に管理する態勢となっているか。

②　利益相反管理統括者等は、営業部門からの独立性が確保され、十分な牽制が働く態勢となっているか。また、利益相反管理態勢の構築や役職員の意識向上に努める等の役割を果たし、定期的に利益相反管理態勢の検証を行っているか。

③　利益相反管理統括者等は、その親金融機関等又は子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。

④　利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続を定めた社内規則を整備しているか。また、研修・教育等により、利益相反管理について役職員及び子金融機関等に周知徹底させる態勢を確保しているか。

(4)　利益相反管理方針の策定及びその概要の公表

①　利益相反管理方針には、利益相反の特定方法、類型、管理体制（役職員の責任・役割等を含む。）や管理方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む。）、管理対象の範囲等が明確

化されているか。また、当該管理方針は、金融グループ内会社等の営む業務活動の内容や規模等が十分に反映されているか。

② 利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、利益相反管理方針の趣旨が明確に現れているものとなっているか。また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、顧客等に対して十分に伝わる方法となっているか。

Ⅱ－4－6－3　監督手法・対応

利益相反管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条又は第133条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅱ－4－7　顧客の誤認防止等

Ⅱ－4－7－1　意義

顧客に対する利便性の向上や事務の合理化の観点から、当該保険会社が、その営業所を他者の店舗と同一の建物内に設置するなどの場合があるが、その際、顧客に対する弊害防止措置が講じられていることが重要である。

Ⅱ－4－7－2　主な着眼点

保険会社が、その営業所を他者の本支店等と同一建物、同一フロアに設置する場合には、顧客の誤認防止、顧客情報の保護及び防犯上の観点から、適切な措置が講じられているか。また、コンピュータ設備を共用する場合に保険会社自らの情報管理規定が遵守できるよう体制が整備されているか。

Ⅱ－4－8　取引時確認等の措置

Ⅱ－4－8－1　意義

公共性を有し、経済的に重要な機能を営む保険会社が、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。

保険会社が犯罪組織に利用され犯罪収益の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要があるが、特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下、「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することが求められる。また、FATF 勧告に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。

Ⅱ－4－8－2　主な着眼点

犯収法に基づく取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）記載の措置の的確な実施については、以下のような点に留意して検証することとする。

（注１）　取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。

（注２）　リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。

(1)　保険会社の業務に関して、取引ごとのリスクに応じて、犯収法に基づく取引時確認及び取引記録等の作成・保存が的確に実施されているか。

①　取引時確認を行うに当たって、顧客の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。顧客に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

②　法人顧客との取引においては、本人特定事項、取引を行う目的、事業の内容と併せて、実質的支配者の本人特定事項の確認を行っているか。

③　犯収法第 4 条第 2 項前段及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下、「犯収法施行令」という。）第 12 条各項に定める下記ア.からエ. を含む厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項について、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認を行っているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合において、適正に当該確認を行っているか。

ア.　取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

イ.　関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引

ウ.　犯収法施行令第 12 条第 2 項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との特定取引等

エ.　外国 PEPs(注)に該当する顧客等との特定取引

(注)　犯収法施行令第 12 条第 3 項各号及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下、「犯収法施行規則」という。）第 15 条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等（Politically Exposed Persons）をいう。

④　顧客の取引時確認に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。

(2)　犯収法に基づく疑わしい取引の届出が的確に実施されているか。

①　疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局へ届出を行うこととされているか。

②　疑わしい取引の届出に該当するか否かの判断を行うに当たって、取引時確認情報、顧客属性、取引態様、取引時の状況その他の保険会社が取得・保有している具体的な情報及び犯収法第 3 条第 3 項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書（以下、「犯罪収益移転危険度調査書」という。）を総合的に勘案し、犯収法第 8 条第 2 項並びに犯収法施行規則第 26 条及び第 27 条に基づき適切に検討の上、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。

(注)　考慮すべき顧客属性及び取引態様としては、国籍（例えば、FATF が公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）、外国 PEPs への該当性、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等の取引態

様、国内外の取引の別が考えられる。

③　保険会社の行っている業務内容・業容に応じて、システム、マニュアル等により、疑わしい顧客や取引等を検出・監視・分析しているか。

（注）　疑わしい取引の届出に該当する可能性がある事例や保険会社が過去に届出を行った事例等については、「疑わしい取引の参考事例」（金融庁ホームページ参照）も参考にすること。

⑶　犯収法に基づく取引時確認等の措置を的確に実施するため、下記①から⑦の措置を講じているか。さらに、取引時確認と疑わしい取引の届出が相互に関連性を有していることを十分に認識し、取引時確認の的確な実施により顧客の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び顧客の取引態様等を総合的に勘案のうえ判断し、疑わしい取引の届出が行われるような社内態勢等が構築されているか。

①　顧客から取得した取引時確認情報については、顧客取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。

②　社内規則等において、取引時確認等の措置を行うための社内体制や手続きが明確に定められているか。役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。

③　従業員に対して、取引時確認等の措置に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた従業員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。

④　管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者（犯収法第 11 条第 3 号に定める統括管理者をいう。以下同じ。）として適切な者を選任・配置しているか。

⑤　犯収法に基づき、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を的確に実施しているか。

ア.　犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下、「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行っているか。

イ.　特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析するとともに、保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精

査しているか。

ウ.　犯収法第 4 条第 2 項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯収法施行規則第 5 条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案してテロ資金供与やマネー・ローンダリング等の危険性の程度が高いと認められる取引（以下、「高リスク取引」という。）を行う際には、統括管理者が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と併せて保存しているか。

⑥　従業員の採用に当たって、テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。

⑦　取引時確認等の措置の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。

(4)　海外営業拠点（支店、現地法人等）のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。

①　海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行っているか。

（注）特に、ＦＡＴＦ勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。

②　現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行っているか。

③　適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供しているか。

・当該国・地域

・テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由

・テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容

Ⅱ－4－8－3　監督手法・対応

検査結果、不祥事件届出書等により、取引時確認等の措置の確実な履行又はマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を適切に実施するための内部管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132 条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。その際、内部管理態勢が極めて脆弱であり、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあると認められるときは、法第 132 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。

また、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 133 条に基づく厳正な処分について検討するものとする。

Ⅱ－4－9　反社会的勢力による被害の防止

Ⅱ－4－9－1　意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む保険会社においては、保険会社自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、保険会社においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって保険会社や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

（参考）　「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」
（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）

(1)　反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

○　組織としての対応
○　外部専門機関との連携
○　取引を含めた一切の関係遮断
○　有事における民事と刑事の法的対応
○　裏取引や資金提供の禁止

(2)　反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人で

ある「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成 23 年 12 月 22 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

Ⅱ－4－9－2　主な着眼点

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、被害者救済の観点を含め個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

(1)　組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、保険会社単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。さらに、グループ外の他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を行う場合においても、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

(2)　反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下、「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

①　反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、業界団体等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該保険会社における株主の属性判断等を行う

際に、適切に活用する体制となっているか。

② 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

③ 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

(3) 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

提携ローン（4 者型）(注)については、暴力団排除条項の導入を徹底の上、保険会社が自ら事前審査を実施する体制を整備し、かつ、提携先の信販会社における暴力団排除条項の導入状況や反社会的勢力に関するデータベースの整備状況等を検証する態勢となっているか。

（注） 提携ローン（4 者型）とは、加盟店を通じて顧客からの申込みを受けた信販会社が審査・承諾し、信販会社による保証を条件に金融機関が当該顧客に対して資金を貸付けるローンをいう。

(4) 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。

(5) 保険金等の支払審査の実施

反社会的勢力からの不当な請求等を防止する観点から、保険金等の支払審査を適切に行うための態勢が整備されているか。

(6) 反社会的勢力との取引解消に向けた取組み

① 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

② 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、株式会社整理回収機構のサービサー機能を活用する等して、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。

③ 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り契約の解除を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配意しているか。

④ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢が整備されているか。

(7) 反社会的勢力による不当要求への対処

① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。

② 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。

③ 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。

④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

(8) 株主情報の管理

定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行っているか。

Ⅱ－4－9－3 監督手法・対応

検査結果、不祥事件届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき

報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第 132 条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第 132 条に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 133 条に基づく厳正な処分について検討するものとする。

（注） なお、反社会的勢力への対応に関しては、Ⅱ－1－2－1(1)⑥（代表取締役）、Ⅱ－1－2－1(2)④（取締役及び取締役会）、Ⅱ－1－2－2(1)⑦（取締役及び取締役会）、Ⅱ－1－2－2(3)⑦（執行役）、Ⅱ－1－2－3(1)⑥（代表取締役）、Ⅱ－1－2－3(2)④（取締役及び取締役会）、Ⅱ－4－2－2(16)③イ（保険契約の募集上の留意点）及びⅡ－4－4－2(2)⑤オ（保険金等支払管理態勢）の事項にも留意する必要がある。

Ⅱ－4－10　適切な表示の確保

(1)　情報開示の趣旨を十分踏まえて適切に開示を行う体制を確立しているか。

(2)　募集用の資料等（広告も含む。）について、表示媒体や商品の特性に応じた適正な表示を確保するための措置が講じられているか。

(3)　適正な表示を確保するための社内規則等が適切に策定されているか。

（注）　社内規則等は、以下の事項等を踏まえ、保険期間、保障内容、引受条件及び保険料率・保険料等が適切に表示されるよう留意して策定されているか。

①　保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せてわかりやすく示さないことなどにより、契約者等に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、保険商品の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れたところに表示されている等により当該条件表示を契約者等が見落とすような表示方法となっている場合には、当該保険商品の内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

ア.　給付事由の全部又は一部について、契約後一定の不担保期間がある場合

イ.　保険金（給付金）額等が被保険者の年齢、契約後の年数、入院日数、対象疾病等の条件により減額又は消滅する場合

ウ.　先進医療による治療を給付事由とすることにより、医療行為、医療機関及び適応症等によっては、給付対象とならないことがある場合

また、保険商品の保障内容に関する優良性と直接関係のない情報を表示し、あたかも優良であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

②　保険商品の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せてわかりやすく示さないことなどにより、契約者等に著しく有利との誤解を与える表示となっていないか。

例えば、保険料の表示に関して、主たる契約者層とは考えられない若年層等の保険料を用例とし、その適用年齢等の条件表示を著しく小さく表示しているため、契約者等が見落とすような表示となっている場合には、他の年齢層等の契約者等についても当該保険料が適用され、実際のものよりも著しく

安いとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

また、保険商品の取引条件に関する有利性と直接関係のない情報を表示し、あたかも有利であるかのごとき表示をなしている場合には、実際のものよりも著しく有利であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。

③　保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。

例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。

また、客観的な事実について表示する際に、その一部のみを表示あるいは強調することにより、以下の例示のような契約者等に誤った事実認識をさせるおそれのある表示となっていないか。

ア.　医療費の自己負担額について、高額療養費制度に基づく給付を反映していない額を表示することにより、過大に認識させるおそれのあるものとなっていないか。

イ.　テレビ CM 等において、十分な視認性を確保せずに重要な事項を画面上に注記して表示したものになっていないか。

④　保険商品・サービス等に関する表示に業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語又は相対的な優位性があることを意味する用語を使用する場合は、その主張する内容の根拠についても明確に表示しているか。

例えば、「最高」「最低」「日本一」「ナンバーワン」、「当社だけ」「業界初」「他社にない」、「ワイド」「最低水準」「割安」等の用語を使用する場合は、その用語の根拠となった調査方法、出典又は前提条件を表示する必要がある。

⑤　銀行等で販売する保険商品について表示を行う場合（銀行等が行う表示を含む。）には、例えば、定期預金など銀行等の商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が保険会社の保険商品であることを適切に表示しているか。

(4)　表示媒体や表示内容に応じ、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を読むことの重要性を喚起するための表示を行うための措置を講じているか。

(5)　適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制が整備されているか。

なお、審査については、以下の点に留意したものとなっているか。

① 募集用の資料等について、本社で集中管理するなどの方法により、表示内容に係る審査を漏れなく行っているか。

② 約款、「契約概要」、「注意喚起情報」、パンフレット、ご契約のしおり等について、それぞれの表示内容の整合性を確保するためのチェックを行っているか。

③ 募集用の資料等における積立利率等の表示については、公然性や客観性を高めるなどの観点からチェックを行っているか。

④ 契約者等からの苦情等において表示上の問題等が指摘されている場合には、その内容について分析し、問題が認められた場合には、改善のための適切な対応を行っているか。

(6) 商品性の説明（比較広告等を含む。）に係る法第 300 条第 1 項第 6 号及び同第 7 号については、以下の点に留意するものとする。

① 保険契約に関する表示については、「Ⅱ－4－2－2(9)」に準じて取り扱うものとする。

② 予想配当表示については、「Ⅱ－4－2－2(10)」に準じて取り扱うものとする。

(7) 特定保険契約については、上記各項目に留意しつつ準用金融商品取引法第 37 条の広告等の規制を遵守すること。

Ⅱ－4－11　障がい者等への対応

Ⅱ－4－11－1　意義

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課せられており、保険会社及び保険募集人はこれを遵守する必要がある。

また、保険会社及び保険募集人は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障がいのために保険取引における事務手続き等を単独で行うことが困難な者（以下、「障がい者等」という。）に対しても、視覚や聴覚に障がいのない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。

Ⅱ－4－11－2　主な着眼点

(1)　総論

①　「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 28 年告示第 3 号）の各規定に基づき、適切に対応しているか。

②　保険会社の取引に係る手続きにおいて、障がい者等の保険取引の利便性を向上させるよう努めているか。

また、保険会社の新しい手続きの導入の場合に、必要に応じて、障がい者等に配慮した仕様を検討しているか。

③　保険会社が、障がい者等に配慮した取組みを推進するにあたっては、国及び地方自治体などにおける障がい者支援に係る施策を確認し、必要に応じて、保険会社のサービスにおいても利用するなどしているか。

④　障がい者等から保険会社又は保険募集人に対し、意見（相談、苦情を含む。）があった場合、それらを踏まえた取組みを行うよう努めているか。また、障がい者等からの意見を完全に実現できない場合であっても、代替策を検討するなどしているか。

(2)　業務運営態勢等

障がい者等への対応状況を把握・検証の上、例えば、下記①～⑥のような方策を行うなどの取組みがなされているか。

①　自筆が困難な障がい者等への代筆について

障がい者等のうち自筆が困難な者（以下、「自筆困難者」という。）か

ら、口頭で保険取引の申込みがあった場合、保険会社の職員又は保険募集人（以下、Ⅱ－4－11－2 において「職員等」という。）が代筆したときは、例えば、複数の職員等が確認したうえで、その確認をしたという事実を記録として残すなど、自筆困難者の保護を図ったうえで、代筆を可能とする旨の社内規則を整備し、十分な対応をしているか。

なお、自筆困難者からの当該申込みは「口頭による意思表示」に当たると考えられるため、取引関係書類への代筆は、当該申込みに係る意思表示の範囲内に限られることに留意する必要がある。

② 視覚に障がいがある者への代読について

視覚に障がいがある者から要請がある場合は、例えば、職員等が、当該者に係る取引関係書類を代読する規定を整備しているか。その際、個人情報の漏洩を防ぐとともに、複数の職員等が代読内容を確認したうえで、その確認をしたという事実を記録として残すこととしているか。

③ 本人特定事項の確認について

本人確認書類として障がい者手帳が利用されている場合は、本指針「II－4－5 顧客等に関する情報管理態勢」を参照する。

④ 情報発信について

障がい者等に配慮した取組み等の内容について、例えば、保険会社が、障がい者等の視覚・聴覚等で認識されるよう、情報発信に努めているか。

また、障がい者等に配慮した取組みを行っている場合、その事例をＣＳＲ（本指針「II－5－2 企業の社会的責任（CSR)についての情報開示等」を参照のこと）事例として積極的に公表することが望ましい。

⑤ 相談・苦情対応について

本監督指針「II－4－3 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む。）」を参照することとする。

特に、障がい者等から、自立した日常生活及び社会生活を確保することに係る業務に関わる相談・苦情等を受けた場合、その改善に向けた検討や取組みを行うよう努めているか。

⑥ 研修等について

保険会社として、障がい者等に配慮した取組みのために整備した態勢の実効性を確保するため、顧客対応を行う全役職員及び保険募集人に対し、障がい者等に配慮した態勢について研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により周知しているか。

Ⅱ－4－11－3 監督手法・対応

日常の監督事務や、障がい者等からの苦情等を通じて把握された保険会社に

おける障がい者等への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。

また、保険会社の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（法第 128 条に基づく報告を含む。）を求めて検証することとする。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促すこととする。

Ⅱ－5　その他

Ⅱ－5－1　保険会社の事務の外部委託

Ⅱ－5－1－1　意義

各保険会社においては、経営の効率化が課題となっており、これまで以上に広範に事務の外部委託が行われることが想定される。各保険会社が事務の外部委託を行う際には、委託事務の内容等に応じ、顧客保護又は経営の健全性を確保する観点から十分な対応を行っているか。

（注 1）　上記における事務の外部委託とは、保険会社が、その業務を営むために必要な事務の一部又は全部を、当該保険会社以外（生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人及び金融サービス仲介業者に該当しないものを指す。）に委託することをいう。

（注 2）　特に、保険会社の固有業務を営むために必要な事務の外部委託については、ヒアリング等により定期的に状況把握に努め、検証を行うよう配意する。

（注 3）　当該外部委託が、保険会社と子会社等との間で行われる場合には、本指針「Ⅲ－2－2　子会社等」も参照のこと。

Ⅱ－5－1－2　主な着眼点

(1)　顧客保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。

①　委託契約によっても当該保険会社と顧客との間の権利義務関係に変更がなく、顧客に対しては、当該保険会社自身が事務を行ったのと同様の権利が確保されていることが明らかか。

②　委託事務に関して契約どおりサービスの提供が受けられないときに、保険会社において顧客利便に支障が生じることを未然に防止するための態勢整備が行われているか。

③　損害調査を委託する場合に、外部委託先において、利用者保護、利用者利便の視点に立った適切な損害調査が行われるような態勢が整備されているか。

特に、損害調査に際して、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか。

④　委託先における目的外使用の禁止も含めて顧客等に関する情報管理が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。

⑤　顧客等に関する情報の取扱いの委託については、本指針「Ⅱ－4－5　顧客等に関する情報管理態勢」を参照のこと。

⑥　クレーム等について顧客から保険会社への直接の連絡体制を設けるなど適切な苦情相談態勢が整備されているか。

(2)　保険会社は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）を図っているか。

①　リスク管理

保険会社は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けなかった場合の保険会社の業務への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。

②　委託先の選定

保険会社の経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行いうるか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財務・経営内容か、保険会社のレピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。

③　契約内容

契約内容は、委託事務の内容等に応じ、例えば、以下の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。

ア.　提供されるサービスの内容及びレベル並びに解約等の手続き。

イ.　委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責務。委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係（必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む。）。

ウ.　保険会社が、当該委託事務及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容。

エ.　金融当局の保険会社に対する検査・監督上の要請に沿って対応を行う際の取り決め。

④　保険会社に課せられた法令上の義務等

当該委託事務を保険会社自身が行った場合に課せられる法令上の義務等の履行に支障が生じる外部委託となっていないか。

⑤　保険会社側の管理態勢

委託事務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢（委託契約において、保険会社が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。）等の社内管理態勢が整

備されているか。

⑥　情報提供

　委託事務の履行状況等に関し委託先から保険会社への定期的なレポートに加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。

⑦　監査

保険会社において、外部委託事務についても監査の対象となっているか。

⑧　緊急時等の対応

　委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、保険会社の業務に大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、顧客に対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が整備されているか。

⑨　グループ会社への外部委託

　委託契約が保険会社とグループ会社との間において締結される場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。

Ⅱ－5－2　企業の社会的責任（CSR）についての情報開示等

Ⅱ－5－2－1　意義

(1)　CSR は、一般的に、企業が多様な利害関係者（ステークホルダー）との関係の中で認識する経済・環境・社会面の責任と、それに基づく取組みと解されており、それを通じて企業の持続可能性を高めることにその意義があると考えられている。

(2)　保険会社の CSR については、その取組みはもとより、情報開示についても、本来、私企業である保険会社が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものである。

(3)　しかしながら、CSR についての情報開示が分かりやすい形で適時適切に行われることは、利用者が保険会社を選択する際、その保険会社及び提供されている保険商品・サービスの持続可能性等を判断する上での有用な情報を得やすくなることに繋がると考えられる。そのような観点から、保険会社が CSR についての情報開示を行う場合の着眼点を明らかにし、最低限の枠組みを示すことで、利用者にとって有益かつ適切な情報開示を促すこととする。

Ⅱ－5－2－2　主な着眼点

保険会社の CSR について、利用者を含む多様なステークホルダーが適切に評価でき、保険会社の利用者の利便性の向上に資するよう、以下のような点から適切な情報開示がなされているか。

(1)　目的適合性

CSR 報告が、経済・環境・社会の各分野にわたる包括的なものであり、記述内容についても網羅的かつ社会的背景等を反映しているなど、利用者を含む多様なステークホルダーのニーズに的確に対応するという目的に適合したものとなっているか。また、適切なタイミングで効果的な開示がなされているか。

(2)　信頼性

CSR 報告が、透明性が高いプロセスを通じて作成され、データや情報が正

確かつ中立的で検証可能なものとなっているなど、多くのステークホルダーに受け入れられる信頼性の高いものとなっているか。

(3)　分かりやすさ

CSR 報告が、利用者を含む多様なステークホルダーに理解されるよう、可能な限り分かりやすいものとなっているか。また、内容の一貫性が維持されるなど、当該保険会社の過去の報告との比較可能性に十分留意したものとなっているか。

Ⅱ－5－2－3　監督手法・対応

保険会社による CSR を重視した取組みやその情報開示は、保険会社が自己責任原則に則った経営判断に基づき任意に行うものであり、上記着眼点を踏まえた報告がなされていない場合においても、監督上の措置を講ずることはない。

ただし、利用者の誤解を招きかねないような、不正確かつ不適切な情報開示を行っている場合については、業務の適切性の観点から検証することとする。

Ⅱ－5－3　報酬体系

Ⅱ－5－3－1　意義

国際的に活動する金融機関においては、海外の雇用・報酬慣行も勘案して、報酬体系の設計・運用を行うことが考えられる。一方、その設計・運用次第では、役職員によるリスクテイクへのインセンティブを高めることとなり、こうした傾向が過度なものとなれば、海外に支店又は出資先外国法人(注 1)を有している保険会社及び保険持株会社（以下、Ⅱ－5－3 において「海外拠点を有する保険会社等」という。）のリスク管理等にとって重大な問題をもたらす可能性もある。

国際的にも、金融安定理事会（Financial Stability Board）等の場において、金融機関の報酬体系の設計・運用に関する議論が進められており、海外拠点を有する保険会社等においては、こうした国際的動向も考慮しつつ、報酬体系が役職員の過度なリスクテイクを引き起こさないよう確保していくことが必要である。こうしたことから、監督当局としても海外拠点を有する保険会社等の報酬体系について、金融安定理事会における国際的な指針(注 2)等も踏まえつつ、Ⅱ－5－3－2「主な着眼点」に留意して監督することとする。実際の監督に当たっては、海外拠点を有する保険会社等の規模、業務の内容及び海外拠点の設置状況等も踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう留意することとする。

なお、報酬体系に関して役職員による過度なリスクテイクが誘発されるおそれのほか、雇用慣行や人事評価制度等に関連して同様のおそれが見られないか等についても、配意するものとする。また、経営者は経営管理を始めとして重要な職務を担っており、そのための報酬を受けていることを踏まえ、適切な経営を行うことを当然に求められていることに留意するものとする。

（注 1）　出資先外国法人とは、Ⅲ－2－2－4(2)で記載した「出資先外国法人」のうち、保険業務又は資産運用業務を行う法人をいう。なお、海外に支店又は出資先外国法人を有していない保険会社及び持株会社にあっても、Ⅱ－5－3－2「主な着眼点」に準じて対応することが望まれることに留意する。

（注 2）・　金融安定化フォーラム「健全な報酬慣行に関する原則」（2009 年 4 月）

・　金融安定理事会「「健全な報酬慣行に関する原則」実施基準」（2009 年 9 月）

（注 3）　外国保険業者の報酬体系の設計・運用については、一義的には母国当局において、役職員によるリスクテイクへのインセンティブが過度なも

のとならないよう、グループベースで適切な監督が行われるべきものである。

一方、母国当局による監督に適切に協力する等の観点から、日本拠点である保険会社（保険業法に定める保険会社、外国保険会社等又は特定法人）の報酬体系の設計・運用の状況についても、モニタリングを行うこととする。特に、日本拠点の役職員による過度なリスクテイクを誘発するおそれ等が見られる場合は、リスク管理上の問題について、より深度ある検証を行うとともに、母国当局に対する積極的な問題提起など、必要な対応を行っていくこととする。

Ⅱ－5－3－2　主な着眼点

(1)　報酬委員会等の役割

①　海外拠点を有する保険会社等（必要に応じて、その子会社等及びその出資先外国法人を含む。以下同じ。）の役職員の報酬体系について、その状況を監視する委員会等その他報酬体系の適切な設計・運用を確保するために経営陣に対する必要な牽制機能を発揮できる態勢（以下、「報酬委員会等」という。）を整備しているか。また、報酬委員会等は、その監視・牽制機能を業務推進部門（担当役員を含む。）から独立して発揮できるよう必要な権限や体制等を確保しているか。

(注 1)　子会社等とは、Ⅲ－2－2 で記載した「子会社等」のうち、保険業務又は資産運用業務を行う法人をいう。

(注 2)　報酬委員会等を設置していない海外拠点を有する保険会社等にあっては、以下の点に留意するものとする。

・　総代会や株主総会において決定された役員の報酬限度額の範囲内で、内部規則等に基づき取締役会等で具体的報酬が決定され、監査役会等で報酬額全体の水準の適切性等が審議されているか。

・　職員の報酬にあっては、社外取締役を含む取締役会等で報酬に係る方針や内部規則等を決定し、監査役会等で報酬全体の水準の適切性等が審議されているか。

②　報酬委員会等は、報酬額全体の水準が、海外拠点を有する保険会社等の財務の健全性の現状及び将来見通しを踏まえつつ、将来における財務の健全性基準の十分性に重大な影響を及ぼさないことを確認しているか。

③　報酬委員会等は、報酬体系の設計・運用の適切性の評価に関して、リスク管理部門と密接な連携を図る等、リスク管理の観点に十分留意しているか。

④　報酬委員会等は、報酬体系の運用状況の監視を通じ、報酬額が短期的な収益獲得に過度に連動したり、過度の成果主義を反映したりするといった問題が生じていないか等を確認しているか。

⑵　報酬体系とリスク管理等との整合性

①　リスク管理部門やコンプライアンス部門の職員の報酬は、他の業務部門から独立して決定され、かつ、職責の重要性を適切に反映したものとなっているか。また、これら職員の報酬に係る業績の測定は、主として、リスク管理や法令等遵守の達成度に加え、リスク管理態勢や法令等遵守態勢の構築への貢献度が反映されたものとなっているか。

②　役職員（職員においては、海外拠点を有する保険会社等全体のリスクテイクに重大な影響を与える職員。以下同じ。）の報酬額に占める業績連動部分の割合は、当該役職員の職責や実際の業務内容のほか、海外拠点を有する保険会社等全体の財務の健全性や海外拠点を有する保険会社等として抱えることのできるリスクの程度に関する方針等も踏まえ、適切なものとなっているか。

③　役職員の報酬額のうち相当部分を業績連動とする場合は、報酬額が確定するまでの間に生じうる財務上のリスクへの対応状況（財務の健全性基準を確保するための対応）を踏まえた設計となっているか。

④　役職員の報酬額のうち業績連動部分は、業績不振の場合には相当程度縮小する設計となっているか。

⑤　役職員の職責や実際の業務内容に応じて、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬支払方法（例えば、株式での支払いやストックオプションの付与）や、リスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬支払方法（例えば、株式で支払う場合の一定期間の譲渡制限、ストックオプションを付与する場合の権利行使時期の設定、報酬支払いの繰延べ・業績不振の場合の取り戻し）を採用しているか。

⑥　リスク管理に悪影響を及ぼしかねない報酬体系（複数年にわたる賞与支払額の最低保証、高額な退職一時金制度等）については、適切な改善策を検討・実施しているか。

⑦　リスク管理と整合的な報酬体系を設計している場合であっても、役職員がその設計趣旨を損ないかねないような行為（表面的にリスク減少させるような取引等）を行うおそれについて、適切に監視・牽制する態勢を整備しているか。

⑶　報酬体系の設計・運用に関する公表

例えば以下の項目のように、海外拠点を有する保険会社等の報酬体系とリ

スク管理との整合性に関する有用な情報については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、積極的に公表することが望ましい。

① 報酬委員会等に関する情報

② 報酬体系の設計に関する重要な情報（特に業績連動部分について、業績の測定方法、報酬額への業績の反映方法及び支払方法の概要等）

③ 報酬体系の運用に関する重要な情報（特に、役職員の報酬総額、そのうち業績連動部分の占める割合、実際の支払方法に関する事項等）

Ⅱ－5－3－3 監督手法・対応

(1) 海外拠点を有する保険会社等の報酬体系に関して、国際的な動向等を踏まえて特定される課題への対応状況について、定期的かつ継続的にヒアリングを行うこととする。また、海外当局との協力の枠組みを積極的に活用し、これを通じて把握した海外拠点に関する課題等について、深度あるヒアリングを行うこととする。

(2) 上記(1)のオフサイト・モニタリングや検査結果等により、海外拠点を有する保険会社等の業務運営や内部管理態勢等に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 128 条の規定に基づき報告を求めることとする。

また、提出された報告を踏まえ、さらに、その改善のために必要と認められる場合には、法第 132 条の規定に基づく業務改善命令等を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅱ－5－4 秩序ある処理等の円滑な実施の確保

Ⅱ－5－4－1 外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力等を確保するための措置

Ⅱ－5－4－1－1 意義

平成 25 年 6 月の預金保険法改正により、内閣総理大臣は、預金保険法第 137 条の 3 第 1 項に規定する関連措置等が講じられたことを理由とする契約の特定解除等（同条第 2 項に規定する特定解除等をいう。）を定めた条項（以下、「特定解除等の条項」という。）について、同条第 1 項に規定する措置実施期間中は、その効力を有しないこととする決定（以下、「ステイの決定」という。）を行うことができるようになった。併せて、事業譲渡等における債権者保護手続の特例等に係る同法第 131 条の規定が改正された。我が国の金融シス

テムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するためには、同法第 126 条の 2 第 1 項に規定する特定認定の対象となる金融機関等は、外国法準拠の契約に対しても、ステイの決定の効力及び同法第 131 条に規定する債権者保護手続の特例等（以下、「ステイの決定の効力等」という。）を及ぼすための適切な管理態勢を整備する必要がある。

Ⅱ－5－4－1－2　主な着眼点

外国法準拠の契約における早期解約条項等の一時停止の効力の確保に向けた国際的な動向を踏まえ、外国法準拠の契約の管理態勢(注)に係る検証において、個々の取引状況等を考慮しつつ、以下の点に留意することとする。

（注）　保険会社グループで管理態勢を整備する必要がある。

(1)　契約締結等に係る留意事項

預金保険法施行規則第 35 条の 18 に規定する「取引所の相場その他の市場の相場がある商品に係る取引又はこれに準ずる取引」のうち、店頭デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券の買戻又は売戻条件付売買、有価証券の貸借、選択権付き債券売買取引、先物外国為替取引、店頭商品デリバティブ取引及びこれらの取引に類似する取引（これらの取引の担保の目的で行われる取引を含む。以下、総称して「対象取引」という。）に関して、中央清算機関を除く取引の相手方との間で、特定解除等の条項を含む外国法準拠の契約を締結する場合（既存の契約内容を実質的に変更する場合を含む。）及び既存の契約に係る新規の取引を行う場合、取引の相手方が所在する法域にかかわらず、ステイの決定の効力等が当該契約に及ぶことを可能とするために必要な対応(注)を行っているか。

（注）　以下のような対応が考えられる。

①　ステイの決定の効力等が外国法準拠の契約に及ぶことを目的とする国際的に共通のプロトコルを採択するとともに取引の相手方が当該プロトコルを採択していることを確認する対応

②　対象取引にステイの決定の効力等が及ぶことを契約書に明記する対応

(2)　既存の契約に係る留意事項

対象取引に係る特定解除等の条項を含む外国法準拠の既存の契約（当該契約に係る新規の取引を行う場合を除く。）についても、ステイの決定の効力等が当該契約に及ばない場合の影響の重要性を勘案した上で、必要に応じ、上記(1)の対応を行うことが望ましい。

Ⅱ－5－4－1－3　監督手法・対応

上記の監督上の着眼点に基づき、保険会社グループの管理態勢について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第 128 条又は第 271 条の 27 及び預金保険法第 136 条の規定に基づき報告を求めることとする。

また、報告徴求の結果、秩序ある処理の円滑な実施の確保の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は第 271 条の 29 の規定に基づく業務改善命令及び預金保険法第 137 条の 4 の規定に基づく命令の発出を検討するものとする。

Ⅲ　保険検査・監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ－1　検査・監督事務に係る基本的考え方

前述（Ⅰ－1(1)）の保険検査・監督の目的を達成するためには、金融庁においても、保険会社に対し、個々の保険会社の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。

このため、保険会社の検査・監督を行うに当たっては、まずは、各社がどの様にしてビジネスモデルの構築、保険契約者等の保護、財務の健全性の確保、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各社がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。

経営全体を見据えた重要課題に対応し、国民経済の健全な発展につなげていくには、各社が、当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、保険会社自身で経営体制を変革していく必要がある。金融庁としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各社の取組みを促していく。

その上で、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や保険会社の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第 132 条に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅲ－4）の発動等を検討することとする。

さらに、保険会社の検査・監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することとする。

(1)　保険会社との十分な意思疎通の確保

検査・監督に当たっては、保険会社の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に対応していくことが重要である。このため、金融庁においては、保険会社からの報告に加え、保険会社との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、経営陣や社外取締役、内部監査の担当者を含む保険会社の幅広い役職員との定期・適時の面談や意見交換等を通じて、保険会社との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(2)　保険会社の自主的な努力の尊重

金融庁は、私企業である保険会社の自己責任原則に則った経営判断を、法令

等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。検査・監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、保険会社の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(3) 効率的・効果的な検査・監督事務の確保

金融庁及び保険会社の限られた資源を有効に利用する観点から、検査・監督事務は、保険会社の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、保険会社に報告や資料提出等を求める場合には、検査・監督事務上真に必要なものに限定するよう配意するとともに、現在行っている検査・監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性・有効性の向上を図るよう努めなければならない。

既報告や資料提出等については、保険会社の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年 1 回定期的に点検を行う。その際は、保険会社の意見を十分にヒアリングすることに留意する。

また、保険会社や保険募集人（法第 2 条第 23 項に規定する「保険募集人」のうち、「少額短期保険募集人を除いた者をいう。以下同じ。）の小規模な営業所等に関して、保険会社や保険募集人に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配意する。

(4) 国際的な監督水準の確保

監督当局は、本監督指針の対象となる保険グループの中には国際的に活動しているものもあることを踏まえ、検査・監督に当たっては、IAIS が令和元年 11 月に採択した「国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み（Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups; ComFrame）」等を可能な限り反映するよう努めるとともに、ComFrame の規定に基づいて我が国における国際的に活動する保険グループ（Internationally Active Insurance Groups; IAIG）を指定することとする。

また、保険グループの海外における活動に関し、当該保険グループが拠点を有する法域（ホスト法域）の金融監督当局と密接に連携する必要がある。

Ⅲ－1－1　検査・監督事務の進め方

保険会社の検査・監督事務の基本は、実態把握や対話等を通じたモニタリング、監督上の措置、フィードバック、情報発信といった各手法を、各社の状況や抱えている問題の性質・重大性等に応じ適切に組み合わせることを通じて、各社に必要な改善を促していくことにある。

これに加えて、日常的なモニタリングを通じて、保険会社を巡るグローバルな経済・市場環境の変化を的確に把握するとともに、各社における個別的状況についても、モニタリング・データや随時のヒアリング等の結果を踏まえ、保険会社との対話の中で、リスク管理等に関するベストプラクティスの追求や、変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の整備等の課題の解決に向けた取組みを促していくことが求められる。

Ⅲ－1－2　検査・監督事務の具体的手法

(1)　オン・オフ一体の継続的かつ重点的なモニタリング

金融庁は、各社の特性・課題を把握した上で、課題の性質・優先度に応じて立入検査を含むモニタリング手法を機動的に使い分け、改善状況をフォローアップする継続的なモニタリングを実施する。

モニタリング手法の使い分けについては、各社の個別具体的状況に加え、各手法における実態把握に係る有効性や当局側・保険会社側における負担の程度、問題の緊急性等の観点も十分に踏まえるものとする。基本的には、まず、経営・財務・リスク計数等に係る資料の分析や、社内外の関係者からのヒアリングといったモニタリングを実施し、足下の健全性・適切性等に係る課題が見られるかどうか等の分析結果を踏まえて、法第 129 条（外国保険会社等にあっては法第 201 条、引受社員及び免許特定法人にあっては第 227 条。以下同じ。）に基づく立入検査の要否について判断するものとする。

(2)　具体的手法

①　実態把握及び対話の実施に当たっての前提行為

ア.　情報収集・プロファイリング（特性把握）

金融庁は、各社の特性や課題、改善に向けた自主的な取組み状況等その時々における個別具体的状況を把握することを目的としてモニタリングを実施する。この中には、保険会社を巡る環境変化が及ぼす経営への影響やこれへの各社の対応状況について把握することも含まれる。

また、内外の経済や金融・資本市場の動向と個々の保険会社の行動は相互に影響を及ぼし得るため、その相互作用についても分析・把握する必要がある。

こうした情報収集やプロファイリングは、日常的なモニタリングの成果の集積であり、特定の形式にとらわれるものではないが、例えば以下のような視点で取組みを行っていく。

（ア）　マクロの視点

経済、金融市場、政治、社会等内外の環境変化が各社や金融システムに与える影響について分析・把握する必要がある。そのため、例えば、庁内の関係部署や財務局、関係省庁等と連携し、一般事業会社を含む国内外の不祥事、国内外の法令・制度の改正や判例の動向、海外当局や国際機関における議論の動向、経済・社会環境の変化（ＳＤＧｓへの注目の高まり等）等の内外の環境変化に関する情報を収集した上で、同業他社や他業界、類似業務・商品、法制度等に潜む共通の課題を分析・把握することが有用となる。

こうした情報収集・分析を通じた、問題事象の横展開・広がりの分析を通じ、金融セクター全体に内在する課題の把握・特定に努めていく。

（イ） ミクロの視点

保険会社との実効性のある対話等を実現するためには、各社固有の実情についての深い知見の蓄積が不可欠である。特に、その出発点として、保険会社が、それぞれの経営環境（顧客特性、競争環境等）の中でどのような姿を目指し、そのために何をしたいのかといった経営理念を確認することが必要となる。そのために、例えば次のような、当該保険会社やそのステークホルダー（従業員、顧客、地域社会、株主等）からの情報収集が有用となる。

- 財務データやリスク計数データ等の定型資料のみならず、経営の意思決定に係る会議体の資料や議事録等を分析すること
- 決算やリスク管理に係る定期的なヒアリングのみならず、各部門の責任者をはじめとする各階層の者からビジネス動向等について随時ヒアリングを行うこと
- 保険会社自身のリスク認識や業務のあり方を把握するため、内部監査部門、監査（等）委員・監査役、社外取締役等と意見交換を行うこと
- 保険会社の顧客特性・産業特性についての理解を高めるため、事業者や地域の関係者等と意見交換を行うこと
- 金融サービス利用者相談室に対して寄せられた相談・苦情等の情報や、各種ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析すること

上記のような情報収集・分析やこれまでのモニタリングを通じて、保険会社のビジネスモデル・経営戦略、業務運営及び組織態勢を理解した上で、それぞれの課題や特性、保険会社を巡る環境変化による影響について把握する。

イ． 優先課題の洗い出し及びモニタリング方針・計画策定

上記情報収集・特性把握を通じて特定された各社の課題や業態等に共通する横断的な課題については、保険会社の経営陣と経営上の実質的な重要事項を議論するため、また、限られた行政資源を最大限有効活用するため、社会的要請など時々の重要度・緊急度も十分に踏まえ、優先順位を付ける必要がある。こうして特定された横断的な優先度の高い課題については、事務年度初に年度単位の方針等で設定・公表する。

次に、各社特有の経営状況等を踏まえ、モニタリング方針・計画を策定し、優先課題への具体的な対応方針・計画を定め、適正な人員配置等の体制を構築する必要がある。その際、保険会社が実質的な重要事項の改善に経営資源を集

中できるよう、重点的な課題の性質に応じて立入検査とそれ以外のモニタリング、各社のモニタリングと水平的なモニタリング等を使い分ける。

なお、立入検査については、従来のように一定期間ごとに実施するのではなく、一連のモニタリングプロセスにおける実態把握のための手法の一つと位置付けられる。但し、長期間立入検査が実施されていない場合には、当局の予見困難な問題事象が生じている可能性が相対的に高まっていることも考えられ、そのことがリスク要素の一つとも捉えられる。

また、期中に新たな課題が発生・発覚した場合にはモニタリング計画を柔軟に見直すなど、その時々に応じた適切なモニタリングを心掛ける。

② 各社の詳細な実態把握

実態把握のため、課題の性質又は対応の進捗、各社の実態に応じ、各種ヒアリング、任意の資料提出依頼、アンケート、法令上の報告徴求、立入検査などの中から、最も効率的かつ効果的な手法を選択することとする。

また、当局において、過去に情報を把握していたり、別途把握を行っている場合には、その内容を事前に確認の上、それらを最大限活用するなど保険会社の負担軽減に配慮する。

更に、一旦行った分析に基づきモニタリングを実施している場合においても、情報収集や実態把握、対話に基づき新たに課題が判明した場合には、新たな課題の性質に応じて、適切な対応を行っていく。

選択された各手法については、それぞれ例えば次の点に留意して実施する。なお、いずれの手法を実施するにしても、当局がどのような課題を認識したうえで、どのような議論を志向しているのかを、保険会社に対して丁寧に説明していく。

ア. 各種ヒアリング

優先課題について保険会社との相互理解を深めるため、課題の性質に応じて経営トップ、各部門や各営業拠点の責任者、実務者レベル等との間で重層的にヒアリングを行っていく。

なお、ベストプラクティスの追求に向けた取組みについては、保険会社が自らの置かれた環境と特性に応じ創意工夫を行うものであることを踏まえ、当局が特定の答えを押し付けることのないよう留意する必要がある。

また、こうした各種ヒアリングの一環として、保険会社の施設内において、特定のテーマに関して一定期間集中的にヒアリングや対話を行う場合がある。

イ. 任意の資料提出依頼

保険会社の負担に配慮し、また、依頼趣旨が明確かつ正確に伝わるよう、当該依頼がどのような課題認識に基づくものか、そのためにどういった内容の資料が必要なのかといった点を明らかにし、保険会社に対して丁寧に説明し理解を得るよう努める。その際、実施時期の分散、二重の依頼の回避、余裕をもった提出期限の設定といった保険会社に課せられる負担の軽減に努めることとす

る。特に、アンケート等、複数の保険会社を対象とする場合は、各社の特性・置かれた環境にも十分留意する。

ウ.　法第 128 条に基づく報告徴求

必要が認められる場合には法第 128 条（外国保険会社等にあっては法第 200 条、引受社員及び免許特定法人にあっては第 226 条。以下同じ。）に基づき報告を求める。その際、当該報告徴求が当局のどのような課題認識に基づくものか、保険会社に対して丁寧に説明する。

エ.　法第 129 条に基づく立入検査

足下の健全性・適切性等について詳細な検証が必要と判断された場合等、必要が認められる場合には法第 129 条に基づく立入検査を行う。その際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、洗い出した優先課題の正確性について、経営陣との議論の中で再確認し、仮説を構築する。更にその仮説の立証のために更なる事実・実態の収集・把握を行い、収集した事実・実態に基づき、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく保険会社の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛ける。

なお、立入検査に係る基本的な手続きは、別紙１「立入検査の基本的手続」を参照。また、検査結果通知書を交付した場合は、その交付日から原則として一週間以内に保険会社に対し、指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策等について、法第 128 条に基づき、1 か月以内に報告することを求める。報告を求める事項については、様式・参考資料編 様式Ⅲ－1－2－1(1)を基本様式として参照するが、指摘の内容に応じ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、十分検討することとする。

③　対話

対話は、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無や蓋然性、保険会社の経営状況等の改善に向けた自主的な取組み状況等その時々における個別具体的状況や、問題の性質に応じて実施される。

対話を実施する際は、当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、保険会社が安心して自らの立場の主張をできるよう努めつつ、まずは、保険会社側の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実の提示を伴いつつ行うことを徹底する。

更に、対話に当たっては、それまで、当局が各社と行ってきたやりとり等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。

ア.　当局による実態把握において、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の蓋然性が高まったことが認められた場合においても、まずは、保険会社自らが課題・根本原因・改善策の妥当性について検証を行った上で、当局と保険会社との間で改善策の策定・実行について深度ある対話を行うこと

とする。但し、既に上記問題が発生している等高度の緊急性が認められる場合においては、当局が考える要改善事項の明確な指摘を行った上で各社の対応方針を確認する。

イ．　上記問題が発生する蓋然性が認められない保険会社については、自らの置かれた状況に応じ多様で主体的な創意工夫を発揮することで、ビジネスモデルやリスク管理の高度化への努力を続けることが重要である。そこで、当局としては、日頃のモニタリングを通じた特性把握を基に、各社の置かれた経営環境や経営課題あるいは、各社の戦略、方針について深い理解を持った上で、特定の答えを前提とすることなく、保険会社自身に「気付き」を得てもらうことを目的に、保険会社との間で、ビジネスモデルやリスク管理、人材育成等について深度ある対話を行っていく（この過程でベストプラクティス等の他の参考事例を必要に応じて共有する）。

④　多様な手法の柔軟かつ適切な組合せ

上記のとおり、金融庁が保険会社に対する行政対応として用いる手法は様々なものがあるが、有効性や当局側・保険会社側における負担・費用等の観点から、それぞれメリット・デメリットがある。そこで、金融庁としては、各社における課題や財務の健全性・コンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無等その時々における個別具体的状況に応じて、各手法のメリットを最大限生かす柔軟な組み合わせを実現することで、有効かつ効率的な検査・監督事務の実現を目指す。例えば、既に述べた手法以外にも以下の方法が考えられる。

・　業界共通の状況や課題、特定分野における事例等をフィードバックすることは、保険会社自身による創意工夫の発揮に資するものである。特に、これらの取組みを各社の有する課題に即してフィードバックを行うことで、当局・保険会社間における高度の共通価値を構築した上での深度ある対話が可能となる。その場合においても、各社の自主的な経営判断を尊重し、個別取引の判断に当局として不適切な介入を行うことのないように配慮する必要がある。

・　保険会社が自主的に開示する経営方針やその改善に向けた取組みといった情報は、保険会社と当局との間の対話のみならず、顧客等の関係者との対話を深め、保険会社による経営改善に向けた取組みに資する可能性がある。

・　各社の課題が顧客保護や顧客利便といった分野である場合は、当局・保険会社間でのやり取りに終始するのではなく、取引先や利用者といった第三者にアンケートやヒアリングを実施し、その結果を当局・保険会社間の対話の際にフィードバックすることで、対話の効果を高めることが可能となる。

・　必要に応じ、金融庁が、保険会社以外の関係者と共通価値や目標を共有したり、金融庁としての各種分析や金融行政のスタンスを情報発信していくことで、保険会社の経営環境に関係するステークホルダー等に働きかけることが考えられる。

⑤　モニタリング結果を踏まえた対応

上記の金融モニタリング結果の還元については、従来の「検査結果通知」の形式に捉われることなく、認識が一致しない点については相違点を確認の上、継続的に議論を続けるなど、優先課題についての重点的な議論に適した進め方を工夫する。

例えば、以下のような形で保険会社に還元し、継続的な議論や必要に応じて改善対応を求めるなど、適切なフォローアップを行っていく。

ア.　通年で実施したオン・オフのモニタリングの成果は、必要に応じ年間を通じた「フィードバックレター」として文書で交付する。

イ.　立入検査を実施した際には、原則として、その都度、結果の還元を行う。その方法は、把握した事象や立入検査の内容により様々であるが、例えば、軽微な事象や上記③イのような対応を行う項目については、「講評」や「当局所見」のような形で、あるいは、重大な事象については「検査結果通知」のような形で行う。

ウ.　業界共通の課題については、上記「ア」又は「イ」のほか、随時情報発信する。

モニタリングによって認められた問題点・収集した情報を①個別保険会社限りのもの、②当該業態共通のもの、③他業態にも共通のもの、④当局の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等に影響するものに分類し、上記Ⅲ－1－2⑵①アのプロセス等を通じて、次期の年度単位の方針やモニタリング計画に反映するほか、業態横断的な水平的モニタリングの検討、また、モニタリングのみに留まらない問題の広がりを踏まえ、当局の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等への働きかけを行っていく。

Ⅲ－1－3　品質管理

検査・監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各社の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各社の創意工夫を尊重しているか、各社に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生の最大化という幅広い視点に立ちつつ、検査・監督事務の品質の確保に努める。

そのため、総合政策局・監督局関係幹部において、例えば次の点について、保険会社から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。

・情報収集やヒアリング、対話にあたり、保険会社に重複徴求等の過大な負担をかけないよう、業態別・分野別モニタリングチームの間で実効的な連携・情報共有を行っているか。また、資料提出依頼にあたり、依頼内容が明確か、各社の違い・特性に留意しているか、余裕をもった期限が設定されているか。
・特性把握にあたり、各社の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を十分踏まえているか。また、当局担当者が思い込みに陥らないよう、客観的な資料・事実を踏まえているか。
・優先課題の洗い出しにあたり、各社固有の実情に応じた経営上の実質的な重要課題に着目できているか。また、他の保険会社や業態に広がりを持つ共通的な課題を見落としていないか。
・モニタリング方針・計画の策定にあたり、適切なモニタリングの対象や手法が選択されモニタリングの実施を行う体制が整備されているか。
・報告徴求にあたり、当局の課題認識を保険会社に丁寧に説明しているか。
・上記Ⅲ－1－2⑵③を踏まえ、適切な対話になっているか。また、対話が一方的な指導となっていないか。
・モニタリングの結果認められた課題や問題点について、根本原因分析が行われているか。
・モニタリング結果の還元にあたり、優先課題を重点的に議論するために最も適した方法が選択されているか。また、還元する内容について、問題の重要性に応じた的確な議論や改善の要請等ができているか、些末な問題を指摘していないか、不適切な経営介入を行う結果となっていないか。

その際、モニタリング全般に関する意見申出制度に加え、幹部が保険会社を訪問し、保険会社から直接モニタリングについての意見を聞くなど、保険会社等からの率直な意見や批判を受ける機会を充実させるよう努める。

また、保険会社及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する

外部評価や有識者会議等を通じた外部有識者からの意見聴取を実施する。

Ⅲ－1－4　財務局との連携等

(1)　金融庁と財務局との連携

令第 49 条の規定により、特定保険募集人の登録、報告及び資料の提出命令並びに質問及び立入検査に関する権限は、金融庁長官から財務局長（特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄するもの。）に委任している。

特定保険募集人の募集業務の適正な運営等を確保するため、当該特定保険募集人に関して参考となる情報があれば、適宜、金融庁及び財務局が互いに情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。

(2)　財務局間における連携

令第 47 条又は第 49 条に規定された委任事項を行う財務局長は、委任された事項が他の財務局の管轄区域に及ぶときは、あらかじめ当該他の財務局長と協議することとするほか、その他参考となる情報があれば、適宜、当該他の財務局に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。

(3)　上記により委任される事項以外の権限について

令第 47 条又は第 49 条の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して、監督局長に進達することとするほか、当該保険会社に関して参考となる情報があれば、適宜、監督局担当部門に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。

Ⅲ－1－5　委任等

Ⅲ－1－5－1　管轄財務局長の権限の一部の管轄財務事務所長への内部委任

特定保険募集人の主たる事務所の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内に所在する場合においては、管轄財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に委任した権限は、財務局長の判断により当該財務事務所長又は出張所長に行わせることができるものとする。

なお、これらの事項に関する申請書及び届出書等は、管轄財務局長宛提出させるものとする。

Ⅲ－1－5－2　銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について

銀行の営業免許等を行う金融庁長官（登記機関）は、登録免許税法第 32 条の規定に基づき、登録免許税法を所管する財務大臣に対し、登録免許税の納付額を通知しなければならない。

したがって、登記機関である金融庁長官が上記の通知を行うために必要となるので、各財務局においては、その年の前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの期間内にした認可等に係る登録免許税の納付件数及び納付額を様式・参考資料編　その他報告等様式集　様式Ⅲ－1－5－2 により取りまとめ、これをその年の 4 月末日までに監督局に報告するものとする。

Ⅲ－1－6　個別保険会社に対する行政報告

次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。

(1)　法第 128 条第 1 項、第 200 条第 1 項及び第 226 条の規定による報告並びに資料の提出を求めたとき。

(2)　法第 271 条の 3 第 1 項に規定する保険議決権保有届出書の受理

(3)　法第 271 条の 4 第 1 項及び第 3 項に規定する変更報告書並びに第 4 項に規定する訂正報告書の受理

(4)　法第 271 条の 5 に規定する基準日届出、同項に規定する保険議決権保有届出書及び同条第 2 項に規定する変更報告書の受理

(5)　法第 271 条の 6 及び第 271 条の 7 に規定する訂正報告書の提出を命じたとき。

(6)　法第 271 条の 8 に規定する報告及び資料の提出を命じたとき。

Ⅲ－1－7　災害における金融に関する措置

Ⅲ－1－7－1　災害地に対する金融上の措置

政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第 9 条第 1 項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

(1)　保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずることを要請する。

(2)　保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、被災者等の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。

(3)　営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底するよう要請する。

Ⅲ－1－7－2　南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置

南海トラフ地震防災対策推進基本計画により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。

ただし、保険業務の事務処理の機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡

を取りつつ、保険会社に対し、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

(1)　事前避難対象地域内に本店又は支店等の営業所を置く保険会社の巨大地震警戒発表時における対応について

①　営業時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、保険会社において、本店又は支店等の営業所における営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底するよう要請する。

②　営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、保険会社において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。

③　休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒が発表された場合には、発災後の保険業務の円滑な遂行の確保を期すため、保険会社において、営業の開始又は再開は行わないよう要請する。

④　その他

ア.　巨大地震警戒に伴う避難指示の措置が解除された場合には、保険会社において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。

イ.　発災後の保険会社の応急措置については、上記「Ⅲ－1－7－1　災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。

(2)　事前避難対象地域外に本店又は支店等の営業所を置く保険会社の巨大地震警戒発表時における対応について

保険会社において、事前避難対象地域内の本店又は支店等の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった事前避難対象地域外の本店又は支店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。

Ⅲ－1－7－3　行政報告

以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。

Ⅲ－1－8　保険会社に関する苦情・情報提供

Ⅲ－1－8－1　苦情等を受けた場合の対応

保険会社に関する相談・苦情等を受けた場合には、申出人に対し、当局は個別取引に関してあっせん等を行う立場にないことを説明する。

その上で、必要に応じ、保険会社及び保険関係団体の相談窓口並びに指定ADR 機関を紹介するものとする。また、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が保険会社側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該保険会社への情報提供を行うこととする。

Ⅲ－1－8－2　報告

(1)　保険会社に対する監督上、参考になると考えられるものについては、その内容を記録（様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ－1－8－2(1)参照）するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに金融庁担当課に報告するものとする。

(2)　各財務局管内における 1 年間の苦情受付件数を、毎年 3 月末現在でとりまとめ、これを 4 月末日までに金融庁担当課に報告するものとする（様式・参考資料編　その他報告等様式集　様式Ⅲ－1－8－2(2)参照）。

Ⅲ－1－8－3　金融サービス利用者相談室との連携

(1)　監督部局においては、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、以下の対応をとるものとする。

①　相談室から回付される相談・苦情等の分析

②　相談室との情報交換

(2)　また、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が保険会社側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局において当該保険会社への情報提供を行うこととする。

Ⅲ－1－9　法令解釈等の照会を受けた場合の対応

Ⅲ－1－9－1　照会を受ける内容の範囲

保険業法等金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

Ⅲ－1－9－2　照会に対する回答方法

(1)　本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。

(2)　財務局が照会を受けた際、回答にあたって判断がつかないもの等については、「連絡箋」（様式・参考資料編　その他報告等様式集　様式Ⅲ－1－9－2(2)参照）を作成し、金融庁担当課と電子メール等により協議するものとする。

(3)　金融庁担当課長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体(注)から受けた、次の①及び②の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。

(注)　事業者団体とは、当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）をいう。

①　本手続きの対象となる照会の範囲

本手続きの対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。

ア.　特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること（法令適用事前確認手続（以下、「ノーアクションレター制度」という。）の利用が可能でないこと。）

イ.　事実関係の認定を伴う照会でないこと。

ウ.　照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者（照会者

が団体である場合はその団体の構成事業者）に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること。

エ.　過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものでないこと。

② 照会書面（電子的方法を含む。）

本手続きの利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記①に記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

ア.　照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点

イ.　照会に関する照会者の見解及び根拠

ウ.　照会及び回答内容が公表されることに関する同意

③ 照会窓口

照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課又は照会者を所管する財務局担当課とする。財務局担当課が照会書面を受領した場合には、速やかに金融庁担当課に電子メール等により照会書面を送付することとする。

④ 回答

ア.　金融庁担当課長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として 2 ヵ月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2 ヵ月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

イ.　回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」

ウ.　本手続きによる回答を行わない場合には、金融庁担当課は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

⑤ 公表

上記④の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答内容を金融庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。

(4)　(3)に該当するもの以外のもので照会頻度が高いものなどについては、必要に応じ「応接箋」（様式・参考資料編　その他報告等様式集　様式Ⅲ－1

－9－2(4)参照）を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課又は財務局担当課の企画担当係に保存するものとする。

(5)　照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、Ⅲ－1－9－3(2)に照らしノーアクションレター制度の利用が可能な場合には、照会者に対し、ノーアクションレター制度を利用するよう伝えることとする。

Ⅲ－1－9－3　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

ノーアクションレター制度とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続きに関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用にあたっては必ず様式・参考資料編　Ⅲ. 参考資料　［資料 1］「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。

(1)　照会窓口

照会窓口は、金融庁監督局総務課とする。

なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。

財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、金融庁監督局総務課に対し、照会書面を原則として速やかに電子メール等により送付する。

(注)　財務局においては、照会書面を金融庁監督局総務課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。

(2)　照会書面受領後の流れ

照会書面を回付された後は、担当課室において、回答を行う事案か否か、特に、以下の①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよ

う努めることとする。

① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令（以下、「対象法令（条項）」という。）に関し、以下のような照会を行うものか。

ア. その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか。

イ. その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどうか。

ウ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか。

エ. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないかどうか。

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

③ 照会書面の記載要領

照会書面（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているものか。

ア. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。

イ. 対象法令（条項）のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。

ウ. 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。

エ. 上記イ. において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

④ 回答

照会書面を回付された課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、いずれの場合においても、補正期間を含め、できるだけ早く回答するよう努めることとする。

ア. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合・・・・・原則 60 日以内

イ. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合・・・・・30 日を超える合理的な期間内

ウ.　他府省との共管法令に係る照会の場合・・・・・原則 60 日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30 日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

⑤　照会及び回答についての公開

金融庁は、照会及び回答の内容を、原則として回答を行ってから 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から一定期間を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示事由に該当しうる情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

Ⅲ－1－9－4　グレーゾーン解消制度

産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第 7 条第 1 項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、Ⅲ－1－9－4 において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き」（令和４年７月 15 日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、Ⅲ－1－9－4 において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。

(1)　照会窓口

照会窓口は、金融庁総合政策局総合政策課とする。

なお、照会窓口たる金融庁総合政策局総合政策課は、下記(2)③の記載要

領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。

(2)　照会書受領後の流れ

照会書を受け付けた後は、総合政策局総合政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、Ⅲ－1－9－4 において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。

①　確認の求めの主体

以下のア．及びイ．を満たすか。

ア．　提出者は、新事業活動を実施しようとする者であること。

（注）「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう（強化法第 2 条第 4 項、産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する命令（以下、「強化法命令」という。）第 2 条）。

イ．　提出者が、当庁所管の事業に係る新事業活動を実施しようとしている者であること。または、提出者が、その新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めようとしている者であること。

②　照会の対象

提出者が、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めるものであって、以下のよ

うな照会を行うものか。

ア.　その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないか。

イ.　その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないか。

ウ.　その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないか。

エ.　その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないか。

③　照会書の記載要領

強化法命令様式第九に従い、また利用の手引きを踏まえ、以下の事項が記載されているか。

ア.　新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

イ.　新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

ウ.　新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

エ.　解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

オ.　具体的な確認事項

(3)　回答

照会書を回付された課室は、総合政策局総合政策課において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口に到達してから原則として 1 ヵ月以内に提出者に対し強化法命令様式第十一による回答書を交付するものとする。

また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間 1 ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。

Ⅲ－1－10　保険会社等が提出する申請書等における記載上の留意点

保険会社、保険持株会社、保険募集人又は保険仲立人が提出する申請書等において、役員等又は保険計理人の氏名を記載する際には、氏を改めた者においては、旧氏及び名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。

なお、免許申請書等又は役員等の選退任の届出書等に、既に旧氏及び名を併せて記載して提出している場合には、当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該書類以外の様式を含め、当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。

Ⅲ－1－11　書面・対面による手続きについての留意点

保険会社等による当局への申請・届出等及び当局から保険会社等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第六条第一項及び第七条第一項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。

こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。

また、経済社会活動全般において、デジタライゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。

金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、保険会社等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。

更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。

このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、電

子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。

Ⅲ－1－12　申請書等を提出するに当たっての留意点

「Ⅲ－1－11　書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、保険会社等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、以下(1)、(2)に掲げる方法により提出を求めることとする。

なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。

(1)金融庁電子申請・届出システム

保険会社等による当局への申請・届出等のうち、(2)に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。

(2)金融庁業務支援統合システム

業務報告書（中間期にあっては中間業務報告書）については、原則として、統合システムを利用して提出を求めることとする。

Ⅲ－2　保険業法等に係る事務処理

Ⅲ－2－1　特定保険募集人の登録等事務

特定保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。

なお、少額短期保険募集人については、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅲ－2－4（少額短期保険募集人の登録事務）によるものとする。

(1)　特定保険募集人の登録（法第 276 条関係）

①　登録の申請（法第 277 条関係）

特定保険募集人については、法第 277 条に規定する登録の申請（以下、「登録申請」という。）を行っているか。

②　所属保険会社を代理人とする登録の申請等（法第 284 条関係）

特定保険募集人又は法第 280 条第 1 項第 2 号から第 7 号までに定める者（以下、「特定保険募集人等」という。）については、法第 284 条の規定により所属保険会社を代理人として登録申請、法第 280 条第 1 項第 1 号に基づく届出（以下、「変更届出」という。）、法第 280 条第 1 項第 2 号から第 7 号の規定に基づく届出（以下、「廃業等届出」という。）又は法第 302 条の規定に基づく届出（以下、「使用人届出」という。）をとりまとめのうえ行うことができる。

③　代申会社等の届出・申請

所属保険会社が法第 284 条の規定に基づき特定保険募集人等の代理人として登録申請等を行う場合は、当該所属保険会社の本社又は支社・支店等（以下、「支社等」という。）において、別紙様式 70「代申支社の届出書」（生命保険会社の場合）、別紙様式 73「損害保険代理店代理申請書」（損害保険会社の場合）を作成し、当該支社等が管理する特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局等に提出させるものとする。

ただし、生命保険会社においては、当該支社等が管理する特定保険募集人の主たる事務所の所在地が東京都の場合は、東京財務事務所に提出させるものとする。（以下、特定保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局等及び東京財務事務所を「管轄財務局等」という。）

特定保険募集人の所属保険会社の支社等を「代申会社」又は「代申支社」（以下、「代申会社等」という。）といい、上記の登録申請等を支社長等の名義によって行わせるものとする。

また、所属保険会社が代理人として登録申請等を行う場合、特定保険募集

人が 2 以上の所属保険会社を有する場合には、所属保険会社のうちの 1 つの所属保険会社を代理人として行わせるものとする。

なお、登録申請等を行う者が保険代理店の使用人である場合には、当該登録申請等を行う者が所属することとなる保険代理店の登録申請等を行っている所属保険会社に行わせるものとする。

④　登録申請等の書類の受理

ア.　代申会社等から登録申請等の書類（以下、「申請書類等」という。）の提出（申請等データによる「電子申請・届出システム」への送信を含む。以下、(2)変更の届出等、(3)廃業等の届出において同じ。）があった場合は、管轄財務局等が受理することとする。

（注）　代申会社等から生命保険協会又は損害保険協会を経由して申請書類等の提出があった場合も、管轄財務局等が受理するものとする。

イ.　生命保険会社の役員若しくは使用人又は生命保険会社の委託を受けた者の役員若しくは使用人である特定保険募集人について、当該特定保険募集人の管理全般が、生命保険会社又は生命保険会社の委託を受けた者の一の事務所で一括して行われている場合には、当該一の事務所を当該特定保険募集人にとっての令第 49 条第 1 項に規定する「主たる事務所」とみなすことができるものとする。

ウ.　保険代理店の主たる事務所と同じく、独立して損害保険会社と取引を行う従たる事務所については、主たる事務所とは別個に登録することができるものとする。

この場合、登録申請者は、登録をしようとする損害保険代理店の支店長等とせず、損害保険代理店の主たる事務所の代表者とすることができるものとする。

エ.　申請等データにより「電子申請・届出システム」へ送信があった場合は、登録免許税又は手数料が電子納付されるときを除き、申請等データを受理した管轄財務局等において別途収入印紙を受理することとする。

⑤　登録申請書の審査基準等

ア.　登録を申請する特定保険募集人が法第 279 条第 1 項第 6 号に該当していないか。

イ.　登録申請書（規則別紙様式第 17 号）の記載は、当指針の様式・参考資料編　Ⅱ. その他報告等様式集　Ⅲ－2－1（生命保険募集人）、様式Ⅲ－2－2（損害保険代理店）別紙 1 及び別紙 2 の記載要領に基づくものとなっているか。

また、法人である損害保険代理店で代表者が複数いる場合は、筆頭者以外の代表者については、別紙様式 65「代表者又は管理人（別表）」（以下、「代表者別表」という。）に記載されたものが、登録申請書に添付されて

いるか。

ウ.　所要の収入印紙の貼付又は電子納付の有無

（ア）　登録申請者が保険代理店の場合、登録免許税法に規定する額の収入印紙の貼付又は電子納付がされているか。

（イ）　登録申請者が生命保険募集人のうち「内勤職員」・「営業職員」・「個人保険代理店使用人」・「法人保険代理店使用人」の場合、令第 39 条の 3 に規定する額の収入印紙の貼付又は電子納付がされているか。

エ.　登録申請書の内容に不備が判明したときは、登録申請書を代申会社等に返戻し、補正させることとする。

なお、生命保険募集人の登録申請にあたっては、職種を以下のとおり区分するものとする。

（ア）　内勤職員（記号「内」）

生命保険会社の役員（代表権を有する役員及び監査役、監査委員会の委員を除く。）又は使用人で就業規則等により内勤職員とされる者又はこれに準じる者

（イ）　営業職員（記号「営」）

生命保険会社の使用人で主に保険の募集を行い就業規則等により営業職員とされる者又はこれに準じる者

（ウ）　個人保険代理店（記号「個」）

生命保険会社の保険募集の委託を受けた個人

（エ）　法人保険代理店（記号「法」）

生命保険会社の保険募集の委託を受けた法人

（オ）　個人保険代理店使用人（記号「個使」）

（ウ）の使用人

（カ）　法人保険代理店使用人（記号「法使」）

（エ）の役員（代表権を有する役員及び監査役、監査委員会の委員を除く。）及び使用人

⑥　登録申請書の添付書類

登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する以下の書類が添付されているか。

なお、添付書類の取扱いについては、法第 284 条の規定に基づく代理申請にあっては、原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社等において常に提出できる状態で保管させるものとする。

ア.　登録申請の添付書類で必要な官公署が証明する書類は、申請の日前 3 ヵ月以内に発行されたものでなければならない。

イ.　登録申請書の添付書類は、以下のとおりとする。

（ア）　登録申請者が個人の場合

ａ．　法第 277 条第 2 項第 1 号に規定する書面（規則別紙様式第 17 号の 2）

ｂ．　登録申請者が特定保険募集人であることを証する書面（規則第 214 条第 1 項第 1 号）

ｃ．　住民票の抄本又はこれに代わる書類（規則第 214 条第 1 項第 3 号）

（イ）　登録申請者が法人の場合

ａ．　法第 277 条第 2 項第 1 号に規定する書面（規則別紙様式第 17 号の 2）

ｂ．　法第 277 条第 2 項第 2 号に規定する役員の氏名及び住所を記載した書面（別紙様式 66 により作成し、提出されるもの。）

なお、役員の氏名及び住所を記載した書面であれば、役員一覧に代えることができる。（保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書にて届け出る役員を除いても差し支えない。）

ｃ．　登録申請者が特定保険募集人であることを証する書面（規則第 214 条第 1 項第 1 号）

ｄ．　定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類（以下、「定款等」という。）（規則第 214 条第 1 項第 2 号）

（注）登記事項証明書（海外当局が発行するものを除く。）の場合は、法務省の登記情報システムから取得するため、添付を要しない。

ウ．　規則第 214 条第 1 項第 1 号に規定する「特定保険募集人であることを証する書面」とは、保険募集に関する委託契約書又は別紙様式 71「生命保険募集人登録代理申請書（兼）登録事項変更・廃業等代理届出書」、別紙様式 73「損害保険代理店代理申請書」（以下、これらを「代理申請書」という。）とする。

エ．　規則第 214 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。

（注 1）　定款等は、原則として生命保険募集人の登録にあたっては、生命保険募集に係る業務を営むことができる旨、損害保険代理店の登録にあたっては、損害保険代理業を営むことができる旨の記載があるものでなければならない。

（注 2）　定款等は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。

（注 3）登録申請書の代表者の氏名に旧氏及び名を括弧書きで併せて記載する場合は、規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定する「当該旧氏及び名を証する書類」を添付するものとする（登録申請を別途行っている代表者を除く）。

オ.　規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは以下の書類を、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。

（ア）　住民票記載事項証明書

（イ）　印鑑登録証明書

（ウ）　有効期限内の以下の書類の写し

運転免許証、健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書（令和７年 12 月１日までに限り健康保険証を含む）、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書又はマイナンバーカード

（注）　定款は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。

カ.　規則第 214 条第 1 項第 4 号に規定する「当該旧氏及び名を証する書類」とは戸籍謄本、抄本等をいう。

⑦　代理申請書等

代申会社等から申請書類等が提出されたときは、代理申請書が添付されているか確認する。

⑧　特定保険募集人の登録簿（以下、Ⅲ－2－1 において「登録簿」という。）の取扱い

登録簿は、特定保険募集人を適正に管理できるよう整理保管し、登録申請等が電子データにより「電子申請・届出システム」に送信される場合は、当該システムから出力されるリストを登録簿とすることとする。

⑨　登録済の通知

特定保険募集人を登録した場合は、法第 278 条第 2 項の規定に基づき、その旨を別紙様式 67（生命保険会社）、別紙様式 68（損害保険会社）により作成し、遅滞なく、代申会社等へ交付することとする。

⑩　登録の拒否

ア.　法第 279 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき登録を拒否した場合は、同条第 4 項の規定に基づき、遅滞なく、別紙様式 69「登録の拒否について」をもって、代申会社等に通知することとする。

イ.　登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第 279 条第 1 項各号のうちの該当する号の番号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにする。

(2)　変更の届出等

① 登録申請書の記載事項の変更届出（法第 280 条第 1 項第 1 号関係）

ア. 特定保険募集人は、法第 277 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があった場合には、変更届出を行っているか。

イ. 代申会社等が特定保険募集人の代理人として変更届出を行う場合には、当該特定保険募集人を現に登録している管轄財務局等に届出させることとする。

ウ. 変更届出を受理したときは、変更事項を当該特定保険募集人の登録簿に登録する。

② 変更届出にあたっては、以下の点に留意するものとする。

ア. 住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）等の法令に基づき、事務所所在地の呼称が変更された場合は、変更届出を省略しても差し支えない。

イ. 法人保険代理店が法律上の組織変更を行う場合は、変更届出を行うこと。

ウ. 生命保険募集人の職種区分を「内勤職員」・「営業職員」・「個人保険代理店使用人」・「法人保険代理店使用人」から「個人保険代理店」に変更する場合、登録免許税法に規定する額の収入印紙の貼付又は電子納付がされているか。

エ. 変更届出の内容が、当該特定保険募集人の主たる事務所の変更で、かつ、他の管轄財務局等の管轄区域への変更である場合は、現に登録している管轄財務局等は、新たに管轄財務局等となる財務局等又は東京財務事務所に登録簿を送付するものとする。

オ. 法第 280 条第 2 項の所属保険会社への通知は、変更届出を受理し、内容を確認したうえで、代申会社等に行う。

(3) 廃業等の届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 7 号関係）

① 特定保険募集人等は、同条同項各号のいずれかに該当することとなった場合は、廃業等届出を行っているか。

② 代申会社等が特定保険募集人の代理人として法第 280 条第 1 項第 3 号から 7 号に定める廃業等届出を行う場合には、代理申請書を作成し、当該特定保険募集人を現に登録している管轄財務局等に提出させることとする。

③ 廃業等届出を受理したときは、法第 308 条第 1 項第 2 号の規定により当該特定保険募集人の登録を抹消する。

④ 法第 308 条第 2 項の所属保険会社への通知は、廃業等届出を受理し、内容を確認のうえで、代申会社等に行う。

(4) 役員又は使用人の届出（法第 302 条関係）

① 損害保険代理店については、その役員又は使用人に保険募集を行わせようとする場合には、使用人届出を行っているか。

② 保険募集に従事する役員又は使用人を届出する場合には、使用人届出日以降でなければ当該届出の対象となる者を保険募集に従事させることが出来ないことに留意すること。

(5) 特定保険募集人の原簿管理（法第 285 条関係）

所属保険会社が法第 285 条第 1 項の規定に基づき備え置く特定保険募集人に関する原簿については、支社等に所属している特定保険募集人に係るものを当該支社等に備えさせるとともに、特定保険募集人の登録申請書の記載事項の変更又は登録の抹消に伴う原簿管理を適切に行わせるものとする。

(6) 登録の取消しに伴う抹消通知

法第 308 条第 1 項第 1 号の規定により特定保険募集人の登録を抹消したときは、同条第 2 項の規定に基づき別紙様式 74 により当該特定保険募集人の所属保険会社に通知を行う。

(7) 保険会社が他の保険会社の業務の代理又は事務の代行を行う際に保険代理店となる場合の手続き（法第 98 条関係）

① 保険会社は、法第 98 条第 2 項の規定に基づき金融庁長官の認可を受け、又は同項ただし書に基づき金融庁長官へ届出を行ったうえで、管轄財務局等に対して法第 276 条に基づく保険代理店としての登録を行うこととする。

② ①の場合、登録申請書に添付する法第 277 条第 2 項の規定に基づく書類のうち、当該保険代理店となる保険会社の役員の氏名及び住所を記載した書面（同項第 2 号関係）及び当該保険代理店となる保険会社の定款等（規則第 214 条第 1 項第 2 号関係）の添付を省略することができるものとする。

なお、添付書類のほかに、金融庁長官の認可を受けたことを証する書面、委託契約書が外国語文の場合は、その訳文を添付させることとする。

③ 当該保険代理店となる保険会社が損害保険の募集業務の代理又は事務の代行を行う場合においては、当該代理店の支社等の長を法第 302 条に基づく役員又は使用人として、管轄財務局等の長に対して、登録財務局、登録年月日及び登録済みである旨を届出させることができるものとする。

(8) 保険募集の再委託（法第 275 条関係）

法第 275 条第 3 項の認可を受けて保険募集の再委託を行う場合における所属保険会社、保険募集再委託者及び保険募集再受託者が行う特定保険募集人の登録等の事務については、Ⅲ－2－1(1)から(7)に準じて扱うものとする。

Ⅲ－2－2　子会社等

保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第 100 条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。

（注 1）　保険会社又はその子会社が、国内の会社（当該保険会社の子会社を除く。）の株式又は持分について、合算して、その基準議決権数（法第 107 条第 1 項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下、「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、法第 106 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 12 号、第 14 号、第 16 号及び第 17 号に掲げる会社（同項第 14 号に掲げる会社にあっては、特別事業再生会社を除く。）、当該保険会社が子会社としている特例持株会社（法第 106 条第６項第１号に規定する特例持株会社をいう。）並びに特例対象会社（法第 107 条第８項に規定する特例対象会社をいう。）が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本指針に定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。

（注 2）　子法人等及び関連法人等の判定にあたり、当該保険会社が金融商品取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かに関わらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、企業会計基準適用指針第 22 号『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針』その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。

（参考）連結財務諸表を指定国際会計基準等（規則第 52 条の 12 の 2 第 3 項に規定する特例企業会計基準等適用法人等（連結財務諸表規則第 1 条第 1 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によらずに連結財務諸表規則の定めるところにより連結財務諸表を作成する者をいう。以下同じ。）が採用する企業会計の基準をいう。以下同じ。）に従い作成している場合には、当該基準に基づく判定が行われているかに留意する。

（注 3）　法第 106 条及び第 107 条に規定する「会社」には、特別目的会社（例えば、資産の流動化、自己資本の調達を目的とするもの等）、組合、投資法人、パートナーシップ、LLC その他の会社に準ずる事業体（以下、「会社に準ずる事業体」という。）を含まないが、会社に準ずる事業体を通じて子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨が潜脱されていないかに留意する。

（注 4）　保険持株会社の子会社等に関する取扱いのうち、保険持株会社が法第 271 条の 22 第 1 項に掲げる会社以外の会社を子会社とする場合に求められている同項の承認については、保険持株会社が同様の会社をその子法人等（子会社を除く）及び関連法人等とする場合については必要ない。ただし、

その会社（特定出資会社を含む。）が行い、又は行おうとする業務の内容が以下のいずれかに該当しないよう留意すること。

(1)　当該業務の内容が、次の①又は②に該当することから、保険持株会社の子会社である保険会社の社会的信用を失墜させるおそれがあること。

①　当該業務の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。

②　当該業務の内容が、国民生活の安定又は国民経済の健全な発展を妨げるおそれがあること。

(2)　当該業務の内容が、その会社の資本金の額、人的構成等に照らして、その会社の経営の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経営の健全性が損なわれた場合には、保険持株会社の子会社である保険会社の経営の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。

また、保険会社の子法人等又は関連法人等とすべきものにつき、保険会社の子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨を潜脱する目的で、保険持株会社の子法人等及び関連法人等とすることがないよう留意すること。

(注 5)　保険業法改正（令和３年 11 月施行）により、法第 106 条第１項第 15 号が追加されたが、地域活性化事業会社（同号、法第 107 条第８項）における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意する。

(注 6)　保険グループが指定国際会計基準等を適用する場合、法第 107 条で議決権取得制限の例外として許容されている行為は、その結果としてグループの範囲が広がるものであっても、特段の制限を受けるものではない。

(注 7)　保険会社が適用する会計基準を変更することのみを原因として、従来は連結の範囲外とされていた会社又は会社に準ずる事業体が当該保険会社の子会社等となる場合、保険会社の子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨の潜脱を防止する観点からは相応の期間内（原則として１年以内）に所要の措置を講ずることが望ましい。

Ⅲ－2－2－1　子会社等の業務の範囲

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

(1)　保険会社の子会社が営む従属業務（法第 106 条第 2 項第 1 号に規定する従属業務をいう。以下同じ。）については、保険会社の業務に係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないものに限定されているか。

(2)　保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第 106 条第 2 項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となってい

るか。

① 保険会社の保険業に係る業務の代理（規則第 56 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 2 号の 2 に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

・ 規則第 51 条に掲げる業務の範囲内となっているか。

② 信用保証業務

ア. 当該保険会社並びに当該保険会社及びその保険持株会社の子会社、子法人等及び関連法人等による事業性ローンに係るものを取り扱っていないか、また、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

イ. 保証会社の業務運営にあたっては、保証債務の円滑な履行に疎通を欠くことのないよう、保証の特性を踏まえた、適正な保証料率の設定、適切な引当処理の実行などによる、保証業務の専業体制の確立や内部留保の充実その他適正な支払い準備の確保等に十分配意しているか。特に、グループ内の保証については、保証にかかるリスクが外部に移転していないことにかんがみ、当該保証会社の業況が当該保険会社並びに当該保険会社及びその保険持株会社の子会社、子法人等及び関連法人等の健全性の確保に影響を与えることがないよう十分配意しているか。

ウ. 保証会社が信用保証を行うにあたって、物的担保以外に不必要な人的担保も徴求していないか。

エ. 保険会社が、信用保証を必要とする債務者に対し、自分が子会社として設立した保証会社の保証を強制すること等の行為を行っていないか。

オ. 保険会社が、保証会社の保証付住宅ローンの金利について、通常の場合の金利に比較して次のものに相当する部分を低減しているか。

（ア） 通常見込まれる貸倒れに伴う損失

（イ） 担保等の設定、管理、処分等のために要するコスト

（ウ） 信用調査、貸出審査等が簡略化されることにより軽減が見込まれるコスト

③ コンピューターソフトの販売

・ ソフトは主に（50%以上を目安とする）当該保険会社の業務及び企業の財務、年金事務等に関連したものとなっているか。当該保険会社の業務と著しく乖離したソフトの販売が行われていないか（親保険会社が自己のために開発したソフトを他の保険会社、銀行等及び有価証券関連業を行う金融商品取引業者に提供すること（ソフトの一部の加工を含む。）は差し支えない。）。

④ 電気通信業務（いわゆる VAN 業務）

・ 主として（50%以上を目安とする）当該保険会社の業務及び企業の財務、年金事務等に関連したものを取り扱うこととしているか。

（注） 電気通信事業法第 16 条第 1 項による総務省への届出について照会

があった場合には、「子会社等が他人の通信を媒介する役務（以下、「媒介役務」という。）の提供を営利の目的とせず（例えば、共同出資の子会社等が、出資金融機関のみを対象として媒介役務を提供する場合等当該子会社等の定める料金、提供条件等から媒介役務について収益をあげることを目的としていないことが明白な場合：100%出資の子会社はこれに含まれる。）に行う場合には必要ない」旨回答すること。

⑤　健康・福祉関連業務

ア．　健康関連業務は、例えば、屋内運動設備等の施設又はコールセンター等の機能を備え、専門指導員、医療専門者等を配置し、会員や相談者に対し健康の維持・向上に寄与する業務がある。

イ．　福祉関連業務は、例えば、老人福祉施設等の高齢者福祉関連施設（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）の運営及び管理、高齢者福祉関連施設の入居者に対する給食業務・移送業務等、リハビリテーション機関（アスレチッククラブを含む。）の運営及び管理、健康・医療・介護等福祉に関するコンサルティング、取り次ぎ及び調査研究、介護機器の開発・貸付・販売、介護者の研修、高齢者等の訪問看護、在宅関連サービスがある。

⑥　投資助言業務

・　業務の特殊性、投資家保護の観点から以下の点に留意した取扱いとなっているか。

ア．　保護預りは当該社では行わず、信託銀行等の扱いとなっているか。

イ．　投資助言の範囲は不動産、骨董品等は対象とせず、有価証券、金融商品としているか。

⑦　あっせん・紹介業務

・　あっせん又は紹介の業務の範囲が保険業と関連のない業務に及ぶなど、他業禁止の趣旨を逸脱した取扱いとなっていないか。あっせん・紹介の業務の範囲としては、例えば、主として自動車保険の保険契約者等を対象として行う自動車修理業者等のあっせん・紹介・手配、主として海外旅行傷害保険の保険契約者等を対象として行う医療機関等のあっせん・紹介・手配がある。

⑧　リース業務

・　不動産を対象としたリース契約にあたっては、教育・文化施設、社会福祉施設等の公的な施設の整備・運営に係るものを除き、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

（注）　優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、保険会社が不動産業務を営むことができないことに鑑み、実験的に不動産の売買及び賃貸の代理及び媒介を営むこととならないよう、法令等順守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。

⑨　投資専門子会社におけるコンサルティング業務等

・　投資専門子会社による規則第 56 条第 16 項第２号の業務の実施にあたっては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。

(3)　保険会社の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。ただし、会社に準ずる事業体については、この限りでない。

①　保険会社の特定子法人等及び特定関連法人等の業務の範囲については、子会社対象会社（法第 106 条第 1 項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。）の営むことができる業務の範囲内であり、かつ、規則、告示、本監督指針に定める子会社に関する基準等を満たしているか。

例えば、銀行専門関連業務（同条第 2 項第 3 号に定める銀行専門関連業務をいう。）を営む会社については、保険会社が銀行を子会社としている場合等に限り、保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等として保有することができることに留意する。

②　関連会社として届出がなされたもの（当該関連会社がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含み、④に該当する会社を除く。）で、金融システム改革のための関係法律の整備に関する法律（以下、「新法」という。）の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む保険会社の特定子法人等及び特定関連法人等が、新法の施行後も引き続きそれらの業務を営む場合には、別に命ずるところにより、当該特定子法人等及び特定関連法人等の名称、業務その他必要な事項について報告がなされたものに限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

ただし、当該特定子法人等又は特定関連法人等が当該保険会社の子会社又は特定出資法人となる場合並びに当該特定子法人等及び特定関連法人等が新法の施行前に営んでいた業務以外の業務を新たに営む場合にはこの限りでない。

（注 1）　関連会社とは、保険会社が出資する会社で、その設立経緯、資金

的、人的関係等からみて、保険会社と緊密な関係を有する会社をいう。

（注 2） 例えば、以下のような場合については、保険業法の趣旨を逸脱しない限り、上記特定子法人等又は特定関連法人等に準じて取り扱って差し支えない。

ア． 保険会社の届出済の関連会社が上記の業務を営む場合に、当該保険会社が他の会社の保有する当該関連会社の株式を取得したことにより、新法の施行の際、当該保険会社の特定出資会社（子法人等又は関連法人等に限る。）となったことについてやむを得ない理由があるとき（新法附則第 132 条に規定する届出がなされているものに限る。）

イ． 新法の施行の際、保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、法第 107 条第 4 項第 1 号の規定により当該保険会社の特定出資者（子法人等又は関連法人等に限る。）となった場合（同号に規定する認可を受けている場合に限る。）

ウ． 新法の施行の際、二の保険会社のそれぞれの特定子法人等又は特定関連法人等として上記の要件を満たすものが、合併によりいずれか一の保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等（以下、「存続会社」という。）となった場合（存続会社が合併前に営んでいた業務以外の業務を合併後に営むこととなる場合には、当該業務について平成 14 年 3 月期末までに必要な見直しが行われているものに限る。）

③ 特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

ただし、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、原則として平成 14 年 3 月期末までに必要な見直しが行われているか。

なお、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合においては、平成 14 年 3 月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているものに限り、当分の間、上記①に反しないものとして取り扱って差し支えない。

（注 1） 当該特定子法人等又は特定関連法人等が平成 14 年 3 月期末を越えて必要な見直しを終えていない場合には、見直しが終了していない正当な理由について、別に命ずるところにより報告を求めることに留意する。

（注 2） 保険会社の子会社が営む業務に付随し、公共性等の観点から地方公共団体等により義務づけられる業務を当該保険会社の特定子法人等又は特定関連法人等に行わせることにつきやむを得ない理由がある場合に

は、当該業務が子会社対象会社が営むことのできる業務以外の業務であっても、「これらに準ずる業務」に準じて取り扱って差し支えない。

Ⅲ－2－2－2　他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の取扱い

他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社の業務は、他の事業者が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に行う当該貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介（以下、「代理等」という。）に限られているか。

（注 1）他業禁止規制の趣旨を踏まえ、担保権の実行以外での売買の代理等は認められないことに留意する。

（注 2）保険会社が不動産業務を営むことができないことに鑑み、不動産の売買の代理等は認められないことに留意する。

（注 3）担保財産の取得・保有・管理及び売却は、規則第 56 条の 2 第 1 項第 24 号に規定する会社以外は認められないことに留意する。

Ⅲ－2－2－3　保険会社の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社（自己競落会社）の取扱い

保険会社の貸付金等に係る担保財産の保有・管理会社について、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

(1)　当該会社の業務は以下に限られているか。

①　親保険会社が貸付金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合（親保険会社に係る担保財産について第三者が担保権を実行する場合も含む。）に行う当該貸付金等に係る担保財産の取得（不動産以外の財産については競落による取得に限らず、いわゆる私的実行による取得も含む。）。

②　取得した財産の保有・管理及び売却（以下、「保有等」という）。

(2)　当該会社の業務遂行にあたって以下の点は遵守されているか。

①　不動産の保有等

イ.　競落価格は、原則として裁判所が公告した最低売却価格によっているか。

ロ.　不動産の取得にあたっては、いやしくも社会的批判を浴びることのないよう厳に留意した運営となっているか。

ハ.　取得した不動産の保有期間中に行う業務は、整地、未完成の建築物の完成、隣接地の購入等当該不動産の円滑な売却を図るため必要不可欠の価値の維持・向上のためのものに限られているか。

ニ.　取得した不動産の保有期間中に当該不動産を賃貸する場合は、当該不動産の円滑な売却を妨げない範囲の業務となっているか。

ホ.　当該会社は業務を遂行するにあたって、ホテル業等関連会社が営むことができない業務を営んでいないか。

② 動産の保有等

イ.　動産は多種多様であり、その保有等により想定されるリスクも多岐に亘ることを踏まえ、当該動産の種別、特性に応じ、当該動産の保有等により生じうる管理責任や契約不適合責任等のリスクを適正に把握・分析・管理し、これらのリスクに適切に対応するための態勢を整備しているか。

ロ.　当該動産の取得に際しては、客観性・合理性のある評価方法による評価をしているか。

ハ.　取得した動産に関し、当該動産の種別、特性等に応じた適切な管理を行い、当該動産の価値の向上、維持に努めているか。

ニ.　取得した動産の種別、特性等に応じた適切な売却・換価方法を検討し、その実現に努めているか。

ホ.　当該会社は、動産の保有等を行うに当たって、関連会社が営むことが適当でない業務を営んでいないか。

③ 債権の保有等

イ.　当該債権の取得に際しては、客観性・合理性のある評価方法による評価をしているか。

ロ.　取得した債権に関し、当該債権の第三債務者（目的債権の債務者）の信用力を判断するために必要となる情報を随時入手し財務状況を継続的にモニタリングするなど、当該債権の価値の維持に努めているか。

ハ.　取得した債権に関し、適時に適切な回収措置（第三者への譲渡を含む）を講じ、円滑な回収の実現に努めているか。

④ その他の財産の保有等

その他の財産についても、上記不動産、動産及び債権の保有等に準じた取扱いがなされているか。

(3)　対象財産は親保険会社の貸付金等に係る担保財産であり、当該財産の購入により、親保険会社に回収が見込まれるか。

（注）　貸付金等には親保険会社が保証の履行により取得した求償権等の債権で当該財産の被担保債権となっているものを含む。

(4)　その他

①　不動産の保有等を行う当該会社は、宅地建物取引業法の規定により、同法第3条の免許を取得しているか。

②　不動産以外の財産の保有等を行う当該会社は、当該財産の保有等に必要な免許、許可、登録又は承認等を取得しているか。

③　当該会社は取得した財産毎に収支・損益の分別管理を行っているか。

④　親保険会社及び当該会社は当該会社の財務の健全性が確保されるよう必要な措置を講じているか。

Ⅲ－2－2－4　保険会社の海外における子会社等の業務の範囲

(1)　保険会社の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。

(注)　海外における貸出債権回収のために担保権を実行する必要がある場合で、現地市場の状況から担保資産の売却が極めて困難であり、かつ、現地法制上、他に適切な処理方法が存在しないときに、管理子会社を設立して担保流れ資産の保有・管理を行うことは、この限りではない。

　また、保険業を行う外国の会社が行う業務については、現地監督当局が容認するものは、法の趣旨を逸脱しない限り原則として容認する。

(2)　出資先外国法人として報告がなされたもの（当該出資先外国法人がその業務を行わせるために設立した会社及びこれらと同様の業務を営む会社を含む。）で、新法の施行の際、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を現に営む子法人等又は関連法人等については、上記Ⅲ－2－2－1(3)③に準じて取り扱う。

(注)　出資先外国法人とは、保険会社が海外の外国法人に経営支配又は経営参画の形態をもって出資するものをいう。

　経営支配とは、保険会社が外国法人における議決権の過半数を実質的に所有（議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等当該保険会社以外の者となっていても、当該保険会社が自己の計算で所有している場合を含む。）している場合（当該保険会社及び当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有する場合又は当該外国法人が他の外国法人における議決権の過半数を実質的に所有している場合を含む。）をいう。

経営参画とは、保険会社が外国法人における議決権の 100 分の 50 以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、取引等の関係を通じて外国法人の財務及び営業の方針に対し重要な影響を与えることができる場合をいう。なお、「重要な影響を与えることができる場合」とは、当該外国における議決権の過半数を実質的に所有している出資者が他にいる場合は原則として該当しない。

(3) 保険会社が、法第 106 条第 6 項第 1 号に規定する子会社対象外国会社又は同号に規定する外国特定金融関連業務会社（以下、総称して「子会社対象外国会社等」という。）を子会社とするため、同条第 4 項（同条第７項で準用する場合を含む。以下この（3）において同じ。）の認可申請がなされた場合、理由書その他の認可申請書類に以下の事項が明確に記載されている必要があることに留意する。

① 子会社対象外国会社等が、子会社対象会社以外の会社を子会社としているかどうかの別

② ①に記載する会社を子会社としている場合には、当該会社の営む業務の内容並びに当該会社の最近の財産及び損益の状況

③ ①に記載する会社を子会社とした日から 10 年を経過するまでに、講ずることを予定している所要の措置の内容

具体的には、（ａ）法第 106 条第８項の承認を受ける、（ｂ）議決権の売却、会社の清算等により当該会社が保険会社の子会社でなくなるようにする、（ｃ）当該会社の業務のうち子会社対象会社が営むことができない業務の廃止、当該業務に係る事業譲渡等により当該子会社を子会社対象会社とするための措置を講じたうえで、当該子会社対象会社となった会社を子会社とするために必要な認可等を受ける方法が考えられる。

なお、保険会社の財務の健全性に悪影響を与えるおそれがある場合、子会社対象会社以外の会社の業務内容が公の秩序又は善良の風俗を害し、子会社対象外国会社等の社会的信用を失墜させるおそれがある場合、当該子会社対象会社以外の会社が子会社対象会社の営むことができない業務を国内において営んでいる場合など業務範囲規制の潜脱となるおそれがある場合その他子会社対象外国会社等が当該子会社対象会社以外の会社の業務の適正性を確保するよう子会社管理業務を的確かつ公正に遂行できることが確認できない場合は、法第 106 条第４項の認可をすることができないことに留意すること。

また、外国特定金融関連業務会社には、法第 106 条第６項第１号において「主として」という要件があるが、当該要件の充足の適否については、総収入の 50%以上を規則第 57 条の 4 に規定する業務（リース業務、貸金業

務等）から生じる収入が占めているか否かで判断することとする。なお、当該要件を維持するために必要な態勢整備が確認できない場合は、法第 106 条第４項の認可をすることができないことに留意すること。

(4)　法第 106 条第 6 項の趣旨は、国際競争力の強化を目指す保険会社・保険会社グループによる機動的な買収を実現し、現地において一体として付加価値を創造してきた外国会社・外国会社グループを不合理なかたちで分離・解体することを強いられないようにする観点から、子会社対象外国会社等を子会社とすることにより子会社対象会社以外の会社を子会社とした場合、業務範囲規制にかかわらず、当該会社を 10 年間子会社とすることができるようにするものである。

また、法第 106 条第８項に基づき子会社対象会社以外の外国の会社を恒久的に子会社とするにあたり、金融庁長官の承認を要することとしているのも同様の趣旨による（以下、同項に基づく承認を「恒久化承認」という。）。

恒久化承認に当たっては、法第 106 条第９項に基づき、現に子会社としている子会社対象外国会社等の競争力の確保その他の事情に照らして当該会社の継続保有が必要であると認められる場合に該当するかを審査することとなるが、例えば、以下のような事項を考慮することが考えられる。

①　子会社対象会社以外の外国の会社が実施している業務やリスクの内容

②　現地グループにおける子会社対象外国会社の業務又は外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務とのシナジー、現地当局の要請・指導との整合性等、上記①の業務が現地グループにおいて必要とされている理由

③　現地におけるプラクティスや現地同業他社グループにおける上記①の業務の取扱いの状況

なお、考慮できる事項は必ずしも上記①から③の事項に限定されるものではないことに留意する。

(5)　恒久化承認を得ない場合には、10 年の猶予期間内に、子会社対象会社以外の外国の会社について所要の措置を講じる必要があるが、金融庁長官は、同条第 10 項各号に掲げる事情がある場合には当該猶予期間を１年間延長し、又は再延長することもできる。この場合において、同項各号の「やむを得ない事情」とは、例えば以下の事情が考えられる。

①　同項第１号関係

ア.　子会社対象会社以外の会社の株式の売却活動に着手しているが、現地の経済情勢や売却先との交渉状況等により売却スケジュールが遅延していること。

イ.　現地の法制上の理由により、子会社対象会社以外の会社の清算手続きが進捗しないこと。

②　同項第2号関係

現地の保険市場の特性に照らして、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有継続することが不可欠であり、資本関係のない第三者に業務委託することでは目的が達成できないこと。

同条第 10 項の申請を行う場合には、申請の都度、申請時点においてこれらのやむを得ない事情が存在すること、子会社対象会社以外の会社の議決権の保有に関する方針（1 年以内にやむを得ない事情を取り除くために検討している方策等）等につき、申請書類に具体的に記載する必要があることに留意する。

(6)　Ⅲ－2－2－4(1)にかかわらず、保険会社が、子会社対象外国会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等（子会社を除く。以下、Ⅲ－2－2－4(5)において同じ。）又は関連法人等とすることも可能とする。この場合、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、上記(3)に準じた対応が必要となる点に留意する。

なお、保険会社が子会社対象外国会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様とする。

Ⅲ－2－2－5　他業保険業高度化等会社

(1)　基本的な考え方

保険会社は、法第 106 条第１項第 16 号に掲げる会社（施行規則第 57 条の 3 に規定する会社（以下、「一定の保険業高度化等会社」という。）を除く。以下「他業保険業高度化等会社」という。）に対して基準議決権数を超えて出資することが認められている。これは、保険グループにおいて、将来的に様々な展開が予想される中で、認可を条件として、より柔軟な業務展開を可能とするためである。また、保険グループにおける将来の可能性への戦略的な対応として、出資時点においては保険業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資するといえないものであっても、これらが見込まれる業務を営む会社への出資を可能としている。

他方で、他業保険業高度化等会社の認可申請があった場合には、保険グループに他業禁止の規制等が課されていることから、他業リスクの回避、利益相反の禁止及び優越的地位の濫用の防止といった点を踏まえ審査を行う必要がある。

（注１）保険業法改正（令和３年 11 月施行）により、他業保険業高度化等会社が営むことができる業務として地域活性化等に資する業務が追加されたが、保険業高度化等会社における不動産業務の取扱いは改正前と変わらないことに留意すること。

（注２）他業保険業高度化等会社が新規に業務等を行う場合は、当局により付された条件に従い、以下の点に留意すること。

①　認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合には、あらかじめ当局へ報告することとしているか。なお、認可申請時の業務と業務内容が大幅に変更になる場合かを判断するにあたっては、例えば、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類に掲げる中分類の粒度を目安とすることが考えられる。

②　①以外の場合については、新規に行う業務や変更後の業務の内容、当該業務を行うにあたり保険会社が出資する額、当該業務が開始されても保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められる理由等について、新規の業務等の開始した日から 30 日以内に当局へ報告することとしているか。

なお、②の場合であっても、保険会社は、他業保険業高度化等会社が、新規の業務等を行うにあたって、規則第 58 条の２第２項の基準に引き続き適合することを自ら挙証する体制を整備する必要があることに留意すること。

※　一定の保険業高度化等会社が営むことができる業務の範囲で、一定の保険業高度化等会社が新規に業務等を行う場合についても同様の取扱いとする。

（注３）他業保険業高度化等会社の設立に向けた準備行為として、保険会社をはじめとした保険グループにおいて実証実験を行う場合には、他業禁止の趣旨及び本指針における実証実験の位置付けを踏まえて、当該実証実験の内容及び規模、予定される実証実験の期間、対象者を必要な範囲に限定するほか、当該実証実験に伴うリスク等を個別具体的に検討し、保険会社や保険グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないよう留意すること。

※１　ここで言う「実証実験」とは、他業保険業高度化等会社の設立の適否を経営陣が判断するにあたって、当該他業保険業高度化等会社において実施予定の業務に係る採算性・事業継続性を検証することを目的に、保険会社や当該保険会社のグループ会社等において、当該他業保険業高度化等会社の設立に向けた準備行為の範囲で当該業務と同等の行為を試験的に実施することを指す。なお、保険会社は、実施しようとする実証実験が、当該保険会社や当該保険グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないことを自ら挙証する必要があることに留意すること。

※２　一定の保険業高度化等会社の設立に向けた準備行為として、保険会社や保険グループにおいて行う「実証実験」についても同様の取扱いとする。

⑵　認可審査にあたっての留意点

他業保険業高度化等会社の認可の審査基準は、施行規則第 58 条の 2 第 2 項において定めているが、各基準の審査にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

①　出資額

出資額の適切性については、他業保険業高度化等会社の認可を申請する保険会社（以下（２）から（３）において「申請保険会社」という。）の資本金の額、財産及び損益の状況等に照らして判断を行う。他業保険業高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合の影響については、保険会社グループのソルベンシー・マージン比率への影響等の審査を行う。

②　出資比率等

他業保険業高度化等会社を子会社等とする場合、他業保険業高度化等会社においても、保険会社グループの一員として、適切な経営管理や内部管理、内部監査等に関する態勢整備が必要となる。

また、他業保険業高度化等会社に対する保険会社の支配力が及ばない場合、他業保険業高度化等会社のガバナンスや業務内容の適切性等について保険会社が管理可能か、他業保険業高度化等会社の業務が、保険業の高度

化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資さなくなった場合や認可の基準を満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。

③　業務の内容

申請保険会社は、認可の申請に際しては、他業保険業高度化等会社の営む業務の内容を明確にする必要がある。

他業保険業高度化等会社の営む業務の内容に関し、他業保険業高度化等会社は、保険業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に資する業務（以下「資する業務」という。）やこれらが見込まれる業務（以下「見込まれる業務」という。）以外の業務を一部で兼営していても、そのこと自体をもって認可の対象外となるものではない。ただし、兼営する業務の内容が保険業務に弊害等を及ぼす場合はもちろん、兼営する業務の規模が「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい等の場合も、他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることができない点に留意する。

また、他業保険業高度化等会社の業務を営むに当たり子会社対象保険会社等の業務を併せ営む場合には、他業保険業高度化等会社の認可のもと、これを営むことは許容される。他方で、他業保険業高度化等会社が施行規則第 58 条に定める子会社対象保険会社等の認可を受けずに子会社対象保険会社等の業務を営むことや、子会社対象保険会社等が他業を営むために他業保険業高度化等会社の認可を受けることは、業務範囲規制の趣旨に反して、子会社対象保険会社等の認可制度が潜脱されるおそれがある。このため、他業保険業高度化等会社が子会社対象保険会社等の業務を併せ営む場合には、上記のような潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うものとする。

なお、出資時において営むことが想定されない業務であっても、その後営むことが具体的に想定される場合には、上記同様、審査を行う必要があることに留意を要する。

他方、他業保険業高度化等会社の業務については、当庁所管以外の一般事業会社が行う業務であることが多く、また、同会社の認可審査事項に全損規定（施行規則第 58 条の２第２項第２号）があることに鑑み、当該業務の実現可能性や実施予定の業務に係るリスク等の詳細を確認することまでは求められていないことに留意すること。

④　申請保険会社の業務への影響等

他業保険業高度化等会社の業務の内容が、保険業の高度化、利用者の利便の向上又は地域活性化等に「資する業務」や「見込まれる業務」といえるものであっても、申請保険会社の業務に支障を来す著しいおそれが認め

られるときは、出資額の大小にかかわらず、他業保険業高度化等会社の認可をすることができない点に留意する（例えば、他業保険業高度化等会社のコンプライアンス・リスクやレピュテーショナル・リスクの波及により、申請保険会社の固有業務の運営に支障が生じたり、保険会社グループとして重大な損害等が生じたりするおそれのある場合）。

⑤　申請保険会社のグループとしての他業保険業高度化等会社に係る経営管理

法第 106 条の２において、保険会社による保険グループの経営管理を行うことが義務付けられていること及び認可の審査基準において、申請保険会社が他業保険業高度化等会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得し、又は保有した後も、申請保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められることが求められていることに鑑み、申請保険会社が他業保険業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得等した後において、当該他業保険業高度化等会社が申請保険会社の保険グループに入ったことによる当該グループ全体の経営管理態勢やリスク管理態勢に追加すべき態勢など、当該態勢について変更することがあるかを確認することに留意すること。

(3)　出資後の管理等

保険会社が、他業保険業高度化等会社の認可を受け、基準議決権数を超えて出資を行った場合、当該保険会社は他業保険業高度化等会社の業務の状況等について、適切にモニタリングを行う。特に、他業保険業高度化等会社の事業や業務の規模の拡大が見込まれる場合、これに伴うリスクや保険会社グループへの影響等についても適切に管理する必要がある。なお、認可時点において、「資する業務」といえる業務を営んでいたものの、出資後に事業内容について大きな変更が生じた場合や、「見込まれる業務」であったとしても、出資後の状況により、「見込まれる」といえなくなった場合等には、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図る必要がある。

Ⅲ－2－3　暗号資産に関する留意事項

Ⅲ－2－3－1　意義

暗号資産の設計・仕様は様々であるところ、移転記録が公開されず、取引の追跡困難な暗号資産が存在する等、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに利用されるリスクが高いものも存在する。また、一般的に、暗号資産は、その価値の裏付けとなる資産等がないため本源的な価値を観念し難く、価格の変動が大きいことを踏まえると、保険会社グループが暗号資産を保有する際にはその価格変動リスクについての検討が必要となる。加えて、暗号資産の管理については、システムの誤作動やサイバー攻撃などのシステムリスクも存在する。

以上のほか、これらのリスクが顕在化した場合のレピュテーショナル・リスク等も考慮すれば、保険会社グループによる暗号資産の取得は必要最小限度の範囲とする必要があり、かつ、保険会社グループにおいて、暗号資産の取得、保有又は処分等することとなる業務（暗号資産を実質的な投資対象とするファンドに対する出資等の間接的な方法によるものを含み、以下「暗号資産の取得等」という。）を含む、暗号資産に関連する業務（以下「暗号資産関連業務」という。）を行う場合には、保険会社の固有業務の運営への支障や保険会社グループとして重大な損害等が生じるおそれがないよう、十分な態勢整備が行われている必要がある。

なお、暗号資産交換業を営む会社に対する各種保険の引受けや暗号資産交換業に関連する損害を補償する各種保険の引受けなど、保険会社が暗号資産の取得等を行わない保険の引受けは暗号資産関連業務に該当しないものの、規制を潜脱するものとなっていないか留意する必要がある。

Ⅲ－2－3－2　主な着眼点

保険会社グループにおける暗号資産関連業務については、上述の態勢整備がなされている必要がある。かかる態勢整備について、具体的には、以下の点に留意する必要がある。

(1)　暗号資産の特性等を踏まえたリスクの特定・評価・低減

暗号資産の仕組み（発行者、管理者その他の関係者や当該暗号資産と密接に関連するプロジェクトの内容等を含む。）、想定される用途、流通状況及び当該暗号資産に使用される技術その他当該暗号資産の特性（以下「暗号資産の特性等」という。）等を踏まえ、暗号資産のリスクの特定・評価について十分な検討が行われ、以下の(2)から(4)の措置を含め、当該リスクを適

切に低減するための内部管理態勢が整備されているか。また、これらについて定期的な検証及び見直しが実施されているか。

(2)　テロ資金供与及びマネー・ローンダリングへの対応

テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されるおそれが高い場合においては、暗号資産関連業務の適否を慎重に判断することとしているか。例えば、移転記録の追跡が著しく困難である暗号資産については、テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高いことから、暗号資産関連業務を行うことがないよう留意する。

また、暗号資産関連業務の相手方のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の状況等にも留意するなど、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に沿った対策が適切に講じられているか。特に、暗号資産関連業務に関して、海外に居住若しくは所在する者から又はこれらの者への暗号資産の移転を伴う可能性がある場合には、同ガイドライン II－２（４）に準じた対策が適切に講じられているか。

(3)　財務の健全性確保を図るための措置

保険会社グループの業務において暗号資産の取得が必要となる場合であっても、健全性の確保の観点から、取得する暗号資産の量については当該業務のために必要最小限度の範囲とする等、適切な方針が定められているか。また、暗号資産の保有についても、当該暗号資産の市場リスク、流動性リスク等を考慮の上で、速やかに売却する等により適切な処分を図ることが可能な態勢となっているか。

なお、保険会社グループにおいては、投資の目的をもってする暗号資産の取得等を行わないこととしているか。

(4)　暗号資産関連業務に係る安全管理措置

①　暗号資産の管理を担当する部署及び責任者を明確にしているか（複数の部署で暗号資産の管理を担当する場合には、部署間の担当と責任が明確になっているか。）。また、取り扱う暗号資産の特性等に関して十分な知識・経験を有する者を配置しているか。

②　暗号資産の管理、流出時の対応その他暗号資産に係る内部規程を適切に整備し、役職員に対する周知、徹底を図っているか。また、当該内部規程について、定期的な検証及び見直しが行われているか。

③　不正アクセス等による暗号資産の流出の防止のための対策等、取り扱う暗号資産の管理に関するシステムリスク管理態勢が十分に構築されているか。また、当該システムリスク管理態勢について、専門家による定期的な

検証及び見直しが行われているか。

Ⅲ－2－4　アームズ・レングス・ルール

法第 100 条の 3 又は第 194 条ただし書の承認申請があったときは、当該申請をした保険会社が法第 100 条の 3 又は第 194 条各号に掲げる取引又は行為をすることについて規則第 54 条又は第 134 条各号に掲げるやむを得ない理由があるかどうかを審査するが、その際留意すべき項目は以下のとおり。

(1)　規則第 54 条第 3 号又は第 134 条第 2 号に該当する場合

①　特定関係者（法第 100 条の 3 に規定する特定関係者又は法第 194 条に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）が経営危機に陥り再建支援の必要な状況か。

②　特定関係者が再建支援を受けるにあたり、十分な自助努力及び経営責任の明確化が図られているか。

③　特定関係者を整理・清算した場合に比べ、当該取引又は行為を行うことに経済的合理性があるか。

④　債権放棄や金銭贈与の場合には、経営改善計画の期間中の支援による損失見込額の全額について、当該計画開始前に償却・引当を行うこととしているか。

(2)　規則第 54 条第 4 号に該当する場合

・　保険会社が特定関係者との間で当該取引又は行為を行わなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであるか。

Ⅲ－2－5　契約条件の変更

Ⅲ－2－5－1　契約条件の変更の申出

(1)　契約条件の変更の申出の承認

法第 240 条の 2 第 3 項に基づく契約条件の変更の申出の承認にあたっては、以下の点に留意することとする。

①　現時点では保険業の継続が困難である状況にはないこと。

②　将来の業務及び財産の状況を予測した場合に、契約条件の変更を行わなければ、当該保険会社の財産をもって債務を完済することができない等、保険業の継続が困難となりうることが合理的に予測できること。（注 1）

なお、このうち、上記②の予測にあたっては、

ア.　（ア）　金利、株価、為替レート等、金融経済動向に関わる事項

（イ）　新契約伸展率、保険契約継続率、保険事故発生率等、保険契約に関わる事項

（ウ）　資産配分等、運用に関わる事項

等について客観的かつ妥当な前提を置くこと(注 2)

イ.　合併・再編、組織変更、事業費削減、業務の再編成等、保険業の継続のために取りうる経営改善方策の効果を織り込むこと

とする。

(注 1)　分析期間については、現在、日本アクチュアリー会の実務基準により、生命保険会社において 10 年間に係る将来収支の分析を行う実務が定着しており、これが一つの参考になるが、契約条件の変更の手続が自主的・自治的な手続であることにかんがみ、これ以上の期間の分析を一律に排除するものではない。

(注 2)　これらの分析にあたっての前提の置き方が客観的かつ妥当かどうかの判断にあたっては、日本アクチュアリー会の実務基準に定められている方法が一つの参考になる。

(2)　申出書の記載内容

法第 240 条の 2 第 1 項の規定による申出を行おうとするときに添付する規則第 196 条に規定する書類のうち、同条第 3 号に規定する「その他参考となるべき事項を記載した書類」には、上記(1)②に示された方法により作成された将来の業務及び財産の状況の予測、並びに当該予測に織り込まれた経営改善方策の内容に係る事項を含むものとする。

Ⅲ－2－5－2　保険調査人の選任

法第 240 条の 2 第 3 項の承認をした場合には、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させるため、原則として、すみやかに保険調査人を選任することとする。

保険調査人は、原則として、(1)アクチュアリー（法人を含む。）、(2)公認会計士、(3)弁護士のそれぞれから、選任することとする。

Ⅲ－2－5－3　保険会社の対応

保険会社が、契約条件の変更の手続を進める場合には、以下の点に留意して、適切な対応が取られているか。

(1)　経営改善の取組み

契約条件の変更にあたっては、契約条件の変更に至った経緯に加え、契約条件の変更後に保険契約の確実な履行が行えるよう、合併・再編、組織変更、事業費削減、業務の再編成等を含め経営改善方策を幅広く検討し、その結果講じることとした方策及びそれを織り込んだ将来の業務及び財産の状況の予測について、株主総会等及び保険契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

(2)　基金・劣後ローンの取扱い

契約条件の変更の対象となる保険契約者のみに負担を強いることのないよう、基金・劣後ローンの削減、金利減免、あるいは増額その他の方策を検討し、その結果講じることとした方策について、株主総会等及び保険契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

(3)　経営責任に関する事項

契約条件の変更後における経営体制について、その理由を含め、株主総会等及び保険契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

(4)　契約者配当等に関する方針

契約条件の変更に係る保険契約に関する契約者配当、剰余金の分配その他の金銭の支払に関する方針がある場合には、その内容について、株主総会等及び保険契約者に明確かつ平易に説明を行っているか。

Ⅲ－2－5－4　契約条件の変更に係る承認

(1)　契約条件の変更の承認

法第 240 条の 11 第 2 項に基づく契約条件の変更の承認にあたっては、以下の点に留意することとする。

①　株主総会等に係る手続きが適正に実施されたか。

②　Ⅲ－2－5－3 で示したそれぞれの事項について、保険契約者に対して明確かつ平易に説明が行われることとなっているか。

③　当該保険会社において、十分な経営改善方策が講じられ、当該方策及び株主総会等において決議された契約条件の変更により、保険業の継続が困難となる蓋然性が解消される見込みとなっているか。

④　契約条件の変更が、特定の保険契約者にとって著しく公平性を欠くことその他保険契約者等の保護の見地から問題がないか。

(2)　申出書の記載内容

法第 240 条の 11 第 1 項による承認を受けようとするときに添付する規則第 200 条に規定する書類のうち、同条第 5 号に規定する「その他参考となるべき事項を記載した書類」には、契約条件の変更とあわせて講じられる経営改善方策の内容に係る事項を含むものとする。

Ⅲ－2－6　資産運用限度

規則第48条の3第2項ただし書並びに同第48条の5第2項ただし書の承認にあたっては、今後の資産運用限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、速やかに解消する場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。

Ⅲ－2－7　標準責任準備金を積み立てない場合の取扱い

(1)　責任準備金の積立について、保険会社が規則第 69 条第 4 項第 4 号の規定を適用して保険料積立金及び払戻積立金（以下、「保険料積立金等」という。）の積み立てを行う際は、法第 4 条第 2 項第 4 号に掲げる算出方法書の変更認可（免許時の審査を含む。）申請が必要となるが、当該申請があった場合、以下の点に留意のうえ対応を行うものとする。

①　規則第 69 条第 4 項第 4 号の規定を適用し、標準責任準備金又は平準純保険料式以外の積立方式により保険料積立金等を積み立てることとしている保険会社は、合理的な期間内において標準責任準備金又は平準純保険料方式による積立とするための責任準備金積立計画（以下、「積立計画」という。）を策定しているか。また、その計画は事業計画あるいは業務実績等に基づき妥当なものとなっているか。

②　規則第 69 条第 4 項第 4 号の規定を適用している保険会社においては、当期純利益又は当期純剰余がでると見込まれるなど収益が良好に推移すると見込まれる場合、積立計画の前倒し実施を行うなど、積立計画の着実な実施のための措置を講じているか。

③　積立計画を変更する場合は、回復可能な一時的損失が発生した場合等、真にやむを得ない理由があるか。

(2)　保険料積立金等の積立が、標準責任準備金又は平準純保険料式による積立額に移行した場合、遅滞なく算出方法書を変更しているか。

(3)　積立計画の実施状況については、毎年度、法第 128 条に基づく報告を求め、当年度における積立計画における積立率を下回った場合は、その理由及び計画達成のための方策等についてヒアリングを実施することとする。

ヒアリングを実施した上で、対応が不十分と認められる場合は、法第 128 条に基づき積立計画の着実な実施を行うための対応について報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条に基づく行政処分を行うものとする。

標準責任準備金の達成又は復元に向けた保険会社の対応としては、次のようなものが考えられる。

①　事業費削減や保険料見直しによる収支改善

②　増資等による責任準備金積増財源の確保

③　継続率向上や販売戦略転換による収支改善（既に類似のものを含め実績がある場合に限る。）

なお、財務再保険による改善策については、本件に対する対応策とは認めな

いものとする。

Ⅲ－2－8　議決権の取得制限

(1)　法第 107 条第 2 項の承認にあたっては、基準議決権数を超過し、かつ 1 年を超えて保有しようとする場合には、その都度承認が必要であるほか、以下の点に留意する必要がある。

また、法第 106 条第 1 項第 13 号又は第 271 条の 22 第 1 項第 13 号に規定する、新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（いわゆるベンチャービジネス会社）が行う新事業活動とは、新事業分野開拓が可能となるような新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動を指し、研究開発を前提とした創業を行う業種のみならず、サービス業等の業種も対象となる。なお、その該当性の判断に当たっては、地域や業種が勘案されることとなるが、既に相当程度普及している技術・方式の導入等については含まれない。

(2)　法第 271 条の 22 第 1 項第 14 号の承認の対象となる施行規則第 210 条の 7 第 5 項第 2 号の会社に該当するかの判断にあたっては、財務状態の悪化が顕在するに至っていない段階の会社であっても対象となり得ることに留意する。

Ⅲ－2－9　保険相互会社における社員配当規制の適用免除

法第 55 条の 2 第 5 項に基づく社員配当規制の適用免除の認可申請に関し、申請会社が経営環境の変化に対応するため資本基盤の充実に努める必要があると認められるときは、同条第 4 項が規定する「その決算の状況に照らしてやむを得ない事情がある場合」に該当するため、認可するものとする。

Ⅲ－2－10　責任準備金対応債券

責任準備金対応債券は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号『保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い』（平成 12 年 11 月 16 日）に従ったものであるか。

Ⅲ－2－11　保険主要株主

Ⅲ－2－11－1　保険主要株主認可審査において確認すべき事項

(1)　保険主要株主認可の申請者（以下、「申請者」という。）による、保険会社の議決権に係る取得資金に関する事項、保有の目的、その他議決権の保有に関する事項に照らして、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか審査する際には、保険契約者等の保護の観点から、その業務の継続的かつ安定的な運営が重要であり、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。

①　保険会社の議決権の保有に係る方針・目的が保険会社の業務の健全性・適切性等を損なうおそれがないか。例えば、短期売買目的による議決権の保有等となっておらず、保険業の特性にかんがみ、ある程度長期保有を継続し、株主としてのガバナンスをもって保険会社の経営を安定・成長させる方針であるか（それがどういう形で担保し得るかを含む。）、また、株式の公開に関してはどのように考えているか。

②　議決権を取得するための資金原資にかんがみ、保険会社の業務の健全性・適切性等を害するおそれがないか。例えば、過度の借入金による議決権の取得等となっていないか。

③　申請者を含めたグループ間における取引の適正確保がなされているか。

(2)　申請者の財産及び収支の状況に照らして、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないか審査する際には、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。

①　申請者の財務の状況、資金調達の状況にかんがみ、保険会社の業務の健全性・適切性等を害するおそれがないか。

②　特に、保険会社の 50%超の議決権を保有している者については、保険会社が計画どおりの収益が上げられない場合にも、その経営の健全性確保のための十分なキャッシュフロー等が準備されているか。

③　認可審査に際しては、直近の決算期の財務諸表及び監査報告書等の資料（申請者が外国法人等である場合には、財務状況を示す類似の資料）の提出を求め、監査報告書に当該申請者の継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提に重要な疑義が認められる旨の追記がないか等について確認することとする。

(3)申請者が、その人的構成等に照らして、保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるか審査する際には、例え

ば、以下のような点について十分検証するものとする。

① 申請者の経営体制、当該申請者が主要株主基準値以上の議決権を保有する保険会社に係る経営管理体制等にかんがみ、保険業の公共性について理解を有し、かつ、十分な社会的信用があるか。

② 保険会社の経営の健全性を確保するためには、保険会社の経営の独立性が確保されることが前提となるが、申請者の経営戦略上の要請によって、保険会社の経営の独立性が損なわれることがないよう、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。

ア. 申請者の役員又は職員が保険会社の役員又は職員を兼任すること等により、保険会社の経営の独立性が損なわれていないか。

イ. 申請者が保険会社の業務の一部を受託すること等により、リスク管理上、保険会社の業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか。

(4) 保険会社の経営の独立性が確保されたとしても、申請者の経営の悪化等、保険会社が意図しない申請者のリスクが保険会社に及ぶ可能性がある。特に、保険会社と申請者とが営業基盤を共有しているような場合には、申請者の破綻等に伴い、保険会社の営業基盤が一気に失われるおそれ（共倒れリスク）がある。こうしたリスクに対応するためには、例えば、以下のような点について十分検証するものとする。

① 保険会社に対する申請者のリスクを遮断するための方策が十分講じられているか。なお、当該方策には、最低限、以下の項目が含まれている必要がある。

イ. 申請者の業況が悪化した場合、保険会社より支援・融資等を受けないこと。

ロ. 申請者の業況悪化、保険会社株式の売却等、申請者により保険会社に起因する種々のリスク（シナジー（相乗）効果の消滅、レピュテーショナルリスク（風評リスク）等に伴う保険会社の株価の下落、取引先の離反等）をあらかじめ想定し、それによって保険会社の経営の健全性が損なわれないための方策（収益源及び資金調達源の確保、資本の充実等）を講じること。

ハ. 特に、保険会社が申請者の営業基盤を共有しているような場合には、申請者の破綻等に伴い、事業継続が困難とならないような措置を講じること。

② 上記のリスク遮断策によっても、保険会社に対する申請者のリスクを完全に遮断することが困難な場合も想定され、申請者の経営リスクに伴う保険会社の経営悪化を早期に把握する観点から、保険主要株主認可に係る審査の過程において、保険会社の経営に影響を及ぼし得る申請者の財務状況

や社会的信用等について十分検証する。

Ⅲ－2－11－2　認可後の監督において留意すべき事項

(1)　保険主要株主に対しては、法第 271 条の 12 の規定に基づき当該主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料（資金調達の状況を含む。）（ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す資料）及び当該主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権を保有する保険会社との取引関係（保険契約、借入等）を記載した書類の提出を求めるものとする。

(2)　オフサイト・モニタリングや検査結果等に基づき、保険会社の独立性確保及び保険会社に対する事業リスク遮断のための方策等に係る実効性等に疑義が生じた場合は、保険主要株主に対して、必要に応じて法第 271 条の 12 の規定に基づく報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 271 条の 14 に基づく措置命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ－2－12　強化法に関する金融機関の留意事項

強化法等に定める事業再編に関する計画及び特定事業再編に関する計画の記載事項については、保険会社の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。

Ⅲ－2－12－1　事業再編の実施に関する指針一．の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

(1)　生命保険会社

①　事業再編の実施に関する指針（以下、「実施指針」という。）一．イ．(1)の「営業利益」は、例えば、基礎利益を指す。

②　実施指針一．イ．(2)の「有形固定資産回転率の値」は、例えば、年換算保険料を有形固定資産の帳簿価額で除した値を指す。

③　実施指針一．イ．(3)の「従業員一人当たり付加価値額の値」は、例えば、従業員 1 人当たりの付加価値額（基礎利益、人件費及び減価償却費の和）を指す。

④　実施指針一．ロ．(1)の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段の全てを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。

⑤　実施指針一．ロ．(2)の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。

(2)　損害保険会社

①　実施指針一．イ．(1)の「営業利益」は、例えば、保険引受収益から保険引受費用を引いた額を指す。

②　実施指針一．イ．(2)の「有形固定資産回転率の値」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を有形固定資産の帳簿価額で除した値を指す。

③　実施指針一．イ．(3)の「従業員一人当たり付加価値額の値」は、例えば、従業員 1 人当たりの付加価値額(保険引受収益から保険引受費用を引いた額、人件費及び減価償却費の和)を指す。

④　実施指針一．ロ．(1)の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段の全てを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。

⑤　実施指針一．ロ．(2)の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、

「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。

Ⅲ－2－12－2　実施指針二．イ．の事業再編の定義に関する事項

(1)　生命保険会社

①　実施指針二．イ．(3)の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指す。

②　実施指針二．イ．(5)の「当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費」は、例えば、年換算保険料の１単位当たりの事業費を指す。

(2)　損害保険会社

①　実施指針二．イ．(3)の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指す。

②　実施指針二．イ．(5)の「当該商品又は役務に係る一単位当たり販売費」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額の１単位当たりの経費(損害調査費、諸手数料及び集金費、その他保険引受費用並びに営業費及び一般管理費の合計額)を指す。

Ⅲ－2－12－3　実施指針二．ロ．(3)の過剰供給構造にある業種又は事業分野の基準

(1)　生命保険会社

実施指針二．ロ．(3)(ⅱ)の「売上高営業利益率」における「売上高」は、例えば、年換算保険料を指し、「営業利益」は、例えば、基礎利益を指す。

(2)　損害保険会社

実施指針二．ロ．(3)(ⅱ)の「売上高営業利益率」における「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指し、「営業利益」は、例えば、保険引受収益から保険引受費用を引いた額を指す。

Ⅲ－2－12－4　実施指針三．の特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

(1)　生命保険会社

実施指針三．イ．(1)から(3)まで並びにロ．(1)及び(2)については、上記

Ⅲ－2－12－1(1)①から⑤までを準用する。

(2)　損害保険会社

実施指針三．イ．(1)から(3)まで並びにロ．(1)及び(2)については、上記Ⅲ－2－12－1(2)①から⑤までを準用する。

Ⅲ－2－12－5　実施指針四．イ．の特定事業再編の定義に関する事項

(1)　生命保険会社

実施指針四．イ．(4)及び(5)の「売上高」は、例えば、年換算保険料を指す。

(2)　損害保険会社

実施指針四．イ．(4)及び(5)の「売上高」は、例えば、正味収入保険料と収入積立保険料の合計額を指す。

Ⅲ－2－13　法第 98 条第 1 項の業務の取扱い

Ⅲ－2－13－1　地域活性化等業務における留意点等

(1)　保険会社が行うことができる法第 98 条第 1 項第 15 号の業務（以下「地域活性化等業務」という。）は、施行規則第 52 条の 3の 3 各号において具体的に類型が列挙されているが、同条柱書括弧書によって、「当該保険会社の行う保険業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該保険会社の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。」という要件が付されている。

デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するため、地域活性化等業務を保険会社の業務範囲に追加した点に鑑みれば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない点に留意する必要がある。

そこで、当該要件については、新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしなくてはならないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、保険会社の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足するとみなすことができ、地域活性化等業務として実施可能であることに留意する。

(2)　保険会社が行うことができる地域活性化等業務のうち、施行規則第 52 条の 3 の 3 第 2 号の業務については、取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意すること。

Ⅲ－2－13－2　「その他の付随業務」の取扱い

保険会社が法第 98 条第 1 項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下、「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

(1)　保険会社が行う以下の業務も「その他の付随業務」に該当する。

・　取引先企業に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース（不動産を対象とするものを除く。）の媒介業務、事務受託業務（取引先企業に対するサービスの充実及び固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も含む。）

（注）人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地

位を不当に利用することがないよう留意すること。

・　保険代理店や同一グループ内の企業等に対して行う事務支援業務（当該保険会社が行っている業務に関するもの）

・　個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務

・　保険会社の子会社又は保険持株会社の子会社が行う他の事業者の役職員に対する教育・研修業務、経営相談等業務、金融等に関する調査・研究業務及び個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務に関する代理・媒介業務

上記業務の実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。

①　優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。

（注1）　個人（事業を行う場合におけるものを除く。）に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務の実施にあたっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。

（注2）　当該業務に係る商品やサービスの内容、対価等が、法第300条第1項第5号に該当する行為又は規則第234条第1項第1号に該当する行為とならないための態勢整備が行われているか。

②　提供される商品やサービスの内容、対価等契約内容が書面等により明示されているか。

③　付随業務に関連した顧客の情報管理について、目的外使用も含め具体的な取扱い基準が定められ、それらの役職員等に対する周知徹底について検証態勢が整備されているか（Ⅱ－4－5－2参照）。

(2)　上記(1)に定められている業務以外の業務（余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。）が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第100条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。

①　当該業務が、法第97条及び第98条第1項各号に掲げる業務に準ずるか。

②　当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないか。

③　当該業務について、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。

④　保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

Ⅲ－2－13－3　保険業等の業務の代理又は事務の代行

保険会社が、法第 98 条第 2 項ただし書の規定により、子会社又は密接な関係を有する者に係る保険業等の業務の代理又は事務の代行（以下、Ⅲ－2－13－3 において「業務代理等」という。）を行おうとするときは、別紙様式 6 の 3 により、あらかじめ金融庁長官に届け出るものとする。

この場合においては、法第 100 条の 3 又は第 194 条及び規則第 51 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項の他、以下の点に留意するものとする。

(1)　業務代理等の契約の相手方が、子会社又は規則第 51 条の 3 各号若しくは規則第 141 条の 3 各号に掲げる密接な関係を有する者に該当する者であること。

(2)　当該届出後、業務代理等の契約の相手方が子会社又は密接な関係を有する者に該当しなくなるときは、あらかじめ、法第 98 条第 2 項本文による金融庁長官の認可を要すること。

Ⅲ－2－14　基金の再募集

基金の償却に関する事項に係る定款変更認可（法第 126 条第 2 号）及び基金の総額の増額の届出（法第 127 条第 4 号）、定款変更の届出（同条第 5 号）の受理にあたっては、以下の点に留意する。また、基金の増額に関する総代会決議から一定期間経過後に決議において決めた時期（複数の時期を定めることを含む。）に基金募集を行う場合、当該基金の募集が社員の権利保護の観点等、法の趣旨を踏まえたものであるかどうか、特に留意する。なお、保険相互会社の取締役には、基金募集の業務を行う者として、基金拠出契約の締結等にあたり、会社に対する善管注意義務・忠実義務、損害賠償責任等に関する保険業法又は会社法の規定の適用又は準用があることにも留意する。

(1)　定款に記載した基金の総額の増額（募集の時期ごとに区分した額）、募集の時期（例えば、3 ヵ月程度の範囲で特定された時期）、基金利息の水準及び基金償却の方法等、基金の再募集の条件等について、総代会において十分な説明が行われた上で、総代会の意思決定が行われたものであるか。

(2)　基金の再募集の条件について、当該基金の償却及び基金利息の支払いが、法第 55 条第 1 項及び第 2 項の制限を満たさないおそれがある等、社員の権利保護に欠けるおそれがあるものとなっていないか。

(3)　総代会後、次期決算期末までに、すべての基金募集を行うこととなっているか。

(4)　やむを得ない事情により、定款に定める基金の総額の増加額の全額を募集しない場合であっても、次期総代会において、改めて当該定款の規定に関する決議を要することとなっているか。

(5)　基金の増額に関する総代会決議から一定期間経過後に決議において決めた時期（複数の時期を定めることを含む。）に基金募集を行う場合には、当該基金募集のそれぞれが法第 127 条第 4 号に該当するため当局への届出が必要となるが、その際、当該基金募集の条件等が、上記(1)及び(2)の各要件を満たしたものであるか。

Ⅲ－2－15　説明書類の作成・縦覧等

業務及び財産の状況に関する説明書類の作成・縦覧等については、以下について留意する。特例企業会計基準等適用法人等にあっては、記載されている留意事項について、一部異なる取扱いが存在するので留意すること。

Ⅲ－2－15－1　重要性の原則の適用

(1)　連結の範囲・持分法の適用範囲に関する重要性の原則については、金融商品取引法に基づいて作成する連結財務諸表等はもとより、法に基づいて作成する保険会社の連結財務諸表（法第 110 条第 2 項、規則第 59 条第 4 項及び第 5 項）、保険持株会社の連結財務諸表（法第 271 条の 24 第 1 項、規則第 210 条の 10 第 1 項及び第 2 項）も対象となることに留意する。

(注)　連結して記載する説明書類については規則上明定されている（規則第 59 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 210 条の 10 の 2 第 1 項第 1 号イ）。

(2)　その内容については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定並びに監査・保証実務委員会実務指針第 52 号『連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用等に係る監査上の取扱い』（日本公認会計士協会）に従っているか。

また、重要性の判断にあたっては、保険会社グループの財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断され、金融業を営む個々の子会社等の特性が十分考慮されているか。

（注）　連結財務諸表を指定国際会計基準等に従い作成している場合には、連結の範囲・持分法の適用範囲についても指定国際会計基準等と整合的な取扱いとする。

Ⅲ－2－15－2　記載項目についての留意事項

(1)　一般的な留意事項

①　各記載項目については、本監督指針に定めるもののほか、企業内容等の開示に関する内閣府令、連結財務諸表規則等も参考として、適切かつわかりやすい表示がなされているか。

②　各記載項目について自社において該当がない場合、注釈が必要な場合等には、その旨適切な表示がなされているか。

(注)　連結して記載する説明書類の記載事項のうち、平成 9 年度以前に係るものについて、当該保険会社が連結財務諸表を作成していない場合に

は、その旨を記載することに留意する。

③　規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。特に、保険会社の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち、例えばソルベンシー･マージン比率など、特に重要なものについては、四半期ごとの開示に努めるべきであることに留意する。また、利用者や投資家が適切な判断を行えるよう、市場の関心の強い分野に係るエクスポージャー等については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、積極的に開示することが望ましい。

(2)　個別の記載項目についての留意事項

①　「経営の組織」については、組織図等を用いて系統的に分かりやすい説明がなされているか。

②　「主要な業務の内容」には、保険の引受け及び資産の運用、業務の代理・事務の代行業務、国債等の窓口販売業務等の区分ごとにその内容が記載されているか。

③　「直近の事業年度における事業の概況」には、業況、事業実績、資産運用、損益の状況等についての概括的な説明、自社が対処すべき課題等について説明されているか。

④　「保有契約高」については、個人保険、個人年金保険及び団体保険の合計額について記載し、このほか団体年金保険保有契約高について記載されているか。

⑤　「資産運用に関する指標（別表）」については、特別勘定以外の勘定について記載する。

⑥　「リスク管理の体制」には、リスク内容、リスク管理に対する基本方針及び審査体制・検査体制・資産負債の総合的な管理体制等のリスク管理体制等について記載されているか。

⑦　「法令遵守の体制」には、法令遵守（コンプライアンス）に対する基本方針及び運営体制について記載されているか。

⑧　手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称及び連絡先が記載されているか。指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容について、実態に即して適切に記載されているか（例えば、外部機関を利用している場合は当該外部機関の名称及び連絡先など）。

⑨　「保険会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成」については、保険会社グループにおける主要な事業の内容、当該事業を構成しているグループ会社の当該事業における位置付け等について系統的に分か

りやすい説明がなされるとともに、その状況が事業系統図によって示されているか。

Ⅲ－2－15－3　保険業法に基づく債権の額の開示

(1)　保険業法に基づく債権の開示区分

規則第 59 条の 2 第１項第５号ロに定める基準に従い、以下のとおり区分する。 ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸付条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払 状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。

①　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」をいい、破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者のほか、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認めら れるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権である。なお、特定調停法の規定による特定調停の申立てについては、申立が行われたことをもって経営破綻に陥っているものとはしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断する。

具体的には、事業を形式的に継続しているが、財務内容において多額の不良債権を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しがない状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは 、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しがない状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞（原則として６カ月以上 遅延 しており、一過性の延滞とは認められないものをい

う。）している債務者や、自主廃業により営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行っていないと認められる債務者に対する債権が含まれる。

このほか、経営改善計画等の進捗状況が計画を大幅に下回っており、今後も急激な業績の回復が見込めず、経営改善計画等の見直しが行われていない場合、又は一部の取引金融機関において経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意が得られない場合で、今後、経営破綻に陥る可能性が確実と認められる債務者については、「深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にある」ため、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものと判断して差し支えない。

② 危険債権

危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」をいい、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）に対する債権である。

具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸付金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収 について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権をいう。

なお、会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認可決定が行われた債務者に対する債権については、危険債権と判断して差し支えない。さらに、更生計画等の認可決定が行われている債務者については、以下の要件のいずれかを充たしている場合には、更生計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は 貸付 条件緩和債権 又は正常債権に該当するものと判断して 差し支えない。

ア. 更生計画等の認可決定後、当該債務者が、原則として概ね５年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であり、かつ、更生計画等が概ね計画どおりに推移すると認められること。

イ. 当該債務者が、５年を超え概ね 10 年以内に、業況が良好であり、

かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に 注意を要する状態を含む。）となる計画であり、かつ、更生計画等の認可決定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画以上であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められること。

③　三月以上延滞債権、貸付条件緩和債権

三月以上延滞債権とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金」をいう。また、貸付条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる 取決めを行った貸付金」をいう。

ア.　規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロ(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような債権又はその組み合わせが考えられるが、これらに関わらず規則の定義に合致する貸付金は開示の対象となることに留意する。

（ア）　金利減免債権：約定条件改定時において、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利（以下、「基準金利」という。）を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸付金

（イ）　金利支払猶予債権：金利の支払を猶予した貸付金

（ウ）　経営支援先に対する債権：債権放棄などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し必要となる支援の決定を行う方針を固めている債務者に対する貸付金

（エ）　元本返済猶予債権：約定条件改定時において、基準金利を下回る金利で元本の支払を猶予した貸付金

（オ）　一部債権放棄を実施した債権：私的整理における関係者の合意や会社更生、民事再生手続における認可決定等に伴い、元本の一部又は利息債権の放棄を行った貸付金の残債

（カ）　代物弁済を受けた債権：債務の一部弁済として、不動産や売掛金などの資産を債務者が債権者に引き渡した貸付金（担保権の行使による引き渡しを含む。）の残債

（キ）　債務者の株式を受け入れた債権：債務の一部弁済として、債務者の発行した株式を受領した貸付金の残債。ただし、当初の約定に基づき貸付金を債務者の発行した株式に転換した場合は除く。

（注）　上記の事例に係る判定にあたっては、例えば、以下の点に留意する。

ａ．　基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること。

ｂ．　個別債務者に関し、金利以外の手数料、配当等の収入、担保・保証等による信用リスクの減少、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定すること。

ｃ．　特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分すること。

ｄ．　条件変更を実施している債権であっても、当該企業が保有する資産の売却等の見通しが確実であり、それにより返済財源が確保されている場合等には、信用リスクそのものが軽減されていること。

イ．　過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸付実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に、実現可能性の高い(注 1)抜本的な(注 2)経営再建計画(注 3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注 4)には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸付条件の変更を行った日から最長 1 年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき(注 5)には、当該債務者に対する貸付金は当該貸付条件の変更を行った日から最長 1 年間は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

（注 1）　「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であ

ることをいう。ただし、債務者が中小企業であって、その進捗状況が概ね１年以上順調に進捗している場合には、その計画は「実現可能性の高い」計画であると判断して差し支えない。

（ア）　計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。

（イ）　計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。

（ウ）　計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。

(注 2)　「抜本的な」とは、概ね 3 年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態となることをいう。なお、債務者が中小企業である場合は、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、Ⅲ－２－１４－３（１）③ウ.における「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。

(注 3)　中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）又は株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（強化法第 2 条第 16 項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第 31 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 25 条第 2 項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 25 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 19 条第 2 項第 1 号）については、当該計画が(注 1)及び(注 2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。

(注 4)　既存の計画に基づく経営再建が(注 1)及び(注 2)の要件をすべて満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。例えば、金融機関が債務者に対して貸付条件の変更を行う場合であって、当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき（他の金融機関（政府系金融機関等を含む。）が行う貸付条件の変更等に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき及び信用保証協会による既存の保証の条件変更に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているときを含む。）は、当該計画が（注 1）及び

（注 2）の要件を満たしていると認められるものであれば、金融機関が当該債務者に対して行う貸付条件の変更等に係る貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

なお、(注 3)の場合を含め、(注 1)及び(注 2)の要件を当初すべて満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権に該当することとなることに留意する。

(注 5)　「当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」とは、保険会社と債務者との間で合意には至っていないが、債務者の経営再建のための資源等（例えば、売却可能な資産、削減可能な経費、新商品の開発計画、販路拡大の見込み）が存在することを確認でき、かつ、債務者に経営再建計画を策定する意思がある場合をいう。

ウ. 形式上は延滞が発生していないものの、実質的に三月以上遅延している債権も、三月以上延滞債権に該当する。実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに実行された貸付金の資金使途が元金又は利息の返済原資となっていないか等により判断する。

金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は貸付条件緩和債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない（当該計画を「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。）。

なお、債務者が中小企業である場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債権区分の判断を行うことが必要である。また、債務者が中小企業である場合、必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないことから、景気動向等により、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね８割に満たない）場合がある。その際には、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である（ただし、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回ってい

る場合には、「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」とは取り扱わない）。なお、経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、バランスシート面についての検討も重要であるが、キャッシュフローの見通しをより重視することが適当である。

このほか、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策定しており、当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を経て策定されている場合には、債務者の実態を踏まえ、国又は都道府県の関与の状況等を総合的に勘案して判断する。

本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、債権区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用すべきものではない。

（ア）経営改善計画等の計画期間が原則として概ね５年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。ただし、経営改善計画等の計画期間が５年を超え概ね 10 年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期 利益が事業計画に比して概ね８割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。

（イ）計画期間終了後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸付条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないし は不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であること。

（ウ）全ての取引金融機関等において、経営改善計画等に基づく支援を行うことが合意されていること。

ただし、単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意されていれば足りるものと判断する。

（エ）金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わない

ことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に 基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。

④　正常債権

正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、 三月以上延滞債権、貸付条件緩和債権以外のものに区分される債権」をいう。

なお、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権は正常債権に該当する。

(2)　保険業法に基づく債権の額として開示対象となる債権

保険業法に基づく債権の開示対象は、規則第 59 条の２第１項第５号ロに定める基準に従う。

規則第 59 条の 2 第 1 項第 5 号ロ本文において、債権として掲げられている未収利息及び仮払金とは、具体的に以下のものを指すこととする。

①　未収利息とは、貸付有価証券又は貸付金に係る未収利息

②　仮払金とは、貸付金に準ずる仮払金（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸付金と関連のある仮払金）

Ⅲ－2－15－4　説明書類の縦覧場所等について

保険会社が説明書類を公衆の縦覧に供する「営業所又は事務所」については、各社により組織上の呼称は異なるが、次のような場所等に備え置くよう十分配慮されているか。

(1)　保険会社の職員及び営業職員が保険契約者等に応接できるスペースを有し、かつ、保険会社の営業上の組織とされている店舗等をいうものとする。例えば、生命保険会社における支社、支部、損害保険会社における支社、事務所は含まれることに留意する。

(注)　コンピューターセンター、福利厚生施設等は含まない。

(2)　公衆の縦覧に供する時間については、当該縦覧場所における営業時間として差し支えない。

(3)　縦覧場所の組織上の性質から、例えば、職員等が当該場所に不在になる場合においては、縦覧が可能な時間帯を表示する等の措置が講じられているか。

(4)　居住の用に供している場所と異なる場所において保険契約者等に応接できるスペースを有する主要な代理店においても、保険会社の説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供するなど、営業所又は事務所と同程度の開示がなされるよう指導が行われているか。

(注)　「主要な代理店」について、その範囲及び取扱いに関する社内規定を設けるなどの措置が講じられているか。

Ⅲ－2－15－5　説明書類に関して簡易な補助資料を作成する場合の留意事項

保険会社が、説明書類に関して簡易な補助資料（パンフレット等）を作成する場合には、当該補助資料の内容について、一部の指標を取り出すこと等によって全体が優良であるかのように表示することのないよう配慮されたものとなっているか。

Ⅲ－2－16　不祥事件等に対する監督上の対応

不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

(1)　不祥事件等の発覚の第一報

保険会社において不祥事件等が発覚し、第一報があった場合は、以下の点を確認することとする。

なお、保険会社から第一報がなく、不祥事件等届出書の提出があった場合にも、同様の取扱いとする。

①　本部等の事務部門、内部監査部門への迅速な報告及び社内規則等に基づく取締役会等への報告を行っているか。

②　刑罰法令に抵触している恐れのある事実については、警察等関係機関等へ通報しているか。

③　事件とは独立した部署（内部監査部門等）での事件の調査・解明を実施しているか。

(2)　不祥事件等届出書の受理

規則第 85 条第 8 項各号（外国保険会社等においては、規則第 166 条第 4 項各号。免許特定法人においては、規則第 192 条第 4 項各号。以下同じ。）のいずれかに該当する行為を行った者が、保険会社、法第 2 条第 12 項に規定する子会社（保険会社の子会社である保険会社及び少額短期保険業者を除く。）若しくは業務の委託先又はそれらの役員若しくは使用人（保険募集人として登録又は届出されている者を除く。）（以下、Ⅲ－2－16 において「保険会社等」という。）か、保険募集人として登録若しくは届出されている者又はそれらの役員若しくは使用人（以下、Ⅲ－2－16 において「保険募集人」という。）かに応じて、以下のとおり取扱うこととする。

①　保険会社等に関する不祥事件等届出書の受理

保険会社等が規則第 85 条第 8 項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険会社等のうち保険会社の代表取締役から金融庁長官宛の不祥事件等届出書を保険課が受理することとする。

②　保険募集人に関する不祥事件等届出書の受理

保険募集人が、規則第 85 条第 8 項各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、当該保険募集人を管理する保険会社の支社、支店等の長から当該保険募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長等宛の不祥事件等届出書を当該財務局等が受理することとする。

なお、当該不祥事件等届出書を受理した財務局等においては、当該不祥

事件等届出書の内容及び受理件数について 1 ヵ月分を取りまとめのうえ、翌月 10 日までに保険課宛て報告することとする。

ただし、財務局等において緊急性が認められると判断するときは、随時、保険課宛て報告することとする。

③　不祥事件等届出書の受理にあたっての確認事項は、以下のとおりとする。

ア.　規則第 85 条第 1 項第 27 号の規定に基づき、保険会社が不祥事件の発生を知った日から 30 日以内に不祥事件等届出書が提出されることとなるが、当該不祥事件等届出書の受理時においては、法令の規定に基づき届出が適切に行われているかを確認することとする。

イ.　保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合であるにもかかわらず、保険会社等及び保険募集人が公表していない場合には、公表の検討が適切に行われているかを確認することとする。

ウ.　二以上の所属保険会社等（法第２条第 24 項に定めるもの、免許特定法人及び法附則第４条の２に定める所属認可特定保険業者。以下、Ⅲ－2－16 において同じ。）を有する保険募集人に係る不祥事件等届出書を受理する際は、事件の内容や性質等に照らし、当該事件が他の所属保険会社等においても生じ得るものである場合には、必要に応じて、当該保険募集人に対してヒアリングを行う等により、他の所属保険会社等で同様の事件が発生していないかを確認することとする。ただし、個人情報の保護に関する法律等に配慮する必要があることに留意する。

(3)　業務の適切性の検証

不祥事件と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証することとする。

なお、検証にあたっては、Ⅲ－4－1 なお書き①②の要因も踏まえたものとする。

①　保険会社等に関する不祥事件等届出書の場合

ア.　当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められないか。また、経営者の責任の明確化が図られているか。

イ.　事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。

ウ.　事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組みが適時適切に行われているか。

エ.　当該事件の内容が保険会社の経営等に与える影響はどうか。

オ.　内部牽制機能が適切に発揮されているか。

カ.　保険会社等内における、役職員に対する教育・管理・指導は十分か。

キ.　当該事件の発覚後の対応が適切か。

② 保険募集人に関する不祥事件等届出書の場合

ア. 保険募集人の教育・管理・指導を担う保険会社に対する検証の着眼点は、以下のとおりとする。

（ア） 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門（保険代理店においては他の事務所等）で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。

（イ） 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組みが適時適切に行われているか。

（ウ） 当該事件の内容が保険会社の経営等に与える影響はどうか。

（エ） 内部牽制機能が適切に発揮されているか。

（オ） 保険会社の保険募集人に対する教育・管理・指導は十分か。

（カ） 当該事件の発覚後の対応が適切か。

イ. 保険募集人に対する検証の着眼点は、以下のとおりとする。

なお、保険募集人の規模や業務の特性、不祥事件の内容等を踏まえるものとする。

（ア） 当該事件に役員は関与していないか、組織的な関与は認められないか。

また、経営者の責任の明確化が図られているか。

（イ） 事実関係の真相究明、同様の問題が他の部門（保険代理店においては他の事務所等）で生じていないかのチェック及び監督者を含めた責任の追及が厳正に行われているか。

（ウ） 事実関係を踏まえた原因分析により、実効性のある再発防止への取組みが適時適切に行われているか。

特に、発生原因が保険代理店固有の問題である場合は、保険代理店自身において上記取組みが適時適切に行われているか。

（エ） 内部牽制機能が適切に発揮されているか。

（オ） 保険代理店内における、保険募集人に対する教育・管理・指導は十分か。

（カ） 当該事件の発覚後の対応が適切か。

(4) 監督上の措置

不祥事件等届出書の提出があった場合には、以下の措置を講じることとする。

① 事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について保険会社に対してヒアリングを実施し、当該保険会社における同様の事案の発生状況等も踏まえ、必要に応じて、当該保険会社に対して法第 128 条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があると認められる場合には、法第 132 条又は第 133 条に基づき行政処分を行うこととする。

なお、財務局等においては、適宜、金融庁との密接な連携に努めるものとする。

② 財務局等においては、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等について、上記①を踏まえつつ、必要に応じて、規則第 85 条第 8 項各号のいずれかに該当する行為を行った保険募集人（又は当該保険募集人が保険代理店の役員

又は使用人である場合は当該保険代理店）に対してヒアリングを実施する。

また、その結果を踏まえて、必要に応じて、特定保険募集人に対して法第305 条に基づき報告を求め、さらに、重大な問題があると認められる場合には、法第 306 条又は第 307 条に基づき行政処分を行うこととする。

なお、財務局等においては、適宜、金融庁との密接な連携に努めるものとする。

③ 財務局等においては、規則第 85 条第 8 項各号のいずれかに該当する行為を行った保険募集人（又は当該保険募集人が保険代理店の役員又は使用人である場合は当該保険代理店）の業務を行う区域が、他の財務局等の管轄区域に及び、当該他の財務局等の管轄区域内での被害等が想定される等、必要性が認められる場合には、当該他の財務局等に情報提供する等、密接な連携に努めるものとする。また、連携を行った場合には、保険課に対して報告を行うこととする。

④ 金融庁においては、規則第 85 条第 8 項各号に規定される行為の発生状況等を分析し、同様の事案が全国的に多発している傾向が見られる等、必要性が認められる場合には、財務局等に対して情報提供することとする。

(5) 標準処理期間

不祥事件等届出書に係る法第 128 条（特定保険募集人にあっては法第 305 条）に基づく報告徴求や法第 132 条（特定保険募集人にあっては法第 306 条）又は第 133 条（特定保険募集人にあっては法第 307 条）に基づく行政処分を行う場合は、当該不祥事件等届出書（法第 128 条又は第 305 条に基づく報告徴求を行った場合は、当該報告書）の受理の日から原則として概ね 1 ヵ月（財務局等が金融庁への連携や保険募集人（又は当該保険募集人が保険代理店の役員又は使用人である場合は当該保険代理店）に対して直接ヒアリングを行う場合は概ね 2 ヵ月）以内を目途に行うこととする。

Ⅲ－2－17　ソルベンシー・マージン比率の計算

ソルベンシー・マージン比率の正確性等については、規則第 86 条、第 87 条、第 161 条、第 162 条及び第 190 条の規定に基づき、保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成 8 年 2 月 29 日大蔵省告示第 50 号。以下、Ⅲ－2－17 において「告示」という。）の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意してチェックするものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。

Ⅲ－2－17－1　届出書の記載内容のチェック

規則第 85 条第 1 項第 21 号（又は同第 166 条第 1 項第 5 号）に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下、「劣後ローン」という。）による借入れ及び劣後特約付社債（以下、「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが保険金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。

(1)　少なくとも破産及び会社更生といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払いの請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容である旨の記載があるか。

(2)　上位債権者に不利となる変更、劣後特約に反する支払いを無効とする契約　内容である旨の記載があるか。

(3)　債務者の任意（オプション）による償還については、当局の事前承認が必要であるとする契約内容である旨の記載があるか。

Ⅲ－2－17－2　資本の安定性・適格性等のチェック

(1)　告示第 1 条第 10 項に定める「ステップ・アップ金利が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。

①　契約時から 5 年を経過する日までの期間において、ステップ・アップ金利を上乗せしていないこと。

② 『「150 ベーシス・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの 50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。

ただし、告示第 1 条第 6 項に規定する特定負債性資本調達手段においては、上記「150 ベーシス・ポイント」を「100 ベーシス・ポイント」と読み替えるものとする。

③ スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照証券・金利とステップ・アップ後の参照証券・金利との値付けの差により計算されるものであるが、これが確実に上記②の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。

（注） ただし、平成 10 年 6 月 9 日以降に発行、借入れ又は契約更改が行われたものについてチェックすることとする。

(2) 資本等の調達を行った保険会社が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸付を行っていないか。

Ⅲ－2－17－3 「意図的な保有」控除のためのチェック

告示第 1 条の 2 においてソルベンシー・マージン総額から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に当該他の保険会社の株式その他の資本調達手段を保有している」場合（以下、「意図的な保有」という。）と規定している。この「意図的な保有」については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。

(1) 生命保険会社

① 平成 11 年 4 月 1 日以降、我が国の生命保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、平成 12 年 2 月 4 日以降、我が国の損害保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合又は平成 13 年 3 月 31 日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合

※ この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、すべて

「意図的な保有」に該当する。

② 平成 11 年 4 月 1 日以降、我が国の生命保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、平成 12 年 2 月 4 日以降、我が国の損害保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、又は平成 13 年 3 月 31 日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受ける場合

※ なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には該当しない。

(2) 損害保険会社

① 平成 11 年 4 月 1 日以降、我が国の損害保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合、平成 12 年 2 月 4 日以降、我が国の生命保険会社が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合又は平成 13 年 3 月 31 日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等が借手となる劣後ローンの供与若しくは劣後債の引受けを行っている場合

※ この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、すべて「意図的な保有」に該当する。

② 平成 11 年 4 月 1 日以降、我が国の損害保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、平成 12 年 2 月 4 日以降、我が国の生命保険会社の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、又は平成 13 年 3 月 31 日以降、我が国の銀行子会社等、長期信用銀行子会社等及び証券子会社等の株式その他の資本調達手段（劣後ローン及び劣後債を除く。）を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、新たに引き受ける場合

※ なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、「意図的な保有」には該当しない。

(注) (1)及び(2)について、「意図的な保有」のうち、「第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合」についてのチェックについても、保険会社にあっては、平成 11 年 4 月 1 日以降に資金の払込みが行われた資本等の調達について、銀行子会社等、

長期信用銀行子会社等及び証券子会社等の資本調達手段にあっては、平成13 年 3 月 31 日以降に資金の払込みが行われた資本等の調達について行うものとする。

Ⅲ－2－17－4　ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック

(1)　資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。

(2)　意図的な保有に該当する場合には、貸手保険会社のソルベンシー・マージン総額から当該保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。

(3)　告示第 1 条第 4 項第 3 号における「これに準ずるものの額」とは、基金の償却に充てることを目的として純資産の部に計上される任意積立金の額（その決算期に積み立てる額を含む。）を指すこととするが、これに該当しているか。

(4)　告示第 2 条第 8 項第 1 号及び第 2 号における「当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額」は、適正に算出されているか。

（注）　例えば、年度末時点での取引残高が当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合や、年度末時点での現物資産の保有残高に対するデリバティブ取引の取引残高の割合（以下、「カバー率」という。）が当該年度の各月末時点でのカバー率の平均値を大きく上回っている場合において、その理由等を聴取することとする。

Ⅲ－2－17－5　期限前償還等の届出受理に際してのチェック

規則第 85 条第 1 項第 22 号（又は同第 166 条第 1 項第 6 号）に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出又は規則第 85 条第 1 項第 26 号に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出保険会社における期限前弁済若しくは期限前償還又は株式取得後のソルベンシー・マージン比率がなお

十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。

Ⅲ－2－17－6　変額年金保険等の最低保証リスクについて

保険金等の額を最低保証する変額年金保険等については、将来にわたって債務の履行に支障を来たさないよう最低保証リスクの適切な管理及び評価を行うとともに、保険数理等に基づき、合理的かつ妥当な保険料積立金及び危険準備金Ⅲの積立並びにソルベンシーの確保を行う必要があるが、その際、以下の点に留意するものとする。

(1)　標準的方式

告示第 2 条第 4 項の規定により、最低保証リスク相当額の評価において標準的方式（保険料積立金と合わせて概ね 90%の事象をカバーできる水準に対応する最低保証リスク相当額を定めるもの）を使用する場合に、平成 17 年 3 月 31 日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、最低保証リスク相当額を算出するものとなっているか。

(2)　代替的方式

告示第 2 条第 4 項の規定により、最低保証リスク相当額の評価において代替的方式を使用する場合に留意すべき事項は以下のとおり。

①　通常の予測を超えるリスクに対応するものとして、「Ⅱ－2－1－3－1 保険料積立金の積立(2)②から⑥」に留意し、保険料積立金と合わせて概ね 90%の事象をカバーできる水準に対応する最低保証リスク相当額を定めるものとなっているか。

②　平成 17 年 3 月 31 日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、最低保証リスク相当額を算出するものとなっているか。

③　代替的方式を使用してソルベンシー・マージン基準上の最低保証リスク相当額を算出する旨を、金融庁長官宛に届出する場合は、告示別表第 6－2 Ⅱ2 に定める①から⑬の基準を満たすことを説明する書類を添付することとしているか。また、代替的方式の使用の中断又はリスク計量モデルに重大な変更を加える場合においても、その概要及び中断・変更を加えることの適切性を説明する書類を添付することとしているか。

(3)　ヘッジ・再保険の取扱い

① ヘッジによるリスク減殺の取扱いが、告示別表第 6－2Ⅱ3 に定めるところにより取扱われているか。

② 再保険を付している場合の最低保証リスクについては、出再により移転する部分を超えない範囲で控除するものとなっているか。

Ⅲ－2－18　保険契約の移転

(1)　保険契約の移転の通知及び異議申立て等

①　法第 138 条が保険契約の移転手続中に移転対象契約を締結する者に一定の事項の通知を義務付けたのは、保険契約の移転が成立した場合に移転先会社の保険契約者になることは、当該保険契約を締結する者にとって重要な事実に該当することから、事前に必要な情報提供を受けた上で保険契約を締結するか否かを判断させる必要があるとの考えによる。したがって、法第 138 条第 1 項による当該保険契約を締結する者に対する通知と同人からの承諾の取得は、当該保険契約の締結手続の一環として行われることが合理的である。

なお、通知・承諾の方法は、当該契約の締結の方法と同様とすることが適当であり、書面のほか、電磁的方法を用いることが考えられる。

②　法第 137 条第 1 項及び規則第 88 条の 3 第 4 号（外国保険会社等の日本における保険契約の移転については、法第 210 条第 1 項において準用する法第 137 条第 1 項及び規則第 166 条の 3 第 4 号）並びに法第 138 条第 1 項第 3 号及び規則第 89 条の 3（外国保険会社等の日本における保険契約の移転については、法第 210 条第 1 項において準用する法 138 条第 1 項第 3 号及び規則第 167 条の 3）により、移転対象契約を締結する者に対し通知することが求められている「移転対象契約に関するサービスの内容」とは、例えば、移転後における移転対象契約に係る顧客からの苦情・相談、住所変更・給付金請求等各種の保全手続きに対する対応方法（窓口の案内等）や移転対象契約に係る付帯サービスに関する事項（自動車保険のロードサービスや医療相談・医療情報提供サービスの継続の有無等）が考えられる。

③　法第 137 条第 5 項が保険契約の移転手続に異議を述べ、かつ保険契約が移転することとなる場合には解約する旨を申し入れた移転対象契約者に対する払戻しを義務付けたのは、契約移転を望まない移転対象契約者について、解約によって不利な取扱いとならないようにする必要があるとの考えによる。したがって、同項に規定する払戻額は、いわゆる解約控除を行わないなど、保険商品の特性に応じて当該移転対象契約者に不利益を与えない金額とするとともに、法第 137 条第 1 項並びに規則第 88 条の 3 第 5 号（外国保険会社等の日本における保険契約の移転については、法 210 条第 1 項において準用する法第 137 条第 1 項及び規則第 166 条の 3 第 5 号）に規定する事項の公告及び通知に際しては、当該解約時に見込まれる払戻額について、当該移転対象契約者が十分に理解できるよう適切に情報提供がなされる必要がある。

(2)　保険契約の移転の認可

法第 139 条第 2 項に掲げる認可基準及び規則第 90 条の 2 に掲げる配慮事項

に照らした保険契約の移転の認可審査の留意点は、下記のとおりとする。

① 法第139条第2項第1号に規定する基準

ア. 規則第90条の2第1号に規定する配慮事項

例えば、収益性に問題のある契約集団のみを選定して十分な責任準備金の手当がないまま保険契約の移転が行われていないか。

イ. 規則第90条の2第2号に規定する配慮事項

移転後における移転会社及び移転先会社の保険契約に係る責任準備金が、将来収支分析等を活用し、保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれるか。

ウ. 規則第90条の2第5号に規定する配慮事項

移転会社が相互会社であり、かつ有配当契約を移転する場合には、個々の保険契約に係る配当準備金等以外の剰余について、移転対象契約に係る社員の寄与分や移転会社の健全性等に配慮しつつ、移転対象契約者に適切に分配されるよう手当がなされているか。

エ. その他

規則第90条の2第2号から第5号に規定する責任準備金及び配当準備金、保険金等の支払能力の充実の状況、並びに剰余金の分配の計算にあたっては、日本アクチュアリー会の実務基準等を参考にしつつ、保険計理人や移転会社及び移転先会社に属さない規則第78条に規定する要件に該当する者等による確認がなされているか。

② 法第139条第2項第2号に規定する基準

例えば、移転対象契約に関するサービスの内容について、移転前後で著しい差異が生じていないか。

③ 法第139条第2項第3号に規定する基準

例えば、収益性の好調な契約集団のみが、著しく過大な資産とともに、債権者の利益を不当に害する態様で、移転されていないか。

(3) 会社分割

保険契約の承継を伴う会社分割についても、上記(1)及び(2)に準じて取り扱う。

Ⅲ－2－19　同一事項に関する保険会社及び保険持株会社の届出の取扱い

同一の事項に関して、保険会社及び当該保険会社を子会社とする保険持株会社の両者がそれぞれ次に掲げる届出を行う必要がある場合においては、保険会社及び保険持株会社の連名により、１つの届出書として提出することが可能であることに留意する。

① 法第 127 条第１項第 2 号、法第 271 条の 32 第 2 項第 3 号
② 法第 127 条第１項第 3 号、法第 271 条の 32 第 2 項第 4 号
③ 規則第 85 条第１項第 4 号、規則第 210 条の 14 第 2 項第 5 号
④ 規則第 85 条第１項第 6 号、規則第 210 条の 14 第 2 項第 6 号

Ⅲ－3　行政指導等を行う際の留意点等

Ⅲ－3－1　行政指導等を行う際の留意点

保険会社に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第 2 条第 6 号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うにあたっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

(1)　一般原則（行政手続法第 32 条）

①　行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。

例えば、以下の点に留意する。

ア.　行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。

イ.　相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。

②　相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

ア.　行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。

イ.　行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがありうる場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

(2)　申請に関連する行政指導（行政手続法第 33 条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

①　申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

②　申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないこと

に留意する。

③　例えば、以下の点に留意する。

ア.　申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

イ.　申請者が行政指導に従わない旨の意思表明を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。

ウ.　申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3)　許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第 34 条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

①　許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めていないか。

②　行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4)　行政指導の方式（行政手続法第 35 条）

①　行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

ア.　相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。

イ.　当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ウ.　個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。

エ.　個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

②　行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第 35 条第 4 項各号に該当する場合を除く。）。

ア.　書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。

イ.　書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

ウ.　単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

Ⅲ－3－2　面談等を行う際の留意点

職員が、保険会社の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

(1)　面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。

(2)　面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。

(3)　面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。

(4)　面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。

(5)　面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅲ－3－3　連絡・相談手続

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、金融庁担当課室に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

Ⅲ－4　行政処分等を行う際の留意点

Ⅲ－4－1　行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

Ⅲ－4－1－1　行政処分

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第 2 条第 4 号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第 132 条に基づく業務改善命令、②法第 132 条に基づく業務停止命令、③法第 133 条に基づく業務停止命令、④法第 133 条に基づく免許取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1)　法第 128 条に基づく報告徴求

①　オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件届出書など）を通じて、保険会社のリスク管理態勢、法令等順守態勢、経営管理（ガバナンス）態勢等に問題があると認められる場合においては、法第 128 条に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。

②　報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第 128 条に基づき、追加報告を求めることとする。

(2)　法第 128 条に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

①　上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、保険会社の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記(1)において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。

②　必要があれば、法第 128 条に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

(3)　法第 132 条に基づく業務改善命令

上記(1)の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、例えば、業務の健全性・　適切性の観点から重大な問題が認められる場合又は保険会社の自主的な取組みでは業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、法第 132 条に基づき、業務の改善計画の提出とその実行を命じることを検討する。

(4)　法第 132 条に基づく業務停止命令

業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務改善に専念させる必要があると認められる場合においては、法第 132 条に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して全部又は一部の業務の停止を命じることを検討する。

(5)　法第 133 条に基づく業務停止命令

上記(1)の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、重大な法令等の違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 133 条に基づき、全部又は一部の業務の停止を命じることを検討する。併せて、法第 132 条に基づき、法令等順守態勢に係る内部管理態勢の確立等を命じることを検討する。

(6)　法第 133 条に基づく免許の取消し等

上記(1)の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不適当と認められる場合においては、法第 133 条に基づく免許の取消等を検討する。

なお、(3)から(6)の行政処分を検討する際には、以下の①から③までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

①　当該行為の重大性・悪質性

ア.　公益侵害の程度

保険会社が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

イ.　利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

ウ.　行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続ける行為を行うなど、保険会社の行為が悪質であったか。

エ.　当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

オ.　故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

カ.　組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。さらに経営陣の関与があったのか。

キ.　隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

ク.　反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

ア.　代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

イ.　内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

ウ.　コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

エ.　業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③ 軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、保険会社自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

(7) 標準処理期間

上記(3)から(6)の行政処分をしようとする場合には、上記(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね１か月（処分が財務局を経由して金融庁において行われる場合又は処分が財務局において行われるが金融庁との調整を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は概ね２か月）以内を目途に行うものとする。

(注 1)　「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

① 複数回にわたって法第 128 条に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

② 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注 2)　弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注 3)　標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

(注 4)　複数の当事者にわたる事案の場合には、当該当事者から必要な報告

書を全て受理したときから、標準処理期間を起算する。

Ⅲ－4－1－2　法第 132 条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

法第 132 条に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく保険会社の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該保険会社の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

(1)　法第 132 条に基づき業務改善命令を発出している保険会社に対して、当該保険会社の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該保険会社の報告義務は解除される。

(2)　法第 132 条に基づき業務改善命令を発出している保険会社に対して、当該保険会社の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときは、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告や検査結果等により把握した改善への取り組み状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

Ⅲ－4－2　行政手続法との関係等

(1)　行政手続法との関係

行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第 2 号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。

いずれの場合においても、不利益処分をする場合には行政手続法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には行政手続法第 8 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけではなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

(2)　行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3)　行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

Ⅲ－5　意見交換制度

Ⅲ－5－1　意義

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、保険会社、特定保険募集人、保険仲立人（以下、Ⅲ－5 において保険会社等という。）からの求めに応じ、監督当局と保険会社等との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

Ⅲ－5－2　監督手法・対応

保険会社にあっては法第 128 条、特定保険募集人、保険仲立人にあっては法第 305 条に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した保険会社等から、監督当局の幹部(注 1)と当該保険会社等の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合(注 2)であって、監督当局が当該保険会社等に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注 1）　監督当局の幹部の例：金融庁・財務局の担当課室長

（注 2）　保険会社等からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての法第 128 条又は第 305 条に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

Ⅳ　保険商品審査上の留意点等

保険商品の審査基準については、法第 5 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに規則第 11 条及び第 12 条（以下、Ⅳにおいて「審査基準」という。）に定められており、実際の審査にあたっては、効率化、明確化及び透明性の観点から、保険商品審査上の留意点を公表し、順次改定のうえ現在に至っている。

保険会社及び保険会社になろうとする者（以下、Ⅳにおいて「保険会社」という。）から法の規定に基づき、生命保険又は損害保険に係る新商品の創設若しくは既存商品の改定に係る認可申請・届出（以下、Ⅳにおいて「商品認可申請」という。）が行われた場合の審査にあたっては、各保険会社の創意工夫を活かし、保険契約者のニーズの変化に即応した迅速な商品開発を可能とする観点も踏まえ、審査基準に基づき審査を行うこととし、特に以下の点に留意することとする。

なお、平成 22 年 4 月より保険法が施行されており、その中で保険契約者等を保護するための規定の整備等が行われたところ。保険法の規定を踏まえた商品審査を引き続き行っていくとともに、審査上の留意点等については、商品認可申請に係る審査内容及び保険契約者等のニーズ等を踏まえ、より効率化、明確化及び透明性を図る観点から適時に改定を行っていくこととする。

Ⅳ－1　共通事項

第一分野、第二分野、第三分野の商品審査に係る共通事項として、特に以下の点に留意して審査することとする。

Ⅳ－1－1　普通保険約款及び特約の記載事項について

普通保険約款及び特約の記載事項については、保険契約者等の保護の観点から、明確かつ平易で、簡素なものとなっているかに留意することとする。

Ⅳ－1－2　保障又は補償の内容

(1)　保障又は補償（以下、「保障等」という。）の内容が法第3条第4項から第6項に適合しているか。

(2)　保障等の内容が保険契約者等の需要及び利便に適合しているか。

(3)　適正な死亡率や発生率が組み込まれているか、補償の内容が偶然性及び損害のてん補性を有しているかなど、保険性の有無に係る検討が十分行われているか。

(4)　支払事由に比して極端に高額な保険金が支払われるものや免責事由が極端に少ないもの、あるいは実損額を上回る保険金が支払われるものなどについては、射倖性が高いものとなっていたり、モラルハザードが生じやすいものとなっていないか、検討が十分に行われているか。

(5)　支払事由が明確なものとなっているか。

Ⅳ－1－3　商品名称（普通保険約款又は特約の名称）

商品名称から想起される権利義務その他の内容が、保険契約者等に誤解させるおそれのあるものとなっていないか。

Ⅳ－1－4　危険選択

(1)　被保険者の健康状態等に係る身体的危険及び被保険者の職業等に係る環境的危険を適切に選択する方策を講じているか。

(2)　モラルリスクを排除する方策を適切に講じているか。

(3)　無選択型商品については、逆選択の混入を避けるため、保障等の内容や保険金の水準など商品内容に適切な対応が図られたものとなっているか。

無選択型商品…健康状態や職業などの告知や医師による診査なく加入できる保険商品

Ⅳ－1－5　告知項目

保険契約者又は被保険者に求める告知項目は、保険会社が危険選択を行う上で必要なものに限定されているか。また、「趣味」など判断基準があいまいな用語は適当でないことに留意するものとする。

Ⅳ－1－6　免責事由

免責事由については、公序良俗に反するものや会社の経営に影響を及ぼすような巨大リスクの排除に係るものなど公平性、合理性の点から問題のない内容や明確な内容となっているか。

Ⅳ－1－7　告知義務違反に基づく契約解除期間

告知義務違反に基づく契約解除期間が、保険契約者等の保護の観点から、不当に長期間のものとなっていないか。

Ⅳ－1－8　保険金額・保険期間・契約年齢範囲

(1)　保険金額・保険期間・契約年齢範囲が、公序良俗の観点から問題のない設定と

なっているか。

(2)　保険金額又は損害をてん補する割合、免責金額の設定については、モラルリスク排除の観点から適切な検証を行った上で設定されているか。

Ⅳ－1－9　保険契約者等（顧客を含む。）への説明事項

低解約返戻金型商品、無選択型商品、MVA（本監督指針Ⅱ－4－2－2(2)③イ.（ア）の「MVA」をいう。以下同じ。）を利用した商品及び転換に類似する取扱い等については、商品内容等を保険契約者等に十分に説明する方策が講じられているか。

Ⅳ－1－10　解約返戻金の開示方法

解約返戻金については、例えば、金額を保険証券等に表示する、計算方法等を約款等に掲載するなど、保険契約者等に明瞭に開示するための措置を講じているか。

Ⅳ－1－11 法人等向け保険商品の設計上の留意点

法人等の財テクなどを主たる目的とした契約又は当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動につながる商品内容となっていないか。

Ⅳ－1－12　保険約款の規定による貸付に関する事項

(1)　契約者貸付制度を備えた保険商品については、契約者貸付限度額が、解約返戻金額に対して妥当な金額になるものとなっているか。また、保険期間満了前の一定期間は新規貸付を行わないなどの方策により、いわゆるオーバーローンを防止するための適切な措置が講じられているか。

(2)　保険料の自動振替貸付制度を備えた保険商品については、当該制度の適用が保険契約者の選択に委ねられるものになっているか。また、自動振替貸付を実行する場合には、保険契約者にその旨を遅滞なく通知する等の措置が講

じられているか。

（注）　既認可商品についても、自動振替貸付を実行する場合には、保険契約者にその旨を遅滞なく通知する等の措置を講じることが望ましい。

Ⅳ－1－13　インターネットによる商品販売の取扱い

規則第11条第2号の2の規定に基づき審査を行う場合にあっては、以下の点に留意することとする。

(1)　確実な方法で申込者が契約手続を行う正当な当事者であることの確認の措置が講じられているか。なお、被保険者の身体の状況の確認については、被保険者の身体の状況に係る告知、診査又は同意が必要な場合に行うものとする。

(2)　契約申込み情報その他契約に関する情報の不備及び変質（以下、Ⅳ－1－13(2)において「不備等」という。）を防止するための措置並びに不備等が発生した場合にあっても、これが保険契約者等の保護に欠けることとならないようにするための措置が講じられているか。

(3)　同号に規定する手続の使用が契約又は保険契約者等に係る情報の漏出を招くことのないようにするための防護の措置が講じられているか。

(4)　申込者が確実な方法で契約の申込みその他の契約関係の手続の内容、契約内容及び重要事項を確認し、かつ、保存できるようにするための措置が講じられているか。

(5)　当該手続を使用することが契約に関し申込者の保険会社との間の爾後の行為に対する制約とならないようにするための措置が講じられているか。

Ⅳ－1－14　特別勘定又は積立勘定を設ける商品

経営方針に基づいた明確かつ具体的な資産運用に関する戦略目標に従い、資産運用全体のリスクを管理する体制が整備されているか。資産運用全体のリスクを管理する部門を、運用部門及び収益管理部門から独立させることなどにより、相互牽制機能が確保されているか。また、取締役会と資産運用リスク管理部門の権限及び責任について明確にされているか。

Ⅳ－1－15　団体保険又は団体契約の取扱い

団体保険又は団体契約については、以下の点に留意して審査することとする。

(1)　団体及び被保険団体の範囲が、明確に定められているか。

(2)　商品特性、募集管理態勢及び契約管理態勢、保険引受やリスク管理の状況等に照らし、モラルリスクの排除や保険収支の安定等を目的として団体要件（例えば、一契約の最低被保険者数、最高保険金額倍数、最低加入率等）を定める必要がある場合、適切な団体要件を定めているか。また、その場合に、被保険団体の区分（全員加入団体、任意加入団体）及び団体の区分に応じて、明確に定められているか。

(3)　職域を基礎とする団体保険又は団体契約において、退職者及び退職者の配偶者等（以下、本項において「退職者等」という。）を引き続き被保険団体に含める場合は、以下の点を満たしているか。

①　団体が、退職者等に係る異動状況の把握及び保険料の収納管理を適切に行うための事務処理能力を有していること。

②　退職者等を被保険団体に含めること及び、これに伴って将来的に想定される退職者等の占める割合が上昇することによる影響を踏まえ、保険引受リスクに見合った保険料又は配当方式等の設定となっていること。

Ⅳ－1－16　団体扱・集団扱の取扱い

多数の保険契約の保険料を、団体・集団が収納し一括して保険会社に支払う契約については、以下の点に留意して審査することとする。

(1)　取扱いの対象とする保険契約者の範囲が、合理的かつ妥当なものとなっているか。

(2)　団体扱・集団扱を導入している保険種目で制度の整合性が確保されているか。

(3)　団体扱・集団扱に係る割増引の新設（改定を含む。）について、損害率に

応じた割増引においては、「Ⅳ－5－5 各種割増引制度等(2)」を考慮したものとなっているか。

Ⅳ－1－17　他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認

他人の生命の保険契約に係る被保険者の同意の確認については、例えば、以下のような方法により行うことが明確にされているか。

(1)　個人又は企業が保険契約者及び保険金受取人になり、保険契約者以外の者あるいは役員や従業員を被保険者とする保険契約の場合は、被保険者本人が同意を記録することによる確認

(2)　企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等全員を被保険者とする保険契約（被保険者となることに同意しなかった者を除く保険契約をいう。）のうち個人生命保険及び全員加入団体定期を除く保険契約で、上記(1)によることが困難な場合は、以下のいずれかによる確認

①　ア．保険契約の目的となる災害補償規定等の書類及びイ．被保険者となる者全員による同意の記録

②　ア．保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、イ．保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の確認の記録（保険契約者となるべき者本人及び被保険者となるべき者の代表者本人による確認の記録があるものに限る。）及びウ．被保険者となることに同意しなかった者の名簿

③　ア．企業が死亡保険金受取人とする保険契約の内容が記載された災害補償規定等の書類、イ．災害補償規定等が労働基準法第 89 条の規定に基づき行政官庁に届け出たものであること及び同法第 106 条第 1 項の規定に基づき被保険者となるべき者に対し、災害補償規定等を周知した旨が記載された確認の記録（保険契約者となるべき者本人による確認の記録があるものに限る。）、並びに、ウ．被保険者となることを同意しなかった者の名簿

(3)　全員加入団体定期保険の場合は、保険契約者となるべき者からの以下のいずれかによる確認

①　ア．保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類及びイ．被保険者となる者全員による同意の記録

②　ア．保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、イ．保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の確認の

記録（保険契約者となるべき者本人及び被保険者となるべき者の代表者本人による確認の記録があるものに限る。）及びウ．被保険者となることに同意しなかった者の名簿

(4)　全員加入団体定期保険のうち「ヒューマン・ヴァリュー特約」を付帯した保険契約の場合は、被保険者による個別の同意を記録することによる確認又は上記(3)－①による確認

Ⅳ－1－18　保険法対応

保険法においては、保険契約者等を保護するために保険契約者等に不利な約款内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような約款内容となっていないかどうか以下の点に留意して審査を行うこととする。

なお、これらに加え、無効、解除、免責、失効等、保険金を支払わないこととなる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に係る約款の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合（例えば、危険増加後に発生した保険給付事由の全てを免責とする場合など）もあり得ることに留意する。

(1)　告知義務違反による解除

①　告知制度が保険契約者等からの自発的申告義務から保険会社が告知を求めたものについての質問応答義務になったことを踏まえた約款規定となっているか。

②　保険媒介者による告知妨害又は不告知教唆があった場合は、保険会社は保険契約を解除できないことを約款に明確に規定しているか。

ただし、当該規定については、保険媒介者による告知妨害又は不告知教唆がなかったとしても保険契約者又は被保険者が告知事項について事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められるときは適用されないことに留意する。

(2)　保険給付の履行期

①　保険給付の履行期については、損害調査手続等の保険給付手続等に必要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履行期を約款に定めているか。

なお、その際、現行約款に規定している基本的な履行期（例えば、生命保険契約 5 日、損害保険契約及び傷害疾病定額保険契約 30 日）を不当に遅滞

するものとなっていないか。

② また、基本的な履行期の例外とする期限を定めるときは、保険類型ごとに保険給付のために行う公的機関や医療機関等への確認等、必要となる確認事項が明確に定められているとともに、その期限が客観的にみて合理的な日数をもって定められているか。

なお、基本的な履行期の例外とする期限を適用する場合には、保険金を請求した者に対し、保険給付のために行う確認事項及び必要となる日数を通知することとしているか。

③ 保険給付事由が発生し、保険契約者等から通知を受けた場合には、「Ⅱ－4－4－2 保険金等支払管理態勢」の(2)⑤を踏まえ、保険契約者等に対し、保険金等請求手続の明確な説明及び保険金等請求書類の迅速な交付が行われるような態勢が整備されているか。

(3) 重大事由による解除

重大事由による解除の規定においては、解除権が濫用されることのないよう、保険契約者等の故意による保険給付事由の発生（保険法第 30 条第 1 号、第 57 条第 1 号及び第 86 条第 1 号）及び保険金受取人等の保険給付請求の詐欺（同法第 30 条第 2 号、第 57 条第 2 号及び第 86 条第 2 号）以外の事項を定めようとする場合は、当該内容に比肩するような重大な事由であることが明確にされているか。

Ⅳ－1－19 共同保険契約を引き受ける場合の取扱い

(1) 保険会社が、保険契約者からの求めに応じ、非幹事会社として引き受ける共同保険契約（以下、「非幹事契約」という。）について、商品認可申請をしないで特約を新設し、又は変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。

① 事業方法書に、商品認可申請をしないで特約を新設し、又は変更することができる保険商品を定めているか。

② 非幹事契約について、当該非幹事契約と同種の保険種類の認可を受け、又は届出を行っており、引受審査及び収益管理を行う体制を整備しているか。また、幹事会社が保険金支払いを行えない場合には、幹事会社に代わって非幹事契約の保険金支払いを行うことができる体制を整備しているか。

③ 非幹事契約を引き受けるために商品認可申請をしないで新設又は変更した特約を、非幹事契約以外の保険契約に付帯して引き受けることを防止する体制を整備しているか。

④　事業方法書に、以下の事項が記載されているか。

ア.　幹事会社が保険会社である共同保険契約の非幹事契約を引き受ける場合に限ること。

イ.　保険契約者からの求めに応じ、保険金の支払事由、免責事由、被保険者の範囲、保険期間等の契約条件が、幹事会社と同一の非幹事契約を引き受ける場合に限ること。

ウ.　共同保険契約に関して、幹事会社が行った以下の事項については、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなすことが、普通保険約款又は特約に定められている非幹事契約を引き受ける場合に限ること。

（ア）　保険契約申込書の受領並びに保険証券等の発行及び交付

（イ）　保険料の収納及び受領又は返戻

（ウ）　保険契約の内容の変更の承認又は保険契約の解除

（エ）　保険契約上の規定に基づく告知又は通知に係る書類等の受領及びその告知又は通知の承認

（オ）　保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領及びその譲渡の承認又は保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡若しくは消滅の通知に係る書類等の受領及びその設定、譲渡若しくは消滅の承認

（カ）　保険契約に係る異動承認書の発行及び交付又は保険証券に対する裏書等

（キ）　保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査

（ク）　事故発生若しくは損害発生の通知に係る書類等の受領又は保険金請求に関する書類等の受領

（ケ）　損害の調査、損害の査定、保険金等の支払い及び保険証券記載の保険会社の権利の保全

（コ）　上記（ア）から（ケ）までの事項に付随する事項

エ.　保険契約者等が幹事会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対してこれが行われたものとみなすことが、普通保険約款又は特約に定められている非幹事契約を引き受ける場合に限ること。

オ.　事業方法書等の審査基準及び当該保険契約の趣旨・目的の範囲内で、特約の新設又は変更を行うこと。

⑤　特約の新設又は変更により、保険料等の計算方式を新設又は変更することができる旨を算出方法書に記載しようとする場合には、当該計算方式が、以下の点に該当し、保険数理上、合理的かつ妥当であって、不当に差別的でないか。

なお、ウ．により保険料の調整を行う場合であっても、ア．及びイ．に該当する必要があることに留意する。

ア.　当該特約の内容に対応したものであること。

イ.　算出方法書に記載された基準となる保険料率を変更するものでないこと。また、算出方法書に記載された計算方式と整合性がとれたものであること。

ウ.　当該特約を付帯する保険契約ごとに保険料の調整を行う場合は、当該保険契約についての危険度の状況又は各種手続きを新設・変更することによる増加若しくは減少する費用に基づかない差別化を行うものでないこと。

(2)　共同保険契約の引受審査及び収益管理等の体制、事業方法書等の審査基準の遵守状況、責任準備金等の積立について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第131条（外国保険会社等においては、法第203条。免許特定法人においては、法第229条。）又は第132条に基づき行政処分を行うものとする。

(3)　共同取扱契約（同一の保険契約者に対し、二以上の保険会社がそれぞれ保険契約を引き受け、このうちの一社が幹事会社として保険証券発行等の事務を、非幹事会社から受託する保険契約をいう。）については、保険契約者からの求めに応じ、幹事会社が認可を受け、又は届出を行った保険金の支払事由、免責事由、被保険者の範囲、保険期間等の契約条件と同一の引受けを行う場合に限り、共同保険契約における取扱い（(1)（④ウ. 及びエ. を除く。）及び(2)）に準ずるものとする。

Ⅳ－2　第一分野

第一分野の商品審査にあたっては、特に以下の点に留意して審査することとする。

Ⅳ－2－1　逓増定期保険

各年度における解約返戻金が当該年度の保険金額以下となっているか。

Ⅳ－2－2　任意加入制団体定期保険

実質的な保険料が、保険引受リスクに見合ったものとなるような商品設計又は配当方式となっているか。

Ⅳ－3　第二分野

第二分野の商品審査にあたっては、特に以下の点に留意して審査することとする。

Ⅳ－3－1　総付保台数 10 台以上の自動車保険契約

規則第 83 条第 3 号ルに規定する総付保台数 10 台以上の自動車保険契約について、次に掲げる要件を満たすものとなっているか。

(1)　保険契約者が所有する自動車（保険契約者が所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、自動車を有償で貸し渡すことを業とする者（以下、Ⅳ－3－1 及びⅣ－3－2 において「リース業者」という。）から 1 年以上を期間とする貸借契約（保険契約者が所有していた自動車をリース業者に譲渡した後、当該自動車を貸借契約に基づき有償で借り受けている場合には、当該保険契約者が当該自動車を所有していた期間と当該貸借契約の期間との通算期間が 1 年以上となる貸借契約を含む。以下、Ⅳ－3－1 において同じ。）に基づき有償で借り受けている自動車及び国（外国の政府を含む。）又は地方公共団体（保険契約者が公益法人である場合には、地方公共団体以外の公共団体を含む。）から無償で貸与を受けている自動車を含む。）を対象とする保険契約であること。

(2)　保険契約のうち、自動車の車両損害を対象とする部分以外の部分にあっては、保険契約者が使用する自動車について、自らを被保険者として締結する保険契約（リース業者が、1 年以上を期間とする貸借契約に基づき有償で貸し渡す自動車について使用者である借受人を被保険者として締結する保険契約を含む。）であること。

(3)　対象とする自動車（(1)及び(2)の要件を満たす他の保険契約に係る自動車を含む。）のうち、保険料に適用する割引又は割増の更新の基準となる日（以下、Ⅳ－3－1(3)において「料率審査日」という。）を同一とし、かつ、保険責任の開始日から満了日までの期間（以下、Ⅳ－3－1(3)において「責任期間」という。）を 1 年以上（料率審査日を保険期間の末日とし、責任期間が 1 年未満となる場合及び全車両一括付保特約（保険契約者が所有し、かつ、使用している全ての自動車を一括して保険契約の対象とする特約をいう。）に係る保険契約において責任期間を 1 年未満とする場合を含む。）とする自動車の合計台数が 10 台以上である保険契約であること。

Ⅳ－3－2　販売用等自動車保険契約

規則第 83 条第 3 号ヲ(2)に規定する自動車として届け出る自動車は、以下のものとなっているか。

(1)　自動車製造業者、自動車販売業者、ボディ架装業者その他これらに準ずる事業者が販売、試験使用若しくはボディ架装のために輸送若しくは管理する自動車又は自動車陸送業者、オートオークション業者その他これらに準ずる事業者が陸送の依頼を受けて輸送若しくは管理する自動車

(2)　リース業者、金融業者又は自動車解体業者その他これらに準ずる事業者である保険契約者が所有する自動車（保険契約者が自動車解体業者である場合は解体のため受託する自動車を含む。）であって、顧客から引上げ、引取り、輸送又は管理するもの

(3)　自動車整備業者、給油業者、駐車場業者、オートオークション業者、電装業者、洗車業者、自動車塗装業者、タイヤ交換業者、自動車管理業者その他これらに準ずる事業者が業務として受託する自動車

Ⅳ－3－3　特約自由方式等の取扱い

(1)　保険会社が、企業分野の保険について、届出をしないで特約を新設し又は変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。

①　②及び③以外の保険契約

ア.　新設又は変更される特約に係る保険契約が届出の対象であるか。

イ.　保険契約者及び被保険者が事業者であるか。ただし、次に掲げるいずれにも該当する保険契約の場合には、被保険者が事業者であることを要件としない。

（ア）　保険契約者の事業活動に関連して被保険者に生じる損害を補償するもの

（イ）　被保険者に保険加入の選択権がないもの

（ウ）　被保険者が、明示的に保険料又は保険料相当額を負担することがないもの

ウ.　事業方法書に、事業方法書等の審査基準及び当該保険契約の趣旨・目的の範囲内で、特約の新設又は変更を行う旨が記載されているか。

エ.　事業方法書に、違約金、約定の履行のための費用その他これに準ずる費用に関する特約の新設又は変更を行う旨が記載されていないか。

オ.　保険の持つ特性及び社会的観点から特に審査の必要が認められる医師賠償責任保険に係るものでないか。

② 規則第83条第3号ルに規定する総付保台数10台以上の自動車保険契約

ア.　①のイ．からエ．までに該当するか。

イ.　特約の新設又は変更により、保険金の支払事由を変更することができる旨を事業方法書に記載しようとする場合には、対人賠償責任保険につき担保範囲の縮小、新たな免責の設定など、対人賠償責任保険の被害者救済機能に関して、被害者・被保険者の不利益となる変更ができるようなものでないか。

ウ.　特約の新設又は変更により、契約手続、保険金請求手続等各種手続を新設又は変更することができる旨を事業方法書に記載しようとする場合には、以下の点に該当するか。

（ア）　契約手続に関する特約において、保険を付すべき自動車についての付保漏れや、付保した自動車についての保険料の徴収漏れが生じるような変更ができるようなものでないこと。また、事故発生時に事故車両の付保確認に支障が生じるような変更ができるようなものでないこと。

（イ）　保険事故発生後の事故通知手続・保険金請求手続等に関する特約において、被害者・被保険者の不利益となるような変更ができるようなものでないこと。

エ.　特約の新設又は変更により、保険料の計算方式を新設又は変更することができる旨を算出方法書に記載しようとする場合には、当該計算方式が、以下の点に該当し、保険数理上、合理的かつ妥当であって、不当に差別的でないか。

なお、（ウ）により保険料の調整を行う場合であっても、（ア）及び（イ）に該当する必要があることに留意する。

（ア）　当該特約の内容に対応したものであること。

（イ）　算出方法書に記載された基準となる保険料率を変更するものでないこと。また、算出方法書に記載された計算方式と整合がとれたものであること。なお、実績損害率又は複数の契約者をまとめて契約することに基づく割増引制度に関わる計算方式（対象契約者の範囲の定義を含む。）が既に規定されている場合は、その変更を伴わないものであること。

（ウ）　当該特約を付帯する保険契約ごとに保険料の調整を行う場合は、当該保険契約についての危険度の状況又は各種手続きを新設・変更することによる増加又は減少する費用に基づかない差別化を行うものでないこ

と。

なお、危険度の状況を考慮するにあたっては、規則第 12 条第 3 号に規定する危険要因に関する事項に反しないものであることに留意する。

オ.　特約の新設又は変更は、その新設又は変更後の保険契約の内容が、Ⅳ－3－1 に掲げる要件を満たす範囲内で行われるものであるか。

③　規則第 83 条第 3 号ヲに規定する販売用等自動車保険契約

ア.　①のウ．及びエ．に該当するか。

イ.　②のイ．からエ．までに該当するか。

ウ.　同号ヲ(2)に規定する自動車についての特約の新設又は変更は、Ⅳ－3－2 に基づき届け出た自動車以外の自動車を対象とするものではないか。

(2)　保険会社が主として外国又は国際間における事業活動に伴い生ずることのある損害に係るものについて、当該事業活動が行われる地域等における取引慣行に応じ(1)の基準に適合した特約を新設しようとする場合（事業方法書に、外国又は国際間における取引慣行との整合を図る範囲において、特約の新設を行うことがある旨、また、この場合には、当該特約の新設に代えて、普通保険約款に当該特約の内容を織り込んだ形で新たに契約書を作ることがある旨が記載されている場合に限る。）には、普通保険約款に当該特約の内容を織り込んだ形で新たに契約書（当該契約書を他の言語に翻訳したものを含む。）を作成し、これに基づき保険契約を締結することができることとする。この場合においては、(1)の基準に適合した特約が新設されたものとみなし、届出は要しない。

(3)　新設又は変更された特約又は(2)により新たに作成された契約書が事業方法書等の審査基準の遵守状況について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 131 条（外国保険会社等においては、法第 203 条。免許特定法人においては、法第 229 条。）又は第 132 条に基づき行政処分を行うものとする。

Ⅳ－3－4　事業活動損害保険等の取扱い

事業活動に伴い、事業者が被る損害をてん補する保険（規則第 83 条第 3 号イからヌまで及びワからエまでに掲げる保険、並びに自動車の管理及び運行を対象とするものを除き、人の身体に関する状態、治療及び死亡によるものを含む。）については以下の点に留意して審査する。

(1)　人の身体に関する状態、治療及び死亡を原因として発生した費用支出（約定履行に基づくものを含む。）、期待利益の喪失を損害として担保する保険を新設、改定する場合は、規則第 83 条第 3 号テかっこ書の規定により、認可申請されているか（ただし、興行中止保険、生産物回収費用保険など人の身体に関する状態、治療及び死亡と関わりがないところで損害額が明確となっている保険及びレジャー・サービス施設費用保険など事業者が事業活動の行われる時間及び場所で生じた傷害又は疾病による人の死亡に起因して支払う見舞金その他これに準ずる費用をてん補する保険については認可を要しないことに留意する。）。

(2)　商品の内容が第一分野又は第三分野の商品を潜脱するものとなっていないか。

(3)　人の身体に関する状態、治療及び死亡を事由として直接的に当該人に保険金を支払う又は損害をてん補する傷害保険、医療保険等の保険と同様の事由により損害をてん補する保険の保険料については、傷害保険、医療保険等の料率と整合性の取れた合理的なものとなっているか。

(4)　従業員等に疾病死亡が発生したことに伴い事業者が死亡した者の遺族に葬祭見舞金、葬祭費用等の支払を行うことを損害としてて補する保険については、損害のてん補性を確保するため、社会通念上妥当な葬祭費用の金額の範囲内のものとなっているか。

(5)　他人の生命の保険契約と同様のモラルリスクのおそれがある場合には、「Ⅱ－4－2－4 他人の生命の保険契約について」及び「Ⅳ－1－17 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認」に留意して適切なモラルリスク排除のための措置を講じているか。

Ⅳ－3－5　約定履行費用保険の取扱い

事業活動損害保険のうち事業者が、一定の偶然な事由が生じたときに、一定の金銭給付等の債務を履行又は免除する旨の約定を第三者との間で締結している場合において、約定の履行によって当該事業者が被る損害をてん補する保険については以下の点に留意して審査する。

(1)　公序良俗に反する約定の履行によって被る損害をてん補するものとなって

いないか。

(2)　約定における権利・義務の所在が第三者において明らかであり、保険金の支払によって事業者に不当利得が生じるものとなっていないか。

Ⅳ－4　第三分野

第三分野の商品審査にあたっては、特に以下の点に留意して審査することとする。

Ⅳ－4－1　基礎率変更権の設定について

第三分野保険の基礎率変更権の設定に関し、規則第 11 条第 1 項第 7 号イに定める審査基準に基づいて審査を行う場合は、以下の点に留意して審査するものとする。

(1)　その他これに準ずる給付を行う保険契約とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症に対する人の状態等に対する給付を行う保険契約とする。

(2)　基礎率変更権行使基準の設定にあたっては、以下の要件を全て満たしているか。

①　予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標については、予定発生率を変更して保険料又は保険金を変更するという趣旨に適合するものとして、次に掲げるいずれかの割合又は当該割合に準じたものとなっているか。

ア.　予定発生率に対する実績発生率の割合

イ.　保険料収入（責任準備金繰入・戻入調整をした当該年度の危険保険料と付加保険料の合計）に対する保険金の支出額の割合

②　①に掲げる指標の設定にあたっては、実績発生率が悪化した場合の、当該保険契約の損益見込みに照らして、適切な水準となっているか。

③　①に掲げる指標に達した後、保険料又は保険金の変更を行う手続きが、明確になっているか。

(3)　実績発生率の管理や基礎率変更権の行使の意思決定を行う態勢が整備されているか。

Ⅳ－4－2　基礎率変更権を行使する認可申請の取扱い

第三分野保険の基礎率変更権の行使のための申請があった場合には、以下の点に留意して審査するものとする。

(1)　約款に定める基礎率変更権の規定（基礎率変更権行使基準等）に反しないものとなっているか。

(2)　社内において定められている基礎率変更権の行使の手続きが遵守されているか。

(3)　契約者に対して、契約締結時にあらかじめ十分な説明が行われ、その後も基礎率変更権行使基準に該当するかどうかの情報開示が定期的に行われていたか。

(4)　変更後の予定発生率が、実績発生率等に照らして保険数理に基づく合理的かつ妥当なものとなっているか。

Ⅳ－4－3　保険金等の支払時における保険契約者等の保護のための措置

第三分野の商品については、保険金等の支払時における保険契約者等の保護のための措置として以下の点に留意することとする。

(1)　被保険者を受取人とする保険契約において、保険金等の支払事由が発生し、被保険者が物理的に請求を行い得ない蓋然性が高い保険契約については、被保険者に代わる者が速やかに保険金等の請求を行えるように十分な措置を講じているか。

(2)　疾病、不慮の事故等の給付対象範囲を定めるにあたり、保険契約者等が参照することが困難な分類規定等を利用していないか。

(3)　契約更新前の給付金等の支払日数が契約更新後に引き継がれることについて、契約更新時等の機会に保険契約者等に適切に説明する措置を講じているか。

Ⅳ－5　保険数理

算出方法書の審査にあたっては、特に以下の点に留意することとする。

Ⅳ－5－1　保険料

(1)　保険料の算出方法については、十分性や公平性等を考慮して、合理的かつ妥当なものとなっているか。

(2)　保険料については、被保険者群団間及び保険種類間等で、不当な差別的扱いをするものとなっていないか。

(3)　予定発生率・損害額又は予定解約率等については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。

(4)　予定利率については、保険種類、保険期間、保険料の払方、運用実績や将来の利回り予想等を基に、合理的かつ長期的な観点から適切な設定が行われているか。

(5)　予定利率変動型商品の予定利率については、保険契約者等の保護の観点から、恣意性のない合理的な見直しルールが定められているか。

(6)　付加保険料（事業費の割増引を含む。）の設定について、係数によらずに定性的な表現で記載するときは以下の条件を満たしているか。

①　保険種類間の公平性が損なわれておらず、事業費の支出見込額に対して妥当であるなど適切なレベルとすることを明確にしているか。

②　Ⅱ－2－5－2(5)④の主旨に則り、明確に社内規定等で定めることとしているか。

③　(1)(2)の観点を踏まえ、付加保険料の設定に応じ、その重要度を勘案した上で分類した保険種類及び販売経路などの別ごとのモニタリング資料を提出しているか。また、モニタリング資料の基礎となる資料を添付しているか。

(7)　保障等の内容の改定に伴って、料率の改定を行っていない場合において、料率改定の必要性について十分な検証を行っているか。

Ⅳ－5－2　責任準備金

(1)　責任準備金の審査にあたっては、「Ⅱ－2－1－2　積立方式」に規定する事項について、特に留意することとする。

(2)　商品の設計上、契約期間初期の給付を大きくすること若しくは将来の給付を減少させること又は保険料を後払いにすることについては、責任準備金が負値とならないように設定されているか。なお、責任準備金の計算上、負値となる契約に係る責任準備金をゼロとする対応をとる場合においては、財務の健全性確保に関する十分な検討がなされているかに留意する。

(3)　MVAの仕組みを持つ商品の責任準備金については、保険料積立金と解約返戻金とのいずれか大きい額を積み立てることとなっているか。

(4)　平成 8 年大蔵省告示 第 48 号第 10 項表 1 に規定する 米国 通貨建保険契約及び豪州 通貨建保険契約の対象利率の計算において、合理的な指標を参照することとしているか。なお、当分の間、ブルームバーグが提供する以下のインデックス指標を使用する場合は合理的な指標を参照しているものとして審査する。

①　米国 通貨建保険契約

・10 年社債平均利回り：米国社債 A 格 BVAL イールドカーブ 10 年

・20 年社債平均利回り：米国社債 A 格 BVAL イールドカーブ 20 年

②　豪州 通貨建保険契約

・10 年社債平均利回り：豪州社債 A 格 BVAL イールドカーブ 10 年

・20 年社債平均利回り：豪州社債 A 格 BVAL イールドカーブ 20 年

Ⅳ－5－3　契約者価額

(1)　解約返戻金については、支出した事業費及び投資上の損失、保険設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。

(2)　MVA を利用した商品について、解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変動や、解約に伴う運用資産の売却に係る取引費用等に備えるために係数を定める場合、その係数については、リスク管理の高度化や解約に伴って見込まれる取引費用との整合性等に照らして、合理的かつ妥当な水準に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。

Ⅳ－5－4　過去の損害率等による割増引の適用

疾病系（医療、がん、介護等）の定額給付型保険（特約を含む。）について、過去の損害率（支払率を含む。）による割増引を適用することができる旨を算出方法書に定めようとする場合には、以下の点に留意して審査することとする。

(1)　割増引の対象保険（特約を含む。）が、企業等の団体を保険契約者とする保険期間1年以下の疾病系の定額給付型保険（特約を含む。）であるか。

(2)　割増引に使用する実績については、次の要件を全て満たす保険契約の1年以上の保険成績を確認する規定となっているか。
①　当該団体を対象としている契約であること。
②　主たる担保危険が重複する定額給付型の団体保険契約（ただし、主たる担保危険が専ら傷害又は就業不能状態になることとなっている保険契約は除く。）であること。

(3)　(2)の保険契約の引受保険会社が他社である場合には、次の要件を全て満たす場合に限り、引受保険会社が作成した資料等（以下、「当該資料等」という。）により、自社の純保険料率で引受を行った場合の純保険料を算出し、この純保険料に基づき適用することが可能な規定となっているか。
①　当該資料等が信頼性及び客観性を有すること。
②　当該資料等の前提となっている担保条件及び当該契約の過去の実績に基づき、自社の純保険料率で引受を行った場合の純保険料を算出すること。
③　当該資料等の前提となっている免責期間等の担保条件が自社の純保険料率の前提となっている担保条件と異なる場合は、自社の純保険料率の算出方法に準じて合理的な方法で修正を行うこと。

Ⅳ－5－5　各種割増引制度等

(1)　割引の新設（改定を含む。）については、当該割引が数理的にみて合理的であるとともに、他の割増引制度との整合性、割引導入後の収支均衡、保険契約者間の公平性確保等に照らして問題がないものとなっているか。

(2)　過去の保険金支払実績に基づく割増引制度（保険料の調整を行うものを含む。）については、恣意的なデータの選択を行うことなく、入手可能な実績デー

タを合理的に勘案するものとなっているか。特に、入手可能な信頼性及び客観性の高い実績データが存在するにもかかわらず、これを使用せず、又は、実績データの信頼度に応じた補正を行わないものとなっていないか。

Ⅳ－5－6　参考純率改定への対応

純率の算出に参考純率を用いている保険商品において、その参考純率の改定について損害保険料率算出団体に関する法律第 9 条の 2 第 3 項に定める通知を受けた日から原則として 1 年以内にその使用している純率を新たな参考純率に基づいて改定しない場合には、その使用している純率は参考純率を基礎としておらず、自社独自の料率とみなされることから、引き続き使用する純率の合理性・妥当性について、法第 128 条に基づく報告又は資料の提出を求めるものとする。

Ⅳ－6　審査手続

保険商品審査にあたっては、特に以下の点に留意することとする。

Ⅳ－6－1　保険商品の認可・届出に係る審査期間の取扱い

保険商品の認可・届出に係る審査期間は、認可については規則第246条第1項第18号に規定する標準処理期間として90日、また、届出については法第125条第1項により90日とされているところであるが、商品開発の迅速化に資するという観点から、審査期間の短縮に努めるものとする。

特に、認可申請・届出のうち、定型化された簡易なものや他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するもの（Ⅳ－6－2に規定する概要書等を用いて迅速かつ効率的な審査を行うことが可能であるものに限る。）については、原則として45日以内に審査を終えることとする。

Ⅳ－6－2　保険商品審査にあたっての手順

審査にあたっては、届出又は認可申請に際し保険会社が概要書（様式・参考資料編その他報告等様式集 Ⅳ－6－2 別紙 1～3）に所定の内容を記載したうえでこれを添付している場合には、概要書を用いて迅速かつ効率的な審査を行うこととする。この場合、当該概要書が添付されていても、その記載内容が不十分で補正が必要と認められる場合、記載内容に関し保険会社から十分な説明が得られない場合及び必要と認められる資料の添付が不十分な場合については、上記「所定の内容」を記載したことにはならないことに特に留意する必要がある。

Ⅳ－6－3　商品販売予定を踏まえた効率的な保険商品審査の実施

保険商品審査においては、保険会社からの要望がある場合には事前の意見交換を行うとともに、具体的な商品販売予定の有無を確認し、商品販売予定のある申請案件を優先するなど効率的な保険商品審査に努めるものとする。

Ⅳ－6－4　商品及び顧客の特性を踏まえた保険商品審査の実施等

(1)　申請された商品の顧客に訴求するポイント、想定する主な顧客層、認可後の募集態勢などに係る検討状況を踏まえ、商品に伴うリスク、販売上の留意点等の商品の課題について、顧客の特性や販売方法等に応じて適切な対応が図られているか商品審査の過程において「顧客保護関連情報」（様式・参考資料編その他報告等様式集 Ⅳ－6－4 別紙1・2）にて確認することとする。

(2)　保険商品に付帯するサービスが拡充している状況にあることから、特定の保険商品に付帯して新たなサービスを提供することを検討している場合は、当該サービスの内容、保険会社等の契約関係及び責任関係を踏まえ、保険契約者等の保護に欠けることのないよう適切な対応が図られているか商品審査の過程において「顧客保護関連情報」（様式・参考資料編その他報告等様式集 Ⅳ－6－4 別紙1・2）にて確認することとする。

（注）　ここに言うサービスとは、保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項（規則第227条の2第3項第2号）に該当するものとする。

Ｖ　保険仲立人関係

Ｖ－1　登録事務

保険仲立人の登録事務は、以下の関係法令に関する解釈・運用及び手続により行うものとする。

Ｖ－1－1　登録の申請書

(1)　法第 287 条第 1 項第 2 号に規定する事務所の範囲は、保険募集業務に係る全ての事務所とする。

(2)　法第 287 条第 1 項第 3 号に規定する取り扱う保険契約の種類は、以下のとおりとする。

①　生命保険会社（外国生命保険会社等及び法第 219 条第 4 項の免許を受けた特定法人の引受社員を含む。）が保険者となる保険契約（以下、「生命保険契約」という。）

②　損害保険会社（外国損害保険会社等及び法第 219 条第 5 項の免許を受けた特定法人の引受社員を含む。）が保険者となる保険契約（これら以外の外国保険業者が保険者となる保険契約で、令第 39 条の 2 に規定する保険契約を含む。以下、「損害保険契約」という。）

③　少額短期保険業者が保険者となる保険契約（以下、「少額短期保険契約」という。）

(3)　法第 287 条の規定による登録の申請又は法第 290 条の規定による変更等の届出をしようとするときは、登録申請書及びその添付書類又は登録事項変更届出書等を、これらを提出しようとする保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局等に提出するものとする。

Ｖ－1－2　登録申請書の記載要領等

規則別紙様式第 20 号に規定する登録申請書の記載要領等は、以下のとおりとする。

(1)　登録申請書の第 1 面の記載は以下のとおりとする。

① 個人の場合、氏名は申請者の自筆とする。

② 法人（法人でない社団又は財団を含む。以下同じ。）の場合の代表者又は管理人の氏名は、筆頭者について記載する。外国の法令に準拠して設立された法人（以下、「外国法人」という。）の場合は、その日本における代表者を併記する。

(2) 登録申請書の第 2 面以下の記載は、以下のとおりとする。

① 登録年月日及び登録番号は、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局等において記載する。

② 「商号・名称又は氏名」欄は、個人の場合は氏名を記載し、法人の場合は商号又は名称を記載する。外国法人の場合は、日本における商号又は名称を併記する。

③ 代表者が複数いる場合は、「代表者又は管理人の氏名」欄には筆頭者について記載し、その他の代表者については「代表者又は管理人」欄に記載する。保険募集に従事しない代表者であってＶ－1－7 に規定する保険仲立人試験の合格の資格を持たない者については、その「備考」欄（筆頭者については氏名の横に「募集せず」と記載する。）。ただし、外国法人の場合は、「代表者又は管理人の氏名」欄には、日本における代表者を併記する。

④ 「生年月日及び性別」の欄は、個人の場合は申請者の生年月日及び性別を記載し、法人の場合は「代表者又は管理人の氏名」欄に記した者の生年月日、性別を記載する。

⑤ 「住所」欄は、個人の場合は申請者の住民票上の現住所を記載し、法人の場合は商業登記簿上の本店の住所を記載する。外国法人の場合は、日本における主たる事務所の住所を併記する。

⑥ 「事務所の名称及び所在地」欄は、登録申請を行う当該保険仲立人の事務所について記載する。

なお、個人の場合においては、事務所の名称がない場合には、「事務所の名称」欄の記載を省略しても差し支えないものとする。

⑦ 他に業務を行っている場合については、その主要な業務の記載をもって足りるものとする。

⑧ 代表者又は管理人の中に保険募集を行う者がいない場合には、「備考」欄に保険に係る責任者（保険仲立人試験の合格の資格を持つ者とする。）の氏名及び肩書を記載するものとする。

(3) 同一人は 2 以上の商号又は名称を使用して、2 以上の登録の申請を行わないものとする。

Ｖ－1－3　登録申請書の添付書類

規則第 219 条に規定する登録申請書の添付書類の内容は、以下のとおりとする。

(1)　登録申請書の添付書類で必要な官公署が証明する書類は登録申請の日前 3 ヵ月以内に発行されたものとする。

(2)　能力証明書類

規則第 219 条第 1 項第 1 号に規定する「能力を有することを証する書面」とは、Ｖ－1－7 定めるところにより、保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力があることを証する書面の写しとする。

(3)　代替書類

規則第 219 条第 1 項第 2 号に規定する「これらに代わる書類」及び同条同項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」等とは以下の書類をいう。なお、申請者が法人でない社団又は財団であるときは、これに準ずるものを含むものとする。

①　法人の場合の定款又は登記事項証明書（以下、Ｖ－1 において「定款等」という。）に代わる書面とは、商業登記簿謄本・抄本等をいうものとする。

登記事項証明書（海外当局が発行するものを除く。）の場合は、法務省の登記情報システムから取得するため、添付を要しない。

定款等又はこれに代わる書面は、保険仲立人の業務を営むことができる旨規定されているものとする。

定款等又はこれに代わる書面は、原本と相違ない旨の記載があれば、その写しで差し支えないものとする。

（注）　登録申請書の代表者の氏名に旧氏及び名を括弧書きで併せて記載する場合は、規則第 219 条第 1 項第 3 号ロに規定する「当該旧氏及び名を証する書類」を添付するものとする（登録申請を別途行っている代表者を除く）。

②　個人の場合の住民票抄本に代わる書面とは、住民票記載事項証明書、在留カード、特別永住者証明書又はマイナンバーカードをいうものとする。

③　規則第 219 条第 1 項第 3 号ロに規定する「当該旧氏及び名を証する書類」とは戸籍謄本、抄本等をいう。

Ｖ－1－4　添付書類の記載要領等

規則第 219 条に規定する登録申請書の添付書類の記載要領は、以下のとおりとする。

(1)　誓約書（規則別紙様式第 21 号）について、法人の場合において代表者が複数いるときは、筆頭者が当該法人を代表してこの旨を誓約するものとする。

(2)　法第 287 条第 2 項第 2 号に定める書面について、役員の氏名及び住所を記載した書面は、別添の参考様式集に添付する別紙様式（以下、「別紙様式」という。）第 1 号に定める役員氏名・住所一覧（以下、「役員一覧」という。）とし、当該法人における役員（保険募集に従事する役員・使用人に係る届出書で届け出る役員は除く。）の氏名及び住所を記載するものとする。なお、役員の氏名及び住所を記載した書面であれば、役員一覧に代えることができるものとする。

Ｖ－1－5　登録後の取扱い

(1)　登録番号は、管轄財務局長等ごとに一連番号で付すものとする。

(2)　法第 288 条第 2 項の規定による登録済の通知として、管轄財務局長等は、登録を行ったときは、登録済通知書（別紙様式第 2 号）により遅滞なく登録申請者に通知するものとする。

(3)　登録申請者は、登録後遅滞なく保証金の供託（法第 291 条第 3 項の契約（以下、「保証委託契約」という。）の締結を含む。）を行い開業するものとする。

Ｖ－1－6　登録の拒否

(1)　法第 289 条第 1 項第 6 号の著しく不適当な行為とは、顧客から預かった保険料相当額又は保険料を流用すること、保険契約者の無知に不当に乗ずることなど、保険契約者等の保護に欠ける行為とする。

(2)　法第 289 条第 1 項第 10 号に規定する「保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力」は、Ｖ－1－7 の規定に従い判定するものとする。

(3)　管轄財務局長等は、法第 289 条第 1 項から第 3 項までに規定するところにより登録を拒否した場合には、遅滞なく、法第 289 条第 4 項の通知を登録拒否通知書（別紙様式第 3 号）により行うものとする。

Ｖ－1－7　適正な保険募集体制の確立

法第 289 条第 1 項第 10 号に規定する「保険募集に係る業務を的確に遂行するに足りる能力」は、登録申請者が法人の場合にあっては、募集に従事する全ての役員及び使用人、登録申請者が個人の場合にあっては、当該個人及び募集に従事する全ての使用人のそれぞれが、取り扱う保険種類に応じて、保険募集に関する法令、保険契約に関する知識及び保険募集の業務遂行能力等に関する試験の合否等により、判断するものとする。

Ｖ－1－8　変更の届出

法第 290 条第 1 項に規定する変更の届出の取扱いは、以下のとおりとする。

(1)　変更の届出は、Ｖ－1－1～5 に準じて取り扱うものとする。

(2)　住所又は事務所の所在地の呼称変更
住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）等に基づき、保険仲立人の住所又は事務所の所在地の呼称が変更された場合は、届出を省略して差し支えないものとする。

(3)　法人である保険仲立人の組織変更
法人である保険仲立人が法律上の組織変更を行う場合は、規則別紙様式第 22 号により作成した登録事項変更届出書で届け出ることで差し支えないものとする。

(4)　商号、名称又は氏名及び住所の変更の際は、個人の場合は住民票抄本又はこれに代わる書面、法人の場合は定款等又はこれに代わる書面を管轄財務局長等に提出するものとする。

Ｖ－1－9　変更届出書の記載要領等

規則別紙様式第 22 号に規定する変更届出書の記載要領等は、以下のとおりとする。

(1)　「変更事項」は、変更に係る法第 287 条第 1 項各号に掲げる事項について

記載する。

登録申請書記載事項に誤りがあった場合は、変更届出書を登録事項訂正届出書と改め、正誤を記載して届け出る。

(2)　「変更内容」は、各々の変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載する。

①　住居表示に関する法律等法令により住所の呼称が変更となった保険仲立人がその後住所の変更又は事務所所在地を変更した場合の届出は、「変更前」の住所を登録申請書の住所又は事務所所在地とし、「変更後」の住所は変更後の住所又は事務所所在地とする。

②　代表者又は管理人の変更（法人の場合）

ア.　新たな代表者又は管理人の生年月日、性別を「変更後」欄に付記する。

イ.　筆頭者の変更については、「変更事項」欄に「筆頭者」と記載する。

ウ.　筆頭者以外の変更については、「変更事項」欄に「筆頭者以外」と記載する。

この場合、変更後の内容に基づき代表者又は管理人別表（別紙様式第 4 号）を作成し、変更届出書に添付するものとする。

エ.　募集従事の有無の変更も届出の対象とする。

③　他に業務を行っている場合でその業務の種類の変更は、変更を行った業務の種類のみを記載する。

(3)　他の管轄財務局等の管轄区域へ保険仲立人の住所（主たる事務所の所在地）を変更する変更届出書には、現に受けているＶ－1－5(2)の「登録済通知書」の写しを添付するものとする。

Ｖ－1－10　廃業等の届出

規則別紙様式第 23 号に規定する廃業等届出書の記載要領等は、以下のとおりとする。

(1)　「届出に係る者との関係」は、法第 290 条第 1 項第 2 号から第 6 号に定める届出者が届出を行う場合に、届出者の資格（例えば、相続人等）を記載する。

(2)　管轄財務局長等は、廃業等届出書を受理したときは、すみやかに法第 308 条第 1 項第 2 号の規定により当該保険仲立人の登録を抹消する。

Ｖ－1－11　保険募集に従事する役員又は使用人の届出の取扱い

法第 302 条に規定する役員又は使用人の届出の取扱いは、以下のとおりとする。

(1)　法第 302 条の規定により届出を要する役員又は使用人とは、登録を受けた保険仲立人から保険募集に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者をいう。

(2)　使用人については、上記(1)に加えて、当該保険仲立人の日本にある事務所に勤務し、かつ、当該保険仲立人の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者である必要があることに留意する。

(3)　保険募集に従事する役員又は使用人は、他の保険仲立人において保険募集を行う役員又は使用人にはなれないことに留意する。

(4)　役員又は使用人の氏名又は勤務する事務所が変更となった場合は、届出を要するものとする。

(5)　法第 302 条の適用において、保険仲立人登録と同時に届出を行う場合は登録日をもって届出日とし、登録日と異なる場合は管轄財務局長等に提出した日（届出書郵送の場合においては発送日の翌日）をもって届出日とする。

Ｖ－1－12　役員又は使用人の届出書の記載要領

規則別紙様式第 25 号に規定する役員又は使用人の届出書の記載要領は、以下のとおりとする。

(1)　「年月日」
　保険仲立人登録と同時の場合は登録申請書の日付を記載する。登録日と　異なる場合は管轄財務局長等に提出した日とし、届出書を郵送する場合は発送日の翌日とする。

(2)　「登録番号」
　保険仲立人登録と同時の場合は、記載不要とする。

(3)　「商号、名称又は氏名」

法人は商号又は名称を「商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「氏名」欄に記載する。

(4)　「氏名」

届出事由が生じた者の氏名を記載する。

(5)　「生年月日」

届出事由が生じた者の生年月日を記載する。

(6)　「事由発生年月日」

届出事由が「新規」の場合は登録日、「追加」の場合は財務局等届出日、「廃止」又は「改氏」の場合は事由発生日を記載する。

(7)　「事由」

該当する事由に〇印を付す。

(8)　「備考」

①　改氏の場合は、改姓前の氏を記載する。

②　当該役員・使用人の所属事務所の名称及び取り扱うことのできる保険契約の種類を記載する。

Ｖ－1－13　役員又は使用人の届出書の添付書類

規則別紙様式第 25 号に規定する役員又は使用人の届出書の届出事由が「新規」又は「追加」に該当する場合は、規則第 219 条第 1 項第 1 号に規定する「能力を有することを証する書面」を添付するものとする。

Ｖ－2　保証金

保険仲立人の保証金に係る事務は、以下の関係法令に関する解釈・運用及び手続により行うものとする。

Ｖ－2－1　保証金の供託等の届出

(1)　規則第 221 条第 1 項第 1 号の規定により供託に係る届出を行う場合、保険仲立人は別紙様式第 5 号により作成した保証金供託届出書に同条第 2 項第 1 号に規定する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

(2)　規則第 221 条第 1 項第 4 号の規定により保証委託契約の締結に係る届出を行う場合、保険仲立人は別紙様式第 6 号により作成した保証委託契約締結届出書に同条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

(3)　規則第 221 条第 4 項、同第 222 条第 3 項及び保険仲立人保証金規則（以下、「保証金規則」という。）第 13 条第 5 項に規定する保管証書は、別紙様式第 7 号によるものとする。

Ｖ－2－2　保証金の取戻し

(1)　法第 291 条第 11 項に規定する時期及び額の指定は、当該保険仲立人に係る以下に掲げる事項を勘案して行うものとする。

①　保証金規則第 12 条第 2 項に規定する公示による権利の申出の状況

②　保険契約の締結の媒介に関して生じた債務（係争中等のものを含む。）の有無等

③　当該保険仲立人が締結の媒介を行った保険契約のうち残存するものの状況

(2)　法第 291 条第 11 項に規定する時期の指定は、原則として当該指定を行った日から 5 年を超えない範囲内で行うこととし、法第 291 条第 10 項第 3 号の規定による保証金の取戻しの承認の申請については、当該指定は行わないものとする。ただし、保険契約の締結の媒介に関して当該保険仲立人に生じた債務の弁済の確保に欠けるおそれがある場合は、この限りでない。

(3)　保証金規則第 12 条第 1 項の規定により保証金の取戻しの申請をしようとする者は、以下に掲げる書面を管轄財務局長等に提出するものとする。

①　保証金規則第 12 条第 1 項に規定する別紙様式第 3 号により作成した承認申請書

②　当該保証金の全部又は一部を取り戻すことができることを証する書面

③　(1)の②及び③の状況を記載した書面

(4)　規則第 221 条第 1 項第 3 号の規定による届出を行おうとするときは、保険仲立人は別紙様式第 8 号により作成した保証金取戻届出書に同条第 2 項に規定する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

Ｖ－2－3　保証金の全部又は一部に代わる契約の解除又は変更

令第 42 条第 2 号の規定による保証委託契約の解除又は変更は、以下のとおり取り扱うものとする。

(1)　保証委託契約を解除し又はその内容を変更しようとする場合、保険仲立人（保証委託契約の規定に基づき保険仲立人を代理する者を含む。以下、Ｖ－2－3(3)において同じ。）は別紙様式第 9 号により作成した保証委託契約解除（変更）承認申請書に当該契約の解除又はその内容の変更に伴い必要となるべき手当の有無を記載した書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

(2)　管轄財務局長等は、令第 42 条第 2 号の規定による保証委託契約の解除又は変更の承認をした場合には、別紙様式第 10 号により作成した保証委託契約解除承認書又は別紙様式第 11 号により作成した保証委託契約変更承認書を申請者に交付するものとする。

(3)　令第 42 条第 2 号の規定による承認を受けて保証委託契約を解除し又はその内容を変更した場合、保険仲立人は別紙様式第 12 号により作成した保証委託契約解除（変更）届出書に規則第 221 条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

Ｖ－2－4　保証金の保管替え等

(1)　保証金規則第 13 条第 1 項の規定により最寄りの供託所の変更の届出を行う場合、供託者は別紙様式第 13 号により作成した供託所変更届出書を管轄財務局長等に提出するものとする。

(2)　保証金規則第 13 条第 2 項の規定により供託書正本の交付を受ける場合、供託者は別紙様式第 14 号により作成した受領書に当該供託書正本についての保管証書を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

Ｖ－2－5　保証金に充てることができる有価証券の種類等

規則第 226 条第 1 項第 4 号に規定する保証金に充てることができる社債その他の債券の承認及び同条第 3 項において準用する同第 132 条第 1 項第 4 号に規定する当該承認を受けた社債その他の債券の価額の指定は、以下に定めるところによるものとする。

(1)　規則第 226 条第 1 項第 4 号の規定により管轄財務局長等が承認することができる社債券その他の債券は、例えば、以下に掲げるものとする。

ア.　国民生活債券
イ.　日本政策投資銀行債券
ウ.　道路債券
エ.　首都高速道路債券
オ.　住宅・都市整備債券
カ.　阪神高速道路債券
キ.　水資源開発債券
ク.　鉄道建設債券
ケ.　緑資源債券
コ.　中小企業総合事業団債券
サ.　新東京国際空港債券
シ.　本州四国連絡橋債券
ス.　公営企業債券
セ.　北海道東北開発債券
ソ.　中小企業債券
タ.　地域振興整備債券
チ.　石油債券
ツ.　雇用促進債券
テ.　空港周辺整備債券

ト.　住宅金融公庫債券
ナ.　電源開発債券
ニ.　関西国際空港債券
ヌ.　東京交通債券
ネ.　放送債券
ノ.　長期信用銀行法により発行される長期信用銀行債の社債券
ハ.　預金保険機構債の債券
ヒ.　商工債の債券
フ.　農林債の債券
ヘ.　信用金庫法により発行される全国連合会債の債券
ホ.　上記に掲げるもののほか、担保付社債信託法（明治 38 年法律第 52 号）による担保付社債券、法令により優先弁済を受ける権利の保証されている社債券及び会社法に基づき発行される無担保の社債券で国内において募集（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項本文の規定による募集）されるもの（自己の社債券並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）による整理開始の命令を受け、整理終結の決定の確定がない会社、会社法による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成 16 年法律第 75 号）により破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定又は破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定又は再生手続廃止の決定の確定がない会社及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による会社更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定又は更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

(2)　上記(1)の社債券その他の債券を保証金に充てる場合の当該社債券その他の債券の価額は額面金額 100 円につき 80 円として計算した額とする。

(3)　社債その他の債券を保証金に充てて供託しようとする場合、保険仲立人は別紙様式第 15 号により作成した承認申請書に参考となるべき書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

(4)　管轄財務局長等は、上記(3)の承認をした場合には、別紙様式第 16 号により作成した承認書を申請者に交付するものとする。

Ｖ－2－6　保証金の追加供託命令の通知

管轄財務局長等は、規則第 225 条の規定により支払委託書の写しを当該支払委託書に係る保険仲立人に交付する場合は、別紙様式第 17 号により作成した通知書に当該支払委託書の写しを添付して、交付するものとする。

Ｖ－3　保険仲立人賠償責任保険契約

保険仲立人賠償責任保険契約に係る事務は、以下のとおり行うものとする。

Ｖ－3－1　保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約による保証金の一部の代替

法第 292 条第 1 項に規定する保険仲立人賠償責任保険契約（以下、「賠責保険契約」という。）による保証金の一部の代替は、以下のとおり取り扱うものとする。

(1)　法第 292 条第 1 項に規定する賠責保険契約を締結して規則第 221 条第 1 項第 5 号の規定により当該契約の締結に係る届出を行う場合、保険仲立人は別紙様式第 18 号により作成した賠責保険契約締結届出書に同条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。ただし、当該届出と同時に規則第 227 条第 1 項の規定により保証金の一部の代替の承認申請をする場合においては、当該届出書の提出は要しないものとする。

(2)　法第 292 条第 1 項による賠責保険契約による保証金の一部の代替の承認を受けようとする場合、保険仲立人は別紙様式第 19 号により作成した承認申請書に当該賠責保険契約による保証金の一部の代替に関する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

(3)　平成 10 年大蔵省告示第 228 号の内容

①　平成 10 年大蔵省告示第 228 号第 2 条第 2 項柱書きに規定する「保険契約者等の保護に欠けることがないと認められるとき」とは、保険仲立人が営業を開始してしてから賠責保険契約を締結するための期間が 3 年を超えず、かつ、その期間を対象として先行担保特約が付されている場合をいう。

②　平成 10 年大蔵省告示第 228 号第 2 条第 2 項第 5 号に規定する「保険契約者等に対する債務の有無等」には、以下に掲げるものを含めるものとする。

ア.　保険仲立人の不法行為による保険契約者等に対する債務

イ.　保険仲立人の保険契約者等に対する債務に係る訴訟のうち、裁判所において係争中のもの。

ウ.　金融庁長官及び管轄財務局長等に寄せられた苦情、事業報告書に記載された苦情及び保険仲立人を会員とする団体に寄せられた苦情のすべてを含む苦情の件数、内容及び解決内容

(4)　管轄財務局長等は、法第 292 条第 1 項による賠責保険契約による保証金の一部の代替の承認をした場合には、別紙様式第 20 号により作成した承認書を申請者に交付するものとする。

(5)　法第 292 条第 1 項の規定により保険仲立人が供託しないことができる保証金の額は、令第 44 条第 2 項によるほか、当該賠責保険契約において同一の行為に起因する一定の事由による損失のてん補の限度額として定めた金額を限度とする。

Ｖ－3－2　賠責保険契約の解除又は変更

令第 44 条第 1 項第 4 号の規定による賠責保険契約の解除又は変更は、以下のとおり取り扱うものとする。

(1)　賠責保険契約を解除し又はその内容を変更しようとする場合、保険仲立人は別紙様式第 21 号により作成した承認申請書に当該契約の解除又はその内容の変更に伴い必要となるべき手当の有無を記載した書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

(2)　管轄財務局長等は、賠責保険契約の解除又は変更の承認をした場合には、別紙様式第 22 号により作成した賠責保険契約解除承認書又は別紙様式第 23 号により作成した賠責保険契約変更承認書を申請者に交付するものとする。

(3)　管轄財務局長等の承認を受けて賠責保険契約を解除し又はその内容を変更した場合、保険仲立人は別紙様式第 24 号により作成した届出書に規則第 221 条第 2 項第 3 号に規定する書面を添付して、管轄財務局長等に提出するものとする。

Ｖ－4　他の募集人等との関係

保険仲立人と保険募集人（法第 2 条第 23 項に規定する「保険募集人」をいう。Ｖ-4 において同じ。）及び金融サービス仲介業者との兼営等禁止（法第 2 条第 25 項、法第 275 条第 1 項第 4 号、法第 279 条第 1 項第 7 号、第 10 号及び第 11 号並びに法第 289 条第 1 項第 7 号から第 9 号まで）並びに保険仲立人の誠実義務（法第 299 条）の趣旨に照らし、保険仲立人の適切な業務運営を確保するため、以下に掲げる事項に特に留意するものとする。

Ｖ－4－1　他の保険募集人との関係

(1)　保険募集の委託

①　保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用人が、保険会社及び少額短期保険業者（以下、Ｖ－4、－5 において「保険会社等」という。）、保険会社等を代表する役員、保険募集人、金融サービス仲介業者及び他の保険仲立人に対して保険募集を委託し、又は保険契約の締結の媒介に関する手数料、報酬その他の対価（以下、「手数料等」という。）の支払いを行っていないか。

②　保険募集人が、保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用人、金融サービス仲介業者又はその保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用人に対して保険募集を委託し、又は保険募集に関する手数料等の支払いを行っていないか。

③　保険会社等又は保険会社等を代表する役員が、保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用人、金融サービス仲介業者（保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く）又はその保険契約の締結の媒介を行う役員若しくは使用人に対して保険募集を委託していないか。

(2)　共同の行為

①　保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用人が、保険会社等、保険募集人又は金融サービス仲介業者（顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く）と、同一契約の共同取扱いを行っていないか。

②　保険仲立人又はその保険募集を行う役員若しくは使用人が、原則として、保険会社等、保険募集人又は金融サービス仲介業者（顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く）に保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行をさせていないか。

③　保険会社等又は保険募集人が、保険仲立人又は金融サービス仲介業者（保

険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く）と、同一契約の共同取扱いを行っていないか。

④　保険会社等又は保険募集人が、原則として、保険仲立人又は金融サービス仲介業者（保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く）に保険募集事務の一部の引継ぎ又は代行をさせていないか。

(3)　店舗共用

保険仲立人がその保険募集を行う事務所を、保険募集人、金融サービス仲介業者又は他の保険仲立人の保険募集又は保険媒介業務を行う事務所と同一建物内に設置していないか。ただし、専有部分が独立区分されていること、入口から各々の事務所まで共用部分をもって区分されていること等、顧客に混同が生じないよう十分手当てがなされている場合には、基本的に問題ないものとみなす。

(4)　情報提供

保険仲立人又はその役員若しくは使用人が、自己が顧客から得た非公開情報の保険募集人、金融サービス仲介業者又は他の保険仲立人への提供を行っていないか。また、保険仲立人又はその役員若しくは使用人が、保険募集人、金融サービス仲介業者又は他の保険仲立人が顧客から得た非公開情報の提供を受けていないか。ただし、当該情報の提供につき事前に当該顧客の個別の同意がある場合には、基本的に問題ないものとみなす。

Ｖ－4－2　関係募集人等との関係

保険仲立人に自己と一定の資本関係のある保険募集人又は金融サービス仲介業者（保険仲立人の議決権を実質 25%以上保有又は保険仲立人が実質 25%以上の議決権を保有している保険募集人又は金融サービス仲介業者をいう。）が存在する場合において、コンピューターの共用に関して、保険仲立人と関係募集人のそれぞれの端末から他方の情報へのアクセスができないようなシステム設計が講じられているか。

Ｖ－4－3　保険会社等との関係

保険仲立人は、法第 2 条第 25 項及び第 299 条により、保険会社等から独立した立場で保険契約の締結の媒介を行うことが求められていることから、保険会社

等との関係においては、特に以下の点に留意するものとする。

(1)　店舗共用

保険募集を行う事務所を保険会社等の事務所と同一建物内に設置していないか。ただし、専有部分が独立区分されていること、入口から各々の事務所まで共用部分をもって区分されていること等、顧客に混同が生じないよう十分手当てがなされている場合には、基本的に問題ないものとみなす。

(2)　出資

保険募集を主たる業務とする保険仲立人が、原則として保険会社等から出資を受けていないか。

(3)　便宜供与

保険仲立人が、保険会社等から通常の条件に照らして著しく異なる条件で融資を受け、又は何らの名義によってするかを問わず、金銭、物品、役務の提供等の便宜供与を要請若しくは受領していないか。

(4)　人事交流

保険仲立人がその役員及び募集に従事する使用人として、保険会社等からその役員又は使用人の出向を受け入れていないか。また、保険会社等は役員及び使用人を保険仲立人の役員又は募集に従事する使用人として出向させていないか。

Ｖ－4－4　顧客との関係

(1)　保険契約の締結の媒介に係る手数料等

保険仲立人は、保険契約の締結の媒介に関する手数料等の全額を保険会社等に請求するものとし、顧客に請求していないか。

(2)　保険契約の締結の媒介以外の手数料等

保険仲立人は、保険契約の媒介とは別に顧客のために行ったサービスに対する報酬については、顧客がその支払いを事前に承諾している場合には、これを受け取ることができるが、この場合、保険仲立人が、当該サービスの提供前に書面その他適切な方法によりその報酬の明細を顧客に開示しているか。

Ｖ－5　業務関係

保険仲立人の業務に対する監督は、以下の関係法令に関する解釈・運用及び手続により行うものとする。

Ｖ－5－1　保険仲立人の手数料等の開示

(1)　規則第 231 条第 1 号に規定する当該保険仲立人と保険契約の媒介に関して取引関係にある主な保険者とは、直近の複数事業年度において締結の媒介を行った保険契約の保険者のうち、収受した手数料等の額の大きい上位 4 社程度をいう。

(2)　規則第 231 条第 1 号に掲げる内容については、保険仲立人は、事業年度毎に、保険会社等別に開示するものとする。

Ｖ－5－2　結約書

法第 298 条に規定する結約書のひな型は、別紙様式第 25 号に定める。

Ｖ－5－3　誠実義務

法第 299 条に規定する保険仲立人の誠実義務の内容として、保険仲立人は、以下に定める事項を遵守するものとする。

(1)　保険仲立人は、顧客からの委託の本旨に従い誠実に行動するものとする。

(2)　保険仲立人は、その業務の遂行及び保険会社等の選択にあたって、顧客の目的財産の状況等を考慮するとともに、自己が知り得る保険商品の中から顧客にとり最も適切と考えられるものを、理由を明らかにして助言するものとする。

(3)　保険仲立人は、自己の職務から得る手数料等の多寡によりサービスの質を変えてはならないものとする。また、リスクに関し同様の条件の顧客間で不当な差別を行ってはならないものとする。

(4)　保険仲立人は、顧客のために保険会社等から入手した保険に関する情報を客観的かつ誠実に顧客に伝えなければならないものとする。特に顧客が個人の場合は、重要事項や推奨理由等を書面で説明する等、可能な限り顧客にわかり易く伝え、誤解を生じさせることのないよう努めるものとする。

保険仲立人は、顧客から入手した保険に関する要望、情報を客観的かつ誠実に保険会社等に伝えるものとする。

(5)　保険仲立人が顧客から得た非公開情報は、保険契約の交渉、維持若しくは更改のための通常の過程又はその顧客の保険金請求を処理する場合以外には、これを使用又は開示しないものとする。ただし、顧客の同意が得られた場合はこの限りでない。

(6)　保険仲立人が顧客のために保険会社等から得た情報は、当該顧客以外の第三者に対して、これを使用又は開示しないものとする。ただし、保険会社等の同意が得られた場合はこの限りでない。

Ⅴ－5－4　自己契約

保険仲立人における自己契約の取扱いについては、損害保険代理店における取扱い（Ⅱ－4－2－2(2)①）に準ずるものとする（同項の「損害保険代理店」を「保険仲立人」と読み替えて準用するものとする。）。

Ⅴ－5－5　特定契約

保険仲立人における特定契約の取扱いについては、損害保険代理店における取扱い（Ⅱ－4－2－2(6)②及び③）に準ずるものとし（同項の「損害保険代理店」を「保険仲立人」と読み替えて準用するものとする。）、保険仲立人において、特定契約の保険募集について適切に管理し、かつ、厳正を期すものとする。

Ⅴ－5－6　保険契約の募集上の留意点

保険仲立人においては、その業務の特性に応じ、保険契約の締結及び保険募集に関し、保険募集人の取扱い（Ⅱ－4－2）に、少額短期保険契約の場合にあっては、少額短期保険募集人における取扱い（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅱ－

3－3－2）に、それぞれ準じた適切な措置を講じる必要がある。

Ｖ－5－7　保険仲立人の体制整備義務

保険仲立人においては、保険募集に関する業務について、Ⅱ－4－2－9 を参照のうえ、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。

Ｖ－5－8　苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む。）

保険仲立人における苦情等への対処（金融 ADR 制度への対応も含む。）については、保険会社における取扱い（Ⅱ－4－3）に準ずるものとする。

Ｖ－5－9　帳簿書類

規則第 237 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する事項を記載した帳簿書類は、以下に掲げるものとする。

(1)　顧客の目的、財産の状況等の調査のために使用した場合の質問書及び解答書

(2)　顧客との間で媒介契約書を取り交わした場合には当該契約書

(3)　保険募集にあたって交付した書面のうち重要なものの写し又は提示した書面のうち重要なもの。

Ｖ－6　事業報告書

法第 304 条に規定する事業報告書の記載要領等は、以下のとおりとする。なお、外国法人の場合は、日本における業務に係るものについて作成するものとする。

(1)　規則別紙様式第 26 号

①　第 1 面

ア.　「1. 業務開始年月日」欄は、法第 291 条第 5 項に規定する金融庁長官への届出を行った日を記載する。

イ.　「3. 株主総会等の決議事項の要旨」欄は、当該事業年度に係る株主総会等の開催日並びに決議事項の要旨を記載する。

ウ.　「4. 役員及び使用人の状況」欄は、期末の状況を記載する。

エ.　「5. 事務所の状況」欄は、保険募集に係る事務所につき、期末の状況を記載する。

②　第 2 面から第 3 面

ア.　「6. 保険募集業務の状況」欄は、当該事業年度に媒介、成約した保険契約の累計数値を記載する。外貨の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算する。

イ.　「7. 取扱保険契約の内訳」欄は、当該事業年度に媒介、成約した保険契約の累計数値を記載する。外貨の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算する。

③　第 4 面

「11. その他」欄には、以下の事項を記載する。

ア.　当該事業年度中に法第 307 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれにも該当する事実が一切なかったことを誓約する旨を記載する。

イ.　翌年度保証金を積み増す必要がある場合は、その旨を記載する。

ウ.　Ｖ－5－5 に規定する特定契約がある場合は、特定契約比率（その算出根拠を含む。）を記載する。

エ.　手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）を記載する。

④　第 5 面から第 7 面

ア.　「Ⅱ経理の状況」欄は、当該事業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載する。

イ.　外貨分がある場合は、邦貨換算時の外国為替レートを欄外に記載する。

(2)　規則別紙様式第 27 号

上記(1)に準じて取り扱う。

(3)　事業報告書の提出先は、管轄財務局長等とする。

Ｖ－7　保険仲立人に関する届出書等への対応

保険仲立人に関する届出書等を受理した管轄財務局等は、遅滞なく保険課へその写しを送付することとする。

(1)　法第 287 条第 1 項に規定する登録申請書

(2)　規則第 220 条に規定する届出書

(3)　規則第 221 条第 2 項に規定する保証金等内訳書

(4)　法第 304 条に規定する事業報告書

Ⅵ　日本アクチュアリー会関係

Ⅵ－1　監督にあたっての基本的考え方

(1)　意義

日本アクチュアリー会は、アクチュアリーの専門職団体であり、私企業である保険会社とは異なる一般社団法人であるとともに、法第122条の2第1項の規定に基づく指定法人である。各保険会社が独自の経営判断で商品設計や戦略的な事業展開を行うなど、大きな転換を遂げている保険市場において、保険会社の経営の健全性確保のための責任準備金積立の評価、配当等における公正性及び衡平性の確保、利用者ニーズに応えられる多様で良質な商品の供給、各種統計資料の作成・分析など、アクチュアリーの高度な専門知識・技能は様々な分野で活用されており、今後ともアクチュアリーがその機能を果たすことが不可欠である。こうした観点から、これら人材の専門職団体であり、指定法人たる同会が法に規定された業務を適正に運営することを確保するための監督上の指針を明確化する。

(2)　日本アクチュアリー会との十分な意思疎通の確保

日本アクチュアリー会監督にあたっては、日本アクチュアリー会の業務に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、日本アクチュアリー会からの報告に加え、日本アクチュアリー会との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、日本アクチュアリー会との定期的な面談や意見交換等を通じて、日本アクチュアリー会との日常的なコミュニケーションを確保し、業務に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

(3)　日本アクチュアリー会の自主的な努力の尊重

監督当局は、日本アクチュアリー会の自律的な意思決定に基づいて行われた業務運営を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。日本アクチュアリー会監督にあたっては、このような立場を十分に踏まえ、日本アクチュアリー会の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

Ⅵ－2　会の適切な運営

(1)　監督にあたっては、法令及び特例民法法人に対する監督に関する事務処理規

程に規定するもののほか、特例民法法人の指導監督にあたっての留意事項について（事務ガイドライン）において掲げられた閣議決定及び公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せに規定するもののほか、本指針に定めるところによることとする。

(2)　事務局等の確保

日本アクチュアリー会の事務を処理するため、事業の規模、内容等を考慮して事務局を設置し、所要の職員（事務局長１名の外に可能な限り常勤職員）を置いているか。また、これらの事務処理を行うために必要な事務所等の施設、物品等を確保しているか。

(3)　機関

①　監事として独立して権限行使ができる人材が選任されているか。また、監事は、監査の趣旨が、違法、不正の摘発のみならず、業務の公益的妥当性をも含む広範なものであることを踏まえ、監査を実施しているか。

②　評議員として独立して職務遂行ができる人材が選任されているか。また、評議員は、業務の公正さを確保し、適切な業務運営を実現する観点から、日本アクチュアリー会の独善的運営を防止するためのチェックに積極的に参加しているか。

(4)　会員が日本アクチュアリー会の業務及び活動を行うにあたっては、所属組織や依頼者から独立し、あくまで専門職能者として行動する職能団体であることが確保されるような方策がとられているか。

(5)　情報の開示

①　日本アクチュアリー会がインターネットのホームページやパンフレット等で行う情報開示における各開示項目については、利用者の視点に立って、適切かつわかりやすい表示がなされているか。また、開示項目の内容は、最新のものに更新されているか。

②　インターネットによるディスクロージャーを行う場合には、例えば、ホームページの運営に関するガイドラインを策定することなどにより、日本アクチュアリー会における情報の迅速かつ積極的なホームページへの掲載を図るとともに、ホームページの効率的かつ円滑な運用を図ることとしているか。

③　公益法人の設立許可及び指導監督基準に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。

Ⅵ－3　委託業務

(1)　日本アクチュアリー会が法第 122 条の 2 第 2 項第 3 号の規定による委託を受けて策定する、法第 116 条第 2 項の規定に基づく責任準備金の計算の基礎となる係数及び法第 121 条第 1 項各号に掲げる事項について、保険計理人が毎決算期において確認するための基準（以下、「係数及び基準」という。）については、以下のとおり取り扱うものとする。

(2)　係数及び基準の公開

係数及び基準については、ホームページへの掲載が継続的に行われ、国民等一般が容易にアクセスできるものとなっているか。また、係数及び基準に関する資料を最新の状態で、主たる事務所に常に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供しているか。

(3)　係数及び基準の策定手続きに関する規定

①　策定手続きは明確に定められているか。特に透明性確保の観点から、例えば、会員等からの意見募集の手続き、検討経過・参考資料の公表や係数及び基準の改定、廃止等の見直しの実施などに留意されたものとなっているか。また、必要に応じて学識経験者、公認会計士その他の専門家の意見を踏まえるものとしているか。

②　係数及び基準は、理事会による承認を受けているか。

(4)　係数及び基準のレビューの仕組み

係数及び基準は、保険事業環境の変化その他の事情に応じて見直されているか。なお、係数については、毎年その水準の妥当性について確認を行うとともに、その結果を公表しているか。

（注）　当該係数及び基準の改廃手続きについては、上記の策定手続きに関する規定も参照のこと。

Ⅵ－4　調査研究、統計作成、資料収集、情報提供

(1)　調査研究等の実施

保険数理の進歩、高度な保険数理の普及等を図るため、諸外国のアクチュアリー会や関連団体における先進的な研究成果の分析等を含む深度のある調査研究等を実施しているか。

(2)　調査研究活動の促進

会員の積極的な調査研究活動への参加を促進するための方策をとっているか。

Ⅵ－5　アクチュアリーの資格試験・資質の向上

(1)　高い水準の行動規範とその実効性の確保のための方策

①　保険計理人が法令上定められた職務を行う場合はもとより、アクチュアリーが専門業務の実施にあたり、常に専門職能者としてその機能を十分に発揮して職責を全うし、社会的信頼を高めるために、行動規範を定めているか。また、行動規範は、単に倫理規定に止まらず、補足的ガイダンス・ケーススタディ等とあわせて、具体的な行動指針や基準を示しているか。

②　行動規範の実効性の確保のため、充実した研修の実施、実効的かつ厳正・公正な手続き規定を含めた懲戒規定の整備などの方策がとられているか。

(2)　アクチュアリー資格試験制度

①　アクチュアリー資格試験の内容は、確率・統計、生保数理・損保数理、年金数理等、アクチュアリーとしての実務等に必要とされる専門的知識の有無を適切に測れるものとなっているか。また、保険数理の進歩等に対応して、試験内容やテキストの見直しを適時適切に行っているか。

②　アクチュアリー資格試験の公平かつ適切な運営が確保されているか。

③　利用者ニーズの多様化等に応じて高度な保険機能の提供が求められているなどの環境変化に伴い、アクチュアリーの業務内容が複雑多岐にわたり、活動範囲が広範なものとなってきていることに対応して、資格試験制度のさらなる充実について、必要な見直しを適時適切に行っているか。

(3)　会員の資質の継続的維持・向上

①　理事会等で定められた方針に基づいたアクチュアリーの専門職としての職務遂行能力の維持・向上を図るために、正会員資格取得のためには最低限の研修を要件とすることを含め、研修体制を整備しているか。

②　会員が専門的知識及び技能の維持・向上を不断に図ることを確保するために、一定の研修等の義務付けその他の方策をとっているか。また、保険数理の進歩に対応して、教育・研修内容の見直しを適時適切に行っているか。

Ⅶ　グループベースでの監督等

Ⅶ－1　監督にあたっての基本的考え方

海外事業展開を含めた保険グループの形成は、例えば、グループ内でリスクの分散・軽減や事業上のシナジーによる経営の効率化、サービスの向上等に資することが考えられる。他方、グループ内のリスクの伝播やリスクの集中等のグループ化に伴う新たなリスクが顕在化する可能性や、事業構造や組織構造の複雑化に対応した経営管理が求められる点にも留意が必要である。こうした点を踏まえ、保険グループにおいては、保険会社個社としての経営管理態勢及びリスク管理態勢の高度化に加え、我が国におけるIAIGか否かにかかわらず、グループ全体としての経営管理態勢及びリスク管理態勢の高度化を図っていく必要がある。

なお、グループ全体としての経営管理態勢及びリスク管理態勢の高度化のあり方は一様に定まるものではなく、経営管理会社による集権的な態勢からグループ内会社の所在法域の制度や市場環境、事業内容に応じた自律的な管理を尊重するより分権的な態勢まで、多様な形態が採られうる。これらのガバナンスモデルに優劣をつけるものではなく、保険グループの形成に伴うリスクへの対応の観点や事業・組織構造の複雑性を踏まえ、実効性のある態勢整備が図られていることが重要である。

Ⅶ－2　グループの経営管理

Ⅶ－2－1　意義

保険グループ全体の健全性及び業務の適切性の確保のためには、まずは当該保険グループを構成する各グループ内会社において、経営陣が自らの役割を十分に理解し、経営に対する規律付けを含め、有効かつ責任ある経営管理の態勢が構築され、適切に遂行されていることが重要である。

更に、経営管理会社は、グループ全体としての適切な経営管理の態勢構築・遂行に責任ある役割を果たさなければならない。そのためには、経営管理会社の代表取締役、取締役・取締役会、代表執行役、執行役、監査役（指名委員会等設置会社にあっては監査委員、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員）・監査役会（指名委員会等設置会社にあっては監査委員会、監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会）、管理者及び内部監査部門が果たす責務が重大である。

また、内部管理に関する業務が、共通の役職員によって行われている場合には、そうした兼職態勢が健全かつ有効に機能している必要がある。

以上を踏まえ、保険グループの経営管理のモニタリングに当たっては、Ⅱ－1－2に掲げる着眼点のほかに、例えば以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に

発揮されているかどうかを検証することとする。

Ⅶ－2－2　主な着眼点

(1)　経営管理会社の経営管理

①　経営管理会社の代表取締役、取締役、代表執行役、執行役、監査役、管理者においては、保険グループの規模、複雑性、国際性、グループとして有するリスクに鑑み、その役割を果たすために必要な知識・経験を有しているか。

②　経営管理会社の取締役及び取締役会等は、グループの構造を理解しリスクの特定・管理の高度化に資するよう、グループの経営構造及び相互関係について文書化するとともに、グループ内会社と経営管理会社間の指揮命令、報告態勢を明確にしているか。

③　経営管理会社の取締役及び取締役会等は、グループ全体の組織の構造、各グループ内会社の事業及びリスクについて十分理解したうえで、保険グループ全体の事業運営をより効果的に監督するための適切な経営管理態勢を構築しているか。

④　経営管理会社の取締役会等は、グループ全体の目標及びその目標を達成するための事業戦略を策定し、または監督するに際し、以下の点に留意しているか。

ア．海外事業展開を進めている保険グループにおいては、海外子会社等が事業を行っている法域における法律や規制及び事業を行うことにより発生するリスク

イ．グループの中長期にわたる財務の健全性

ウ．保険契約者とその他利害関係者との利害

エ．顧客の公平な取り扱い

オ．グループ内会社の利益と目標

⑤　経営管理会社の取締役会等は、グループ内会社間や業務部署間の潜在的な利益相反を特定し、回避し、管理するためのプロセスを定めているか。

(2)　経営管理会社の監査機能（注）

次に掲げる機関は、付与された広範な権限を適切に行使し、グループガバナンスの観点も踏まえ、業務監査を実施しているか。

・監査役設置会社における監査役

・監査役会設置会社における監査役会

・指名委員会等設置会社における監査委員会

・監査等委員会設置会社における監査等委員会

（注）「機能」とは、特定の活動を行うために権限を付与された主体を指す。個人・部門等の形式を問わず、また複数の部門に跨って権限が配分され全体と

して一つの機能を構成する場合もある。

(3)　グループ内部監査機能

保険グループにおけるグループとしての内部監査態勢については、以下のような着眼点に基づき、検証することとする。

①　経営管理会社の取締役会は、グループとしての内部監査の方針を策定し、経営管理会社の内部監査部門は、それを踏まえてグループ内の内部監査態勢を評価しているか。

②　経営管理会社の内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会等に報告しているか。また、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する態勢となっているか。

③　経営管理会社の内部監査部門は、グループ全体の方針、プロセス及び統制を評価しているか。また、被監査部門に対して十分牽制機能が働くよう独立し、かつ、実効性ある内部監査が実施できる態勢となっているか。

④　経営管理会社の内部監査部門は、グループ内の被監査部門のリスクの種類・程度に応じ、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案した上で、内部監査を実施しているか。

⑤　経営管理会社の内部監査部門は、グループ内の内部監査部門と連携しているか。

(4)　グループ保険数理機能

保険グループ全体としての財務の健全性を確保し維持していくため、グループ内会社において保険数理に関する事項の適切性を確保するための態勢が有効に機能している必要がある。このため、経営管理会社においては、グループ内会社を統括しグループ全体における保険数理に関する事項の適切性を確保する機能（グループ保険数理機能）を有していることが重要である。これを踏まえ、グループ保険数理機能については、以下のような着眼点に基づき、検証することとする。

①　グループ全体における保険数理に関する事項に関する方針が策定されているか。また、グループ保険数理機能は、それを踏まえ、グループ内会社における担当部門と連携しつつ、グループ全体及びグループ内会社における保険数理に関する事項を評価しているか。

②　グループ保険数理機能は、経営管理会社の取締役会等に対し、グループ全体の保険数理に関する事項及びそれらに関連した潜在的なリスク等に関し、少なくとも年1回は報告を行い、また独立した立場からの助言を行っているか。

③　グループ保険数理機能は、グループ内会社又はグループ全体において、保険数理に関する事項に問題が認められた場合にはそれらを適切に指摘しているか。

また、それらに対する改善策等の検討・実施に十分関与しているか。

④　グループ保険数理機能は、グループ全体及びグループ内会社に適用される規制上の資本要件の充足性の評価、グループ全体の経済資本の評価やストレステスト等につき、適切に関与しているか。

Ⅶ－3　グループベースの統合的リスク管理

Ⅶ－3－1　意義

保険グループにおいては、グループを形成することにより、単体での経営に比べ多様なリスクを内包する、あるいは個々のグループ内会社が適切なリスク管理を行っていたとしても、グループベースで捉えた場合には特定の資産や領域にリスクの集中をもたらすことも考えらえる。一方、グループ内でリスクの分散が図られる結果、グループ全体のリスクが軽減されることも考えられる。したがって、事業戦略及び日常業務の両面においてグループレベルで重要な全てのリスクを管理する必要があり、グループ全体の健全性確保やリスク管理がより一層重要となっている。

Ⅶ－3－2　主な着眼点

(1)　グループ内会社の相互関係により、グループ内会社に与えるリスクの影響が変わることに留意しているか。例えば、リスク及び資本の管理において、リスクの伝播、グループ内取引、リスクの集中、新規事業参入又は既存事業からの撤退、保証やリスクの移転、流動性、オフバランス取引のエクスポージャー等を考慮しているか。また、資本のダブル･ギアリング、マルチプル・ギアリング等についても考慮しているか。

(2)　リスク計量モデルを使用する場合には、グループとしての重要な戦略上及び事業上の意思決定を支援又は検証するツールとなりうることを十分認識し、グループ内で共通の内部モデルを使用するなど、グループ全体の統合リスク量を的確に計量する態勢を整備しているか。また、海外拠点を有する保険グループ及び外資系保険グループ（注）においては、必要に応じて、グループ共通の内部モデルに当該地域の特性に応じた修正を加えるなど、適切なリスク量を把握する態勢を整備しているか。

（注）　海外拠点を有する保険グループとは、保険グループのうち、海外に支店又は出資先外国法人を有するものをいう。また、外資系保険グループとは、保険グループに類似する企業集団であって、外国に本店又は主たる事務所を有する法人であって、保険会社を子会社とするもの、又は外国保険会社等をい

う。

⑶　グループの統合的リスク管理に関する枠組みは、グループ全体にわたって可能な限り一貫性のあるものとなっているか。グループ内会社が事業を行う法域における法令及び規制等により、統合的リスク管理上重要な相違点がある場合は、当該相違点は明確に認識されているか。

⑷　保険グループ又は保険会社が、より大きなグループの一部を構成しているために生じるグループリスクが存在する場合には、そのリスクも考慮しているか。

⑸　経営管理会社は、経営戦略及びリスク特性等に応じて、グループとしてリスクの特定及びリスク・プロファイル、リスク測定、リスク管理方針及びリスクとソルベンシーの自己評価等を含む統合的リスク管理を適切に実施しているか。

⑹　経営管理会社は、グループリスク管理態勢を、定期的（少なくとも年１回）あるいは戦略目標の変更時等必要に応じ見直しているか。

また、経営管理会社は、グループベースの統合的リスク管理態勢について、定期的に内部又は外部による独立的な評価を行っているか。

⑺　定量又は定性的なリスク選好をグループ内及び必要に応じて外部に伝達及び周知するプロセスを確立及び維持しているか。

⑻　例えば、グループ経営理念の設定周知、各種研修の実施、職員の適切な報酬体系の構築、エマージングリスク（現在は、認知していないリスクまたは発生の可能性が極めて低いリスクまたは影響が軽微であるリスクのうち、環境の変化により重要なリスクとなる可能性があるもの）の洗い出し及びその共有態勢の構築等を通じ、グループ全体のリスク文化を醸成する取組みを実施しているか。

⑼　グループ内取引は、グループ内会社間のシナジー効果を生み出し、コストの最小化と利益の最大化、リスク管理の向上及び効果的な自己資本と資金調達の管理に資するものであるが、他方で、グループ内取引は、グループ内でのリスク移転や伝播を伴う側面があることから、健全性に重大な影響を及ぼす可能性があり、また、法令等に則した適切な対応等が行われていない場合には、グループ内において取引の公正性が歪められたり、業務の適切性が損なわれたりする可能性がある。

従って、経営管理会社及び各グループ内会社は、以下のようなグループ内取引について法令等遵守及びリスク管理に係る適切な態勢が構築されていることが重

要である。
・グループ内会社間の配当
・グループ内会社間の資本（信用状を含む）取引
・グループ内会社間の貸付や借入等の流動性を補完する取引
・グループ内会社間の投資取引
・グループ内会社間の再保険
・グループ内会社間のサービス提供取引
・複数のグループ内会社が共同で実施する取引
・グループ内会社間の委託受託取引

Ⅶ－3－3　グループベースの報告態勢

Ⅶ－3－3－1　意義

グループ内会社は、それぞれ法人として独立した存在であるが、グループ内会社で顕在化したリスクがグループ内の他の会社に波及し、グループ全体に損害が生じる可能性があることを踏まえれば、経営管理会社は、グループベースのリスク管理及びソルベンシーポジションを十分把握、理解していることが必要であり、これらを的確に監視、管理するため、グループベースのリスクとソルベンシーの自己評価を定期的に実施することに加え、例えば四半期に一度、直近のリスク管理の状況を取締役会等に報告すること等が求められる。

Ⅶ－3－3－2　報告対象とするグループの範囲

(1)　報告対象とするグループの範囲は、必ずしもグループ内の全ての法人を対象とする必要はないが、保険持株会社（中間持株会社を含む）、兄弟会社、子会社、関連会社のいずれを問わず、その会社の行う取引のリスクが保険会社へ波及していくことを考慮し、非保険事業体も含めた実質的な関係（例えば、資本参加や影響力、契約上の拘束力、相互関連性、リスクのエクスポージャー、リスクの集中、リスク移転、グループ内取引など）に着目し、グループの範囲を定めているか。
　なお、ここでいうグループとは、会計や税務目的など、他の目的のために定義されたグループとは異なる場合があることに留意する。

(2)　再編や新規事業への参入、既存事業からの撤退並びに市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じてグループの範囲の適切性を確認しているか。

Ⅶ－3－3－3　報告体制と役割

(1)　経営管理会社は、業務やリスク特性、規模、複雑性に応じて、グループベースのリスクを統合的に管理する部門、同部門の長及び担当役員を明確化したうえで、グループ内会社及び関連部門との間の役割分担を明確化しているか。リスクを統合的に管理する部門は、グループ内会社及び関連部門に対する牽制機能を確保しているか。

(2)　経営管理会社の取締役会等は、グループベースの必要な経済資本の充足状況、ソルベンシー・マージン規制に基づく資本の充足状況の報告を踏まえ、必要な意思決定を行うなど、把握した情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

Ⅶ－3－4 グループベースの資産負債の総合的な管理

経営管理会社は、グループの資産負債の総合的な管理に関する方針等を策定し、有効なガバナンス機能を発揮し、当該方針等と整合的なグループ及びグループ内会社の資産負債の総合的な管理態勢を適切に整備することが重要である。

Ⅶ－3－5 グループベースの保険引受リスク管理態勢

Ⅶ－3－5－1　意義

海外拠点を有する保険グループにおいては、各国間の保険に関する法令及び慣行が異なり、その差異を十分考慮したグループ運営が重要である一方、経営管理会社が、グループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、保険引受、料率設定、準備金計上、及び再保険プロセス等に関するグループベースの保険引受リスク管理態勢を適切に整備することが重要である。またグループ内会社においても、グループベースの保険引受リスク管理態勢と整合的な保険引受リスク管理態勢を適切に整備することが重要である。

Ⅶ－3－5－2　主な着眼点

(1)　経営管理会社は、グループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループの保険引受に関する方針等を整備し、各グループ内会社は当該方針 等と整合的な保険引受に関する規程を整備及び適用しているか。

(2)　経営管理会社は、グループベースの保険引受リスク管理態勢及びグループ内会社内における保険引受リスク管理態勢が整備されていることをモニタリングするための態勢を適切に整備しているか。

(3)　各国間の保険数理に関する法令及び慣行は異なるものの、グループ内会社間で整合的な保険数理に基づくグループベースの財務情報を把握できなければ、現状認識及びそれに基づく意思決定を誤ってしまうおそれがある。そこで経営管理会社は、例えば以下のような事項を含む、グループとしての保険数理に関する方針及び実務に関する基準等を策定しているか。

・保険負債計算の前提条件
・保険負債の計算方法
・保険負債の計算に使用するデータの内容
・再保険を考慮した保険負債計算の計算方法
・上記の事項及び計算に使用するモデルの妥当性を検証するプロセス
・財務上のソルベンシー評価のための将来キャッシュフロー予測において使用される保険数理に関するモデルに係るモデルリスク管理
・グループ全体において、当該方針及び実務に関する基準等が適切に遵守されているかをモニタリングするための態勢

(4)　グループベースの財務状況を適正に分析及び把握し健全性を確保する観点から、グループベースの保険数理に基づく財務の現状及び将来の分析に関して、直近の実績等、保険引受、及び再保険戦略等を踏まえ、経営管理会社の取締役会等に適切に報告されているか。また上記の分析上、重要な要素となる保険負債及び再保険回収資産の評価の妥当性について検証が行われ、合わせて報告されているか。

Ⅶ－3－6 グループベースの再保険に関するリスク管理

Ⅶ－3－6－1　意義

再保険はグループベースの保険引受リスクの最適化に役立つ一方、その取引及びリスク管理は複雑になることが多い。経営管理会社は、このような再保険の特徴を十分考慮した上で、グループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループベースの再保険に関するリスク管理態勢を適切に整備することが重要である。またグループ内会社においても、グループベースの再保険に関するリスク管理態勢と整合的な再保険に関するリスク管理態勢を適切に整備することが重要である。

Ⅶ－3－6－2　主な着眼点

(1)　経営管理会社は、グループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループの再保険に関する方針等を整備し、各グループ内会社は当該方針等と整合的な再保険に関する規程を整備及び適用しているか。

(2)　グループベースの再保険に関するリスク管理態勢を整備するにあたっては、以下の点を考慮しているか。

・グループベースのリスク量とリスク選好等又は資本管理戦略の相互関係
・グループ再保険戦略及びグループ内会社の実務
・グループ内会社が適用を受ける法令及び慣行
・再保険に係るカウンターパーティの信用リスクに対するリミット又はリスク選好等
・リスク移転商品を含む代替的リスク移転手法の活用
・ストレス下における再保険を通じたリスク移転の実効性

(3)　経営管理会社は、グループベースの再保険に関するリスク管理態勢及びグループ内会社における再保険に関するリスク管理態勢が整備されていることをモニタリングするための態勢を適切に整備しているか。

Ⅶ－3－7 グループベースの資産運用リスク管理態勢

Ⅶ－3－7－1　意義

運用対象となる金融商品の中には、変動性が高いもの、複雑な構造のもの、及び流動性が低いものなど、リスクが相対的に高いものが存在し、一部のグループ内会社等がリスクの高い商品に投資した結果、保険グループ全体の健全性が低下する場合も想定される。経営管理会社は、このような事態が生じないようグループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループベースの資産運用リスク管理態勢（証券化商品等のクレジット資産について、外部格付に過度に依存しないための態勢を含む。）を適切に整備することが重要である。グループ内会社においても、グループベースの資産運用リスク管理態勢と整合的な資産運用リスク管理態勢を適切に整備することが重要である。

Ⅶ－3－7－2　主な着眼点

(1)　経営管理会社は、グループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点

から、グループの資産運用に関する方針等を整備し、各グループ内会社は当該方針等と整合的な資産運用に関する規程を整備及び適用しているか。

(2)　グループベースの資産運用リスク管理態勢を整備するにあたっては、各海外拠点の現地法制を十分考慮しているか。

(3)　エクスポージャー（オフバランス項目に係るものを含む）が集中するリスクを、グループ内会社レベル及びグループ全体レベルの双方で、リスク選好や限度額等を設定するなどして、適切に管理する態勢が整備されているか。特に金融機関に対するエクスポージャーは、金融市場混乱時にはリスクを増幅させるおそれがあることを考慮しているか。

(4)　グループベースの資産運用リスク管理態勢及びグループ内会社における資産運用リスク管理態勢が整備されていることをモニタリングするための態勢を適切に整備しているか。

Ⅶ－3－8　グループベースの流動性リスク管理態勢

Ⅶ－3－8－1　意義

グループベースのソルベンシーが十分であったとしても、資金流動性が枯渇し支払い不能となりグループ内会社が破綻したり、また市場流動性が低い商品に一部のグループ内会社等が投資した結果、保険グループ全体が流動性の危機に直面したりする可能性があり、流動性リスク管理は極めて重要である。そのため、経営管理会社は、グループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループベースの流動性リスク管理態勢を適切に整備するとともに、グループ内会社においても、グループベースの流動性リスク管理態勢と整合的な流動性リスク管理態勢を適切に整備することが重要である。

Ⅶ－3－8－2　主な着眼点

(1)　経営管理会社は、グループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループの流動性リスク管理に関する方針等を整備し、各グループ内会社は当該方針等と整合的な流動性リスク管理に関する規程を整備及び適用しているか。

(2)　経営管理会社は、グループベースにおいて、流動性リスクに関するリスク選好、

リスク許容度、リスク・リミット等を設定し、その遵守状況を確認しているか。また、流動性に関するストレステストを実施しているか。

(3)　流動性に関するストレステストの実施にあたっては、複数の主体が共通の行動を取ること等により、ストレスが増幅されるような状況を想定する必要がある場合は、そのような状況を適切に考慮しているか。

(4)　流動性に関するストレステストの実施にあたっては、以下のような事項を必要に応じて勘案しているか。

・流動性資産の保有状況及びストレス下におけるその利用可能性
・ストレス下における流動性資産の減価（ヘアカット）
・ストレス下の保険料や利息収入
・大量解約や巨大災害の発生等に伴う保険金等の請求
・保険グループの格下げ
・経営管理会社及びグループ内会社間の資金の移転可能性
・外貨に係る外国為替市場等の流動性
・保有資産及び資金調達手段の相関関係及び分散状況
・追加証拠金及び追加担保の可能性
・クレジットラインや有担無担の短期資金調達の利用可能性

(5)　流動性に関するストレステスト等において、ストレス下の資金流出がストレス下の資金流入及び流動性資産を超過することが判明した場合は、利用可能でありかつ適切なヘアカットを設定した上で十分な価値を有する流動性資産を準備しているか。

　また、短期間に流動性資産が必要となる場合（例えば、日次又は週次）は、長期間に必要となる場合よりも、より流動性が高い資産が必要となるかもしれない点に留意しているか。

(6)　経営管理会社は、グループベースで流動性危機時の対応策を策定するとともに、適時に見直しを実施しているか。

(7)　経営管理会社は、グループベースの流動性リスクに係る管理の状況について、リスクとソルベンシーの自己評価と合わせるなどして、定期的に取締役会等に報告しているか。

Ⅶ－3－9 グループベースのオペレーショナル・リスク管理態勢

経営管理会社は、グループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループベースの「オペレーショナル・リスク管理態勢」を適切に整備するとともに、グループ内会社においても、グループベースの「オペレーショナル・リスク管理態勢」と整合的な「オペレーショナル・リスク管理態勢」を適切に整備することが重要である。

Ⅶ－4　グループベースの業務の適切性

Ⅶ－4－1　グループコンプライアンス（法令等遵守）態勢

経営管理会社によるグループのコンプライアンス態勢の整備については、以下のような着眼点に基づき、検証することとする。

① 経営管理会社の取締役会等は、法令等遵守をグループ経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して経営管理会社及びグループ内会社の法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。

② 経営管理会社の取締役会等において、法令等遵守に係るグループの基本方針が策定され、グループ内会社に周知徹底されているか。また、その内容は単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示すものとなっているか。

③ 経営管理会社に、グループの規模、特性及びグループ内会社の業務内容等に応じ、グループのコンプライアンスに関する事項を統括して管理する部門（以下「コンプライアンス統括部門」という。）を設置し、グループあるいはグループ内会社の法令等遵守態勢を適切に管理することとしているか。

④ コンプライアンス統括部門は、適時適切にグループにおける法令等遵守状況を把握し、経営管理会社の取締役会等に少なくとも四半期に一度報告しているか。

⑤ 経営管理会社の取締役会等は、法令等遵守状況の報告に基づき、必要な意思決定を行うなど、把握された情報を業務の改善及びグループ内の法令等遵守態勢の整備に活用しているか。

⑥ コンプライアンス統括部門は、グループ内会社等や業務部署間の利益相反関係の明確化・役職員に対する周知徹底や、潜在的な利益相反のリスクの明確化を行い、それらに対する具体的な対応や回避策を定めているか。

Ⅶ－4－2 グループ外部委託態勢

経営管理会社は、外部委託を行う際には、外部委託に伴う潜在的な各種のリスクの伝播等の影響を勘案し、顧客保護又は経営の健全性を確保する観点を踏まえた委託方針を作成するとともに、例えば重要な外部委託については経営管理会社による承認プロセスを設ける等、その経営の健全性の確保の観点から、必要な態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）を図っ

ているか。その際、以下に示す点に留意しているか。

① 委託先の選定

保険グループの経営の合理性や当該グループのレピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。

② 契約内容

契約内容は、例えば、以下の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。また、当該契約内容が文書で担保されているか。

ア．提供されるサービスの内容及びレベル並びに解約等の手続き

イ．委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責務。委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係（必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む。）

ウ． グループ内会社が、当該委託業務及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容

③ 管理態勢

委託業務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢（委託契約において、委託先に対して業務の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。）等の管理態勢が整備されているか。

④ 情報提供

委託事務の履行状況等に関し委託先から経営管理会社又はグループ内会社への定期的な報告に加え、必要に応じグループ全体として適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。

⑤ 監査

経営管理会社又はグループ内会社において、外部委託業務についても監査の対象としているか。

⑥ 緊急時等の対応

委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、保険グループ全体の業務に大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、保険グループ全体のレピュテーションに与える影響等を考慮しているか。

⑦ グループ内会社への外部委託

委託契約が経営管理会社とグループ内会社との間において締結される場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。

Ⅶ－5 その他

Ⅶ－5－1 再建・処理計画の策定

Ⅶ－5－1－1　意義

保険グループのうち、大規模で複雑な業務（国際的な活動を含む）を行うものについては、当該保険グループが危機に直面した場合には、保険契約者の保護にも大きな影響を及ぼすことが想定される。更には、事業構造によっては、その影響が当該保険グループのみならず、金融システム全体にも及ぶ可能性もある。こうしたことを踏まえ、監督上、危機管理の一環として、これをできる限り未然に防止していくことが重要であり、我が国においても、保険グループの規模・特性を踏まえつつ、再建計画や処理計画に関する取組みを進めていく必要がある。

Ⅶ－5－1－2 着眼点と監督手法・対応

(1)　再建計画は、大きなストレスが発現し保険グループの健全性が大きく損なわれる事態に至った場合に効果的な対応を行うためのオプションやプロセスについて、平時から一定の整理を行っておくものである。これにより、平時におけるリスクの所在のより的確な理解、更にはストレス発現時における迅速な対応を可能とすることが期待される。

一方で、保険グループを取り巻くリスクは多様であり、発生しうるストレスシナリオをすべて網羅することは必ずしも現実的ではない。また、現実にストレスが発現した状況では、再建計画における事前の想定がそのまま妥当するとは限らず、当該状況において最適と考えられる選択肢を検討することが必要となる可能性がある。再建計画の策定に当たっては、こうした点にも留意しつつ、実効性のある内容とすることが重要である。

こうした着眼点を踏まえ、我が国におけるIAIG及び必要に応じてその他の大規模で複雑な業務（国際的な活動を含む）を行う保険グループの経営管理会社に対しては、法第128条又は法第271条の27に基づき、年１回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画等の策定・提出を求めるものとする。再建計画等の内容は、各保険グループの構造やビジネスモデルの実態に応じて異なるものとなるが、IAISの議論等を踏まえ、例えば、以下の項目が含まれているか確認するものとする。

・再建計画の概要
・保険グループの構造の分析
・再建計画発動に係るトリガー
・ストレスシナリオの分析
・リカバリー・オプションの分析
・グループ内及び対外的なコミュニケーション戦略
・再建計画に係るガバナンス（再建計画に必要な情報の取得・管理に必要な態

勢・システム等を含む）

(2)　我が国におけるIAIG については、ComFrameの趣旨を踏まえ、必要と認められる場合には、海外当局と連携しつつ、当局にて処理計画を策定することとする。処理計画の必要性は、当該IAIGが活動する法域の数、グループ全体の事業構造及び組織構造の複雑性、破綻時に金融・経済システムに対して与える影響等を勘案しつつ、総合的に判断するものとする。

処理計画を策定する場合には、計画の見直し及びこれらの処理の実行可能性の評価を、年１回又は当該保険会社の事業・グループ構造等に重要な変更があった場合に、当局にて実施するものとする。

Ⅶ－5－2　海外当局との連携によるグループ監督

海外当局に対して、海外当局による保険グループの監督に資する情報を提供するとともに、積極的な意見交換の働きかけを行うこととする。具体的には、以下のような措置を講じることで、連携を確保することとする。

(1)　海外拠点を有する保険グループの場合

海外拠点を有する保険グループにおいては、以下のような措置を講じ、海外当局との連携を図ることとする。

①　Ⅲ-1-2「検査・監督事務の具体的手法」の内容に即してモニタリングを行う際には、海外当局との連携にも特に留意し、海外当局との間でグループの経営管理会社あるいはグループの財務の健全性及び業務の適切性等に関する積極的な情報交換を行うこととする。

②　海外拠点の業務に重大な影響を及ぼす保険グループ監督政策については、海外現地当局へ通知するよう努めることとする。また、海外拠点に影響を与えるような措置を実施する場合には、事前に海外現地当局と協議するよう努めることとする。

③　海外当局から海外拠点の設置等に関する許認可等についての意見照会等があった場合には、これに積極的かつ適切に対応することとする。

(2)　外資系保険グループの場合

外資系保険グループにおいては、以下のような措置を講じ、海外当局との連携を図ることとする。

①　外資系保険グループの国内拠点の設置について許認可等を付与する場合、当該

外資系保険グループの経営管理を行う会社の所在地当局である海外当局からの同意を求めるよう努めることとする。海外当局からの積極的な応答が得られない場合や応答が不適切な場合には、必要に応じ、その是正を求めるか、許認可等に条件を付すこととする。

② 海外当局に報告する必要があると思われる外資系保険グループの在日拠点における監督上の問題点を発見した場合、あるいは国内拠点から当該外資系保険グループの経営管理を行う会社への不正確な情報の伝達を発見した場合には、海外当局への積極的な連絡を行うこととする。

③ 本監督指針に掲げられる監督上の留意点に関して、海外にある当該外資系保険グループの経営管理を行う会社に対して何らかの対応が講じられる必要があると認められる場合には、海外当局に事前に通知し、協力を求めることに努めることとする。

④ 国内にある当該外資系保険グループを構成する各会社に行政処分を発動する場合には、可能な限り海外監督当局に事前に通知し、連携強化に努めることとする。

（別紙１）

立入検査の基本的手続

本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。

立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。

そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。

したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。

上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。

なお、本基本手続の書面・対面に係る記載については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

１．立入検査開始前

（１）予告

立入検査の効率性の観点から、原則として、被検査金融機関に対して立入開始前に予告を行う。

ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

（２）予告から立入検査開始までの期間

予告を行う場合、検査通知書の交付等により被検査金融機関に通知する。

その後、被検査金融機関と調整の上、検査班及び被検査金融機関双方の準備が可能となる立入開始予定日を別途連絡するとともに、立入検査開始までに立入を行う検査官名を伝達する（検査途中で変更があれば、その都度、伝達する。）。

なお、当該通知後、自然災害の発生等やむを得ない事情により、検査の実施が困難になったと認められ、立入開始を変更又は中止する場合には、速やかに被検査金融機関に連絡する。

（３）事前に資料等を求める際の留意事項

主任検査官は、予告後、立入開始前に、被検査金融機関に対して、事前に求める資料等の記載内容等を説明し、提出期限等を示して資料等を求める。

事前に資料等を求めるに当たっては、以下に定める点に十分留意するとともに、日常的なモニタリング等で徴求した資料等の活用に努め、当該事前に求める資料等は必要なものに限定する。

① 原則、被検査金融機関の既存資料等を活用する。

② 提出を求める資料等については、主任検査官が、予め、口頭又は書面により提示するが、これを踏まえ被検査金融機関より提出される資料等は、必要とする記載内容等を満たす限り受領する。

③ 検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による資料等の提出、検査会場における資料等の備え置き等の対応を認める。

④ 提出期限の設定に当たっては、被検査金融機関の対応能力や事務負担に配慮する。

（４）被検査金融機関に対する重要事項の事前説明等

主任検査官は、立入開始前に（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、以下の対応を行う。なお、その際、必要に応じて、被検査金融機関の承諾を得て、被検査金融機関の施設内で説明等を行うことができる。

① 被検査金融機関に対して、別紙１－２に定める重要事項について説明を行い、立入初日までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、代表権を有する役員より承諾を得る。

② 立入検査の円滑な実施の観点から、必要な庶務事項等について被検査金融機関と協議する。

③ 必要に応じて、被検査金融機関より、検証対象としている分野等について説明を受ける。

２．立入検査中

（１）検査命令書等の提示

主任検査官は、無予告で実施する立入検査の開始に際しては、被検査金融機関の役員その他の責任者に対して、検査命令書及び金融庁等の職員が立入検査の際に携帯すべき身分証明書を提示して、立入検査を行う旨を告げなければならない。その際、立入を行う検査官名を伝達する（立入途中で変更があれば、その都度、伝達する。）。

また、予告・無予告を問わず、立入中、関係人の請求があったときには、金融庁等の職員が立入検査の際に携帯すべき身分証明書を提示する。

（２）外部監査人（会計監査人）との意見交換

外部監査人（会計監査人）との意見交換は、主任検査官の判断又は外部監査人の要請に応じ、被検査金融機関及び外部監査人の同意を得た上で、以下の点に留意して実施する。

① 意見交換の実施に先立ち、当該意見交換の場における外部監査人と被検査金融機関との間での守秘義務が解除されていることを確認する。

② 意見交換に当たっては、被検査金融機関に対する外部監査の状況及び経営実態に関する外部監査人の認識等の確認や、検査班が把握した問題点、

その判断根拠等を外部監査人に伝え、これらの点に関する見解を直接確認するなど、両者で十分な意見交換を行う。

（３）資料等を求める際の留意事項

検査官は、被検査金融機関の業務の的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、主任検査官の承認の下で、随時、資料等を求めることができる。

なお、資料等を求めるに当たっては、被検査金融機関の負担への配慮や、効率的・効果的な立入検査の実施の観点から以下の点に留意する。

① 資料等の必要性や重複を十分検討の上、必要な限度とする。

② 原則、被検査金融機関の既存資料等を活用するが、既存資料等以外の資料の提出を求める場合には、必要とする記載内容等を満たす限り、その様式を問わない。

③ 資料等の提出方法については、検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による提出、検査会場への備え置きによる提出等を認める。

④ 提出期限の設定に当たっては、被検査金融機関の対応能力や事務負担に配慮する。

（４）検証

検査官は、立入中における検証に当たっては、以下の点に留意する。

① 被検査金融機関との間における対話が重要であることを十分に認識し、相手の説明及び意見をよく聞くとともに、当方の考え方を伝える場合には、監督指針のほか、分野別の「考え方と進め方」等を踏まえ、その根拠等も添えて説明しなければならない。

② 被検査金融機関に対して問題点の指摘や課題の共有を行い、それに対する被検査金融機関の認識の確認を行う場合は、認識の明確化を図るため、原則として書面を利用する。

③ 被検査金融機関のビジネスモデル等経営判断に関連する事項については、社外取締役等を含め、幅広い役職員と対話を行うなど、慎重な実態把握に努めるほか、当該事項について指摘や課題の共有を行う場合は、極めて慎重な判断が必要であることに留意する。

（５）実地調査

被検査金融機関の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うために、必要に応じて、検査官が、被検査金融機関の役職員が現に業務を行っている施設、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧等を行いつつ、業務運営について調査（以下、「実地調査」という。）を実施する。

実地調査の実施に当たっては、立入検査が被検査金融機関の協力の下、実施されることに留意し、被検査金融機関の物件を閲覧し、又は、提出を受ける際には、その承諾を得るとともに、以下の要領で行う。

① 実地調査は、立入検査の効果的な実施の観点から、検査上の必要性、事務量、前回検査結果等を勘案の上、予告を行うか又は無予告で行うかを判断する。予告する場合は、事前に対象場所や日程等を被検査金融機関に通

知する。

② 主任検査官は、実地調査の実施に当たっては、以下の点を検査官に周知徹底する。

イ．実地調査の実施が、極力、被検査金融機関の営業に支障が生じないように配慮する。

ロ．役職員のプライバシーに関する個人所有物など、業務に係る物件以外の物件について、閲覧を求めない。業務に係る物件かそれ以外の物件かの判断が困難な場合は、相手方の承諾を得た上で、その判断に必要な限度で確認を行い、判断する。

ハ．調査は複数の検査官をもって行うものとし、被検査金融機関の責任者等一人以上を立ち会わせる。

③ 実地調査の実施に当たっては、対象とする施設等に置かれている全ての業務に係る物件の中から、立入検査に必要な原資料等を適宜抽出した上で、閲覧を求める。

④ 上記③において閲覧を求めた原資料等を、実地調査を行う施設等以外に持ち出す等の場合には、管理簿などで適切に管理する。

（６）立入検査終了手続（エグジットミーティング）

主任検査官等（主任検査官又は検査担当課室という。以下同じ。）は、立入検査中の適宜の時期に、把握した事項や問題点・課題を整理し関係部局の幹部等に報告を行い、当局としての認識共有を図る。

その上で、主任検査官等は、立入終了に当たり、被検査金融機関の役員との間で以下の対応を行う。

① 上記（４）に即して行われた書面等を含め、被検査金融機関との間での対話の内容を確認する。

② 特に、立入の過程で把握した事実関係については、その内容に両者の間で認識の相違がないことの確認を十分行う。

③ また、主任検査官等は、立入を通じて把握した問題点・課題について伝達し、これに対する被検査金融機関の認識を聴取し、その時点での主任検査官等と被検査金融機関との間の認識の一致及び相違を確認する。なお、この確認に当たっては、原則として前述（４）②の書面を利用するなど、明確化を図る。

④ 立入検査における最終的な見解は、原則として検査結果通知等により示される旨を被検査金融機関に伝達するとともに、それまでの間に必要があれば再度立入検査を行う場合があることを説明する。

（注）立入検査は、検査実施日（予告を行う立入検査の場合は予告日、無予告で行う立入検査の場合は立入開始日）より開始し、原則、検査結果通知等をもって終了とする。なお、検査結果通知等を発出しない場合は、別途、主任検査官等より検査結果の伝達方法と立入検査の終了時期について被検査金融機関へ連絡する。

（７）立入検査の中断

以下の場合等においては、立入検査を中断することができる。

① 被検査金融機関側の作業に長期間を要したり、一旦帰庁し検証・分析するなど、立入中断が効率的な立入検査の実施の観点から適切と認められる場合

② 自然災害、大規模なシステムダウン等の重大な事由の発生により、立入検査の継続が困難であると認められる場合

（８）その他の留意事項

① 主任検査官は、立入中、被検査金融機関との間で、定期的に以下の点について、情報・意見交換を行う。

イ．立入検査の進捗状況

ロ．被検査金融機関の検査対応の状況

ハ．検査実施に関する要望事項

なお、主任検査官は、被検査金融機関の求めに応じ、立入終了を見込むことが可能な段階で、その立入終了見込みを示すことができる。

② 同一金融グループ内の複数の金融機関に対して同時期に立入検査を実施する場合や同一テーマについて複数の金融機関に対して横断的な立入検査を実施する場合には、各検査班は、相互に必要な連携を図るなど、立入検査の効率的・効果的な実施に努める。

③ 被検査金融機関からの申出による立入検査への第三者立会いについては、特段の事情があると主任検査官が判断する場合を除き、これを認めない。

④ 被検査金融機関の役職員等に対し、質問を行う場合又は資料等を求める場合には、原則として、被検査金融機関の就業時間内に行う。ただし、やむを得ず就業時間外に行う必要があると主任検査官が判断した場合であって、相手方の了解を得た場合は、この限りではない。

３．立入検査終了後

（１）検査結果通知書等の交付

主任検査官は、立入検査を通じ把握した事項、問題点・課題をとりまとめた検査報告書を作成する。

検査担当局長（財務局においては、財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長）は、本報告書その他立入検査における検査内容を審査し、立入検査を通じ把握された事項、問題点・課題の軽重に応じて（意見申出に関する審理結果がある場合にはその結論等を十分に踏まえ）、検査結果通知書等を作成し、被検査金融機関に交付する。（なお、被検査金融機関を子会社とする金融持株会社がある場合には、必要に応じて当該持株会社に対して被検査金融機関の検査結果通知書（写）を交付する。）

その際、被検査金融機関に対して、検査結果通知書等の内容については後日、照会を行うことができる旨を説明する。

なお、検査結果通知書等の交付は、迅速な審査の上、立入終了後、出来る限り早期に行う。

なお、書面で通知するまでもない軽微な問題点・課題についてはエグジットミーティングでの「講評」にとどめ、ビジネスモデル等の継続的な対話を行っていく課題については「当局所見」又は「検査結果通知」、重要な問題点・課題については「検査結果通知」として書面を交付する。なお、通年で実施した立入検査の結果については、把握した事象の軽重により、「フィードバックレター」と「検査結果通知」を使い分ける。

（２）検査結果に基づくモニタリング

立入検査は金融モニタリングの一手法であることから、特に、検査官と継続的なモニタリングを担当する職員が異なる場合には、両者が十分に情報共有・連携しつつ、検査結果通知に基づく法令上のフォローアップを行う場合にとどまらず、立入検査を通じ把握された事項や問題点・課題に関して、継続的なモニタリングを実施する。

４．情報管理

（１）個別検査内容の不開示理由

検査官等職員が、外部から、個別の被検査金融機関に対する立入検査等の内容等（立入検査があった事実を含む。）について照会を受けた際は、原則として以下の理由から不開示とする。

① 被検査金融機関やその取引先の権利、競争上の地位やその正当な利益を害するおそれがある。

② 将来の検査一般において、正確な事実の把握を困難にするなど、検査の実効性を損ねるおそれがある。

③ 被検査金融機関に多大な影響を及ぼすのみならず、金融情勢全般に不測の影響を与えるおそれがあり、金融システム全体の安定性が確保されないおそれがある。

（２）立入検査等情報管理上の留意点

検査官等職員は、立入検査等に関する情報を、個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

① 立入検査等の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

② 立入検査等に関する情報を検査・監督の目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。

③ とりわけ、被検査金融機関の秘密事項及び顧客のプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

（３）主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任検査官は、各職員が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者（財務局においては、財務局文書管理規則等で定める文書管理者）をいう。

（４）検査関係情報の取扱い

モニタリングの過程の情報は、当局からの質問、指摘、要請や金融機関の経営内容や対話の過程等を内容としており、適正に管理される必要がある。

その中でも特に、法令に基づく行政調査手続である立入検査に関する情報（以下「検査関係情報）」（注１）という。）は、当局の問題意識や金融機関や取引先の極めて機微な情報が含まれており、これが当局の関知しないところで、第三者へ開示された場合には、将来の立入検査において、正確な事実の把握や対話を困難にするなど、立入検査の実効性を損ねるおそれがあるほか、対象金融機関及び取引先の正当な利益等を害し、ひいては金融情勢全般に不測の影響を与え、金融システム全体の安定性が確保できなくなるおそれがある。

このため、主任検査官は、検査関係情報について、当局の事前の承諾なく、第三者（注２）には開示してはならない旨を説明し、立入初日までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）この旨の承諾を得る。

（注１）ここでいう「検査関係情報」とは、検査結果通知等の当局より還元された立入検査の結果だけではなく、立入検査等（立入検査と同時に実施されたモニタリングを含む。）を実施した際の当局からの質問、指摘、要請や、当局からの指示で作成・提出した資料、その他当局と被検査金融機関の役職員等との間のやりとりの内容のほか立入検査があった事実等をいう。なお、当局に提出した資料であっても、立入検査とは無関係に金融機関において作成したものは含まれない

（注２）ここでいう「第三者」には、被検査金融機関の経営全般を管理する立場にある銀行法第２条に規定する銀行又は銀行持株会社、あるいは保険業法第２条に規定する保険会社又は保険持株会社は含まれない。

また、被検査金融機関が銀行又は保険会社の場合は、上記に加え、被検査金融機関の経営全般を管理する立場にある親会社及び海外本店等（外資系金融機関の場合）も「第三者」には含まれない。

ただし、上記の「第三者」に含まれない持株会社等は、事前に所定の様式の「承諾書」を当局に提出する必要がある。

なお、当該「承諾書」は、被検査金融機関の持株会社等が交代する等、経営管理体制等に変更が無い限り、再度の提出は要しない。

５．その他

（１）共管金融機関に対する取扱い

共管金融機関に対する検査権限を有する他の省庁、都道府県の検査実施部門、預金保険機構及び証券取引等監視委員会（以下「他省庁等」という。）と同時に検査を実施する際には、本基本手続の趣旨を踏まえつつ、他省庁等と協議の上、別途の対応が可能である。

（２）証券取引等監視委員会との連携

被検査金融機関が、複数の業態の金融機関を含む金融関連グループに属し

ている場合等においては、これらグループ全体の統合的なリスク管理の状況を的確かつ効率的に検証する観点等から、証券取引等監視委員会との間で、同時検査の実施も含め必要な連携を行う。

（３）日本銀行等との連携

立入検査等の実施に当たっては、日本銀行等が実施する考査等との間で、適切な連携の確保に十分考慮する。

（４）立入検査の実施に支障を及ぼす場合の対応

本基本手続において示した基本的な手続等は、被検査金融機関の理解と協力を前提として定められていることを十分に認識したうえで、なお適正な検査に著しく支障を及ぼす場合においては、役員等への改善を求めるなど、別途の対応が求められる。

（別紙１－２）

重要事項一覧

「立入検査の基本的手続（以下、「本基本手続」という。）」の「１．（４）①」に定める重要事項を以下のとおり定める。

１．基本的な説明事項
（１）立入検査の根拠（法令根拠、検査命令書等）
（２）立入開始日、検査官名簿、主な検証範囲（検査基準日も含む）

２．立入検査開始までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）調整する事項
（１）事前に提出を求める資料等の記載内容、提出期限、提出方法、資料作成に当たっての留意事項等
（２）円滑な立入検査を実施する観点から金融機関側に準備を要請する事項
（３）検査通知後における自然災害発生等の場合の対応
（４）被検査金融機関からの要望
（５）立入検査期間中の被検査金融機関との意思疎通の方法（本基本手続における「２．（３）（４）（５）並びに（８）の①、④」等を参照のこと）

３．立入検査における留意事項（役職員に周知を依頼する事項）
（１）本基本手続の内容
（２）検査関係情報、検査結果通知書等の内容の取扱い上の注意（本基本手続における「４．（４）」を参照のこと）
（３）立入検査状況の経営陣への的確な報告
（４）その他主任検査官が適切と判断する留意事項

４．各種制度に関する説明事項
外部監査人との意見交換（外部監査人の金融機関に対する守秘義務解除の合意に係る依頼を含む）

【策定・改正】

平成17年	８月	12日	策定	
平成18年	２月	13日	改正	（平成18年４月１日適用）
平成18年	２月	28日	改正	（平成18年４月１日適用）
平成18年	３月	31日	改正	（平成18年４月１日適用）
平成18年	４月	14日	改正	（平成18年５月１日適用）
平成18年	４月	28日	改正	（平成18年５月１日及び平成19年４月１日適用）
平成18年	５月	１日	改正	（同日適用）
平成18年	６月	２日	改正	（平成18年６月５日適用）
平成19年	２月	22日	改正	（同日及び平成19年４月１日適用）
平成19年	７月	５日	改正	（同日適用）
平成19年	８月	13日	改正	（平成19年９月30日適用）
平成19年	12月	21日	改正	（平成19年12月22日適用）
平成20年	２月	29日	改正	（平成20年３月１日適用）
平成20年	３月	26日	改正	（同日適用）
平成20年	３月	31日	改正	（同日適用）（平成20年３月26日公表）
平成20年	11月	７日	改正	（同日適用）
平成20年	12月	26日	改正	（平成21年４月１日適用）
平成21年	１月	30日	改正	（平成21年６月１日適用）
平成21年	４月	28日	改正	（同日適用）
平成21年	６月	８日	改正	（同日適用）
平成21年	７月	３日	改正	（同日適用）
平成21年	９月	24日	改正	（平成21年９月28日適用）
平成21年	12月	４日	改正	（同日適用）
平成22年	３月	４日	改正	（同日適用）
平成22年	４月	９日	改正	（平成22年４月20日及び平成24年３月31日適用）
平成22年	６月	４日	改正	（同日適用）
平成22年	６月	４日	改正	（同日、平成22年９月30日及び同年10月１日適用）
平成22年	７月	28日	改正	（同日適用）
平成22年	12月	22日	改正	（同日適用）
平成23年	６月	９日	改正	（同日適用）
平成23年	９月	６日	改正	（同日及び平成24年４月１日適用）
平成23年	11月	22日	改正	（平成23年11月24日適用）
平成24年	３月	30日	改正	（平成24年４月１日適用）
平成24年	４月	18日	改正	（同日適用）

平成24年　４月　27日　改正　（同日適用）
平成24年　６月　１日　改正　（同日適用）
平成24年　６月　29日　改正　（平成24年４月１日適用）
平成24年　７月　６日　改正　（平成24年７月９日適用）
平成24年　７月　19日　改正　（平成24年７月20日適用）
平成24年　８月　10日　改正　（同日適用）
平成24年　11月　28日　改正　（同日及び平成25年４月１日適用）
平成24年　12月　13日　改正　（平成25年４月１日及び同年７月１日適用）
平成25年　３月　25日　改正　（平成25年３月26日適用）
平成25年　３月　29日　改正　（平成25年４月１日適用）
平成25年　８月　２日　改正　（同日適用）
平成26年　２月　28日　改正　（同日適用）
平成26年　３月　18日　改正　（同日適用）
平成26年　３月　31日　改正　（平成26年４月１日適用）
平成26年　６月　４日　改正　（同日適用）
平成26年　９月　12日　改正　（同日適用）
平成26年　11月　28日　改正　（同日及び平成26年12月１日適用）
平成27年　４月　21日　改正　（平成27年４月22日適用）
平成27年　４月　30日　改正　（同日適用）
平成27年　５月　27日　改正　（同日及び平成28年５月29日適用）
平成28年　２月　１日　改正　（同日適用）
平成28年　３月　１日　改正　（同日適用）
平成28年　３月　31日　改正　（平成28年９月１日適用）
平成28年　６月　３日　改正　（同日適用）
平成28年　７月　27日　改正　（平成28年10月１日適用）
平成28年　８月　８日　改正　（平成29年４月１日適用）
平成28年　８月　12日　改正　（同日適用）
平成28年　９月　９日　改正　（同日適用）
平成29年　５月　30日　改正　（同日適用）
平成29年　９月　28日　改正　（同日適用）
平成30年　２月　６日　改正　（同日適用）
令和元年　９月　６日　改正　（同日適用）

令和元年　10月　21日　改正　（同日適用）
令和元年　12月　18日　改正　（同日適用）
令和２年　１月　24日　改正　（令和４年３月31日適用）
令和２年　２月　６日　改正　（同日適用）
令和２年　３月　４日　改正　（同日適用）
令和２年　４月　３日　改正　（令和２年５月１日適用）
令和２年　４月　24日　改正　（同日適用）
令和２年　５月　27日　改正　（同日適用）
令和２年　９月　30日　改正　（同日適用）
令和２年　12月　18日　改正　（同日適用）
令和２年　12月　23日　改正　（同日及び令和３年４月１日適用）
令和３年　１月　15日　改正　（同日適用）
令和３年　１月　21日　改正　（同日適用）
令和３年　２月　３日　改正　（令和３年３月１日適用）
令和３年　６月　30日　改正　（令和３年10月１日適用）
令和３年　７月　５日　改正　（同日適用）
令和３年　８月　17日　改正　（同日適用）
令和３年　８月　27日　改正　（同日適用）
令和３年　11月　10日　改正　（令和３年11月22日適用）
令和３年　12月　28日　改正　（同日適用）
令和４年　３月　24日　改正　（令和４年４月１日適用）
令和４年　３月　31日　改正　（同日適用）
令和４年　７月　４日　改正　（同日適用）
令和４年　11月　18日　改正　（同日適用）
令和４年　12月　９日　改正　（同日適用）
令和５年　３月　22日　改正　（同日適用）
令和５年　３月　31日　改正　（同日適用）
令和５年　４月　１日　改正　（同日適用）
令和５年　６月　１日　改正　（同日適用）
令和６年　１月　31日　改正　（令和６年２月１日適用）
令和６年　２月　15日　改正　（同日適用）
令和６年　３月　29日　改正　（令和６年４月１日適用）

令和６年　５月　17日　改正　　（同日及び令和６年５月18日適用）
令和６年　７月　10日　改正　　（同日適用）
令和６年　10月　４日　改正　　（同日適用）
令和６年　10月　30日　改正　　（令和６年11月１日適用）
令和６年　12月　２日　改正　　（同日適用）
令和７年　３月　７日　改正　　（同日適用）
令和７年　４月　１日　改正　　（同日適用）
令和７年　６月　１日　改正　　（同日適用）